

令和8年度
中央最低賃金審議会 配布資料

第74回 中央最低賃金審議会(令和8年6月26日)		P 1
資 料 No. 1 中央最低賃金審議会委員名簿		P 3
資 料 No. 2 中央最低賃金審議会運営規程		P 5
資 料 No. 3 令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について(諮問)(写)		P 7
資 料 No. 4 目安に関する小委員会委員名簿(案)		P 9
第1回 目安に関する小委員会(令和8年6月26日)		P 11
資 料 No. 1 令和7年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会提出資料の訂正について		P 13
資 料 No. 2 主要統計資料		P 19
I 全国統計資料編		P 23
II 都道府県統計資料編		P 56
III 業務統計資料編		P 72
資 料 No. 3 足下の経済状況等に関する補足資料		P 81
資 料 No. 4 今後の予定(案)		P183
参考資料 No.1 最低賃金に関する調査研究について		P185
第2回 目安に関する小委員会(令和8年7月10日)		P211
資 料 No. 1 令和7年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会提出資料の訂正について		P213
資 料 No. 2 令和8年賃金改定状況調査結果		P217
資 料 No. 3 生活保護と最低賃金		P229
資 料 No. 4 地域別最低賃金額、未満率及び影響率		P233
資 料 No. 5 賃金分布に関する資料		P237
5-1 時間当たり賃金分布(一般労働者・短時間労働者計)		P238
5-2 時間当たり賃金分布(一般労働者)		P251
5-3 時間当たり賃金分布(短時間労働者)		P264
資 料 No. 6 最新の経済指標の動向		P277
参考資料 No.1 委員からの追加要望資料		P327
参考資料 No.2 足下の経済状況等に関する補足資料(更新部分のみ抜粋)		P355
参考資料 No.3 主要統計資料(更新部分のみ抜粋)		P391
参考資料 No.4 仁平委員提出資料		P413
第3回 目安に関する小委員会(令和8年7月17日)		P463
参考資料 No.1 委員からの追加要望資料		P465
参考資料 No.2 足下の経済状況等に関する補足資料(更新部分のみ抜粋)		P473
参考資料 No.3 主要統計資料(更新部分のみ抜粋)		P477
第4回 目安に関する小委員会(令和8年7月23日)		P481
参考資料 No.1 日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針2026等について		P483
第5回 目安に関する小委員会(令和8年7月27日)		P495
参考資料 No.1 委員からの追加要望資料(更新部分のみ抜粋)		P497
参考資料 No.2 足下の経済状況等に関する補足資料(更新部分のみ抜粋)		P501
参考資料 No.3 主要統計資料(更新部分のみ抜粋)		P509
第6回 目安に関する小委員会(令和8年7月28日)		P517

令和 8 年 6 月 26 日（金）11:30～
於 厚生労働省専用 22-24 会議室（18 階）

第 74 回中央最低賃金審議会

< 議 事 次 第 >

- 1 令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について（諮問）
- 2 その他

< 資 料 一 覧 >

- 資料 No. 1 中央最低賃金審議会委員名簿
資料 No. 2 中央最低賃金審議会運営規程
資料 No. 3 令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について（諮問）（写）
資料 No. 4 目安に関する小委員会委員名簿（案）

以上

令和8年6月1日

中央最低賃金審議会委員名簿

(公益委員)

戎 野 淑 子	立正大学経済学部教授
権 丈 英 子	亜細亜大学経済学部長・教授
小 西 康 之	明治大学法学部教授
首 藤 若 菜	立教大学経済学部教授
藤 村 博 之	独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長
松 浦 民 恵	法政大学キャリアデザイン学部教授

(労働者側委員)

伊 藤 彰 英	日本基幹産業労働組合連合会企画調査部部長
熊 谷 芙美子	全日本自動車産業労働組合総連合会労働政策局部長
柴 田 美千子	U Aゼンセン労働条件局部長
仁 平 章	日本労働組合総連合会総合政策推進局長
平 野 覚	J A M労働・調査グループ長
水 崎 恵 一	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会中央執行委員

(使用者側委員)

志 賀 律 子	株式会社麻布タマヤ代表取締役
進 藤 創	日本商工会議所産業政策第二部部長
田 上 雄 一	全国中小企業団体中央会労働政策部長
土 井 和 雄	全国商工会連合会中小企業問題研究所長
新 田 秀 司	一般社団法人日本経済団体連合会労働政策本部長
堀 内 麻祐子	株式会社センショー代表取締役

(注) 掲載順は、五十音順である。

中央最低賃金審議会運営規程

第一条 中央最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及び最低賃金審議会令（昭和三十四年政令第百六十三号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、厚生労働大臣、六人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各一人以上を含む三人以上の委員から開催の請求があつたとき、会長が招集する。

2 前項の規定により厚生労働大臣又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の一週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも三日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、厚生労働大臣に通知するものとする。

第三条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等設けることができる。

第四条 委員は、会長が必要があるとき、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）を利用して同じ（以下「テレビ会議システム」という。）を利用する方法によつて会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第五条第二項及び第三項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によつて会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によつて長期間不在となる場合は、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

第五条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があるとき、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第六条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第七条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 前二項の規定は、小委員会等について準用する。

第八条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度厚生労働大臣に送付するものとする。

第九条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

第十条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

この**附則**は、平成十二年一月三十一日から施行する。

この**規程**は、令和三年五月二十一日から施行する。

⑦

厚生労働省発基 0626 第 1 号
令和 8 年 6 月 26 日

中央最低賃金審議会

厚生労働大臣 上野 賢一郎

令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について、貴会の調査審議を求める。

目安に関する小委員会委員名簿（案）

（公益委員）

戎 野 淑 子

小 西 康 之

首 藤 若 菜

藤 村 博 之

（労働者側委員）

伊 藤 彰 英

柴 田 美千子

仁 平 章

水 崎 恵 一

（使用者側委員）

進 藤 創

田 上 雄 一

土 井 和 雄

新 田 秀 司

（注）名簿は五十音順である。

令和 8 年 6 月 26 日（金）
中央最低賃金審議会終了後
於 厚生労働省専用 22-24 会議室（18 階）

第 1 回目安に関する小委員会

< 議 事 次 第 >

令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について

< 資 料 一 覧 >

資料 No. 1 令和 7 年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会提出資料の訂正について

資料 No. 2 主要統計資料

資料 No. 3 足下の経済状況等に関する補足資料

資料 No. 4 今後の予定（案）

参考資料 No. 1 最低賃金に関する調査研究

以上

令和7年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会提出資料の訂正について

令和7年7月11日第1回目安に関する小委員会に提出しました「資料 No. 4 足下の経済状況等に関する補足資料」及び令和7年8月4日第7回目安に関する小委員会に提出しました「参考資料 No. 1 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）」について、資料に誤りがあることが判明しましたので下記のとおり訂正いたします。

誤りのあった資料は、「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（令和7年8月4日）」の参考資料としても使用されておりましたので、併せて訂正させていただきます。

中央最低賃金審議会の審議資料を訂正することとなりましたことを深くお詫び申し上げます。

記

訂正内容等は以下のとおりです。詳細は別紙をご参照ください。

（訂正内容）

「雇用保険 適用事業所数（前年同月比）」のグラフにおいて、Aランク、Bランク、Cランク別のデータに誤りがあったため、再計算し、訂正しました。なお、全国計のデータには誤りはありませんでした。

（誤りの原因）

「雇用保険事業統計」における都道府県別の適用事業所数を最低賃金における目安のランク別に集計する際、誤りがあったため、Aランク、Bランク、Cランク別の前年同月比に誤りが生じたものです。

（再発防止策）

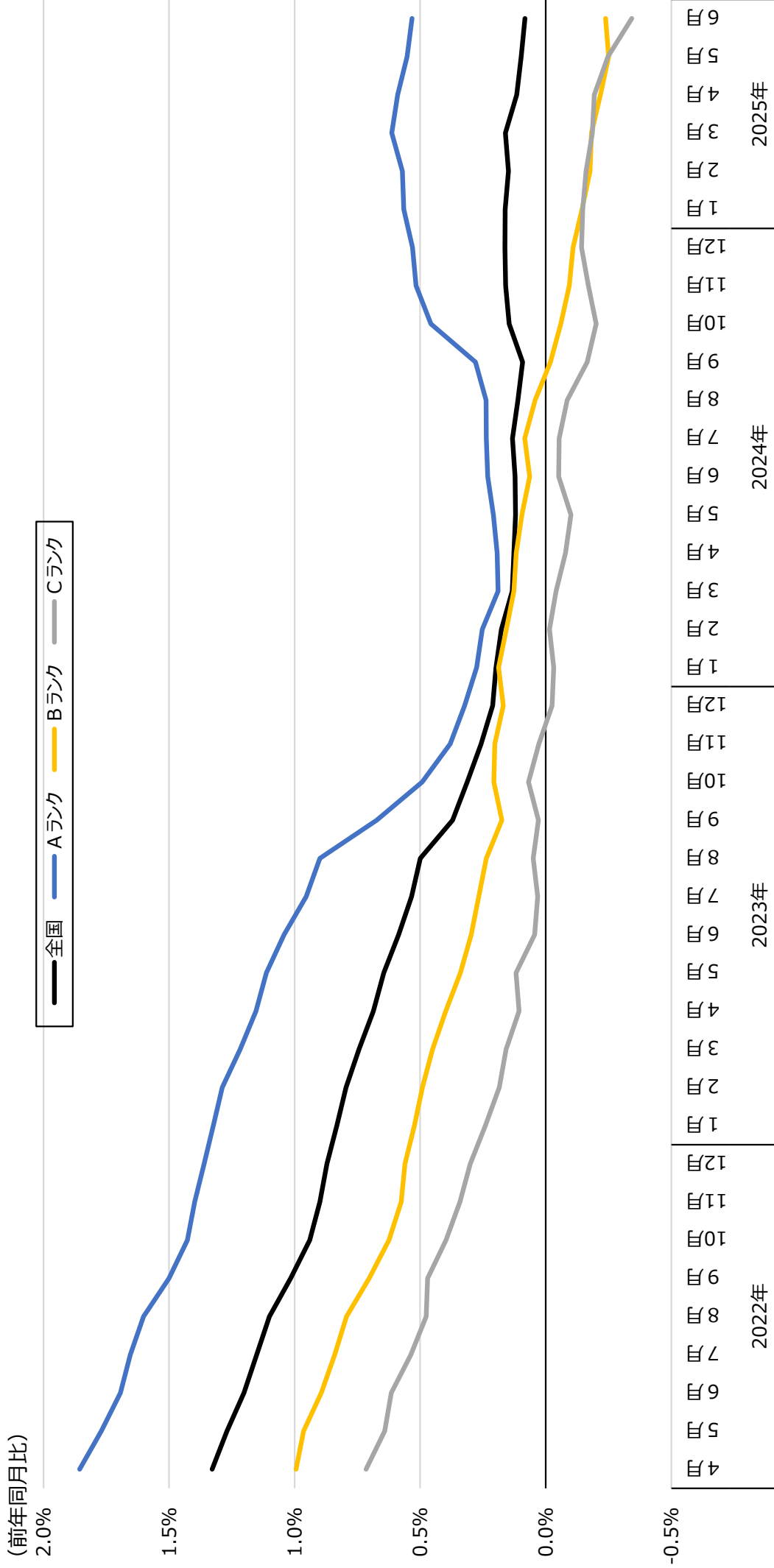
令和8年度以降、都道府県別のデータをランク別に集計する際は、各ランクの合計が全国計と一致していることや、各都道府県のランク別の振り分けが正しく行われていることの確認を徹底するよう、作業手順を見直します。

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

令和7年8月4日第7回目安に関する小委員会
「参考資料No.1 足下の経済状況等に関する補足資料（更
新部分のみ抜粋）」
及び 「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告
（令和7年8月4日）」参考資料

別紙

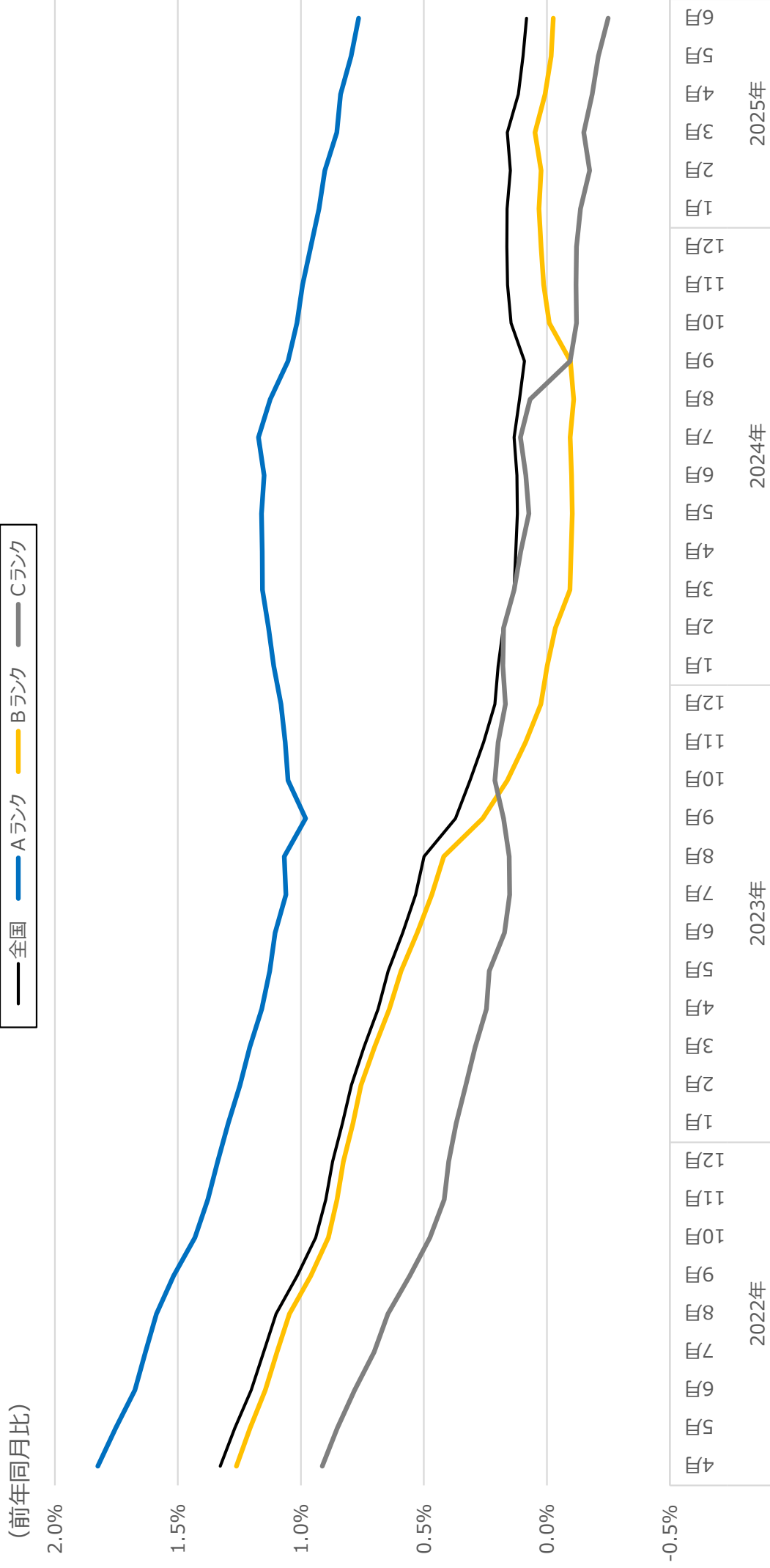
○ 適用事業所数の増加率は縮小の傾向にあったが、2024年以降は横ばいの傾向にある。



雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

令和7年8月4日第7回目安に関する小委員会
「参考資料No.1 足下の経済状況等に関する補足資料（更
新部分のみ抜粋）」
及び 「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告
（令和7年8月4日）」参考資料

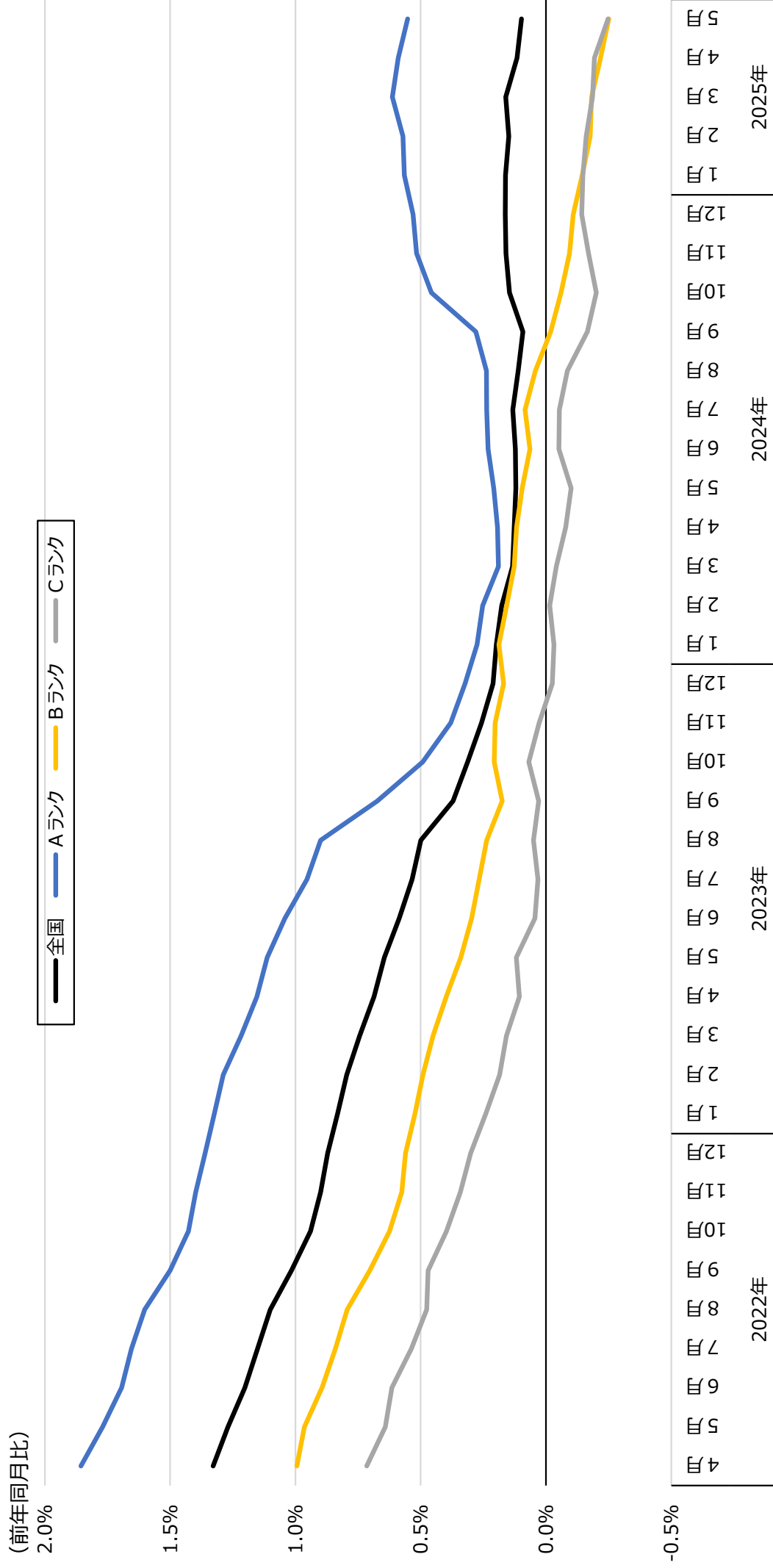
○ 適用事業所数の増加率は縮小の傾向にあったが、2024年以降は横ばいの傾向にある。



雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

令和7年7月11日第1回目安に関する小委員会
「資料No.4足下の経済状況等に関する補足資料」

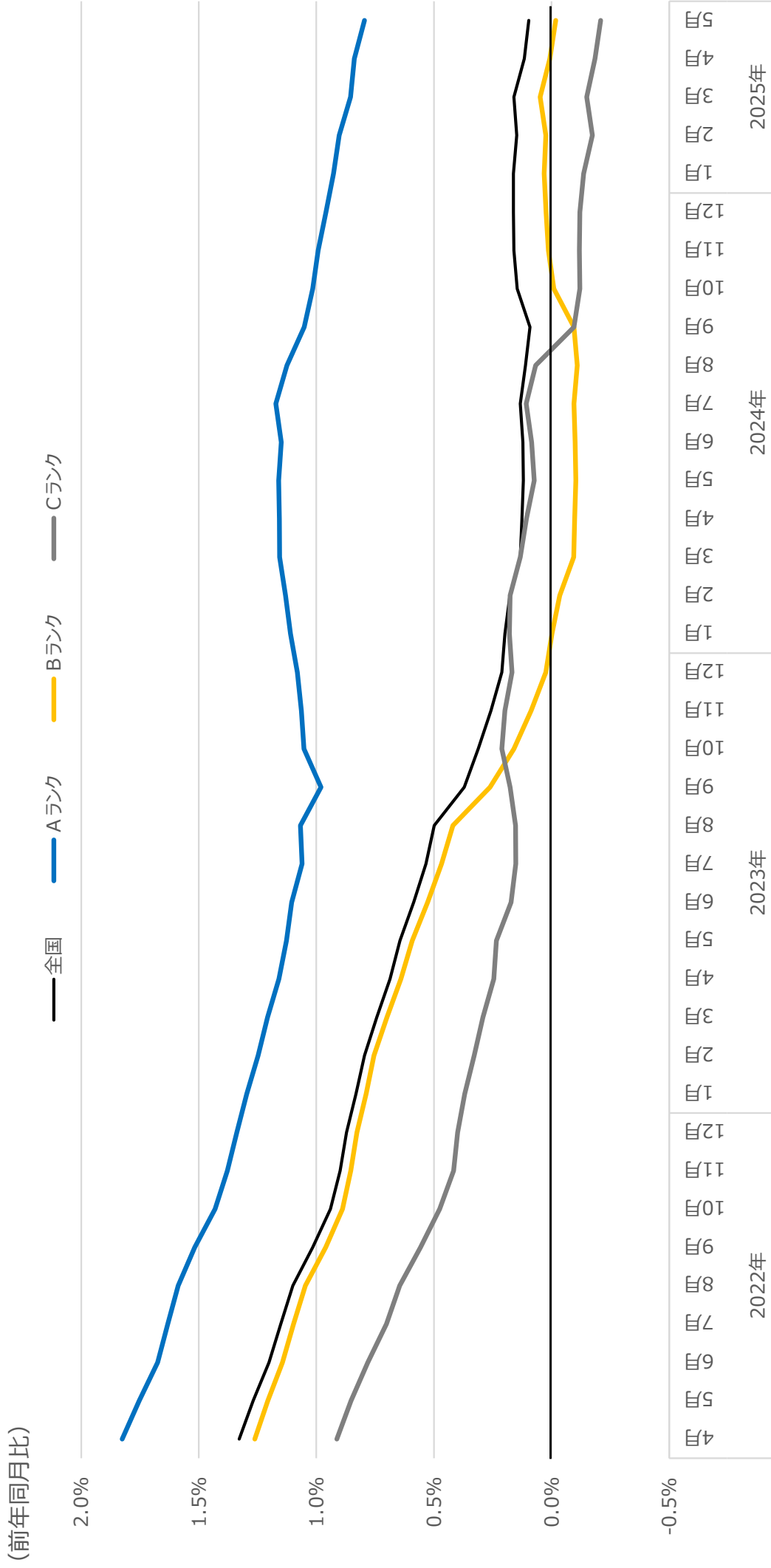
○ 適用事業所数の増加率は縮小の傾向にあったが、2024年以降は横ばいの傾向にある。



雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

令和7年7月11日第1回目安に関する小委員会
「資料No.4足下の経済状況等に関する補足資料」

○ 適用事業所数の増加率は縮小の傾向にあったが、2024年以降は横ばいの傾向にある。





主要統計資料

資料標題

I 全国統計資料編

- 1 主要指標の推移 (暦年・四半期・月)
 - (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率 …… 1
 - (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金 (現金給与総額) 指数 …… 2
- 2 有効求人倍率、完全失業率の推移
 - (1) 有効求人倍率の推移 (全国・ランク別、暦年・月) …… 3
 - (2) 性・年齢別完全失業率の推移 (全国、暦年・月) …… 4
- 3 賃金・労働時間の推移
 - (1) 賃金
 - イ 賃金 (現金給与総額・定期給与額) 増減率の推移 (規模別 (30人以上・5～29人)、暦年・月) …… 5
 - ロ パートタイム労働者比率の推移 (規模別 (30人以上・5～29人)、暦年・月) …… 6
 - ハ 初任給額、上昇額等の推移 (年度、学歴別) …… 7
 - (2) 賃金・労働時間
 - イ 賃金・労働時間指数の推移① [事業所規模30人以上] (暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与) …… 8
 - 賃金・労働時間指数の推移② [事業所規模5～29人] (暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与) …… 9
 - ロ 一般労働者の賃金・労働時間の推移 (暦年、規模別 (10人以上・10～99人・5～9人)・所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与) …… 10
 - ハ 月間労働時間の動き (暦年・月、所定内労働時間・所定外労働時間 (規模別 (30人以上・5～29人))) …… 11
- 4 春季賃上げ妥結状況等
 - (1) 春季賃上げ妥結状況 (2026年) 等 (連合 (規模別、方式別)、経団連 (大手・中小別)、日商) …… 12
 - (2) 賃上げ額・率の推移
 - イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移 (暦年、賃金の改定額・改定率)
 - ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合 (2025年)
- 5 夏季賞与・一時金妥結状況 (連合、経団連) …… 14
- 6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移 (全国・ランク別、暦年・月) …… 15
- 7 1月あたりの消費支出額の推移 (暦年) …… 16

8	地域別最低賃金額（時間額）、未満率及び影響率の推移	・・・17
9	賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率	・・・18
10	地域別最低賃金と賃金水準との関係	
	(1) 一般労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・19
	(2) 短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・20
	(3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計、事業所規模5人以上）	・・・21
11	企業の業況判断及び収益	
	(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益	
	イ 業況判断（D I）（企業規模別、四半期）	・・・22
	ロ 経常利益増減（企業規模別、年度）	・・・23
	ハ 売上高経常利益率（企業規模別、年度）	・・・23
	(2) 法人企業統計による企業収益①（資本金規模別、年度）	・・・26
	法人企業統計による企業収益②（資本金規模別、四半期）	・・・27
	(3) 中小企業景況調査による業況判断（D I）（産業別、四半期）	・・・28
12	労働生産性	
	(1) 法人企業統計でみた労働生産性の推移（年度）	・・・30
	(2) 就業1時間当たり名目労働生産性の推移（暦年）	・・・32
Ⅱ 都道府県統計資料編		
1	各種関連指標（ランク別・都道府県別、1人当たり県民所得・標準生計費・新規学卒者（高卒）の所定内給与額）	・・・33
2	有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・34
3	失業率の推移（ランク別・都道府県別、暦年・四半期）	・・・35
4	賃金・労働時間の実情と推移	
	(1) 賃金	
	イ 定期給与の推移〔事業所規模5人以上〕（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・36
	ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額	・・・37

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額	・・・38
(2) 労働時間	
常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移〔調査産業計、事業所規模5人以上〕	・・・39
(ランク別・都道府県別、総実労働時間・所定外労働時間別(暦年))	
5 消費者物価指数等の推移	
(1) 消費者物価対前年上昇率の推移(ランク別・都道府県別、暦年・月)	・・・40
(2) 消費者物価地域差指数の推移①(ランク別・都道府県庁所在都市別、暦年)	・・・41
消費者物価地域差指数の推移②(ランク別・都道府県下全域、暦年)	・・・42
6 消費支出額の推移	
(1) 1月あたりの消費支出額の推移(総世帯、暦年)	・・・43
(2) 1月あたりの消費支出額の推移(総世帯のうち勤労者世帯、暦年)	・・・44
7 労働者数等の推移	
(1) 常用労働者数〔事業所規模5人以上〕(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・45
(2) 雇用保険の被保険者数(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・46
(3) 就業者数(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・47

Ⅲ 業務統計資料編

1 地域別最低賃金改定状況	
(1) 2025年度 地域別最低賃金の審議・決定状況	・・・48
(ランク区分・都道府県別、前年度決定金額・改正最低賃金額(引上げ額・率)・採決状況等)	
(2) 目安と改定額との関係の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・49
(3) 効力発生年月日の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・50
(4) 加重平均額と引上げ率の推移(全国・ランク別、年度)	・・・51
(5) 最高額と最低額及び格差の推移(最高額・最低額・格差、年度)	・・・52
(6) 地域別最低賃金引上げ率の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・53
2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果	
(1) 監督指導結果の推移(全国計、暦年、法違反の状況等)	・・・54
(2) 業種別法違反の状況(2026年1月～3月、全国計)	・・・55

I 全国統計資料編

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP (国内総生産)				鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全 失業率
	名目 (億円)	前期比 (%)	年率換算 (%)	実質 (億円)	前期比 (%)	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	指数 (2020年=100)	実数 (件)	前期比 (%)	実数 (万人)	前年差 (万人)	
2016 年	5,559,706	1.3	-	5,668,728	0.7	110.5	0.0	114.7	8,446	△ 1.6	208	△ 14	3.1
2017 年	5,651,190	1.6	-	5,760,757	1.6	114.0	3.1	119.2	8,405	3.9	190	△ 18	2.8
2018 年	5,691,535	0.7	-	5,808,810	0.8	114.6	1.1	119.3	8,235	0.8	167	△ 23	2.4
2019 年	5,718,380	0.5	-	5,790,890	△ 0.3	111.6	△ 2.6	114.8	8,383	△ 3.8	162	△ 5	2.4
2020 年	5,540,744	△ 3.1	-	5,542,850	△ 4.3	100.0	△ 10.4	100.0	7,773	△ 12.9	192	30	2.8
2021 年	5,735,688	3.5	-	5,740,408	3.6	105.4	5.4	108.5	6,030	8.5	195	3	2.8
2022 年	5,849,006	2.0	-	5,816,850	1.3	105.3	△ 0.1	108.1	6,428	△ 0.4	179	△ 16	2.6
2023 年	6,160,330	5.3	-	5,858,777	0.7	103.9	△ 1.3	107.0	8,690	△ 1.0	178	△ 1	2.6
2024 年	6,347,513	3.0	-	5,848,908	△ 0.2	101.2	△ 2.6	101.4	10,006	△ 5.2	176	△ 2	2.5
2025 年	6,634,656	4.5	-	5,910,815	1.1	100.9	△ 0.3	102.5	10,300	1.1	176	0	2.5
2025 年 1～3月 4～6月	6,523,168 6,645,612	0.9 1.9	3.5 7.7	5,913,440 5,929,433	0.5 0.3	101.8 101.3	0.0 △ 0.5	102.3 102.7	2,457 2,533	0.9 0.4	169 182	△ 6 △ 7	2.4 2.6
7～9月 10～12月	6,655,837 6,714,693	0.2 0.9	0.6 3.6	5,894,598 5,905,458	△ 0.6 0.2	100.2 100.5	△ 1.1 0.3	102.2 103.1	2,639 2,671	△ 0.5 0.9	178 173	△ 1 10	2.5 2.5
2026 年 1～3月	6,756,105	0.6	2.5	5,932,188	0.5	103.0	2.5	104.6	2,662	1.5	185	16	2.7
2026 年 1月	-	-	-	-	-	104.5	4.3	105.1	887	2.9	191	6	2.7
2月	-	-	-	-	-	102.4	△ 2.0	105.0	851	△ 0.1	185	△ 6	2.6
3月	-	-	-	-	-	102.0	△ 0.4	103.7	924	△ 1.2	186	1	2.7
4月	-	-	-	-	-	102.5	0.5	102.9	883	△ 0.8	179	△ 7	2.5
5月	-	-	-	-	-	-	-	-	780	△ 9.0	-	-	-
資料出所	内閣府「国民経済計算」				経済産業省「鉱工業指数」		東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」				

(注) 1 斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期（月、四半期）比（差）であり、そのほかの数値は原数値である。

2 GDPの四半期の額は年率である。実質の実額は2020暦年連鎖価格である。

3 2017年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数であり、稼働率指数接続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。
また、2018年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数の前年比は公表当時における指数値から計算されたものであり、接続指数で計算した前年比とは必ずしも一致しない。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合)		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率					
	新規	有効	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	調査産業計					
							名目指数 (2020年=100)	前期比 (%)	実質指数 (2020年=100)	前期比 (%)	パート 比率	パート 比率
2016 年	(倍) 2.04	(倍) 1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	(%) 14.15
2017 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	13.32
2018 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	12.74
2019 年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	13.37
2020 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	13.35
2021 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	13.45
2022 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	13.57
2023 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.9	4.4	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	32.24	13.47
2024 年	2.25	1.25	110.0	3.2	122.8	2.4	109.2	2.8	99.3	△ 0.3	30.86	12.95
2025 年	2.20	1.22	114.0	3.7	126.7	3.2	111.7	2.3	98.0	△ 1.3	31.31	13.00
2025 年 1～3月	2.29	1.25	113.0	1.0	125.8	1.0	107.2	0.0	94.8	△ 1.3	31.53	13.19
4～6月	2.21	1.23	113.7	0.6	126.5	0.6	108.7	1.4	95.6	0.8	31.11	12.99
7～9月	2.16	1.21	114.1	0.3	126.7	0.2	109.1	0.4	95.5	△ 0.1	31.20	12.86
10～12月	2.14	1.19	115.3	1.0	127.9	0.9	109.5	0.4	95.2	△ 0.3	31.40	12.96
2026 年 1～3月	2.12	1.19	114.8	△ 0.4	128.9	0.8	110.4	0.8	96.1	0.9	31.84	12.75
2026 年 1月	2.11	1.18	115.1	△ 0.1	128.5	0.3	109.3	△ 0.7	95.1	△ 0.6	31.83	12.68
2月	2.10	1.19	114.3	△ 0.7	128.5	0.0	111.2	1.7	97.0	2.0	31.86	12.84
3月	2.15	1.18	114.9	0.5	129.7	0.9	110.7	△ 0.4	96.2	△ 0.8	31.82	12.73
4月	2.11	1.18	115.3	0.3	133.3	2.8	111.4	0.6	96.7	0.5	31.16	12.59
5月			115.9	0.5	134.5	0.9						
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」					

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。

2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。四半期の季節調整値は労働基準局賃金課において月数値を平均して算出している。

2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。実質指数は消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で実質化。

3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

4 国内企業物価指数の2026年5月分の数値は速報値である。同指数の2020年以前の暦年値の前年比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

2 有効求人倍率、完全失業率の推移

(1) 有効求人倍率の推移

(単位：倍)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年			
											1月	2月	3月	4月
全国	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.25	1.22	1.18	1.19	1.18	1.18
Aランク	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.12	1.09	1.09	1.08	1.08
Bランク	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.38	1.32	1.29	1.25	1.25	1.25	1.25
Cランク	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.40	1.33	1.27	1.23	1.23	1.22	1.23

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
- 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
- 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
- 4 各ランクは、2023年度からの適用区分である
- 5 各月の数値は季節調整値である。

(2) 性・年齢別完全失業率の推移

(単位：％)

	男女計							男性							女性						
	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上
2016年	3.1	5.1	4.3	2.9	2.5	2.9	1.9	3.3	5.7	4.4	2.9	2.6	3.4	2.5	2.8	4.5	4.1	2.9	2.4	2.3	1.3
2017年	2.8	4.6	3.7	2.6	2.4	2.7	1.8	3.0	4.7	3.8	2.6	2.4	3.0	2.2	2.7	4.5	3.5	2.6	2.3	2.2	1.2
2018年	2.4	3.6	3.4	2.2	2.0	2.3	1.5	2.6	4.1	3.4	2.3	2.1	2.5	2.1	2.2	3.1	3.3	2.2	2.0	2.0	0.8
2019年	2.4	3.8	3.2	2.2	2.0	2.1	1.5	2.5	3.9	3.5	2.1	2.0	2.4	2.0	2.2	3.7	2.9	2.1	1.9	1.9	0.8
2020年	2.8	4.6	3.9	2.5	2.3	2.6	1.7	3.0	5.0	4.1	2.7	2.4	2.9	2.4	2.5	4.2	3.7	2.3	2.3	2.1	1.1
2021年	2.8	4.6	3.8	2.5	2.4	2.7	1.8	3.1	5.1	4.2	2.5	2.4	3.1	2.4	2.5	4.2	3.3	2.3	2.3	2.5	1.1
2022年	2.6	4.4	3.6	2.4	2.1	2.5	1.6	2.8	4.9	3.8	2.4	2.2	2.7	2.0	2.4	3.5	3.2	2.3	2.0	2.2	1.1
2023年	2.6	4.1	3.6	2.4	2.0	2.5	1.7	2.8	4.4	3.8	2.3	2.0	2.8	2.4	2.3	3.8	3.4	2.2	2.0	2.1	1.0
2024年	2.5	4.0	3.4	2.3	2.1	2.5	1.7	2.7	4.0	3.5	2.4	2.0	2.6	2.2	2.4	3.7	3.5	2.2	2.0	2.2	1.0
2025年	2.5	3.8	3.3	2.3	2.0	2.6	1.9	2.7	4.0	3.5	2.4	2.0	2.7	2.3	2.3	3.7	3.1	2.2	1.9	2.3	1.2
2026年	2.7	4.3	3.3	2.5	2.2	2.9	1.9	2.9	5.2	3.4	2.5	2.5	3.1	...	2.5	3.5	3.5	2.4	1.8	2.9	...
2月	2.6	3.8	3.3	2.5	2.3	2.6	1.9	2.8	4.2	3.2	2.9	2.4	2.8	...	2.4	3.4	3.5	2.1	2.1	2.4	...
3月	2.7	3.8	3.7	2.5	2.2	2.5	1.8	2.9	3.8	4.2	2.8	2.5	2.7	...	2.4	3.9	3.2	2.1	1.8	2.3	...
4月	2.5	3.6	3.2	2.5	2.0	2.7	1.8	2.7	4.1	3.0	2.6	2.2	3.0	...	2.3	3.2	3.4	2.3	1.9	2.4	...

資料出所 総務省「労働力調査」

(注) 1 月次の数値は季節調整値。

2 男女別の65歳以上の季節調整値は公表されていない。

3 賃金・労働時間の推移

(1) 賃金

イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

(単位：％)

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年			
									1月	2月	3月	4月
現金給与総額	30人以上	1.2	△ 0.2	△ 1.7	1.0	3.1	1.8	2.6	2.8	4.2	3.6	4.1
	500人以上	4.0	△ 1.1	△ 1.5	1.3	2.9	0.6	2.8	3.6	4.6	4.9	3.1
	100～499人	2.4	0.1	△ 2.7	0.3	4.3	2.3	1.2	2.1	3.9	1.2	4.1
	30～99人	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	0.5	3.1	1.6	2.9	2.4	3.5	4.4	4.5
	5～29人	△ 0.7	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	0.5	2.1	2.0	2.2	2.2	2.8
定期給与額	30人以上	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	1.2 (0.8)	2.4 (2.0)	1.6 (1.8)	2.2 (2.3)	3.3 (3.2)	3.8 (3.8)	4.1 (3.9)	4.0 (3.7)
	500人以上	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	1.7 (1.1)	1.5 (1.4)	0.9 (1.0)	2.4 (2.5)	3.7 (3.7)	4.5 (4.7)	4.6 (4.6)	4.0 (3.9)
	100～499人	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	0.7 (0.2)	3.4 (2.7)	1.9 (2.3)	1.4 (1.6)	2.1 (2.0)	2.6 (2.4)	2.6 (2.4)	3.2 (3.1)
	30～99人	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	0.9 (0.8)	3.1 (3.0)	1.3 (1.1)	2.1 (2.1)	3.5 (3.4)	4.1 (4.0)	4.4 (4.3)	4.0 (3.7)
	5～29人	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.1 (0.0)	△ 0.3 (△ 0.5)	0.5 (0.4)	1.6 (1.7)	2.6 (2.7)	2.3 (2.5)	2.4 (2.8)	2.4 (2.5)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 各年(月)の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

2 ()内の数値は所定内給与額についての増減率である。

ロ パートタイム労働者比率の推移

(単位：％)

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026年			
											1月	2月	3月	4月
30人以上	25.22	25.09	25.09	25.59	25.28	25.05	24.53	24.68	24.82	25.25	25.60	25.57	25.53	24.91
500人以上	17.06	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	14.97	15.37	15.73	15.64	15.64	15.66	15.15	14.89
100～499人	24.46	24.99	24.60	24.78	24.92	24.40	23.54	23.71	23.79	24.80	26.04	25.95	26.10	25.20
30～99人	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.31	30.56	30.83	30.51	31.01	30.86	30.84	30.86	30.40
5～29人	37.80	37.90	39.06	39.78	39.14	39.52	41.00	42.07	40.31	40.67	41.36	41.49	41.42	40.82

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

ハ 初任給額、上昇額等の推移

上段：初任給額（単位：円）、下段：上昇額・率（単位：円、％）

	高校卒						高専卒 (技術) (2026年度は 本科・技術)	短大卒 (事務) (2026年度は 2年制・事務)	大学卒 (事務・技術)			大学院 (修士) 卒	
	(事務・技術)			(現業)					一律	基幹職	差あり		
	一律	差あり		一律	差あり								
		基幹職	補助職		基幹職	補助職					基幹職		補助職
2017 年度	165,977 1,093 (0.7)	167,090 565 (0.3)	159,497 532 (0.3)	167,568 834 (0.5)	186,402 966 (0.5)	177,546 851 (0.5)	208,235 1,109 (0.5)	211,051 1,132 (0.5)	186,004 745 (0.4)	224,212 930 (0.4)			
2018 年度	168,286 1,361 (0.8)	170,104 2,618 (1.6)	161,889 2,385 (1.5)	168,085 1,386 (0.8)	187,652 1,660 (0.9)	179,334 1,493 (0.8)	208,929 1,637 (0.8)	213,500 2,171 (1.0)	188,362 1,511 (0.8)	225,362 1,707 (0.8)			
2019 年度	168,696 1,670 (1.0)	170,298 1,737 (1.0)	161,058 1,641 (1.0)	170,066 1,613 (1.0)	187,941 1,490 (0.8)	180,431 1,642 (0.9)	209,173 1,544 (0.7)	214,378 1,251 (0.6)	188,111 1,041 (0.6)	225,732 1,569 (0.7)			
2020 年度	170,663 1,681 (1.0)	174,719 1,098 (0.8)	163,383 1,160 (0.7)	171,892 1,443 (0.8)	190,068 1,597 (0.8)	182,648 1,202 (0.7)	209,561 1,408 (0.7)	214,974 1,608 (0.8)	189,037 1,231 (0.7)	225,729 1,498 (0.7)			
2021 年度	171,550 634 (0.4)	173,527 781 (0.5)	162,731 603 (0.4)	171,894 505 (0.3)	190,262 867 (0.5)	183,068 797 (0.4)	210,092 727 (0.3)	215,665 904 (0.4)	189,113 544 (0.3)	226,262 778 (0.3)			
2022 年度	174,214 1,967 (1.1)	177,922 2,050 (1.2)	167,016 2,109 (1.3)	172,803 1,871 (1.1)	192,547 1,883 (1.0)	185,158 1,669 (0.9)	212,129 1,789 (0.9)	216,397 1,375 (0.6)	190,808 1,275 (0.7)	228,266 1,817 (0.8)			
2023 年度	180,494 5,988 (3.4)	185,320 6,238 (3.5)	174,104 6,139 (3.7)	178,920 6,084 (3.5)	200,791 6,673 (3.4)	193,240 6,361 (3.4)	219,946 6,161 (2.9)	225,971 7,567 (3.5)	198,124 6,007 (3.1)	237,300 7,158 (3.1)			
2024 年度	191,455 10,490 (5.8)	197,345 8,807 (4.7)	184,337 7,884 (4.5)	190,625 10,946 (6.1)	214,621 11,111 (5.5)	203,873 10,072 (5.2)	231,127 10,544 (4.8)	241,085 13,644 (6.0)	211,616 10,757 (5.4)	250,449 12,287 (5.2)			
2025 年度	204,870 12,047 (6.2)	208,833 13,977 (7.2)	193,494 10,606 (5.8)	202,197 11,506 (6.0)	227,779 14,110 (6.6)	216,190 12,639 (6.2)	244,602 13,115 (5.7)	251,438 14,067 (5.9)	221,805 11,311 (5.4)	263,740 14,357 (5.8)			
2026 年度	217,981 12,868 (6.3)	232,940 14,277 (6.5)	214,190 12,754 (6.3)	219,485 13,536 (6.6)	245,627 12,835 (5.5)	231,975 11,336 (5.1)	266,708 13,283 (5.3)	269,707 9,919 (3.8)	237,875 10,233 (4.5)	282,645 12,614 (4.7)			

資料出所 労務行政研究所（労政時報）「決定初任給の最終結果（各年度）」

(注) 1 上段は初任給額(円)、下段左は上昇額(円)、下段右は上昇率(%)。

2 集計（回答）企業は各調査年度により異なり、上昇額・率は各調査年度において付帯的に調査した前年度の初任給額をもとに算出したものである。
このため、上昇額・率は、前年度の初任給額から計算される上昇額・率とは一致しない。また、上昇額・率が正であっても初任給額が前年度の額よりも小さくなっている箇所が一部の区分にみられる。

3 調査対象は、全国証券市場の上場企業及び上場企業に匹敵する非上場企業である。

4 2026年度は、東証プライム上場企業についての速報集計結果である。

5 2026年度は、高専卒、短大卒について、集計対象は2025年度以前と同じだが、集計対象を明確化するため、高専卒（本科・技術）、短大卒（2年制・事務）に表記を変更している。

(2) 賃金・労働時間

イ 賃金・労働時間指数の推移①[事業所規模30人以上]

	指数 (2020年＝100)				実数 (参考)		
	所定内給与 ①	所定内労働時間 ②		時間当たり 所定内給与 ①／②	所定内給与 ③	所定内労働時間 ④	時間当たり 所定内給与 ③／④
		前年比	前年比				
	(%)	(%)	(%)		(円)	(時間)	(円)
2016 年	98.6	0.6	0.0	94.1	267,210	135.8	1,968
2017 年	99.2	0.6	△ 0.1	94.7	268,736	135.7	1,980
2018 年	99.9	0.7	△ 0.6	96.0	270,694	134.9	2,007
2019 年	99.9	0.1	△ 2.1	98.0	270,847	132.0	2,052
2020 年	100.0	0.1	△ 1.7	100.0	271,025	129.6	2,091
2021 年	100.8	0.8	0.8	99.9	273,186	130.8	2,089
2022 年	102.8	2.0	0.2	101.7	278,687	131.0	2,127
2023 年	104.7	1.8	0.5	103.1	283,594	131.7	2,153
2024 年	107.2	2.7	△ 0.6	105.9	290,654	131.1	2,217
2025 年	109.7	2.3	△ 1.2	109.7	297,225	129.6	2,293
2024 年 1～3月	105.1	2.0	△ 1.1	107.1	284,691	127.1	2,240
4～6月	107.6	2.8	△ 0.6	104.3	291,658	133.8	2,180
7～9月	107.8	3.1	△ 0.7	106.9	292,274	130.6	2,238
10～12月	108.4	3.0	△ 0.2	105.6	293,922	133.1	2,208
2025 年 1～3月	107.1	1.9	△ 1.8	111.2	290,283	124.8	2,326
4～6月	110.1	2.3	△ 1.2	107.9	298,363	132.2	2,257
7～9月	110.3	2.3	△ 0.4	109.9	298,969	130.1	2,298
10～12月	111.1	2.5	△ 1.5	109.8	301,208	131.1	2,298
2026 年 1～3月	111.0	3.6	0.3	114.9	300,848	125.2	2,403

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 事業所規模30人以上、調査産業計の数値である。

2 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

3 所定内給与及び所定内労働時間の2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

4 時間当たり所定内給与の2024年の前年同期比については、労働基準局賃金課にて、2023年の所定内給与及び所定内労働時間の参考値をもとに時間当たり所定内給与の参考値を作成し、その参考値と比較することにより算出。

イ 賃金・労働時間指数の推移②[事業所規模5～29人]

		指数 (2020年=100)				実数 (参考)		
		所定内給与 ①	所定内労働時間 ②	前年比	時間当たり 所定内給与 ①/②	前年比	所定内給与 ③	時間当たり 所定内給与 ③/④
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(円)	(円)
2016 年		99.1	106.6	△ 1.0	93.0	1.4	207,447	1,609
2017 年		99.8	106.0	△ 0.6	94.2	1.3	208,956	1,630
2018 年		99.3	104.6	△ 1.3	94.9	0.7	207,902	1,645
2019 年		99.2	102.1	△ 2.4	97.2	2.4	207,780	1,682
2020 年		100.0	100.0	△ 2.0	100.0	2.9	209,379	1,732
2021 年		100.0	99.8	△ 0.2	100.2	0.2	209,351	1,736
2022 年		99.5	98.7	△ 1.1	100.8	0.6	208,367	1,745
2023 年		99.9	98.6	△ 0.1	101.3	0.5	209,202	1,754
2024 年		104.0	99.4	△ 1.2	104.6	2.4	217,877	1,813
2025 年		105.8	98.1	△ 1.3	107.8	3.1	221,582	1,868
2024 年	1～3月	102.5	96.6	△ 1.3	106.1	2.5	214,593	1,837
	4～6月	104.5	101.2	△ 1.5	103.3	2.5	218,802	1,788
	7～9月	104.4	99.1	△ 1.3	105.3	2.7	218,563	1,824
	10～12月	104.8	100.7	△ 0.7	104.1	2.4	219,489	1,804
2025 年	1～3月	103.9	94.9	△ 1.8	109.5	3.2	217,582	1,897
	4～6月	106.5	100.4	△ 0.8	106.1	2.7	223,059	1,837
	7～9月	106.1	98.2	△ 0.9	108.0	2.6	222,236	1,872
	10～12月	106.7	98.8	△ 1.9	108.0	3.7	223,400	1,871
2026 年	1～3月	106.7	93.9	△ 1.1	113.6	3.7	223,350	1,968

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 事業所規模 5～29人、調査産業計の数値である。

2 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

3 所定内給与及び所定内労働時間の2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

4 時間当たり所定内給与の2024年の前年同期比については、労働基準局賃金課にて、2023年の所定内給与及び所定内労働時間の参考値をもとに時間当たり所定内給与の参考値を作成し、その参考値と比較することにより算出。

ロ 一般労働者の賃金・労働時間の推移

	10人以上				10～99人				5～9人			
	所定内給与 ①	所定内 実労働時間 ②	時間当たり 所定内給与 ①／②		所定内給与 ③	所定内 実労働時間 ④	時間当たり 所定内給与 ③／④		所定内給与 ⑤	所定内 実労働時間 ⑥	時間当たり 所定内給与 ⑤／⑥	
			前年比				前年比				前年比	
2016年	304.0	164	1,854	0.0	266.4	171	1,558	1.3	260.5	173	1,506	0.0
2017年	304.3	165	1,844	△0.5	269.0	171	1,573	1.0	262.6	172	1,527	1.4
2018年	306.2	164	1,867	1.2	268.3	171	1,569	△0.3	268.6	171	1,571	2.9
2019年	307.7	160	1,923	3.0	273.2	168	1,626	3.6	270.6	169	1,601	1.9
2020年	307.7	165	1,865	-	278.0	170	1,635	-	282.0	171	1,649	-
2021年	307.4	165	1,863	△0.1	279.9	169	1,656	1.3	276.1	170	1,624	△1.5
2022年	311.8	165	1,890	1.4	284.5	169	1,683	1.6	280.6	170	1,651	1.7
2023年	318.3	166	1,917	1.4	294.0	169	1,740	3.4	288.8	168	1,719	4.1
2024年	330.4	160	2,065	7.7	299.3	166	1,803	3.6	296.8	165	1,799	4.7
2025年	340.6	162	2,102	1.8	305.6	166	1,841	2.1	298.9	166	1,801	0.1

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 数値は、各年とも6月について調査したものであり、調査産業計である。

2 一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。短時間労働者とは、1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

3 前年比は、時間当たり所定内給与の対前年増減率である。

4 時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

5 賃金構造基本統計調査は、2020年調査より集計方法の見直しが行われており、2020年以降の調査結果と2019年以前の調査結果を単純比較することができない。

ハ 月間労働時間の動き

	所定内労働時間				所定外労働時間			
	30人以上		5～29人		30人以上		5～29人	
	調査産業計		調査産業計		調査産業計		調査産業計	
	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)
2016 年	135.8	0.0	128.9	△ 1.0	12.7	△ 1.7	17.5	△ 0.6
2017 年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4
2018 年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6
2019 年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4
2020 年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13.4	△ 19.8
2021 年	130.8	0.8	120.6	△ 0.2	11.6	7.4	15.3	14.7
2022 年	131.0	0.2	119.4	△ 1.1	12.2	5.2	16.0	4.3
2023 年	131.7	0.5	119.3	△ 0.1	12.1	△ 1.2	15.2	△ 5.3
2024 年	131.1	△ 0.6	120.2	△ 1.2	11.7	△ 2.6	14.6	△ 3.5
2025 年	129.6	△ 1.2	118.6	△ 1.3	11.5	△ 1.8	14.8	1.6
2026 年 1 月	124.0	0.1	110.8	△ 0.5	11.3	1.8	14.3	2.9
2 月	123.5	△ 0.5	113.9	△ 2.0	11.4	0.0	15.3	2.1
3 月	128.1	1.3	115.9	△ 0.6	12.0	1.6	15.7	4.0
4 月	134.6	1.0	121.7	△ 0.9	12.2	1.7	15.6	3.3
資料出所	厚生労働省「毎月勤労統計調査」							

(注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

2 各年(月)の前年比の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

3 2024年の対前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数(又は上表の実数)から算出した場合と一致しない。

4 春季賃上げ妥結状況等

(1) 春季賃上げ妥結状況（2026年）等

連合 第6回回答集計結果（2026年6月4日）

	平均賃金方式 (加重平均)		個別賃金方式（組合数による単純平均） 35歳	
	455組合 17,715円（17,613円） 5.14%（5.42%）	17組合 57,706人 13,805円（12,938円） 4.08%（3.92%）	25組合 88,526人 13,621円（12,689円） 4.35%（4.01%）	30歳
1,000人以上				
300～999人	844組合 454,300人 15,716円（15,475円） 5.15%（5.26%）	50組合 26,811人 12,637円（14,025円） 4.00%（4.64%）	48組合 25,880人 12,604円（13,441円） 4.57%（4.96%）	
100～299人	1,060組合 192,090人 14,353円（13,943円） 5.04%（5.07%）	77組合 13,545人 11,007円（10,203円） 3.84%（3.71%）	76組合 13,041人 10,119円（9,713円） 3.88%（3.84%）	
～99人	1,082組合 52,963人 12,608円（12,364円） 4.66%（4.73%）	86組合 4,319人 7,700円（10,001円） 2.92%（3.88%）	91組合 4,703人 7,860円（9,831円） 3.22%（4.07%）	
規模計	3,441組合 2,513,240人 17,012円（16,893円） 5.12%（5.35%）	230組合 102,381人 10,332円（11,179円） 3.58%（4.01%）	240組合 132,150人 10,124円（10,705円） 3.85%（4.16%）	

(注) 1 ()内の数値は、2025年6月5日付 第6回回答集計結果。
2 平均賃金方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。
3 個別賃金方式は「純べア」、「定昇込み」等の方式があるが、表中は「純べア」方式の数値である。
4 個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者)

時給	378組合 900,351人	単純平均		加重平均
		賃上げ額	66.85円（59.67円）	
		引上げ率	5.44%（5.17%）	
月給	141組合 26,688人	平均時給	1,295.30円（1,214.87円）	1,290.28円（1,219.88円）
		賃上げ額	10,389円（9,925円）	10,755円（10,144円）
		賃上げ率	4.38%（4.30%）	4.50%（4.38%）

(注) ()内の数値は、2025年5月8日付 第5回回答集計結果。

経団連(大手企業)第1回集計(2026年5月27日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)	
主要23業種 大手248社	103社 19,964円（19,342円） 5.46%（5.38%）	

(注) 1 原則として、従業員数500人以上の企業を対象。
2 調査対象248社のうち153社（61.7%）の回答を把握したが、うち50社は平均金額不明などのため、集計より除外。
3 ()内の数値は、2025年5月22日付第1回集計結果（97社）。

経団連(中小企業)最終集計(2025年8月28日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)	
17業種 754社	366社 11,999円（10,712円） 4.35%（4.01%）	

(注) 1 原則従業員数500人未満の企業を対象。
2 381社（50.5%）から回答を把握したが、このうち15社は平均金額不明等のため、集計より除外。
3 了承、妥結を含む。

日商 中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査(2026年6月8日)

	(加重平均)	
正社員	全体 1,604社 20人以下 752社	12,036円（11,074円） 4.29%（4.03%） 9,573円（9,568円） 3.52%（3.54%）

(注) 1 前年4月と当年3月、4月の全期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い「正社員/月給支給」の従業員が対象。
2 2,260社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。
3 ()の数値は、2025年6月4日集計結果。2025年度調査は、2024年4月と2025年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い「正社員/月給支給」の従業員が対象。2026年と2025年で集計対象企業は同一ではないことに留意。

(2) 賃上げ額・率の推移

イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	賃金の改定額（円）		賃金の改定率（％）	
	加重平均	単純平均	加重平均	単純平均
2016 年	5,176	4,559	1.9	1.8
2017 年	5,627	4,920	2.0	1.9
2018 年	5,675	4,952	2.0	1.9
2019 年	5,592	5,080	2.0	1.9
2020 年	4,940	4,250	1.7	1.6
2021 年	4,694	4,087	1.6	1.5
2022 年	5,534	4,818	1.9	1.9
2023 年	9,437	7,755	3.2	3.0
2024 年	11,961	10,078	4.1	3.7
2025 年	13,601	10,818	4.4	3.7

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

- (注) 1 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの1人平均所定内賃金の各年1月から12月までの合計改定額、改定率である。
- 2 加重平均とは常用労働者数による加重平均、単純平均とは企業数による平均である。

ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合（2025年）

(単位：％)

	1人平均賃金を引き上げた・引き上げる企業	1人平均賃金を引き下げた・引き下げる企業	1人平均賃金は変わらなかった・変わらない企業	賃金の改定を実施しない企業
計	(95.3) 100.0	(1.2) 100.0	(1.0) 100.0	(2.5) 100.0
企業の業績	41.0	58.1	45.4	66.2
世間相場	8.0	-	-	-
雇用の維持	11.9	-	-	2.8
労働力の確保・定着	16.4	2.4	23.7	0.2
消費者物価の動向	3.1	-	-	-
労使関係の安定	0.6	-	-	-
親会社又は関連（グループ）会社の改定の動向	5.6	-	-	-
前年度の改定の実績	1.1	-	-	-
最低賃金	5.3	-	23.7	2.9
行政からの支援（減税・補助・助成）	0.1	-	-	2.5
専門家からの助言	0.1	-	-	-
その他の要素	0.4	-	-	-
重視した要素はない	4.7	35.0	-	24.5
不詳	1.7	4.5	7.2	0.9

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

- (注) 1 () 内は賃金の改定を実施又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める賃金の改定状況それぞれの企業割合である。
- 2 表中の - は当該集計値がないものを示す。
- 3 計には「不詳」を含む。「不詳」の数値は、100から各項目の合計を差し引いて賃金課で独自に試算。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第6 回答集計結果(2026年6 月4 日)

一時金		2026年回答		(参考) 昨年対比	2025年回答	
		集計対象組合	対象組合員数		集計対象組合	対象組合員数
夏 季	回答月数	1, 910組合	2. 53ヶ月	0. 01ヶ月	1, 908組合	2. 52ヶ月
			1, 486, 283人			1, 546, 035人
	回答額	1, 070組合	824, 717円	49, 232円	1, 102組合	775, 485円
			664, 923人			693, 618人
年 間	回答月数	2, 014組合	5. 06ヶ月	△0. 08ヶ月	2, 027組合	5. 14ヶ月
			1, 732, 061人			1, 891, 142人
	回答額	985組合	1, 774, 200円	104, 195円	865組合	1, 670, 005円
			849, 100人			762, 019人

- (注) 1 数値は組合員一人当たりの加重平均。
2 2025年回答の数値は2025年6 月5 日付 第6 回答集計結果

経団連最終集計 (2025年8 月8 日)

	2025年夏季				2024年夏季			
	社 数	妥 結 額	増 減 率		社 数	妥 結 額	増 減 率	
総 平 均	154社	974, 000円	3. 44%		156社	941, 595円	4. 23%	
製造業平均	119社	1, 029, 479円	4. 37%		120社	986, 369円	3. 55%	
非製造業平均	35社	863, 726円	3. 30%		36社	836, 150円	7. 57%	

- (注) 1 数値は組合員一人当たりの加重平均 (一部従業員平均含む)。
2 調査対象は原則として従業員500人以上、主要23業種大手247社。
3 23業種157社 (63. 6%) の妥結を把握しているが、うち3社は平均額不明等のため集計より除外。
4 増減率は当年の集計企業の前年の妥結額に対するもの (同対象比較)。
5 2024年夏季の数値は2024年8 月7 日付最終集計。
(最終集計における「増減率 (%)」は、前年公表値(最終集計) との比較により算定)

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026年				
											1月	2月	3月	4月	5月
全 国	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0	3.8	3.2	3.7	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7
Aランク	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	3.9	3.1	3.6	1.8	1.6	1.6	1.6	1.7
Bランク	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	3.7	3.2	3.6	1.5	1.2	1.5	1.4	1.6
Cランク	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	3.8	3.5	3.8	1.5	1.2	1.6	1.5	1.8

資料出所 総務省「消費者物価指数」

（注）1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、2023年度からの適用区分である

7 1月あたりの消費支出額の推移

(単位：円、人)

	単身世帯		総世帯			
	勤労者世帯		勤労者世帯			
	消費支出額	消費支出額	消費支出額	世帯人員	等価消費支出額	等価消費支出額
2016年	158,911	171,455	242,425	2.35	158,141	268,289
2017年	161,623	170,816	243,456	2.33	159,493	271,136
2018年	162,833	178,801	246,399	2.33	161,421	275,706
2019年	163,781	181,784	249,704	2.30	164,650	280,531
2020年	150,506	168,965	233,568	2.27	155,025	262,359
2021年	155,046	171,816	235,120	2.25	156,747	263,907
2022年	161,753	178,434	244,231	2.22	163,917	273,417
2023年	167,620	182,114	247,322	2.20	166,744	272,285
2024年	169,547	183,950	250,929	2.17	170,342	275,568
2025年	173,042	191,523	259,880	2.15	177,237	291,397

前年比

2016年	▲ 0.7%	▲ 3.9%	▲ 1.9%	▲ 1.3%	▲ 1.3%	▲ 3.0%	▲ 1.1%	▲ 2.5%
2017年	1.7%	▲ 0.4%	0.4%	▲ 0.9%	▲ 0.9%	1.1%	▲ 0.7%	1.4%
2018年	0.7%	4.7%	1.2%	0.0%	0.0%	1.7%	▲ 0.4%	1.9%
2019年	0.6%	1.7%	1.3%	▲ 1.3%	▲ 1.3%	1.8%	▲ 1.9%	2.7%
2020年	▲ 8.1%	▲ 7.1%	▲ 6.5%	▲ 1.3%	▲ 1.3%	▲ 6.5%	▲ 1.2%	▲ 5.9%
2021年	3.0%	1.7%	0.7%	▲ 0.9%	▲ 0.9%	0.6%	▲ 1.9%	1.6%
2022年	4.3%	3.9%	3.9%	▲ 1.3%	▲ 1.3%	3.6%	▲ 0.8%	4.0%
2023年	3.6%	2.1%	1.3%	▲ 0.9%	▲ 0.9%	▲ 0.4%	▲ 1.2%	0.2%
2024年	1.1%	1.0%	1.5%	▲ 1.4%	▲ 1.4%	1.2%	▲ 0.8%	1.6%
2025年	2.1%	4.1%	3.6%	▲ 0.9%	▲ 0.9%	5.7%	▲ 1.2%	6.4%

資料出所 総務省「家計調査」

(注) 1 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

2 「家計調査」は2018年1月から調査で使用する家計簿等の改正を行っており、その影響による変動を含むため、時系列比較をする際には注意が必要である。

8 地域別最低賃金額(時間額)、未満率及び影響率の推移

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年
地 域 別 最低賃金 (円)	823	848	874	901	902	930	961	1,004	1,055	1,121
未 満 率 (%)	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8	1.9	1.8	2.0
影 響 率 (%)	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2	21.6	23.2	27.7

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

- (注) 1 最低賃金額は、全国加重平均である。
2 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
3 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
4 事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。

9 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率

2020年に変更された集計方法に基づく特別集計値

(単位：％)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
未満率	1.3	1.3	1.3	1.8	2.0	1.9	2.3	2.4	2.2	2.2
影響率	4.3	4.8	4.8	6.1	2.5	5.9	6.9	8.1	8.8	10.8

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
2 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。
4 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（全ての産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
5 2015年～2019年の値は、時系列比較を行うため、2020年調査と同じ集計方法で集計を行ったものである。

従来の特別集計値

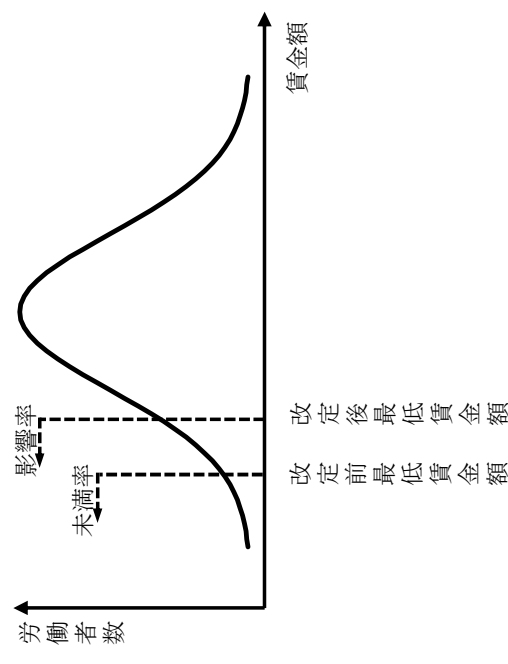
(単位：％)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
未満率	1.5	1.5	1.6	1.9	—	—	—	—	—	—
影響率	4.5	4.9	5.1	6.0	—	—	—	—	—	—

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
2 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。
4 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（一部の産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を除く。）を所定内実労働時間数で除したものである。
5 賃金構造基本統計調査では、2020年より、通勤手当、精皆勤手当、家族手当が調査事項から廃止され、なおかつ集計方法も変更されたため、従来の特別集計値と同じ集計を行うことが不可能となった。

未満率及び影響率のイメージ図



※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

10 地域別最低賃金と賃金水準との関係（一般労働者）

(1) 一般労働者(暦年、全国・産業計(企業規模10人以上・10～99人))

		地域別最低賃金 (全国加重平均額)	一般労働者（男女計）							
			産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
			時間額 ①	所定内給与 (月額) ②	所定内 実労働時間 ③	時間当たり 所定内給与 ④＝②／③	時間額比 ①／④	所定内給与 (月額) ⑤	所定内 実労働時間 ⑥	時間当たり 所定内給与 ⑦＝⑤／⑥
見直し 集計方法 の 前	2016年	823	(円) 304.0	(時間) 164	(円) 1,854	(%) 44.4	(千円) 266.4	(時間) 171	(円) 1,558	(%) 52.8
	2017年	848	304.3	165	1,844	46.0	269.0	171	1,573	53.9
	2018年	874	306.2	164	1,867	46.8	268.3	171	1,569	55.7
	2019年	901	307.7	160	1,923	46.9	273.2	168	1,626	55.4
	2016年	823	303.6	165	1,840	44.7	268.7	171	1,571	52.4
見直し 後の 集計方法	2017年	848	303.8	165	1,841	46.1	271.6	171	1,588	53.4
	2018年	874	305.3	164	1,862	46.9	270.7	171	1,583	55.2
	2019年	901	306.0	161	1,901	47.4	276.2	168	1,644	54.8
	2020年	902	307.7	165	1,865	48.4	278.0	170	1,635	55.2
	2021年	930	307.4	165	1,863	49.9	279.9	169	1,656	56.2
	2022年	961	311.8	165	1,890	50.9	284.5	169	1,683	57.1
	2023年	1,004	318.3	166	1,917	52.4	294.0	169	1,740	57.7
	2024年	1,055	330.4	160	2,065	51.1	299.3	166	1,803	58.5
	2025年	1,121	340.6	162	2,102	53.3	305.6	166	1,841	60.9

(注) 1 時間当たり所定内給与及び時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

2 賃金構造基本統計調査は、2020年調査より、復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しが行われており、2020年以降の調査結果と2019年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、2016年～2019年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

(2) 短時間労働者（暦年・全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））

		地域別最低賃金 (全国加重平均額)	短時間労働者																			
			産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人															
			時間額 ①	所定内給与 (時間額) (男女計) ②	時間額比 ①／②	所定内給与 (時間額) (女性) ③	時間額比 ①／③	所定内給与 (時間額) (男女計) ④	時間額比 ①／④	所定内給与 (時間額) (女性) ⑤	時間額比 ①／⑤											
見直し 計方法 の集	2016年	823	(円)	1,075	(円)	(%)	76.6	(%)	1,054	(円)	(%)	78.1	(円)	1,068	(円)	(%)	77.1	(円)	1,037	(円)	(%)	
	2017年	848		1,096			77.4		1,074			79.0		1,089			77.9		1,055			80.4
	2018年	874		1,128			77.5		1,105			79.1		1,117			78.2		1,082			80.8
	2019年	901		1,148			78.5		1,127			79.9		1,147			78.6		1,115			80.8
	2016年	823		1,238			66.5		1,116			73.7		1,180			69.7		1,086			75.8
見直し 後の集計方法	2017年	848		1,235			68.7		1,130			75.0		1,172			72.4		1,091			77.7
	2018年	874		1,280			68.3		1,171			74.6		1,234			70.8		1,132			77.2
	2019年	901		1,304			69.1		1,184			76.1		1,256			71.7		1,153			78.1
	2020年	902		1,412			63.9		1,321			68.3		1,378			65.5		1,306			69.1
	2021年	930		1,384			67.2		1,290			72.1		1,366			68.1		1,274			73.0
	2022年	961		1,367			70.3		1,270			75.7		1,339			71.8		1,250			76.9
	2023年	1,004		1,412			71.1		1,312			76.5		1,396			71.9		1,291			77.8
	2024年	1,055		1,476			71.5		1,387			76.1		1,424			74.1		1,358			77.7
	2025年	1,121		1,518			73.8		1,418			79.1		1,491			75.2		1,388			80.8

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- (注) 1 時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。
2 賃金構造基本統計調査は、2020年調査より、復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しが行われており、2020年以降の調査結果と2019年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、2016年～2019年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

(3) 毎月勤労統計調査（暦年・全国・産業計、事業所規模5人以上）

	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	産業計・事業所規模5人以上					
	時間額 ①	所定内給与 (月額) ②	月間出勤日数 ③	所定内 労働時間 ④	一日当たり 所定内給与 ②/③	時間当たり 所定内給与 ⑤=②/④	時間額比 ①/⑤
2016 年	(円) 823	(円) 241,519	(日) 18.6	(時間) 132.9	(円) 12,985	(円) 1,817	(%) 45.3
2017 年	848	242,646	18.5	132.4	13,116	1,833	46.3
2018 年	874	244,670	18.4	131.4	13,297	1,862	46.9
2019 年	901	244,432	18.0	128.5	13,580	1,902	47.4
2020 年	902	244,968	17.7	125.9	13,840	1,946	46.4
2021 年	930	245,709	17.7	126.4	13,882	1,944	47.8
2022 年	961	248,529	17.6	126.0	14,121	1,972	48.7
2023 年	1,004	251,257	17.6	126.3	14,276	1,989	50.5
2024 年	1,055	262,325	17.7	126.9	14,821	2,067	51.0
2025 年	1,121	267,532	17.4	125.3	15,375	2,135	52.5

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

2 一日当たり所定内給与、時間当たり所定内給与及び時間額比は労働基準局賃金課にて算出。

11 企業の業況判断及び収益

(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益

イ 業況判断 (DI)

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

	2023年			2024年			2025年			2026年3月	
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	先行き
規模計	製造業	-4	-1	0	5	4	5	8	7	7	7
	非製造業	12	14	16	18	18	19	20	21	21	21
大企業	製造業	1	5	9	12	11	13	14	12	13	14
	非製造業	20	23	27	30	34	33	34	35	34	36
中堅企業	製造業	-5	0	0	5	6	8	11	11	10	16
	非製造業	14	17	19	20	20	22	23	25	25	27
中小企業	製造業	-6	-5	-5	1	-1	-1	0	2	1	7
	非製造業	8	11	12	14	13	12	14	16	15	16

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、総務省「事業所母集団データベース」に基づき調査対象企業の選定を行っている。

調査対象企業数は、2026年3月調査の時点で、9,209社である。

	資 本 金
大企業	10 億 円 以 上
中堅企業	1億円以上10億円未満
中小企業	2千万円以上1億円未満

2 業況判断 (DI)

- (1) 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近(回答時点)の状況」および「先行き(3か月後)の状況」について、季節変動要因を除いた実勢ベースで、3つの選択肢(「1. 良い」、「2. さほど良くない」、「3. 悪い」)の中から1つを選び回答してもらう。
- (2) 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。

そして、次式によりディフュージョン・インデックス (Diffusion Index) を算出する。

DI= (第1選択肢の回答者数構成百分比)－(第3選択肢の回答者数構成百分比)

ロ 経常利益増減

(前年度比・%)

	2023年度	2024年度	2025年度 (計画)	2026年度 (計画)
規模計	製造業	9.6	5.8	-0.2
	非製造業	14.6	5.5	3.4
大企業	製造業	9.1	6.0	-1.6
	非製造業	15.5	2.4	3.1
中堅企業	製造業	10.5	4.2	9.4
	非製造業	13.3	9.0	10.5
中小企業	製造業	12.7	6.3	1.0
	非製造業	13.2	11.1	-1.9

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社当たりの平均値を出した上で、層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を前期値と比較して率を算出する。

ハ 売上高経常利益率

(%)

	2023年度	2024年度	2025年度 (計画)	2026年度 (計画)
規模計	製造業	9.10	9.32	8.77
	非製造業	6.14	6.23	6.14
大企業	製造業	11.50	11.82	11.23
	非製造業	8.71	8.59	8.58
中堅企業	製造業	5.45	5.48	5.36
	非製造業	4.46	4.66	4.83
中小企業	製造業	4.71	4.82	4.77
	非製造業	4.10	4.38	4.11

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

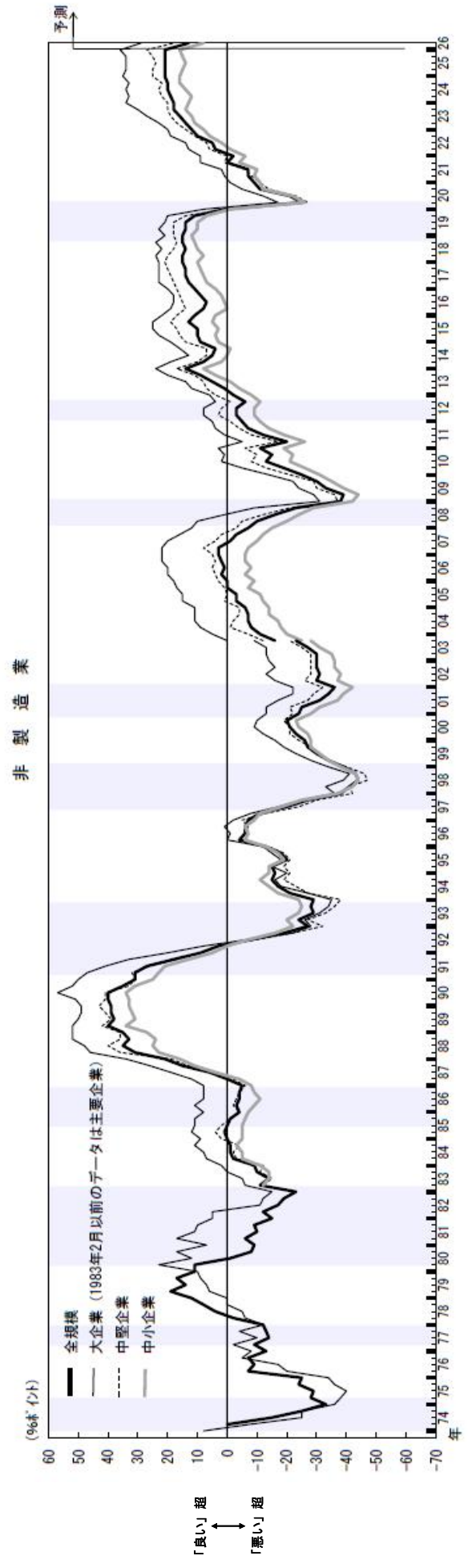
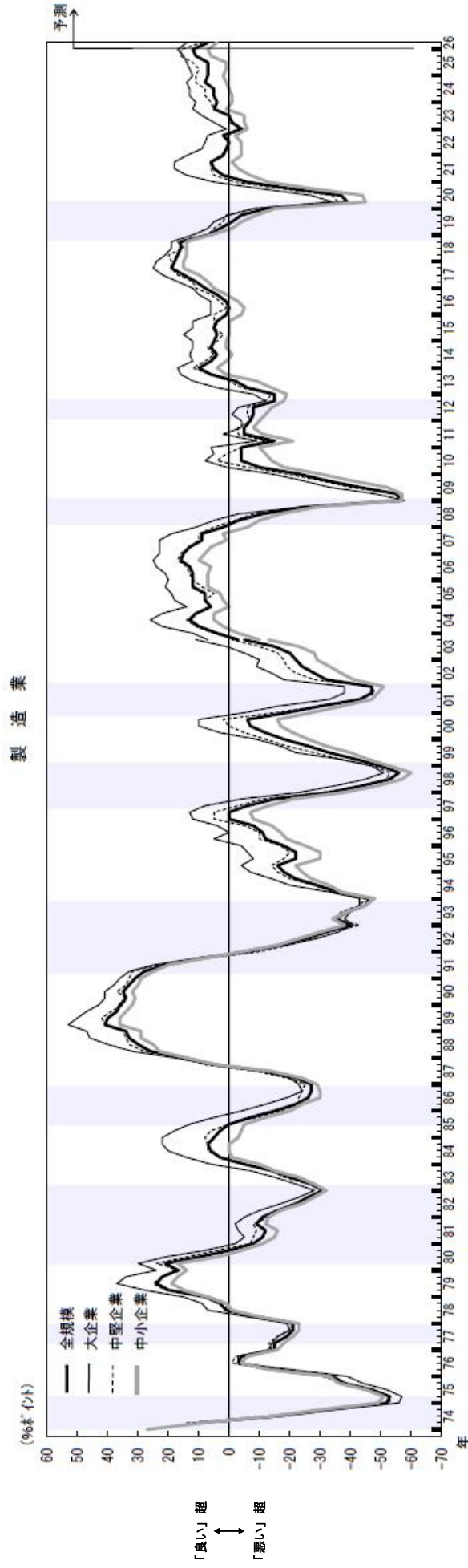
(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除いて、売上高経常利益率を算出する。

(参考)

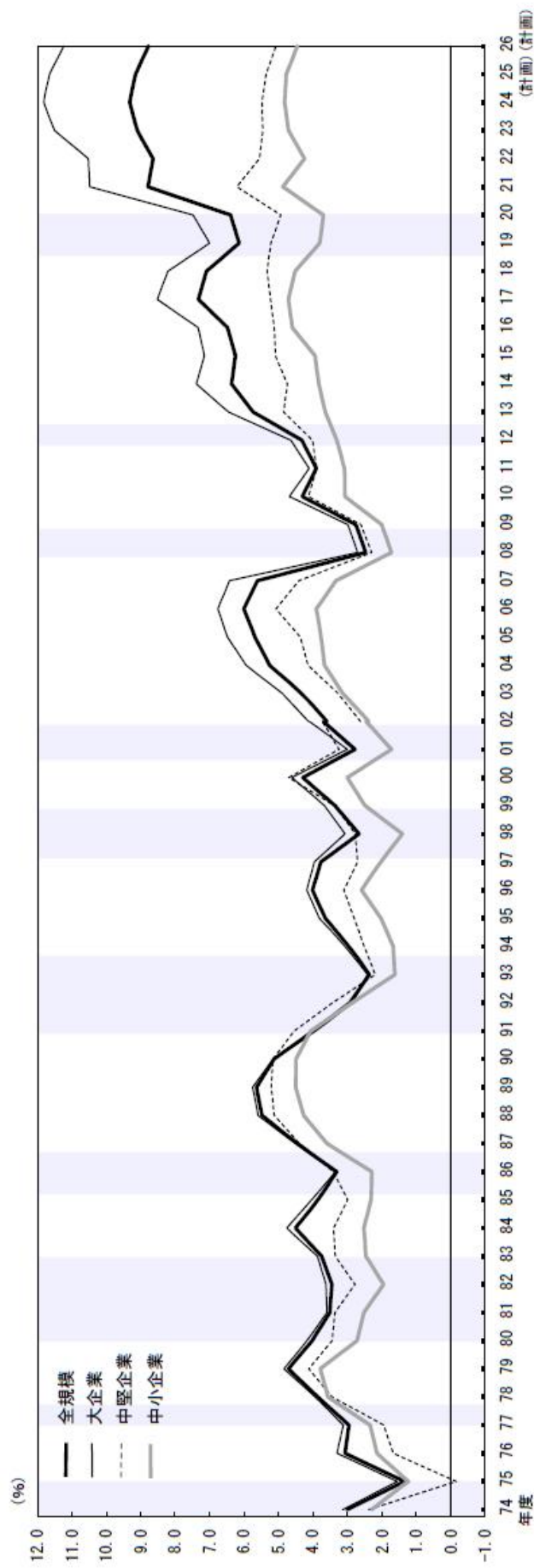
▽業況判断の推移

- (注) 1. シャドローは、景気後退期（内閣府調べ）。以下同じ。
2. 2004年3月調査より調査対象企業等の見直しを行なったことから、2003年12月調査以降の計数は連続しない（2003年12月調査については、新ベースによる再集計結果を併記）。以下同じ。

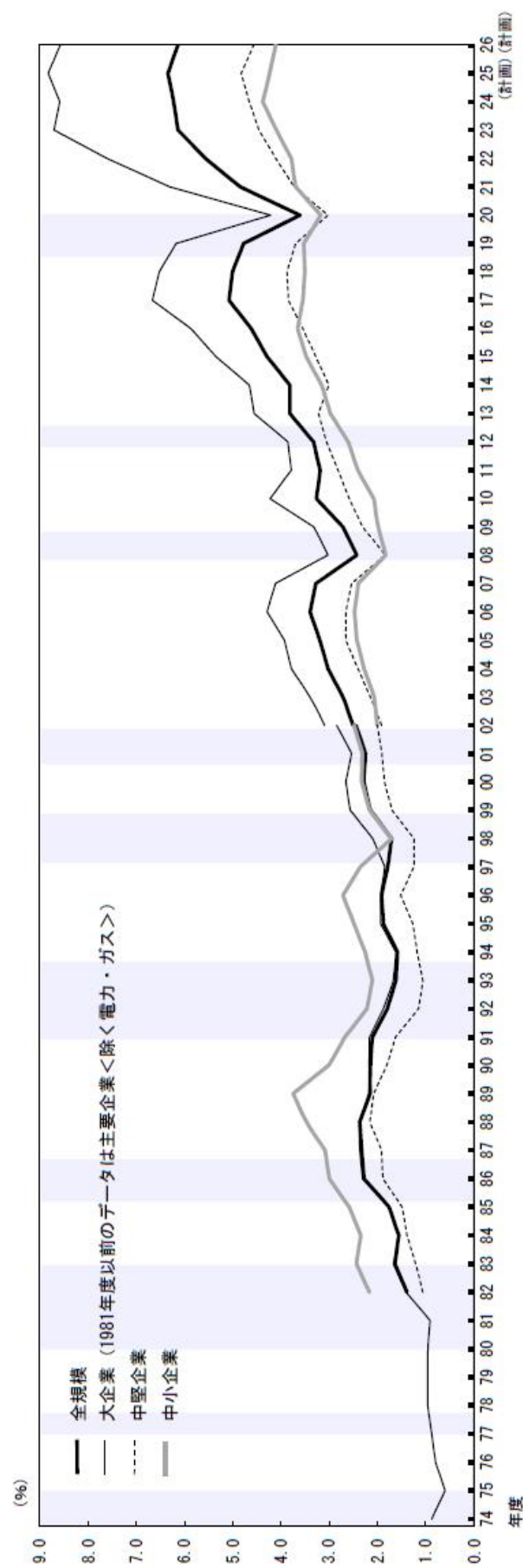


▽売上高経常利益率の推移

製造業



非製造業



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観) (2026年3月調査)

(2) 法人企業統計による企業収益① (年度)

(単位：億円、%)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
規模計										
前年度比										
資本金規模1,000万円以上	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247	952,800	1,067,694	1,147,288
前年度比	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5	13.5	12.1	7.5
前年度比	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804	1,013,605	1,100,066
前年度比	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6	11.8	11.3	8.5
前年度比	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614	639,560	687,032
前年度比	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6	15.8	11.5	7.4
前年度比	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200	150,904	174,204	184,190
前年度比	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5	7.6	15.4	5.7
前年度比	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286	199,840	228,845
前年度比	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1	4.0	7.3	14.5
前年度比	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996	54,090	47,222
前年度比	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70.7	28.8	▲ 12.7
規模計										
資本金規模1,000万円以上	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0	6.5	6.8
前年度比	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4	6.9	7.2
前年度比	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6	10.7	11.1
前年度比	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0	5.3	5.3
前年度比	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5	3.7	4.1
前年度比	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9	3.3	2.8

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

(2) 法人企業統計による企業収益②（四半期）

(単位：億円、%)

	2024年					2025年					2026年
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月		1～3月
資本金規模1,000万円以上	274,279	357,680	230,124	286,919		284,694	358,338	275,385	300,270		326,271
前年同期比	15.1	13.2	▲ 3.3	13.5		3.8	0.2	19.7	4.7		14.6
〃 10億円以上	136,516	254,157	146,106	162,227		138,830	249,814	175,535	177,112		173,061
前年同期比	10.2	15.3	4.1	6.5		1.7	▲ 1.7	20.1	9.2		24.7
〃 1億円～10億円	49,086	44,612	42,556	53,125		53,105	46,099	50,428	52,087		59,048
前年同期比	23.5	10.9	▲ 4.2	14.7		8.2	3.3	18.5	▲ 2.0		11.2
〃 1,000万円～1億円	88,677	58,911	41,461	71,567		92,759	62,425	49,422	71,071		94,162
前年同期比	18.8	6.3	▲ 22.1	32.3		4.6	6.0	19.2	▲ 0.7		1.5
資本金規模1,000万円以上	7.1	9.7	6.1	7.2		7.0	9.6	7.3	7.5		8.0
〃 10億円以上	8.8	16.6	9.4	10.2		8.4	16.3	11.2	11.0		10.3
〃 1億円～10億円	5.5	5.2	4.7	5.6		5.6	5.4	5.7	5.7		6.3
〃 1,000万円～1億円	6.2	4.5	3.1	4.9		6.4	4.7	3.7	4.8		6.4
売上高経常利益率											

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

(3) 中小企業景況調査による業況判断（D I）

（「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比）

	2023年				2024年				2025年				2026年
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
合計	-21.1	-10.5	-13.7	-14.8	-18.3	-15.7	-17.1	-18.0	-21.4	-16.3	-16.8	-17.5	-17.6
製造業	-19.4	-11.5	-15.1	-15.1	-19.9	-18.8	-19.7	-20.2	-20.8	-17.9	-19.6	-17.8	-15.9
建設業	-18.7	-13.7	-15.6	-12.9	-14.5	-11.8	-11.7	-9.7	-14.8	-8.5	-9.4	-8.7	-11.3
卸売業	-16.3	-6.7	-7.9	-10.3	-15.1	-12.4	-14.3	-13.7	-16.2	-13.8	-15.1	-15.6	-15.1
小売業	-31.5	-21.5	-25.4	-26.4	-28.4	-25.0	-26.9	-29.2	-31.2	-26.8	-26.2	-28.4	-26.5
サービス業	-16.6	-0.9	-4.2	-7.2	-11.7	-8.8	-10.5	-12.2	-18.4	-11.1	-11.1	-13.2	-15.4

資料出所 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

	2020年				2021年				2022年				2023年				2024年				2025年				2026年
	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	
製造業	10	15	20	25	20	25	30	35	30	35	40	45	40	45	50	55	50	55	60	65	60	65	70	75	80
卸売業	10	15	20	25	20	25	30	35	30	35	40	45	40	45	50	55	50	55	60	65	60	65	70	75	80
建設業	10	15	20	25	20	25	30	35	30	35	40	45	40	45	50	55	50	55	60	65	60	65	70	75	80
小売業	10	15	20	25	20	25	30	35	30	35	40	45	40	45	50	55	50	55	60	65	60	65	70	75	80
サービス業	10	15	20	25	20	25	30	35	30	35	40	45	40	45	50	55	50	55	60	65	60	65	70	75	80

(注) 前年同期比

12 労働生産性

(1) 法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

	産業・資本金規模計	製造業				非製造業								
		資本金1億円以上		資本金1千万円以上1億円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上1億円未満						
		前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比					
2015 年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
2016 年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
2017 年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
2018 年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
2019 年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2020 年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
2021 年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
2022 年度	738	2.2	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7
2023 年度	773	4.7	1,358	6.2	587	3.2	475	7.2	1,162	9.0	577	1.4	506	4.8
2024 年度	817	5.7	1,404	3.4	625	6.5	485	2.1	1,236	6.4	605	4.9	543	7.3

資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

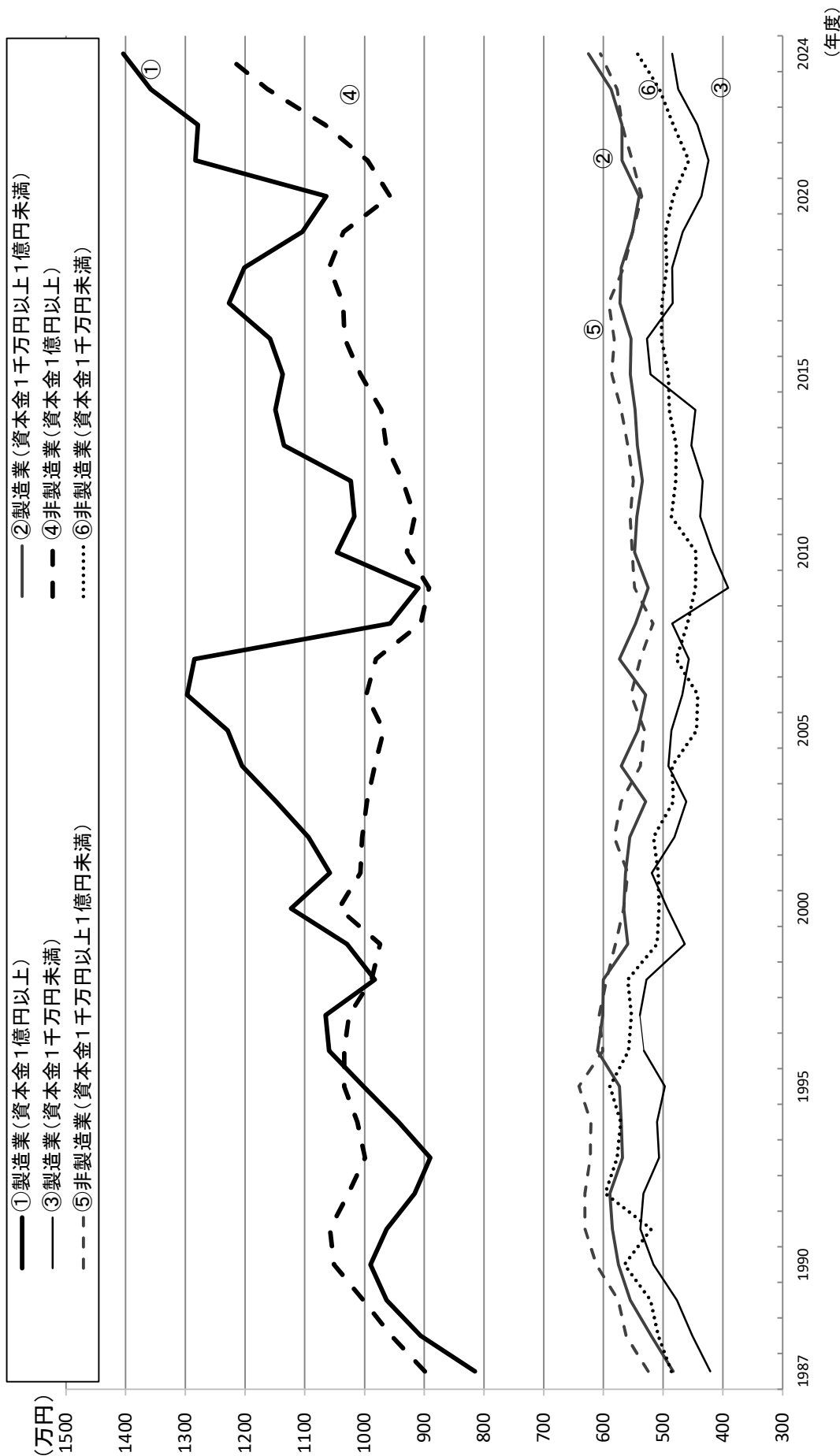
「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額＝営業純益(営業利益－支払利息等)＋役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与

＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課

「従業員数」は常用人の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用人の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

従業員一人当たり付加価値額の推移



資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

[2006年度調査以前]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 従業員給与
 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したものの)との合計である。

[2007年度調査以降]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 従業員給与 + 従業員賞与
 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

(2) 就業１時間当たり名目労働生産性の推移

	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
全産業	4,758	4,810	4,839	4,831	4,903	4,889	4,975	5,039	5,282	5,451
農林水産業	1,703	1,884	1,912	1,708	1,768	1,816	1,791	1,676	1,774	2,215
鉱業	3,978	3,606	3,694	3,946	4,132	3,845	3,972	5,053	5,187	5,230
製造業	5,388	5,511	5,581	5,663	5,743	5,827	5,958	5,817	6,267	6,297
電気・ガス・水道	13,601	13,825	14,210	14,574	15,276	15,153	14,376	12,788	12,983	14,467
建設業	3,563	3,624	3,618	3,529	3,504	3,483	3,542	3,569	3,692	3,654
卸売・小売業	3,845	3,852	3,855	3,832	3,879	4,049	4,303	4,373	4,417	4,812
運輸・郵便業	3,736	3,754	3,810	3,796	3,872	3,295	3,182	3,519	3,941	4,278
宿泊・飲食サービス業	2,385	2,652	2,868	2,806	2,722	1,862	1,769	1,996	2,249	2,486
情報通信業	7,465	7,980	7,940	7,998	8,062	8,157	7,560	7,539	7,856	7,546
金融・保険業	8,184	7,561	7,618	8,162	8,290	8,499	8,598	9,839	10,932	11,422
不動産業	38,504	37,741	38,031	36,527	38,444	35,381	35,845	38,085	39,046	40,141
専門・業務支援サービス業	3,421	3,462	3,407	3,399	3,497	3,613	3,875	4,054	4,120	4,174
公務	7,609	7,852	7,803	7,942	8,255	8,217	8,281	8,398	8,370	8,934
教育	4,863	4,836	4,756	4,798	4,917	4,747	4,734	4,880	5,016	5,172
保健衛生・社会事業	2,916	2,935	2,878	2,896	2,904	2,818	2,755	2,709	2,805	2,851
その他のサービス	3,073	3,069	3,202	3,197	3,184	2,997	3,129	3,239	3,476	3,470
前年比	4.5%	1.1%	0.6%	▲ 0.2%	1.5%	▲ 0.3%	1.8%	1.3%	4.8%	3.2%
全産業	9.3%	10.6%	1.4%	▲ 10.6%	3.5%	2.7%	▲ 1.4%	▲ 6.4%	5.9%	24.8%
農林水産業	▲ 1.3%	▲ 9.4%	2.4%	6.8%	4.7%	▲ 6.9%	3.3%	27.2%	2.7%	0.8%
鉱業	7.0%	2.3%	1.3%	1.5%	1.4%	1.5%	2.3%	▲ 2.4%	7.7%	0.5%
製造業	17.0%	1.6%	2.8%	2.6%	4.8%	▲ 0.8%	▲ 5.1%	▲ 11.0%	1.5%	11.4%
電気・ガス・水道	10.0%	1.7%	▲ 0.2%	▲ 2.5%	▲ 0.7%	▲ 0.6%	1.7%	0.8%	3.4%	▲ 1.0%
建設業	4.0%	0.2%	0.1%	▲ 0.6%	1.2%	4.4%	6.3%	1.6%	1.0%	9.0%
卸売・小売業	3.5%	0.5%	1.5%	▲ 0.4%	2.0%	▲ 14.9%	▲ 3.4%	10.6%	12.0%	8.6%
運輸・郵便業	1.0%	11.2%	8.2%	▲ 2.2%	▲ 3.0%	▲ 31.6%	▲ 5.0%	12.8%	12.7%	10.5%
宿泊・飲食サービス業	2.0%	6.9%	▲ 0.5%	0.7%	0.8%	1.2%	▲ 7.3%	▲ 0.3%	4.2%	▲ 3.9%
情報通信業	2.9%	▲ 7.6%	0.8%	7.1%	1.6%	2.5%	1.2%	14.4%	11.1%	4.5%
金融・保険業	▲ 5.0%	▲ 2.0%	0.8%	▲ 4.0%	5.2%	▲ 8.0%	1.3%	6.2%	2.5%	2.8%
不動産業	4.8%	1.2%	▲ 1.6%	▲ 0.2%	2.9%	3.3%	7.3%	4.6%	1.6%	1.3%
専門・業務支援サービス業	1.1%	3.2%	▲ 0.6%	1.8%	3.9%	▲ 0.5%	0.8%	1.4%	▲ 0.3%	6.7%
公務	▲ 0.9%	▲ 0.6%	▲ 1.6%	0.9%	2.5%	▲ 3.5%	▲ 0.3%	3.1%	2.8%	3.1%
教育	1.5%	0.6%	▲ 1.9%	0.6%	0.3%	▲ 2.9%	▲ 2.2%	▲ 1.7%	3.5%	1.7%
保健衛生・社会事業	5.7%	▲ 0.1%	4.3%	▲ 0.2%	▲ 0.4%	▲ 5.9%	4.4%	3.5%	7.3%	▲ 0.2%
その他のサービス										

資料出所 日本生産性本部「生産性データベース」

(注) 1 内閣府「2024年度国民経済計算（2020年基準・08SNA）」の経済活動別名目GDP、就業者数及び内閣府「就業者の労働時間数に係る参考系列」（2020年基準）の労働時間数から算出されている。

2 前年比は労働基準局賃金課にて算出。

Ⅱ 都道府県統計資料編

ひと、くらし、未来のために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1 各種関連指標（ランク別・都道府県別）

ランク	都道府県	1人当たり県民所得（2022年度）			標準生計費（月額、2025年4月）			新規学卒者（高卒）の所定内給与額（産業計、企業規模10人以上、2025年）		
		指数	順位	(位)	指数	順位	(位)	男性	女性	指数
A ラ ン ク	東京都	(千円)	(東京=100)	(位)	(円)	(東京=100)	(位)	(千円)	(東京=100)	(千円)
	東京都	6,037	100.0	1	240,580	100.0	7	225.2	100.0	221.9
	神奈川県	3,180	52.7	15	246,290	102.4	5	217.0	96.4	222.8
	大阪府	3,257	54.0	12	219,890	91.4	19	217.9	96.8	208.7
	愛知県	3,819	63.3	2	254,660	105.9	3	210.6	93.5	205.8
	埼玉県	3,138	52.0	19	259,790	108.0	1	210.4	93.4	208.3
	千葉県	3,163	52.4	17	251,010	104.3	4	219.6	97.5	214.9
	兵庫県	3,150	52.2	18	200,500	83.3	38	219.0	97.2	210.0
	京都府	3,129	51.8	20	195,930	81.4	40	216.0	95.9	212.6
	茨城県	3,481	57.7	3	204,005	84.8	33	207.9	92.3	200.6
B ラ ン ク	静岡県	3,478	57.6	4	238,574	99.2	9	210.2	93.3	211.5
	富山県	3,347	55.4	9	235,286	97.8	12	210.9	93.7	200.6
	広島県	3,275	54.2	11	224,176	93.2	16	209.5	93.0	212.0
	滋賀県	3,292	54.5	10	226,160	94.0	15	215.0	95.5	207.0
	栃木県	3,435	56.9	6	205,691	85.5	28	211.9	94.1	203.6
	群馬県	3,467	57.4	5	219,660	91.3	20	212.1	94.2	201.2
	宮城県	2,871	47.6	32	180,958	75.2	41	208.6	92.6	196.5
	山梨県	3,362	55.7	8	173,780	72.2	45	208.2	92.5	199.2
	三重県	3,227	53.5	13	204,730	85.1	30	200.6	89.1	206.0
	石川県	2,977	49.3	27	172,270	71.6	46	213.8	94.9	199.6
C ラ ン ク	福岡県	2,813	46.6	35	204,100	84.8	32	219.8	97.6	206.3
	香川県	3,005	49.8	25	201,063	83.6	37	209.4	93.0	196.5
	岡山県	2,553	42.3	44	217,550	90.4	23	211.6	94.0	193.5
	福岡県	3,095	51.3	22	203,910	84.8	34	228.0	101.2	192.9
	奈良県	2,757	45.7	38	256,660	106.7	2	217.9	96.8	216.0
	山口県	3,068	50.8	23	238,269	99.0	10	211.4	93.9	198.1
	長野県	3,108	51.5	21	218,860	91.0	22	204.0	90.6	205.5
	北海道	2,891	47.9	31	206,990	86.0	26	198.5	88.1	201.4
	岐阜県	3,192	52.9	14	216,760	90.1	24	212.6	94.4	203.1
	徳島県	3,170	52.5	16	202,580	84.2	35	203.8	90.5	189.4
資料出所	福岡県	2,899	48.0	29	228,180	94.8	14	203.3	90.3	190.3
	新潟県	2,934	48.6	28	201,530	83.8	36	206.7	91.8	187.8
	和歌山県	3,375	55.9	7	178,896	74.4	43	190.4	84.5	190.1
	愛媛県	2,764	45.8	37	237,400	98.7	11	207.6	92.2	191.5
	島根県	3,031	50.2	24	204,130	84.8	31	199.8	88.7	194.7
	大分県	2,871	47.6	32	166,720	69.3	47	207.0	91.9	198.2
	熊本県	2,857	47.3	34	239,245	99.4	8	196.8	87.4	204.0
	山形県	2,994	49.6	26	230,980	96.0	13	195.8	86.9	180.8
	佐賀県	2,892	47.9	30	222,860	92.6	18	209.0	92.8	189.4
	長崎県	2,570	42.6	43	219,200	91.1	21	204.1	90.6	194.8
資料出所	岩手県	2,709	44.9	40	206,920	86.0	27	196.6	87.3	191.4
	高知県	2,703	44.8	42	204,850	85.1	29	197.5	87.7	192.5
	鳥取県	2,491	41.3	45	208,920	86.8	25	180.4	80.1	177.8
	秋田県	2,769	45.9	36	223,533	92.9	17	186.9	83.0	189.9
	鹿児島県	2,722	45.1	39	245,720	102.1	6	193.2	85.8	190.4
	宮崎県	2,453	40.6	46	180,840	75.2	42	190.9	84.8	183.3
	青森県	2,704	44.8	41	175,280	72.9	44	188.0	83.5	181.6
	沖縄県	2,249	37.3	47	196,710	81.8	39	191.7	85.1	178.3
	内閣府「県民経済計算」			都道府県人事委員会「給与勧告（参考資料）」			厚生労働省「賃金構造基本統計調査」			
	(注) 1 各ランクは、2023年度からの適用区分である（以下同じ）。									
	2 各指数については、労働基準局賃金課にて算出。									
	3 1人あたり県民所得は、2015年基準（2008SNA）。									

2 有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別）

(単位：倍)

ランク	都道府県	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
A ラ ン ク	東 京	1.41	1.49	1.55	1.52	1.07	0.90	1.05	1.18	1.13	1.10
	神奈川	1.26	1.34	1.40	1.40	1.03	0.91	1.02	1.11	1.11	1.06
	大 阪	1.23	1.37	1.51	1.53	1.09	0.94	1.04	1.10	1.05	1.03
	愛 知	1.60	1.78	1.91	1.88	1.20	1.14	1.33	1.33	1.26	1.26
	埼 玉	1.23	1.41	1.51	1.47	1.10	1.02	1.12	1.18	1.17	1.17
	千 葉	1.33	1.45	1.55	1.53	1.15	0.98	1.13	1.23	1.22	1.24
	兵 庫	1.24	1.40	1.54	1.54	1.11	1.02	1.14	1.16	1.14	1.12
	京 都	1.32	1.50	1.59	1.63	1.18	1.04	1.18	1.23	1.23	1.27
	茨 城	1.37	1.59	1.76	1.80	1.43	1.43	1.61	1.60	1.53	1.40
	静 岡	1.44	1.63	1.78	1.69	1.12	1.16	1.37	1.34	1.27	1.21
	富 山	1.78	1.99	2.15	2.14	1.46	1.50	1.73	1.66	1.57	1.65
	広 島	1.58	1.72	1.83	1.82	1.31	1.24	1.43	1.43	1.33	1.33
	滋 賀	1.38	1.55	1.69	1.64	1.14	1.13	1.32	1.35	1.25	1.32
B ラ ン ク	栃 木	1.30	1.48	1.58	1.56	1.16	1.13	1.29	1.29	1.26	1.30
	群 馬	1.44	1.65	1.80	1.79	1.37	1.36	1.56	1.52	1.44	1.38
	宮 城	1.50	1.64	1.70	1.63	1.25	1.29	1.37	1.37	1.25	1.20
	山 梨	1.32	1.54	1.67	1.60	1.18	1.33	1.58	1.50	1.49	1.52
	三 重	1.62	1.83	1.96	1.91	1.32	1.34	1.59	1.53	1.38	1.36
	石 川	1.61	1.83	1.96	1.90	1.26	1.30	1.54	1.52	1.43	1.52
	福 岡	1.25	1.39	1.46	1.43	1.05	0.98	1.08	1.16	1.09	1.04
	香 川	1.67	1.81	1.91	1.93	1.51	1.47	1.64	1.60	1.60	1.62
	岡 山	1.59	1.73	1.92	2.02	1.58	1.41	1.54	1.54	1.45	1.40
	福 井	1.89	2.07	2.20	2.18	1.71	1.84	2.04	1.94	1.90	1.84
	奈 良	1.29	1.48	1.67	1.70	1.36	1.28	1.36	1.33	1.32	1.32
	山 口	1.56	1.69	1.83	1.87	1.45	1.50	1.72	1.72	1.70	1.60
	長 野	1.49	1.68	1.78	1.67	1.22	1.40	1.65	1.59	1.45	1.40
C ラ ン ク	北海道	1.08	1.16	1.23	1.29	1.08	1.03	1.18	1.14	1.07	1.04
	岐 阜	1.78	1.91	2.11	2.14	1.47	1.47	1.72	1.65	1.58	1.49
	徳 島	1.43	1.52	1.57	1.59	1.24	1.28	1.38	1.32	1.27	1.29
	福 島	1.61	1.60	1.67	1.67	1.39	1.39	1.53	1.51	1.41	1.38
	新 潟	1.34	1.53	1.70	1.65	1.23	1.32	1.55	1.57	1.49	1.44
	和 歌 山	1.21	1.35	1.44	1.53	1.14	1.14	1.25	1.25	1.23	1.17
	愛 媛	1.47	1.61	1.73	1.75	1.41	1.36	1.52	1.50	1.46	1.50
	島 根	1.57	1.74	1.86	1.85	1.55	1.59	1.83	1.70	1.59	1.53
	大 分	1.28	1.52	1.69	1.68	1.28	1.25	1.47	1.57	1.53	1.42
	熊 本	1.44	1.76	1.83	1.76	1.33	1.42	1.55	1.49	1.39	1.32
	山 形	1.40	1.67	1.78	1.65	1.23	1.38	1.68	1.58	1.47	1.42
	佐 賀	1.29	1.46	1.56	1.57	1.26	1.36	1.54	1.56	1.48	1.39
	長 崎	1.23	1.28	1.36	1.35	1.09	1.17	1.32	1.38	1.36	1.27
	岩 手	1.37	1.51	1.59	1.51	1.17	1.29	1.46	1.36	1.28	1.24
資料出所 (注) 1 厚生労働省「職業安定業務統計」 2 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。	高 知	1.08	1.21	1.28	1.29	1.08	1.11	1.18	1.20	1.15	1.17
	鳥 取	1.46	1.72	1.76	1.82	1.42	1.45	1.68	1.59	1.45	1.45
	秋 田	1.22	1.44	1.62	1.60	1.36	1.53	1.64	1.51	1.42	1.35
	鹿児島	1.09	1.28	1.40	1.43	1.21	1.31	1.43	1.32	1.25	1.16
	宮 崎	1.33	1.53	1.65	1.61	1.29	1.41	1.54	1.48	1.41	1.34
	青 森	1.16	1.33	1.41	1.36	1.08	1.15	1.29	1.31	1.25	1.21
	沖 縄	1.06	1.22	1.31	1.34	0.90	0.80	0.98	1.16	1.13	1.09
	厚生労働省「職業安定業務統計」										
	(注) 1 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。										
	2 各都道府県における有効求人倍率は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。										

3 失業率の推移（ランク別・都道府県別）

ランク	都道府県	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年1～3月
		(単位：％)										
A ラ ン ク	東京	3.2	2.9	2.6	2.4	3.1	3.0	2.6	2.5	2.6	2.4	2.5
	神奈川	3.1	2.7	2.3	2.1	2.8	3.0	2.8	2.9	2.5	2.5	2.7
	大阪	4.0	3.4	3.2	2.9	3.4	3.5	3.1	3.2	3.1	3.0	2.7
	愛知	2.4	2.4	1.7	1.8	2.5	2.5	2.0	2.0	2.0	2.3	2.3
	埼玉	3.1	2.8	2.4	2.2	2.9	3.0	2.7	2.6	2.7	2.6	2.8
	千葉	2.9	2.6	2.3	2.1	2.7	2.8	2.5	2.5	2.4	2.3	2.3
	兵庫	3.4	2.7	2.6	2.3	2.7	2.8	2.6	2.6	2.4	2.4	2.5
	京都	3.1	2.6	2.4	2.3	2.6	2.7	2.5	2.5	2.3	2.4	2.8
	茨城	2.8	2.5	2.2	2.4	2.4	2.6	2.4	2.5	2.4	2.4	2.5
	静岡	2.5	2.3	1.9	2.0	2.4	2.4	2.2	2.1	2.2	2.2	2.5
B ラ ン ク	富山	2.3	2.1	1.8	1.7	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	2.2
	広島	2.7	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.2	2.1	2.2	2.3	2.6
	滋賀	2.5	2.0	2.0	1.8	2.3	2.5	2.2	2.3	2.3	2.3	2.3
	栃木	2.7	2.3	2.1	2.2	2.3	2.6	2.4	2.3	2.2	2.2	2.4
	群馬	2.5	2.1	1.9	2.2	2.1	2.3	1.9	2.0	1.9	1.9	2.3
	宮城	3.3	2.9	2.6	2.6	3.1	3.0	2.9	2.9	3.2	3.2	3.3
	山梨	2.3	2.0	1.7	2.0	1.8	2.2	1.8	2.0	1.8	1.8	1.8
	三重	2.1	2.0	1.4	1.4	1.9	2.1	2.0	2.0	2.0	2.2	2.5
	石川	2.1	1.8	1.3	1.6	1.8	1.9	1.9	1.9	2.0	2.1	2.5
	福岡	3.5	3.3	2.9	2.9	3.1	3.0	2.9	2.7	2.9	2.7	2.8
	香川	2.6	2.4	2.0	2.0	2.2	2.4	2.2	2.0	1.8	1.8	2.0
	岡山	2.8	2.4	2.3	2.4	2.5	2.5	2.3	2.2	2.3	2.7	3.0
	福岡	1.9	1.6	1.4	1.4	1.6	1.4	1.4	1.4	1.2	1.4	2.0
	奈良	2.9	2.4	2.2	1.9	2.5	2.5	2.2	2.4	2.2	2.2	2.3
	山口	2.4	2.0	1.8	1.8	1.9	2.0	1.8	1.6	1.8	2.0	1.8
	長野	2.5	2.0	1.7	1.9	2.1	2.3	2.0	2.0	1.9	1.9	2.4
	北海道	3.6	3.3	2.9	2.6	2.9	3.0	3.2	2.8	2.6	2.8	2.7
	岐阜	2.3	2.1	1.6	1.5	1.8	1.9	1.7	1.8	1.8	1.9	2.1
	徳島	2.7	2.4	1.9	1.9	2.2	2.7	2.2	1.7	1.4	1.4	1.4
	福島	2.8	2.4	2.2	2.2	2.5	2.4	2.3	2.5	2.5	2.6	2.8
	新潟	2.8	2.6	2.1	2.1	2.3	2.3	2.2	2.1	2.1	2.2	2.7
C ラ ン ク	和歌山	2.2	1.8	1.9	1.6	2.3	2.3	2.3	2.1	1.9	2.2	2.6
	愛媛	2.6	2.5	1.9	1.7	2.1	2.2	2.0	2.2	2.2	2.1	2.2
	島根	1.4	1.1	1.4	1.9	1.4	1.7	1.3	1.4	1.8	1.7	2.3
	大分	2.9	2.8	2.5	2.1	2.1	2.2	1.8	2.2	2.2	1.7	1.5
	熊本	3.1	2.8	2.5	2.5	2.6	2.6	2.4	2.4	2.5	2.3	2.4
	山形	2.4	1.9	1.7	1.7	2.0	2.0	1.9	1.7	1.9	2.1	2.2
	佐賀	2.1	2.0	1.6	1.9	1.8	1.6	1.6	1.6	1.6	1.8	1.2
	長崎	2.8	2.5	2.0	2.0	2.3	2.2	1.9	1.9	2.1	2.1	2.2
	岩手	2.5	2.2	1.9	1.9	2.2	2.1	2.2	2.2	2.4	2.4	2.6
	高知	3.3	3.0	2.2	1.9	2.5	2.2	2.0	2.0	1.7	1.4	1.7
資料出所	鳥取	2.4	2.0	2.0	2.4	2.3	2.0	2.0	2.1	1.7	2.4	2.1
	秋田	3.0	2.8	2.4	2.6	2.8	2.6	2.3	2.5	2.7	2.7	3.1
	鹿児島	2.8	2.8	2.4	2.4	2.7	2.7	2.3	2.2	2.5	2.2	2.0
	宮崎	2.5	2.3	1.9	1.9	2.1	2.5	2.4	2.4	2.2	2.0	2.0
	青森	3.6	3.1	2.7	2.5	3.0	2.6	2.6	2.6	2.8	2.7	3.2
	沖縄	4.3	3.7	3.4	2.7	3.3	3.7	3.2	3.3	3.2	3.2	3.1
	総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」											
	(注) 1 数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値。（北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、沖縄県は比推定によって推計）											
	2 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず（北海道、沖縄県を除く）、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。											
	3 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。											

4 賃金・労働時間の実情と推移

(1) 賃金

イ 定期給与の推移

(単位：円)

ランク	都道府県	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
A ラ ン ク	東京	326,216	326,130	327,748	327,195	328,799	327,112	331,358	336,842	344,041	354,305
	神奈川	270,514	272,255	275,844	279,926	278,106	270,953	270,441	268,379	277,323	284,673
	大阪	272,862	272,022	271,893	273,292	270,755	268,279	271,922	275,029	277,642	290,531
	愛知	273,306	275,552	276,157	276,353	279,033	276,974	276,994	279,653	285,759	287,947
	埼玉	235,030	236,774	240,178	242,882	242,672	243,163	245,049	245,190	245,539	260,304
	千葉	245,925	247,041	247,322	248,096	252,473	252,347	248,958	246,734	252,202	260,907
	兵庫	240,681	241,536	245,930	250,359	256,207	247,528	246,160	249,584	254,873	258,373
	京都	241,606	244,550	246,723	244,066	243,213	237,246	239,296	245,060	245,148	254,069
	茨城	257,278	258,109	267,194	263,978	262,740	263,255	265,845	262,502	266,071	271,385
	静岡	251,982	249,488	251,876	251,757	251,793	252,566	255,749	256,609	261,385	268,988
	富山	252,781	253,441	252,135	251,201	247,927	245,428	245,914	250,484	253,324	264,461
	広島	260,886	261,423	262,635	259,342	260,062	257,212	260,127	265,093	261,807	267,912
	滋賀	259,278	265,535	266,082	257,877	259,900	249,855	248,582	250,613	248,362	257,855
	栃木	255,015	259,764	256,137	252,149	252,490	253,253	253,135	267,047	262,289	269,835
	群馬	247,784	250,866	258,726	260,793	250,947	249,493	252,944	257,532	266,787	270,707
	宮城	244,715	248,718	239,226	243,715	244,738	243,191	251,811	249,119	250,838	267,392
B ラ ン ク	山梨	238,266	238,841	242,513	244,746	245,386	243,020	248,073	246,143	250,496	253,262
	三重	256,338	254,884	256,000	254,300	257,322	257,608	260,969	259,064	260,405	267,600
	石川	250,928	253,905	255,923	249,812	248,453	246,857	245,395	246,755	246,036	254,110
	福岡	246,369	252,310	254,535	247,517	240,768	241,707	246,834	252,978	255,023	259,377
	香川	244,907	244,907	243,849	247,966	250,519	244,928	247,080	249,258	248,280	259,654
	岡山	253,161	255,127	252,863	243,374	241,277	243,680	241,708	246,002	251,383	263,083
	福井	254,385	255,390	250,729	250,219	255,583	253,012	258,061	252,345	248,490	251,415
	奈良	224,887	225,242	231,259	225,666	222,947	222,410	213,503	226,816	221,483	237,668
	山口	249,845	250,290	248,323	240,929	235,983	238,981	242,759	249,757	248,181	252,321
	長野	249,565	253,178	250,228	249,503	246,667	246,691	246,099	248,007	252,743	259,359
	北海道	232,239	236,227	236,689	241,656	241,911	238,909	244,013	245,553	247,305	253,921
	岐阜	240,951	230,126	239,143	237,765	240,398	237,145	233,949	244,767	245,579	250,838
	徳島	245,375	244,575	242,817	244,527	244,042	243,370	251,701	245,326	244,457	259,990
	福島	251,523	250,785	249,230	245,230	248,948	242,261	245,080	250,413	246,752	254,428
	新潟	240,857	241,862	244,034	242,140	232,186	240,395	241,501	239,291	245,053	251,496
	和歌山	241,796	239,637	241,371	240,244	231,856	227,325	241,328	243,084	247,214	246,367
C ラ ン ク	愛媛	238,038	233,926	233,978	228,905	226,569	231,420	231,266	238,238	242,441	253,104
	島根	232,473	240,542	238,373	234,592	236,479	236,106	236,625	234,055	238,481	242,479
	大分	224,544	224,670	227,310	229,562	226,804	230,377	229,275	236,077	242,209	242,890
	熊本	233,833	231,445	232,999	228,118	230,788	230,670	235,635	235,428	236,996	245,403
	山形	236,601	233,022	235,331	233,171	232,870	226,619	234,346	243,381	247,304	252,749
	佐賀	233,502	234,074	231,737	231,763	231,840	223,388	222,548	226,046	227,037	237,434
	長崎	220,579	217,999	220,483	221,356	231,402	227,562	226,153	223,673	224,509	233,943
	岩手	237,563	234,948	230,731	231,830	234,292	233,696	235,956	239,502	239,030	248,799
	高知	249,692	245,878	248,660	226,158	229,064	227,675	224,108	226,330	230,372	243,357
	鳥取	236,397	236,719	239,962	229,840	225,040	224,571	225,696	228,507	221,845	233,088
	秋田	219,566	221,805	235,880	235,792	225,045	225,517	231,897	226,760	235,573	240,344
	鹿児島	215,449	217,632	218,144	217,089	217,609	220,750	223,935	221,306	224,419	241,970
	宮崎	221,031	220,270	223,575	223,326	222,281	219,412	224,209	226,362	223,818	232,960
	青森	216,034	216,477	223,533	219,852	221,518	222,451	223,805	226,180	227,669	234,642
	沖縄	210,967	217,096	217,989	213,358	214,023	220,161	216,783	218,261	216,848	216,907

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」
(注) 事業所規模5人以上の数値である。

ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

(単位：円)

ランク	都道府県	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年3月	2026年4月
A ラ ン ク	東京都	1,277	1,292	1,325	1,365	1,409	1,437	1,448
	神奈川県	1,247	1,261	1,300	1,341	1,391	1,431	1,426
	大阪府	1,198	1,213	1,244	1,288	1,339	1,377	1,369
	愛知県	1,160	1,176	1,207	1,253	1,296	1,336	1,336
	埼玉県	1,153	1,166	1,201	1,249	1,292	1,333	1,335
	千葉県	1,175	1,187	1,214	1,259	1,304	1,337	1,339
	兵庫県	1,138	1,150	1,182	1,228	1,273	1,316	1,307
	京都府	1,137	1,149	1,178	1,234	1,280	1,320	1,322
	茨城県	1,076	1,090	1,126	1,179	1,230	1,274	1,258
	静岡県	1,108	1,123	1,156	1,202	1,252	1,295	1,281
B ラ ン ク	富山県	1,053	1,066	1,098	1,142	1,190	1,224	1,241
	広島県	1,068	1,087	1,122	1,172	1,220	1,278	1,263
	滋賀県	1,084	1,102	1,129	1,177	1,240	1,293	1,291
	栃木県	1,071	1,079	1,112	1,162	1,210	1,243	1,257
	群馬県	1,054	1,067	1,093	1,132	1,180	1,231	1,234
	宮城県	1,041	1,054	1,085	1,132	1,193	1,226	1,238
	山梨県	1,051	1,076	1,107	1,156	1,207	1,234	1,231
	三重県	1,075	1,097	1,130	1,179	1,229	1,273	1,259
	石川県	1,024	1,041	1,075	1,126	1,186	1,226	1,240
	福岡県	1,063	1,082	1,118	1,163	1,214	1,269	1,256
C ラ ン ク	香川県	1,044	1,052	1,083	1,130	1,183	1,216	1,224
	岡山県	1,038	1,053	1,086	1,132	1,176	1,219	1,230
	福井県	1,024	1,042	1,081	1,123	1,177	1,214	1,236
	奈良県	1,089	1,097	1,133	1,173	1,228	1,298	1,266
	山口県	1,009	1,030	1,064	1,114	1,166	1,238	1,216
	長野県	1,035	1,054	1,086	1,134	1,192	1,226	1,247
	北海道	1,025	1,049	1,085	1,141	1,191	1,245	1,232
	岐阜県	1,066	1,085	1,110	1,162	1,217	1,249	1,262
	徳島県	1,050	1,055	1,083	1,125	1,189	1,250	1,229
	福島県	993	1,011	1,043	1,094	1,142	1,214	1,194
C ラ ン ク	新潟県	1,008	1,023	1,059	1,103	1,160	1,207	1,204
	和歌山県	1,032	1,061	1,089	1,138	1,188	1,262	1,239
	愛媛県	998	1,019	1,052	1,098	1,153	1,206	1,208
	島根県	998	1,011	1,042	1,096	1,145	1,195	1,198
	大分県	991	1,010	1,050	1,096	1,149	1,208	1,190
	熊本県	1,017	1,042	1,080	1,133	1,186	1,236	1,219
	山形県	977	1,001	1,027	1,078	1,135	1,204	1,191
	佐賀県	993	1,015	1,048	1,099	1,152	1,208	1,173
	長崎県	985	997	1,033	1,086	1,145	1,204	1,190
	岩手県	956	977	1,015	1,064	1,118	1,178	1,172
C ラ ン ク	高知県	1,004	1,014	1,046	1,099	1,159	1,231	1,182
	鳥取県	994	1,006	1,036	1,092	1,143	1,199	1,184
	秋田県	958	978	1,012	1,063	1,113	1,177	1,171
	鹿児島県	979	996	1,034	1,089	1,147	1,203	1,198
	宮崎県	968	996	1,032	1,078	1,132	1,184	1,180
	青森県	940	959	990	1,046	1,103	1,160	1,178
	沖縄県	1,029	1,046	1,087	1,147	1,226	1,401	1,265
	全国	1,096	1,113	1,148	1,198	1,249	1,296	1,292
資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」								
(注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。								
なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。								
2 常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。								
3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなり、その平均額を1募集賃金として算出している。								
4 都道府県は、パートタイム労働者の求人票における就業地の都道府県により分類している。								

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

(単位：円)

ランク	都道府県	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年3月	2026年4月
A ラ ン ク	東京都	1,209	1,227	1,258	1,301	1,344	1,376	1,381
	神奈川県	1,183	1,198	1,235	1,279	1,329	1,367	1,358
	大阪府	1,132	1,150	1,184	1,229	1,282	1,320	1,315
	愛知県	1,087	1,105	1,136	1,183	1,230	1,272	1,271
	埼玉県	1,091	1,108	1,142	1,189	1,234	1,275	1,276
	千葉県	1,112	1,127	1,153	1,198	1,245	1,276	1,278
	兵庫県	1,075	1,091	1,123	1,170	1,219	1,261	1,256
	京都府	1,072	1,086	1,117	1,169	1,218	1,263	1,260
	茨城県	1,013	1,031	1,065	1,117	1,169	1,214	1,202
	静岡県	1,044	1,062	1,095	1,140	1,191	1,237	1,225
	富山県	996	1,013	1,044	1,087	1,134	1,178	1,181
	広島県	1,010	1,030	1,065	1,114	1,163	1,217	1,207
	滋賀県	1,028	1,047	1,075	1,122	1,184	1,241	1,240
B ラ ン ク	栃木県	1,010	1,023	1,056	1,107	1,154	1,194	1,201
	群馬県	993	1,008	1,034	1,075	1,119	1,179	1,185
	宮城県	987	1,001	1,033	1,079	1,136	1,172	1,176
	山梨県	986	1,012	1,042	1,091	1,142	1,180	1,175
	三重県	1,017	1,041	1,071	1,118	1,170	1,211	1,205
	石川県	969	990	1,022	1,071	1,130	1,173	1,182
	福岡県	1,001	1,021	1,056	1,101	1,150	1,204	1,197
	香川県	977	990	1,021	1,069	1,122	1,211	1,166
	岡山県	978	996	1,028	1,076	1,120	1,160	1,171
	福井県	968	986	1,024	1,068	1,119	1,160	1,172
	奈良県	1,028	1,038	1,073	1,113	1,165	1,228	1,209
	山口県	960	982	1,017	1,066	1,115	1,186	1,167
	長野県	981	1,001	1,033	1,081	1,138	1,178	1,190
C ラ ン ク	北海道	983	1,007	1,043	1,097	1,146	1,191	1,186
	岐阜県	1,003	1,023	1,048	1,096	1,152	1,187	1,199
	徳島県	977	988	1,019	1,060	1,123	1,181	1,170
	福島県	943	963	996	1,043	1,090	1,142	1,143
	新潟県	959	976	1,010	1,055	1,108	1,159	1,155
	和歌山県	978	1,004	1,033	1,080	1,128	1,188	1,179
	愛媛県	946	968	1,001	1,047	1,101	1,154	1,157
	島根県	947	961	993	1,046	1,098	1,146	1,152
	大分県	938	961	1,000	1,045	1,096	1,160	1,140
	熊本県	954	981	1,017	1,066	1,120	1,172	1,162
	山形県	930	950	977	1,029	1,085	1,150	1,139
	佐賀県	940	963	995	1,044	1,098	1,152	1,131
	長崎県	937	953	986	1,037	1,095	1,154	1,145
C ラ ン ク	岩手県	912	934	969	1,019	1,073	1,133	1,130
	高知県	947	959	992	1,044	1,101	1,170	1,137
	高知県	942	960	990	1,042	1,097	1,152	1,139
	秋田県	917	939	971	1,021	1,073	1,140	1,129
	鹿児島県	927	948	984	1,035	1,093	1,147	1,143
	宮崎県	920	950	984	1,029	1,082	1,134	1,131
	青森県	904	924	955	1,006	1,065	1,125	1,137
	沖縄県	972	992	1,029	1,087	1,162	1,336	1,201
	全国	1,036	1,056	1,091	1,140	1,191	1,238	1,235

資料出所 「厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

- 2 常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働者を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。
- 3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなり、その下限額を1募集賃金として算出している。
- 4 都道府県は、パートタイム労働者の求人票における就業地の都道府県により分類している。

(2) 労働時間

常用労働者 1 人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移（調査産業計、事業所規模 5 人以上）

(単位：時間)

ランク	都道府県	総実労働時間										所定外労働時間									
		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
A ラ ン ク	東京都	144.2	143.2	143.0	141.1	138.1	134.5	137.6	138.4	139.9	139.6	12.0	11.4	11.3	10.9	11.4	10.3	11.2	11.7	11.7	11.6
	神奈川県	139.7	139.5	138.6	135.2	133.6	128.7	129.4	129.3	130.2	129.8	11.8	11.5	11.1	10.9	11.4	9.4	9.8	9.7	10.5	10.5
	大阪府	142.0	141.6	141.0	139.3	136.4	131.6	133.0	132.9	133.1	135.2	10.5	10.6	10.8	10.2	10.0	8.5	8.7	9.0	8.9	9.3
	愛知県	145.9	144.6	144.2	144.0	140.9	137.5	138.1	137.3	138.5	135.4	13.7	13.3	13.2	13.5	13.1	11.3	11.7	11.7	11.7	11.0
	埼玉県	138.2	136.8	137.1	136.7	131.9	129.0	130.5	130.1	130.1	131.1	10.6	10.2	10.6	10.4	10.0	8.6	9.9	9.9	9.2	9.1
	千葉県	140.6	139.8	139.0	136.1	134.8	131.0	128.5	127.7	130.5	130.5	11.0	10.9	10.9	10.3	10.1	8.7	8.4	9.0	9.4	9.5
	兵庫県	138.9	136.7	136.0	136.4	134.1	129.6	129.5	131.1	131.6	129.8	10.5	9.9	9.8	10.5	10.2	8.7	9.0	9.2	9.3	9.2
	京都府	139.0	138.2	138.4	135.3	130.6	123.6	124.1	127.5	126.8	128.4	10.4	10.1	10.9	9.7	8.4	7.6	8.3	9.8	9.1	9.6
	茨城県	147.0	146.9	147.5	145.7	141.7	140.3	142.0	140.3	139.2	139.9	11.8	11.4	12.8	12.7	11.4	10.8	10.5	10.8	10.1	11.0
	静岡県	148.6	147.6	146.6	144.3	142.4	137.5	138.5	138.6	140.5	141.6	12.2	11.9	12.0	11.2	11.1	9.3	9.4	10.3	10.9	11.4
B ラ ン ク	富山県	152.1	151.8	151.3	148.7	144.9	140.3	140.1	139.4	141.2	142.9	11.2	10.9	11.1	10.7	10.0	8.1	8.3	8.5	8.7	9.3
	広島県	149.5	148.9	148.5	146.4	144.3	139.3	140.2	139.6	137.5	138.1	12.1	12.4	12.4	12.1	11.9	10.1	11.0	10.9	10.7	10.2
	滋賀県	142.4	143.0	144.4	141.1	138.9	132.0	130.4	131.9	130.3	131.0	10.6	10.5	12.2	12.2	12.3	9.2	9.5	10.8	9.9	9.5
	栃木県	148.8	149.3	147.8	144.9	142.2	141.0	141.8	142.7	140.1	139.4	11.9	12.3	12.5	10.9	11.0	9.6	10.3	11.4	10.8	10.3
	群馬県	147.9	148.0	148.5	148.8	144.8	139.8	142.1	142.3	144.5	141.4	11.3	11.2	11.4	11.7	11.5	9.7	10.5	11.3	11.7	10.3
	宮城県	149.7	149.0	143.4	146.1	144.7	140.9	144.3	141.8	140.5	141.2	11.7	11.1	9.7	10.2	10.2	8.9	9.5	9.7	9.4	10.0
	山梨県	145.6	145.7	145.1	144.0	142.5	136.2	140.3	139.0	137.4	134.8	10.3	10.1	10.8	11.2	10.8	8.7	10.9	11.4	11.0	9.8
	三重県	146.3	145.7	146.1	143.2	140.6	137.7	138.5	137.5	136.7	136.8	12.2	11.9	12.9	12.2	12.0	10.4	11.3	11.3	10.0	10.2
	石川県	151.1	150.5	151.7	148.0	144.6	139.1	137.5	138.8	138.8	137.3	10.6	11.1	11.8	10.4	9.9	7.8	8.3	9.3	9.6	9.1
	福井県	147.9	149.2	148.1	142.3	138.8	136.0	137.2	136.4	136.1	136.3	11.4	12.0	11.9	10.7	10.5	9.0	9.0	9.4	8.6	9.3
C ラ ン ク	香川県	147.5	148.7	148.0	146.5	143.9	139.4	142.4	139.3	139.8	141.4	10.7	10.9	10.8	11.8	10.9	8.6	9.8	10.4	10.0	10.6
	岡山県	150.2	151.0	150.1	147.2	142.5	138.5	139.7	139.1	141.0	142.6	11.6	12.5	12.1	11.8	10.9	9.3	10.2	10.5	10.4	10.5
	福岡県	153.0	148.1	148.4	150.6	148.7	142.7	144.3	141.2	139.0	138.7	11.2	10.4	10.5	11.2	10.0	8.4	9.6	9.9	8.9	9.1
	奈良県	134.4	134.5	136.2	131.1	127.6	126.3	121.6	126.7	124.1	125.3	7.3	7.5	7.7	6.9	7.2	6.5	5.7	7.1	6.7	6.6
	山口県	146.8	146.9	147.1	146.4	142.2	138.2	140.0	139.7	137.3	136.5	11.3	11.1	11.3	11.0	10.5	9.3	9.8	10.2	9.0	8.7
	長野県	149.1	150.0	148.5	146.8	142.1	140.3	141.8	140.1	140.3	139.4	10.3	10.2	10.5	10.6	9.2	8.0	9.6	9.9	10.1	8.9
	北海道	147.3	148.1	147.0	144.8	141.2	135.8	138.5	137.6	137.9	138.3	9.8	10.1	10.0	9.7	9.6	8.7	9.0	9.0	9.0	9.0
	岐阜県	147.4	141.8	143.2	141.5	142.9	136.4	135.6	137.5	135.7	136.2	10.7	10.1	10.5	10.5	11.5	9.1	9.6	9.6	9.2	9.5
	徳島県	151.4	151.2	150.9	149.8	145.8	141.7	144.0	139.4	138.3	141.5	10.6	10.4	10.1	11.1	9.1	7.9	9.2	9.1	8.4	8.9
	福岡県	157.3	154.6	153.4	152.4	147.9	144.7	145.6	145.7	144.9	142.8	13.0	11.9	11.6	11.9	11.1	9.4	10.2	11.2	10.5	9.0
C ラ ン ク	新潟県	151.5	150.8	151.2	147.4	141.6	142.3	141.8	140.0	141.2	141.4	10.7	10.3	10.6	10.0	9.9	8.8	8.9	8.9	8.7	8.6
	和歌山県	148.6	145.9	145.6	141.4	138.5	134.6	139.8	138.1	139.8	137.9	11.9	10.8	10.5	10.6	9.2	8.6	9.4	10.3	11.5	9.1
	愛媛県	150.6	151.1	149.2	144.8	141.3	142.0	141.6	140.1	140.1	142.2	9.9	10.1	9.6	9.8	9.5	8.7	9.4	9.9	9.6	10.3
	島根県	149.8	150.7	151.9	146.8	147.1	145.0	144.2	142.0	141.0	138.6	9.9	10.8	11.7	10.1	10.7	10.3	10.3	9.1	8.8	8.2
	大分県	147.5	149.5	151.5	149.0	144.8	142.1	140.5	139.9	141.1	138.7	9.1	9.1	10.9	10.5	9.3	8.4	9.3	10.0	9.6	8.7
	熊本県	147.5	146.9	147.9	145.9	144.1	141.2	141.7	139.5	141.7	141.0	8.9	9.1	10.7	10.3	9.8	9.1	9.4	9.4	9.6	9.2
	山形県	153.7	153.2	153.2	151.8	148.6	143.9	148.1	150.0	146.9	146.7	10.8	10.5	10.7	10.2	9.3	8.5	9.8	10.9	10.1	10.1
	佐賀県	153.6	153.7	153.6	151.6	150.0	140.3	138.6	136.6	138.0	142.8	10.7	10.7	10.7	12.1	11.0	9.3	9.0	8.1	8.7	8.6
	長崎県	153.1	152.1	152.1	148.2	146.6	141.9	141.4	140.6	139.7	139.4	10.2	10.0	10.1	9.9	10.1	9.7	9.4	9.0	9.2	8.7
	岩手県	155.9	154.5	154.9	153.4	151.0	148.2	146.8	145.7	145.2	144.1	11.2	10.9	11.2	11.0	11.6	9.7	9.5	9.8	9.5	8.8
資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」 (注) 事業所規模 5 人以上の数値である。	高知県	151.6	148.2	149.1	146.3	141.1	140.6	137.5	137.4	135.2	136.6	10.1	10.1	10.0	8.9	9.1	8.3	7.0	6.7	7.2	7.7
	鳥取県	152.7	151.3	152.4	150.3	145.1	141.4	142.6	142.2	139.0	139.3	8.8	8.7	8.8	8.7	9.5	7.4	7.9	8.5	7.8	7.6
	秋田県	149.1	151.1	153.8	154.2	149.0	145.4	146.9	144.7	144.6	143.2	8.3	8.2	8.9	9.6	8.5	7.4	8.3	9.0	8.2	8.3
	鹿児島県	148.0	149.8	148.0	146.0	144.9	141.9	139.9	136.6	138.5	141.9	9.4	10.1	10.2	9.3	8.9	7.8	8.3	9.0	9.2	9.3
	宮崎県	153.7	150.9	148.7	147.7	144.0	142.9	143.5	143.3	140.3	139.0	10.6	10.0	10.3	9.0	8.9	8.4	8.5	9.4	9.3	8.5
	青森県	154.6	152.5	155.5	153.9	150.0	147.4	148.3	145.2	146.1	147.1	11.5	10.9	12.2	10.7	9.8	9.4	9.0	8.9	7.9	8.6
	沖縄県	147.6	149.3	148.8	144.7	142.9	137.7	139.9	140.5	138.3	136.7	8.8	8.8	9.2	8.1	9.0	8.0	7.9	8.8	7.8	8.1

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」
(注) 事業所規模 5 人以上の数値である。

5 消費者物価指数等の推移
(1) 消費者物価対前年上昇率の推移

ラング	都道府県	(単位：%)																
		2025年												2026年				
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
A ラング	東京都	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	3.0	3.9	2.7	3.3	1.6	1.6	1.4	1.6	1.5	1.6	1.5
	神奈川県	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.4	2.9	3.9	3.5	3.6	1.8	1.5	1.5	1.6	1.7	1.7	1.7
	大阪府	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.9	2.9	3.9	3.2	3.7	2.0	1.6	1.8	1.7	2.0	2.0	2.0
	愛知県	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.4	3.2	3.7	3.2	3.8	2.0	1.8	1.9	1.5	1.6	1.6	1.6
	埼玉県	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.6	3.1	3.6	3.0	3.4	1.8	1.6	1.6	1.2	1.8	1.8	1.6
	千葉県	0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	2.8	4.2	2.7	3.5	1.8	1.8	1.8	1.5	1.6	1.6	1.6
	兵庫県	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.7	2.5	3.9	3.3	3.6	1.7	1.6	1.8	2.0	1.6	1.6	1.6
	京都府	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.2	3.0	3.7	3.3	4.0	1.9	1.5	2.0	1.8	2.1	2.1	2.1
	茨城県	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.2	2.8	3.8	2.7	3.9	2.2	1.4	2.3	2.2	1.8	1.8	1.8
	静岡県	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 0.8	3.1	3.7	3.2	3.8	2.1	1.9	2.6	2.3	2.2	2.3	2.2
B ラング	富山県	0.0	1.1	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.5	2.9	4.2	3.2	3.5	1.7	0.9	1.6	1.8	2.2	2.2	2.2
	広島県	0.0	0.3	0.9	0.1	0.2	△ 0.4	2.8	3.6	3.1	3.8	1.9	1.6	1.7	1.6	1.8	1.8	1.8
	滋賀県	0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 0.7	2.3	3.1	3.1	3.1	1.7	0.8	1.1	1.3	1.4	1.4	1.4
	栃木県	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.2	△ 0.5	2.7	3.7	3.2	3.4	1.4	1.1	1.3	1.4	1.7	1.7	1.7
	群馬県	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.3	2.9	3.3	0.6	0.5	0.8	1.0	1.0	1.0	1.0
	宮城県	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.3	3.5	4.4	3.6	3.9	1.6	1.7	1.5	1.8	2.0	2.0	2.0
	山梨県	△ 0.5	0.5	1.7	0.8	△ 0.5	△ 0.1	3.0	3.8	3.1	3.6	1.1	1.1	0.8	0.9	1.5	1.5	1.5
	三重県	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	△ 0.1	△ 0.3	3.0	3.4	3.0	3.5	1.6	1.2	1.4	1.1	1.7	1.7	1.7
	石川県	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.1	2.3	3.9	3.6	3.6	1.5	0.6	0.8	1.0	1.6	1.6	1.6
	福岡県	0.5	0.4	0.9	0.6	0.2	△ 0.5	2.2	3.7	3.4	3.8	1.0	0.7	0.6	0.4	1.4	1.4	1.4
C ラング	香川県	0.3	0.5	1.3	0.5	△ 0.2	△ 0.4	2.4	3.4	3.4	3.3	1.5	1.1	1.8	0.9	1.5	1.5	1.5
	岡山県	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	0.1	△ 0.1	2.3	3.5	2.6	3.6	1.2	1.3	2.2	1.6	1.5	1.5	1.5
	福井県	0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△ 0.6	2.6	3.8	3.0	3.7	1.1	0.9	1.1	1.2	1.8	1.8	1.8
	奈良県	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	0.0	2.9	3.9	4.0	3.5	1.7	1.7	2.0	1.9	1.9	1.9	1.9
	山口県	0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	0.2	3.1	3.6	3.1	3.5	0.9	0.9	1.4	1.0	1.1	1.1	1.1
	長野県	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	0.3	0.0	3.7	4.2	3.4	3.4	1.0	1.2	1.7	1.2	1.6	1.6	1.6
	北海道	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	0.0	3.5	4.3	3.3	3.5	2.3	2.4	2.4	1.8	1.9	1.9	1.9
	岐阜県	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.3	2.9	3.8	3.6	4.0	1.4	1.3	1.3	1.5	1.2	1.2	1.2
	徳島県	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	2.3	3.3	3.4	3.2	1.2	0.8	1.5	1.3	1.6	1.6	1.6
	福島県	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 0.5	3.2	3.9	3.0	3.5	2.1	1.5	1.3	1.2	1.5	1.5	1.5
C ラング	新潟県	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.5	3.3	3.3	3.1	3.8	1.0	0.5	0.9	0.5	1.1	1.1	1.1
	和歌山県	0.2	0.7	1.1	0.1	0.2	△ 0.3	2.2	3.1	2.8	3.9	2.5	1.8	1.6	1.2	1.5	1.5	1.5
	愛媛県	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.6	2.4	4.0	3.5	3.3	2.0	1.2	1.4	1.3	1.4	1.4	1.4
	島根県	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.1	2.7	3.8	3.0	3.1	1.3	1.0	1.7	1.0	1.4	1.4	1.4
	大分県	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	△ 0.5	2.1	3.3	3.2	3.6	1.5	1.2	1.3	1.7	1.7	1.7	1.7
	熊本県	0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	△ 0.6	2.4	3.7	3.3	3.7	1.3	1.2	1.1	1.4	1.6	1.6	1.6
	山形県	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.1	2.7	3.8	3.9	3.5	0.2	0.6	1.1	1.0	1.3	1.3	1.3
	佐賀県	0.3	0.5	1.4	0.5	0.2	△ 0.8	2.7	4.0	3.5	4.2	1.8	1.3	1.5	0.6	1.0	1.0	1.0
	長崎県	0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.4	2.6	3.7	3.5	4.1	1.8	1.2	1.4	1.0	1.3	1.3	1.3
	岩手県	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	0.2	2.8	4.5	3.4	3.8	2.6	2.6	3.2	2.9	2.9	2.9	2.9
C ラング	高知県	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.4	2.2	4.0	3.5	3.9	1.3	1.0	1.3	1.1	1.4	1.4	1.4
	鳥取県	0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.7	2.9	4.0	3.0	3.3	1.6	0.6	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2
	秋田県	0.0	1.1	1.6	0.7	△ 0.6	0.3	4.0	4.0	3.3	3.2	1.1	0.9	1.4	2.2	2.3	2.3	2.3
	鹿児島県	0.1	0.5	0.8	0.2	0.2	△ 0.4	2.1	3.1	3.5	4.1	1.6	1.1	2.0	1.3	1.6	1.6	1.6
	宮崎県	0.3	0.9	0.6	0.4	0.0	△ 0.5	2.6	3.6	3.6	4.1	1.7	1.7	2.0	1.1	1.5	1.5	1.5
	青森県	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	△ 0.7	△ 0.1	4.0	3.9	3.2	3.8	1.5	1.4	2.1	2.9	3.3	3.3	3.3
	沖縄県	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	0.0	3.2	4.3	3.8	3.9	1.1	0.4	0.8	1.0	1.4	1.4	1.4

資料出所 「総務省「消費者物価指数」
(注) 1 数値は、都道府県庁所在都市のものである。
2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

(2) 消費者物価地域差指数の推移①（都道府県庁所在都市）

ランク	都道府県	消費者物価地域差指数（全国平均＝100）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
A ラ ン ク	全 国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100

(2) 消費者物価地域差指数の推移②（都道府県下全域）

ランク	都道府県	消費者物価地域差指数（全国平均＝100）											
		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		
A ラ ン ク	全 国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—
	東 京	104.4	104.4	104.4	104.7	105.2	104.5	104.7	104.5	104.0	104.0	104.0	—
	神奈川	104.3	104.2	104.3	104.0	103.2	103.0	103.1	103.1	103.3	103.3	103.3	—
	大 阪	100.0	100.0	99.8	99.7	99.8	99.8	99.4	99.3	99.3	99.3	99.3	—
	愛 知	98.2	98.0	98.0	97.6	97.6	98.0	98.4	98.5	98.1	98.1	98.1	—
	埼 玉	101.5	101.2	101.1	101.0	100.6	100.3	100.5	100.4	100.3	100.3	100.3	—
	千 葉	100.0	100.2	100.5	100.7	101.0	100.6	101.0	101.5	101.2	101.2	101.2	—
	兵 庫	100.8	100.3	100.3	100.3	99.6	99.7	99.4	99.1	99.2	99.2	99.2	—
	京 都	100.8	100.7	100.7	100.6	101.6	101.1	100.9	100.8	101.1	101.1	101.1	—
	茨 城	97.6	97.9	97.9	98.1	97.7	97.8	98.2	98.0	97.5	97.5	97.5	—
B ラ ン ク	静 岡	97.9	98.3	98.5	98.5	98.3	98.4	98.4	98.5	98.3	98.3	98.3	—
	富 山	98.5	99.0	99.1	98.6	98.7	98.8	98.6	98.8	98.6	98.6	98.6	—
	広 島	99.1	99.1	98.9	99.0	98.7	98.7	98.7	98.8	98.7	98.7	98.7	—
	滋 賀	99.5	100.0	99.4	99.5	99.3	100.0	99.6	99.3	98.6	99.3	98.6	—
	栃 木	98.4	98.4	98.2	98.2	98.3	98.1	98.3	97.6	97.6	97.6	97.6	—
	群 馬	95.9	96.2	96.3	96.6	96.7	96.6	96.2	96.4	96.2	96.4	96.2	—
	宮 城	98.4	98.7	98.8	99.3	99.3	99.4	99.5	99.9	100.6	100.6	100.6	—
	山 梨	98.3	98.2	98.7	98.7	97.5	97.7	98.1	97.8	98.1	97.7	97.7	—
	三 重	98.5	98.6	98.6	98.7	98.8	99.3	99.3	99.1	98.7	99.1	98.7	—
	石 川	100.4	100.4	100.3	100.2	100.2	100.1	99.4	99.4	99.5	99.5	99.5	—
C ラ ン ク	福 岡	97.0	96.8	96.6	96.8	97.4	97.5	97.3	97.1	98.0	97.9	98.0	—
	香 川	98.5	98.3	98.4	98.3	98.2	98.5	98.2	97.8	98.6	98.6	98.6	—
	岡 山	98.0	98.4	98.3	97.6	97.5	97.8	97.8	98.1	97.7	97.7	97.7	—
	福 井	99.3	99.3	99.4	99.3	99.4	99.5	99.4	99.1	99.3	99.1	99.3	—
	奈 良	96.6	96.8	97.1	97.5	97.3	97.3	97.0	97.1	98.1	97.1	98.1	—
	山 口	99.1	98.9	98.5	98.7	99.4	100.0	99.9	99.7	99.9	99.9	99.9	—
	長 野	96.9	96.8	97.1	97.7	97.7	97.4	97.5	97.9	97.9	97.9	97.9	—
	北海道	99.2	99.8	99.8	99.9	100.3	100.8	101.1	101.7	101.9	101.9	101.9	—
	岐 阜	96.8	97.2	97.4	97.3	97.4	97.3	97.2	97.2	97.1	97.2	97.1	—
	徳 島	99.3	99.4	99.6	100.1	99.6	99.8	99.2	98.8	99.3	99.3	99.3	—
C ラ ン ク	福 島	99.8	99.9	99.4	99.6	99.4	99.4	99.3	99.3	98.8	99.3	98.8	—
	新 潟	98.9	98.8	98.7	98.7	98.2	98.3	98.4	98.2	98.0	98.2	98.0	—
	和 歌 山	100.0	100.0	99.6	99.2	99.4	99.4	99.2	98.6	98.2	98.2	98.2	—
	愛 媛	98.6	98.5	98.1	97.9	97.9	98.2	98.1	98.4	98.6	98.4	98.6	—
	島 根	99.9	99.7	99.3	99.5	99.5	99.9	99.6	100.1	100.0	100.0	100.0	—
	大 分	97.1	97.0	97.3	97.7	97.9	97.8	97.4	97.0	97.4	97.4	97.4	—
	熊 本	98.6	98.6	98.6	98.8	98.7	99.0	98.9	98.9	99.4	99.4	99.4	—
	山 形	100.7	101.0	100.0	100.2	100.5	100.8	100.7	101.2	101.4	101.4	101.4	—
	佐 賀	96.8	96.7	97.2	97.5	98.2	98.2	97.9	97.5	97.7	97.7	97.7	—
	長 崎	100.2	100.1	99.9	99.8	99.5	99.2	99.1	98.8	99.3	99.3	99.3	—
C ラ ン ク	岩 手	98.5	98.9	99.1	99.1	99.0	99.4	99.1	99.7	100.0	100.0	100.0	—
	高 知	99.2	99.5	99.2	99.8	99.2	99.9	99.4	100.0	100.0	100.0	100.0	—
	鳥 取	98.7	98.8	98.8	98.6	98.2	98.3	98.2	98.8	98.9	98.8	98.9	—
	秋 田	98.1	98.4	98.3	98.4	97.9	98.4	98.7	98.9	99.2	98.9	99.2	—
	鹿 児 島	96.1	96.4	96.1	96.3	97.2	97.2	96.6	95.9	96.4	96.4	96.4	—
	宮 崎	96.1	96.4	96.0	96.0	95.9	96.2	96.1	96.1	97.0	97.0	97.0	—
	青 森	98.8	98.3	98.6	98.4	98.1	97.9	98.3	98.6	98.5	98.5	98.5	—
	沖 縄	98.3	98.3	98.5	98.4	98.0	98.5	99.0	99.6	100.2	100.2	100.2	—

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」
(注) 1 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。
2 2025年結果は、2026年9月公表予定。

6 消費支出額の推移

(1) 1月あたりの消費支出額の推移（総世帯）

（単位：円）

		消費支出額					等価消費支出額				
		2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
Aランク	東京都	277,592	277,332	279,319	280,260	297,608	188,009	192,295	189,614	195,742	203,918
	神奈川県	232,059	246,388	263,825	272,943	277,728	161,292	170,839	181,625	186,580	192,108
	大阪府	196,663	211,308	222,395	232,032	233,835	137,692	151,321	154,950	157,152	162,921
	愛知県	221,606	249,640	254,012	252,735	287,991	151,487	169,859	172,435	167,746	198,733
	埼玉県	238,081	249,555	255,697	273,497	261,711	167,929	182,007	186,486	196,867	189,367
	千葉県	216,715	225,587	208,876	229,018	226,464	164,765	176,693	165,131	173,618	172,177
	兵庫県	241,334	244,944	221,983	218,241	246,456	171,077	169,431	161,898	159,594	177,403
	京都府	229,655	244,352	247,571	250,958	243,169	151,760	168,619	177,289	183,519	171,946
	茨城県	252,168	240,726	261,988	270,029	284,325	171,579	167,316	178,260	184,588	189,973
	静岡県	221,676	217,550	232,366	243,591	252,827	152,248	155,791	169,470	172,245	184,393
	富山県	265,734	264,279	264,541	286,405	298,506	171,174	170,948	177,150	183,352	195,139
	広島県	221,238	228,948	240,977	235,142	253,456	149,841	155,063	170,396	164,230	181,504
	滋賀県	262,346	277,837	250,989	261,720	266,195	180,180	188,608	174,030	183,241	192,612
	栃木県	258,105	260,323	280,396	284,819	270,260	168,729	168,038	180,995	188,626	178,984
	群馬県	246,285	257,081	252,685	258,233	269,617	162,396	172,931	169,210	170,645	169,843
	宮城県	204,233	202,684	223,996	234,560	224,609	147,778	149,421	163,366	176,806	165,584
	山梨県	192,344	236,719	223,439	242,950	230,852	142,575	168,655	157,211	172,657	164,475
	三重県	244,592	232,109	281,715	243,206	247,857	161,985	153,048	182,609	162,499	167,486
	石川県	257,606	265,122	265,079	262,394	248,658	161,319	165,379	165,352	169,023	159,187
	Bランク	福岡県	230,718	231,705	245,679	233,333	233,692	155,550	157,292	172,859	161,787
香川県		226,112	239,155	232,989	248,910	282,900	150,076	162,349	163,125	168,198	181,855
岡山県		206,621	237,183	249,763	264,115	238,589	143,266	166,061	173,179	184,917	165,831
福井県		222,110	219,015	234,708	245,958	239,742	149,070	147,325	157,882	167,742	163,884
奈良県		264,018	253,130	262,528	271,052	276,775	176,404	171,049	176,197	179,509	189,643
山口県		214,792	252,464	215,452	229,133	213,953	151,881	184,128	155,489	169,380	161,733
長野県		251,065	235,092	262,284	268,343	293,861	168,126	158,140	178,876	178,499	197,227
北海道		218,534	217,347	244,480	234,854	249,935	153,004	155,645	169,110	166,067	178,525
岐阜県		256,353	261,480	269,015	245,523	246,516	163,445	169,492	179,343	159,149	165,079
徳島県		227,113	234,076	253,435	234,728	233,909	159,011	161,145	180,108	160,083	163,769
福島県		266,672	248,991	261,274	248,721	280,340	173,958	161,397	185,212	170,421	190,747
新潟県		224,096	237,714	241,794	218,285	216,744	157,285	161,000	166,065	154,738	146,798
和歌山県		187,273	225,787	225,446	231,942	232,867	124,572	149,860	150,970	159,675	167,189
愛媛県		222,616	220,403	200,072	231,961	245,566	141,077	143,167	130,236	149,730	158,512
島根県		207,750	218,660	225,273	247,231	247,269	151,922	156,186	161,321	180,793	181,306
大分県		233,686	227,246	252,847	240,292	237,072	159,003	159,890	180,146	163,121	159,834
熊本県		213,032	205,418	215,310	229,100	240,467	154,958	151,436	153,793	170,761	174,914
山形県		254,178	218,569	235,685	254,785	256,442	168,704	148,374	161,489	173,762	182,707
佐賀県		214,267	187,405	208,851	210,801	216,117	156,688	144,158	154,387	153,742	163,369
Cランク		長崎県	209,987	216,962	225,799	235,153	212,028	143,881	151,904	150,533	161,124
	岩手県	247,962	230,202	245,926	268,175	252,107	161,069	154,155	165,803	182,470	177,382
	高知県	238,316	230,233	232,139	240,214	240,125	161,779	159,255	161,348	163,445	163,007
	鳥取県	206,360	208,806	206,405	235,310	237,732	145,194	151,087	148,574	170,712	172,469
	秋田県	221,509	241,404	228,649	237,634	246,552	149,003	159,874	158,922	165,971	169,333
	鹿児島県	256,502	243,020	238,439	256,513	257,879	168,402	160,944	162,237	172,160	170,411
	宮崎県	199,923	228,582	229,687	215,172	224,852	146,591	154,110	158,499	147,433	155,907
青森県	211,193	207,625	212,623	226,112	221,266	145,048	144,659	145,687	157,540	154,163	
沖縄県	195,871	202,555	207,763	199,249	199,880	132,966	140,785	146,182	139,845	142,400	
全国計	235,120	244,231	247,322	250,929	259,880	156,747	163,917	166,744	170,342	177,237	

(2) 1月あたりの消費支出額の推移（総世帯のうち勤労者世帯）

(単位：円)

	消費支出額					等価消費支出額				
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
A ラ ン ク	東京	319,634	299,562	302,955	295,158	316,724	200,556	202,889	195,557	200,830
	神奈川	248,706	259,721	287,940	273,383	300,316	166,921	172,383	190,276	173,598
	大阪	224,200	225,259	247,376	254,603	267,137	147,513	154,345	163,829	162,993
	愛知	227,628	251,860	262,325	255,346	297,753	153,119	170,581	176,459	165,170
	埼玉	269,050	284,894	275,676	337,033	328,265	179,767	200,451	190,235	218,926
	千葉	237,123	253,996	241,371	291,846	264,183	166,839	186,742	178,427	197,211
	兵庫	270,524	249,137	233,980	234,079	266,315	180,349	155,711	165,864	165,519
	京都	296,999	259,533	341,844	263,534	271,092	171,472	161,892	210,390	185,883
	茨城	283,178	280,446	295,271	303,931	322,288	182,411	183,726	183,119	195,374
	静岡	262,488	272,026	250,593	265,288	289,997	166,345	173,791	175,450	176,467
	富山	295,152	295,180	286,790	325,963	355,860	178,308	175,777	182,851	192,746
	広島	219,205	239,638	246,310	242,778	258,813	142,690	159,759	167,593	161,852
	滋賀	273,492	302,772	265,738	268,342	284,932	182,328	191,490	176,377	180,506
	栃木	288,273	301,179	324,973	292,499	287,852	181,956	180,311	194,906	186,113
	群馬	268,818	316,056	297,513	321,244	309,884	167,684	192,703	182,761	191,298
	宮城	236,531	205,171	258,889	269,494	263,615	157,338	146,551	180,377	195,511
	山梨	206,804	272,458	265,863	314,447	260,972	152,045	184,957	174,925	196,914
	三重	285,063	268,983	330,179	276,591	287,227	173,163	163,095	196,968	166,187
	石川	270,008	297,533	307,423	277,579	270,653	162,232	164,788	177,491	168,929
	福岡	250,987	243,864	261,880	242,776	252,881	159,057	157,414	179,017	157,700
B ラ ン ク	香川	265,346	265,497	260,254	274,960	315,945	163,931	172,096	176,672	178,606
	岡山	239,485	253,776	277,839	282,301	307,021	152,073	168,809	172,975	187,370
	福岡	272,934	275,708	269,852	273,982	282,908	158,372	161,346	163,622	176,122
	奈良	310,093	271,321	303,167	317,075	320,654	186,317	171,256	185,884	192,966
	山口	252,234	273,786	251,284	262,012	242,154	168,531	185,431	159,565	176,248
	長野	283,252	252,615	287,871	288,705	305,830	182,081	167,666	182,066	180,441
	北海道	230,308	241,186	294,841	254,429	280,849	149,287	163,352	187,224	170,378
	岐阜	329,679	325,145	302,080	266,531	273,978	186,049	190,932	189,542	163,729
	徳島	266,998	286,492	283,974	283,556	268,606	173,801	171,518	186,038	173,533
	福島	309,297	284,519	277,321	267,668	334,350	186,175	171,260	189,131	172,420
	新潟	258,446	272,085	277,479	247,389	281,153	173,458	174,185	171,755	167,553
	和歌山	229,816	278,480	272,151	248,882	220,643	136,853	169,165	165,626	162,353
	愛媛	247,895	259,441	229,230	245,527	292,337	146,328	150,039	134,841	144,930
	島根	230,561	254,736	250,556	248,525	278,067	166,393	163,751	170,088	174,430
	大分	258,477	254,823	282,243	266,753	273,700	167,546	167,661	196,172	172,188
	熊本	247,624	235,625	255,933	286,323	303,188	161,532	155,367	161,543	189,622
	山形	281,545	250,202	257,493	273,263	266,119	179,507	158,242	171,662	177,503
	佐賀	238,649	213,578	233,008	269,177	275,590	167,499	152,556	161,175	171,273
	長崎	251,078	246,557	279,109	289,014	268,552	155,117	159,484	165,621	183,895
	岩手	286,825	274,348	290,513	306,546	273,027	179,970	167,585	176,801	193,490
C ラ ン ク	高知	263,497	258,493	249,942	270,462	270,416	170,800	174,276	165,166	174,582
	鳥取	225,412	248,863	250,393	249,722	240,281	148,310	171,324	166,559	177,920
	秋田	255,676	293,133	272,867	271,886	302,990	157,358	177,088	171,212	174,415
	鹿児島	289,971	269,254	258,121	285,837	298,391	176,798	163,560	161,326	177,610
	宮崎	207,153	263,996	279,399	248,438	259,218	148,727	162,478	177,062	157,126
	青森	237,527	233,006	248,362	249,710	269,800	156,621	151,354	161,670	160,852
	沖縄	249,796	250,691	228,194	234,420	227,000	149,549	160,488	155,990	150,691
	全国計	263,907	273,417	272,285	275,568	291,397	166,246	172,924	173,251	176,054
	資料出所	総務省「家計調査」								
	(注)	1. 各都道府県の数値は都道府県庁所在地都市以外の地域も含まれる。 2. 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。								

7 労働者数等の推移

(1) 常用労働者数「事業所規模5人以上」(ランク別・都道府県別・暦年)

ランク	都道府県	人数（万人）				前年比増減（％）			
		2021年	2022年	2023年	2024年	2021年	2022年	2023年	2024年
A ラ ン ク	東京都	800	797	810	861				
	神奈川県	299	306	309	310				
	大阪府	394	379	382	389				
	愛知県	318	318	316	327				
	埼玉県	214	222	224	225				
	千葉県	172	177	179	187				
	兵庫県	178	182	183	189				
	京都府	96	95	95	96				
	茨城県	98	102	102	104				
	静岡県	141	142	144	144				
B ラ ン ク	富山県	42	43	44	44				
	岐阜県	107	112	115	111				
	滋賀県	50	50	52	53				
	栃木県	71	74	74	72				
	群馬県	72	73	75	76				
	宮城県	80	77	79	84				
	山梨県	29	29	28	28				
	三重県	66	67	69	69				
	石川県	42	43	43	44				
	福井県	182	187	190	196				
C ラ ン ク	香川県	34	35	36	35				
	岡山県	67	68	70	72				
	福岡県	30	30	31	30				
	奈良県	39	39	39	36				
	山口県	48	47	47	49				
	長野県	76	76	77	78				
	北海道	179	181	182	180				
	岐阜県	67	68	68	72				
	徳島県	25	24	24	24				
	福島県	65	67	67	67				
C ラ ン ク	新潟県	81	83	83	82				
	和歌山県	28	29	28	29				
	愛媛県	45	46	46	46				
	島根県	23	24	24	25				
	大分県	38	37	38	38				
	熊本県	56	56	56	59				
	山形県	38	39	39	38				
	佐賀県	28	29	29	30				
	長崎県	42	41	40	41				
	岩手県	42	41	42	42				
C ラ ン ク	高知県	23	23	23	22				
	鳥取県	18	19	19	19				
	秋田県	32	32	31	31				
	鹿児島県	53	57	58	55				
	宮崎県	34	35	36	37				
	青森県	42	40	41	40				
	沖縄県	48	49	49	50				
	全国計	5,189	5,134	5,228	5,081				

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 1 事業所規模5人以上の数値である。

2 全国計の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。また、前年比の数値は、指数の前年比で

あり、人数の前年比と一致しない。

3 各都道府県の数値は、毎月勤労統計調査の結果であり、茨城県の2021年、2022年、栃木県の2021年、2022年、高知県の2021年は、労働基準局賃金課にて年平均指数から増減率を計算。

4 ランク区分は2023年の見直し後のもの。

(2) 雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）				前年比増減（％）					
		2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
A ラ ン ク	東京都	1,056	1,065	1,081	1,099	1,117	1.6	0.9	1.5	1.6	1.7
	神奈川県	228	229	232	235	238	1.0	0.8	0.9	1.6	1.2
	大阪府	373	375	377	379	383	0.9	0.4	0.5	0.6	1.0
	愛知県	294	294	295	297	299	0.4	0.1	0.1	0.7	0.8
	埼玉県	159	159	159	161	162	1.7	0.2	0.3	0.8	1.0
	千葉県	128	128	129	130	132	1.3	0.2	0.4	1.0	1.3
	兵庫県	144	143	143	143	143	0.3	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.2
	京都府	77	77	77	77	77	0.1	△ 0.0	△ 0.1	0.1	0.2
	茨城県	82	82	82	82	82	1.0	0.6	0.3	△ 0.2	△ 0.8
	静岡県	119	119	119	119	119	0.5	0.1	0.1	△ 0.2	△ 0.1
B ラ ン ク	富山県	37	37	37	36	36	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.3
	広島県	103	102	102	102	101	0.8	△ 0.7	△ 0.3	△ 0.6	△ 0.5
	滋賀県	40	40	40	40	40	△ 0.0	0.3	△ 0.0	△ 0.5	0.1
	栃木県	59	59	59	59	59	1.0	0.3	0.6	△ 0.1	△ 0.1
	群馬県	63	64	64	64	64	0.2	1.1	0.7	0.4	△ 0.1
	宮城県	74	73	73	73	72	0.1	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.5
	山梨県	23	23	23	23	23	0.6	0.6	0.0	0.3	0.3
	三重県	51	51	51	51	51	0.4	0.6	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.3
	石川県	39	38	38	38	39	△ 0.3	△ 0.7	0.1	0.3	0.6
	福岡県	178	177	177	178	178	0.6	△ 0.1	△ 0.1	0.3	0.3
C ラ ン ク	香川県	32	32	32	32	32	△ 2.8	△ 1.0	0.1	0.2	0.1
	岡山県	60	60	60	60	60	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.4	0.1	△ 0.3
	福岡県	26	26	26	26	26	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.7	0.0	△ 0.6
	奈良県	25	25	25	25	25	0.2	△ 0.1	△ 0.2	0.4	0.1
	山口県	41	40	40	40	40	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.2	△ 0.5	△ 1.1
	長野県	64	64	64	64	64	0.3	0.1	0.2	△ 0.0	△ 0.3
	北海道	157	156	155	155	155	0.1	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.3	△ 0.1
	岐阜県	61	61	61	60	60	0.3	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.6
	徳島県	20	20	20	20	20	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.7
	福島県	58	58	57	56	56	△ 0.3	0.7	△ 1.0	△ 1.3	△ 1.2
新 和 歌 山 愛 媛 島 大 分 熊 本 山 形 佐 賀 長 崎 岩 手 高 知 鳥 取 秋 田 鹿 児 島 宮 崎 青 森 沖 縄	新潟県	73	72	72	71	70	△ 0.3	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.9	△ 1.7
	和歌山県	25	24	24	24	24	0.3	△ 0.6	△ 1.0	△ 0.6	△ 1.0
	愛媛県	41	40	40	39	39	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.4	△ 1.5	△ 1.1
	鳥取県	20	20	20	20	20	△ 0.5	△ 0.7	△ 1.1	△ 0.7	△ 1.1
	大分県	33	33	33	33	33	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.7
	熊本県	50	50	50	50	50	0.7	0.1	0.4	0.2	0.2
	山形県	32	32	32	32	31	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.7	△ 1.2	△ 1.5
	佐賀県	24	24	24	24	24	0.2	△ 0.4	0.2	0.1	△ 0.1
	長崎県	37	36	36	36	35	△ 0.5	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.5	△ 0.9
	岩手県	37	36	36	36	35	△ 0.7	△ 0.9	△ 0.8	△ 1.4	△ 1.8
全 国 計	高知県	20	19	19	19	19	△ 1.0	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.9	△ 1.2
	鳥取県	16	16	16	16	16	△ 0.6	△ 0.7	△ 1.7	△ 0.9	△ 1.1
	秋田県	29	29	28	28	28	0.0	△ 0.2	△ 1.4	△ 1.4	△ 0.9
	鹿児島県	46	46	46	46	46	0.3	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.8
	宮崎県	30	30	30	30	30	0.2	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.9
	青森県	35	35	35	34	34	△ 0.8	△ 1.1	△ 1.2	△ 1.5	△ 1.4
	沖縄県	45	45	45	45	45	1.2	0.2	0.0	0.7	0.5
	全国計	4,461	4,469	4,484	4,506	4,528	0.7	0.2	0.4	0.5	0.5
	厚生労働省「雇用保険事業月報」資料出所										
	(注) 1 労働者が雇用される事業所ごとに適用事業所として届け出ることが原則であるが、本社のみで労務管理を行っている場合などは、本社が支社を一括して適用事業所の届出を行う場合がある。（＝雇用保険における一括適用）										
2 一括適用事業所となった場合、雇用保険データにおける被保険者数の計上は、届出のあった都道府県のみで計上される。											
3 被保険者には、一般被保険者の他、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者数の都道府県計は全国計に必ずしも一致しない。											
4 一般被保険者の雇用保険加入要件については、一週間の所定労働時間が20時間以上及び31日以上の雇用見込み。											
5 ランク区分は2023年の見直し後のもの。											

(3) 就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					前年比（％）				
		2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
A ラ ン ク	東京都	823	833	838	845	862			1.2	0.6	0.8
	神奈川県	500	503	508	518	528	△ 1.0	0.6	1.0	2.1	1.9
	大阪府	463	465	467	474	482	0.0	0.6	0.4	1.5	1.6
	愛知県	417	418	422	422	425	0.6	0.4	0.8	0.1	0.6
	埼玉県	399	403	405	408	413	0.7	1.0	0.4	0.8	1.1
	千葉県	338	339	342	345	348	0.2	0.4	0.9	0.9	0.9
	兵庫県	276	277	278	280	281	0.3	0.4	0.4	0.5	0.4
	京都府	135	134	135	136	136	△ 0.7	△ 0.7	0.5	0.4	0.5
	茨城県	152	152	152	153	153	△ 0.1	△ 0.4	0.1	0.6	0.3
	静岡県	198	197	197	197	197	△ 0.3	△ 0.3	0.2	△ 0.2	0.1
B ラ ン ク	富山県	56	55	55	55	55	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.4
	広島県	145	145	145	145	146	△ 0.2	△ 0.2	0.2	0.3	0.3
	滋賀県	75	76	78	78	77	△ 1.6	1.5	2.1	△ 0.4	△ 0.4
	栃木県	102	103	104	105	105	△ 0.7	0.8	1.0	0.6	0.0
	群馬県	103	103	103	104	103	△ 0.1	0.0	0.4	0.3	△ 0.2
	宮城県	122	121	122	122	122	△ 0.7	△ 0.8	0.9	0.5	△ 0.1
	山梨県	44	44	44	45	45	0.7	△ 0.9	1.4	0.2	0.7
	三重県	95	94	93	92	92	△ 1.3	△ 1.1	△ 1.5	△ 0.3	△ 0.2
	石川県	61	60	60	60	60	△ 0.3	△ 0.3	0.2	△ 0.2	△ 0.3
	福岡県	262	262	263	266	270	0.1	0.2	0.2	1.0	1.6
C ラ ン ク	香川県	49	48	48	48	48	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.4	0.0	△ 0.2
	岡山県	97	97	98	98	99	0.0	0.3	0.5	0.7	0.1
	山形県	42	41	41	41	41	△ 0.9	△ 1.9	△ 0.7	△ 1.0	1.5
	福島県	66	66	66	67	66	0.0	△ 0.2	△ 0.6	1.5	△ 0.8
	奈良県	66	67	67	67	67	△ 0.4	△ 1.6	△ 1.0	△ 0.3	0.8
	山口県	69	67	67	67	67	△ 1.2	△ 1.2	0.1	0.4	0.0
	長野県	112	111	111	111	111	△ 1.2	△ 0.4	1.4	0.3	△ 0.2
	北海道	261	260	264	265	264	△ 0.8	△ 0.4	1.4	0.3	△ 0.2
	岐阜県	109	108	107	107	108	0.1	△ 0.9	△ 0.5	0.1	0.2
	徳島県	36	36	35	35	35	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.6	△ 0.6	0.0
福岡県	97	96	95	94	94	△ 0.5	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.7	
C ラ ン ク	新潟県	116	115	115	114	114	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.5
	和歌山県	46	46	46	46	46	△ 2.7	△ 0.6	0.4	△ 1.1	△ 0.4
	愛媛県	68	68	67	67	66	△ 1.3	0.0	△ 0.4	△ 1.0	△ 1.2
	島根県	35	37	35	33	34	1.4	5.1	△ 4.6	△ 5.1	2.1
	大分県	59	59	58	57	57	△ 1.2	△ 0.2	△ 1.2	△ 1.0	△ 0.3
	熊本県	91	91	91	91	91	0.0	△ 0.1	0.1	0.1	△ 0.3
	山形県	58	58	57	57	55	△ 0.2	0.7	△ 1.0	△ 1.4	△ 2.3
	佐賀県	44	44	44	43	43	0.9	0.0	△ 0.5	△ 1.8	△ 1.2
	長崎県	66	66	65	65	64	△ 1.0	△ 1.2	△ 0.2	△ 0.3	△ 1.2
	岩手県	64	63	63	62	60	△ 2.0	△ 1.4	△ 1.4	△ 1.1	△ 3.1
高知県	35	35	34	34	34	△ 0.9	△ 1.1	△ 1.2	△ 0.3	0.9	
C ラ ン ク	鳥取県	30	30	28	28	29	0.7	△ 0.7	△ 4.4	0.4	1.4
	秋田県	49	47	47	47	46	△ 0.4	△ 2.5	△ 1.5	0.4	△ 0.9
	鹿児島県	80	80	79	79	79	0.3	△ 0.3	△ 1.1	△ 0.1	0.8
	宮崎県	55	54	54	54	54	△ 1.8	△ 1.8	0.0	0.2	△ 0.9
	青森県	64	63	63	62	62	△ 1.2	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.6	△ 1.0
	沖縄県	74	75	76	77	77	0.5	0.8	1.7	1.2	0.1
	全国計	6,713	6,723	6,747	6,781	6,828	0.0	0.1	0.4	0.5	0.7

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」、「労働力調査」
（注）1 都道府県別に表章するように標本設計を行っており（北海道、沖縄県を除く）、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。
2 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の年平均結果を遡って一部改定している。
3 全国計の数値は労働力調査結果の数値であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。
4 ランク区分は2023年の見直し後のもの。
5 前年比は労働基準局賃金課において就業者数から算出。

Ⅲ 業務統計資料編

ひとくらし、あいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1 地域別最低賃金改定状況

(1) 2025年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

ラン ク	都道府県名	前年度決定金額 (円)	改定最低賃金額				結審月日 (答申日)	採決状況	発効日
			最低賃金額 (円)	前年度比 (%)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)			
A	東 京	1,163	1,226	105	63	5.42%	8月7日	● 使側5名反対	10月3日
A	神奈川	1,162	1,225	105	63	5.42%	8月8日	○ 全会一致	10月4日
A	大 阪	1,114	1,177	106	63	5.66%	8月19日	○ 全会一致	10月16日
A	愛 知	1,077	1,140	106	63	5.85%	8月21日	▲ 労側5名反対	10月18日
A	埼 玉	1,078	1,141	106	63	5.84%	8月8日	▲ 労側5名反対	11月1日
A	千 葉	1,076	1,140	106	64	5.95%	8月7日	● 使側5名反対	10月3日
B	京 都	1,058	1,122	106	64	6.05%	8月27日	● 使側3名反対、 労側1名棄権	11月21日
B	兵 庫	1,052	1,116	106	64	6.08%	8月8日	● 使側5名反対	10月4日
B	静 岡	1,034	1,097	106	63	6.09%	8月26日	▲ 金 額：労側5 名反対 発効日：使側3 名反対	11月1日
B	三 重	1,023	1,087	106	64	6.26%	8月15日	▲ 労側5名退席	11月21日
B	広 島	1,020	1,085	106	65	6.37%	8月18日	● 使側5名反対	11月1日
B	滋 賀	1,017	1,080	106	63	6.19%	8月8日	▲ 労側5名反対、 使側1名反対	10月5日
B	北海道	1,010	1,075	106	65	6.44%	8月8日	● 使側5名反対	10月4日
B	茨 城	1,005	1,074	107	69	6.87%	8月18日	● 使側5名反対	10月12日
B	栃 木	1,004	1,068	106	64	6.37%	8月5日	○ 全会一致	10月1日
B	岐 阜	1,001	1,065	106	64	6.39%	8月21日	○ 全会一致	10月18日
B	長 野	998	1,061	106	63	6.31%	8月7日	▲ 労側5名反対	10月3日
B	富 山	998	1,062	106	64	6.41%	8月18日	● 使側5名反対	10月12日
B	福 岡	992	1,057	107	65	6.55%	8月20日	● 使側5名反対	11月16日
B	山 梨	988	1,052	106	64	6.48%	8月27日	▲ 労側2名反対	12月1日
B	奈 良	986	1,051	107	65	6.59%	8月8日	○ 全会一致	11月16日
B	群 馬	985	1,063	108	78	7.92%	8月26日	● 使側5名反対	3月1日
B	新 潟	985	1,050	107	65	6.60%	8月6日	● 使側5名反対	10月2日
B	石 川	984	1,054	107	70	7.11%	8月12日	● 使側2名反対	10月8日
B	福 井	984	1,053	107	69	7.01%	8月8日	● 使側3名反対	10月8日
B	岡 山	982	1,047	107	65	6.62%	8月20日	▲ 労側4名反対	12月1日
B	和歌山	980	1,045	107	65	6.63%	8月21日	○ 全会一致	11月1日
B	徳 島	980	1,046	107	66	6.73%	9月1日	○ 全会一致	1月1日
B	山 口	979	1,043	107	64	6.54%	8月19日	● 使側3名反対	10月16日
B	宮 城	973	1,038	107	65	6.68%	8月8日	▲ 労側1名反対、 使側3名反対	10月4日
B	香 川	970	1,036	107	66	6.80%	8月20日	▲ 労側3名反対	10月18日
B	島 根	962	1,033	107	71	7.38%	8月18日	● 使側4名反対	11月17日
B	愛 媛	956	1,033	108	77	8.05%	9月1日	○ 全会一致	12月1日
B	福 島	955	1,033	108	78	8.17%	9月5日	● 使側4名反対	1月1日
C	鳥 取	957	1,030	108	73	7.63%	8月8日	○ 全会一致	10月4日
C	佐 賀	956	1,030	108	74	7.74%	8月26日	■ 使側5名退席	11月21日
C	山 形	955	1,032	108	77	8.06%	9月3日	● 使側3名反対	12月23日
C	大 分	954	1,035	108	81	8.49%	9月4日	● 使側4名反対	1月1日
C	青 森	953	1,029	108	76	7.97%	8月28日	● 使側5名反対	11月21日
C	長 崎	953	1,031	108	78	8.18%	9月2日	■ 使側4名退席	12月1日
C	鹿児島	953	1,026	108	73	7.66%	8月29日	● 使側5名反対	11月1日
C	岩 手	952	1,031	108	79	8.30%	8月28日	● 使側5名反対	12月1日
C	高 知	952	1,023	107	71	7.46%	8月29日	○ 全会一致	12月1日
C	熊 本	952	1,034	109	82	8.61%	9月4日	● 使側2名反対、 使側3名退席	1月1日
C	宮 崎	952	1,023	107	71	7.46%	8月25日	● 使側4名反対	11月16日
C	沖 縄	952	1,023	107	71	7.46%	8月26日	● 使側4名反対	12月1日
C	秋 田	951	1,031	108	80	8.41%	8月25日	● 使側5名反対	3月31日
全国加重平均額		1,055	1,121	106	66	6.26%	—		—

備考

- 1 全国加重平均額 1,121円
- 2 答申時の裁決状況 ○全会一致10件 ●使用者側反対21件 ▲労働者側反対6件 ■使用者側退席等3件
●使用者側一部反対5件 ▲労働者側一部反対2件 ▲●使用者側・労働者側双方一部反対2件
- 3 答申時期 前年より早い2件 前年より遅い43件 前年と同じ2件
- 4 発効日 前年より早い1件 前年より遅い45件 前年と同じ1件
- 5 目安との比較 目安を上回る39件
- 6 異議申出状況 47局（前年度47局）

(2) 目安と改定額との関係の推移（都道府県別）

(単位：円)

ランク	都道府県	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
A ランク	東京都					+1					
	神奈川県					+1					
	大阪府	+1				+2			+1		+1
	愛知県					+2					+1
B ランク	埼玉県	+1		+1	+1	+1		+1	+1	+1	+1
	千葉県					+2					+1
	東京都					+2					+1
	茨城県					+1					+1
	静岡県					+1					+1
	富山県					+1					+1
	岐阜県					+1					+1
	長野県					+1					+1
	新潟県					+1					+1
	石川県					+1					+1
	福井県					+1					+1
	香川県	+1			+1	+2			+2	+1	+2
	岡山県					+1			+1	+2	+3
	広島県					+1					+2
	山口県					+1					+2
	徳島県					+1					+2
	高知県					+1					+2
	愛媛県					+1					+2
	福岡県					+1					+2
	佐賀県					+1					+2
	熊本県					+1					+2
	大分県					+1					+2
	宮崎県					+1					+2
	鹿児島県					+1					+2
	沖縄県					+1					+2
C ランク	東京都					+2					
	神奈川県					+3					
	大阪府					+3					
	兵庫県					+2					
	奈良県					+3					
	和歌山県					+3					
	三重県					+2					
	滋賀県					+2					
	京都府					+2					
	大阪府					+2					
	兵庫県					+2					
	奈良県					+2					
	和歌山県					+2					
	三重県					+2					
	滋賀県					+2					
	京都府					+2					

(注) 2020年度中央最低賃金審議会の答申では「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされたが、表では便宜的に引上げ額を記載している。

(3) 効力発生年月日の推移

ランク	都道府県	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
A ランク	東京都	10.1	10.1	10.1	10.1		10.1	10.1	10.1	10.1	10.3
	神奈川県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4
B ランク	大阪府	10.1	9.30	10.1	10.1		10.1	10.1	10.1	10.1	10.16
	愛知県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.18
	埼玉県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	11.1
	千葉県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3
	兵庫県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4
	京都府	10.2	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.9	10.1	10.1	11.21
	大阪府	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.12
	静岡県	10.5	10.4	10.3	10.4		10.2	10.5	10.1	10.1	11.1
	富山県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.12
	広島県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	11.1
	佐賀県	10.6	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.6	10.1	10.1	10.5
	栃木県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	群馬県	10.6	10.7	10.6	10.6	10.3	10.2	10.8	10.5	10.4	3.1
	宮城県	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4
	山梨県	10.1	10.14	10.3	10.1	10.9	10.1	10.20	10.1	10.1	12.1
	三重県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	11.21
	石川県	10.1	10.1	10.1	10.2	10.7	10.7	10.8	10.8	10.5	10.8
	福井県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.8	10.6	10.5	11.16
	香川県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.18
	岡山県	10.1	10.1	10.3	10.2	10.3	10.2	10.1	10.1	10.2	12.1
C ランク	福岡県	10.1	10.1	10.1	10.4	10.2	10.1	10.2	10.1	10.5	10.8
	奈良県	10.6	10.1	10.4	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	11.16
	山梨県	10.1	10.1	10.1	10.4	10.1	10.1	10.13	10.1	10.1	10.16
	長野県	10.1	10.1	10.1	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3
	北海道	10.1	10.1	10.1	10.3	10.1	10.1	10.2	10.1	10.1	10.4
	岐阜県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.18
	徳島県	10.1	10.5	10.1	10.1	10.4	10.1	10.6	10.1	11.1	1.1
	福岡県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.1	10.6	10.1	10.5	1.1
	新潟県	10.1	10.1	10.1	10.6	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2
	和歌山県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	11.1
	愛媛県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	10.1	10.5	10.6	10.13	12.1
	島根県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.5	10.6	10.12	11.17
	大分県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.6	10.5	10.6	10.5	1.1
	熊本県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.8	10.5	1.1
	山形県	10.7	10.6	10.1	10.1	10.3	10.2	10.6	10.14	10.19	12.23
	佐賀県	10.2	10.6	10.4	10.4	10.2	10.6	10.2	10.14	10.17	11.21
	長崎県	10.6	10.6	10.6	10.3	10.3	10.2	10.8	10.13	10.12	12.1
	岩手県	10.5	10.1	10.1	10.4	10.3	10.2	10.20	10.4	10.27	12.1
	高知県	10.16	10.13	10.5	10.5	10.3	10.2	10.9	10.8	10.9	12.1
児	鳥取県	10.12	10.6	10.5	10.5	10.2	10.6	10.6	10.5	10.5	10.4
	秋田県	10.6	10.1	10.1	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	3.31
	鹿嶋市	10.1	10.1	10.1	10.3	10.3	10.2	10.6	10.6	10.5	11.1
	宮崎県	10.1	10.6	10.5	10.4	10.3	10.6	10.6	10.6	10.5	11.16
	青森県	10.20	10.6	10.4	10.4	10.3	10.6	10.5	10.7	10.5	11.21
	沖縄県	10.1	10.1	10.3	10.3	10.3	10.8	10.6	10.8	10.9	12.1

(4) 加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別）

(単位：円)

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
全 国	823 (3.1)	848 (3.0)	874 (3.1)	901 (3.1)	902 (0.1)	930 (3.1)	961 (3.3)	1,004 (4.5)	1,055 (5.1)	1,121 (6.3)
Aランク	900 (2.9)	920 (2.2)	947 (2.9)	975 (3.0)	976 (0.1)	1,004 (2.9)	1,035 (3.1)	1,077 (4.1)	1,127 (4.6)	1,190 (5.6)
Bランク	806 (3.2)	821 (1.9)	847 (3.2)	874 (3.2)	875 (0.1)	903 (3.2)	935 (3.5)	953 (4.5)	1,004 (5.4)	1,070 (6.6)
Cランク	764 (3.0)	787 (3.0)	812 (3.2)	838 (3.2)	839 (0.1)	867 (3.3)	897 (3.5)	898 (5.3)	953 (6.1)	1,029 (8.0)
Dランク	717 (3.2)	739 (3.1)	763 (3.2)	791 (3.7)	793 (0.3)	822 (3.7)	854 (3.9)	—	—	—

(注) 1 金額は適用労働者数による加重平均時間額である。

2 ()内は引上げ率 (%)を示す。

3 各ランクは、各年度における適用ランクである。

4 2017年度はランク区分の入替え（埼玉B→A、山梨C→B、徳島D→C）があったため、引上げ率等の比較には注意が必要。

5 2023年度より3ランクとなっている。2023年度のランク別引上げ率は、ランク区分の入替え後の金額に対するもの。

(5) 最高額と最低額及び格差の推移

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
① 最高額 (円)	932 東 京	958 東 京	985 東 京	1,013 東京	1,013 東 京	1,041 東 京	1,072 東 京	1,113 東 京	1,163 東 京	1,226 東 京
② 最低額 (円)	714 宮崎 沖縄	737 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	761 鹿児島	790 青森 岩手 秋田 山形 鳥取 島根 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	792 秋田 鳥取 島根 高知 佐賀 大分 沖縄	820 高知 沖縄	853 青森 秋田 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 宮崎 鹿児島 沖縄	893 岩手	951 秋田	1,023 高知 宮崎 沖縄
格差 ②／①×100	76.6	76.9	77.3	78.0	78.2	78.8	79.6	80.2	81.8	83.4

(6) 地域別最低賃金引上げ率の推移

(単位：％)

2024年度 ランク	都道府県	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
A ラ ン ク	東京	2.8	2.8	2.8	2.8	0.0	2.8	3.0	3.8	4.5	5.4
	神奈川	2.8	2.8	2.8	2.8	0.1	2.8	3.0	3.8	4.5	5.4
	大阪	2.9	2.9	3.0	3.0	0.0	2.9	3.1	4.0	4.7	5.7
	愛知	3.0	3.1	3.1	3.1	0.1	3.0	3.2	4.2	4.9	5.8
B ラ ン ク	埼玉	3.0	3.1	3.1	3.1	0.2	3.0	3.2	4.2	4.9	5.8
	千葉	3.1	3.1	3.1	3.1	0.2	3.0	3.3	4.3	4.9	5.9
	兵庫	3.1	3.1	3.2	3.2	0.1	3.1	3.4	4.3	5.1	6.1
	京都	3.0	3.0	3.0	3.1	0.0	3.1	3.3	4.1	5.0	6.0
	茨城	3.2	3.2	3.3	3.3	0.2	3.3	3.6	4.6	5.5	6.9
	静岡	3.1	3.1	3.1	3.1	0.0	3.2	3.4	4.2	5.1	6.1
	富山	3.2	3.2	3.3	3.3	0.1	3.3	3.5	4.4	5.3	6.4
	広島	3.1	3.2	3.2	3.2	0.0	3.2	3.4	4.3	5.2	6.4
	滋賀	3.1	3.2	3.2	3.2	0.2	3.2	3.5	4.3	5.2	6.2
	栃木	3.2	3.2	3.3	3.3	0.1	3.3	3.5	4.5	5.2	6.4
	群馬	3.0	3.2	3.3	3.2	0.2	3.3	3.5	4.5	5.3	7.9
	馬場	3.0	3.2	3.4	3.3	0.1	3.4	3.5	4.5	5.4	6.7
	宮城	3.0	3.3	3.3	3.3	0.1	3.3	3.7	4.5	5.3	6.5
	山梨	3.1	3.1	3.2	3.2	0.1	3.2	3.4	4.3	5.1	6.3
	三重	3.0	3.2	3.2	3.2	0.1	3.2	3.4	4.7	5.5	7.1
	石川	3.0	3.1	3.2	3.3	0.1	3.3	3.4	4.6	5.4	6.6
	福岡	3.2	3.2	3.4	3.3	0.2	3.4	3.5	4.6	5.7	6.8
	香川	3.0	3.2	3.3	3.2	0.1	3.4	3.5	4.5	5.4	6.6
	岡山	3.0	3.2	3.2	3.2	0.1	3.4	3.5	4.8	5.7	7.0
	井ノ口	3.0	3.1	3.2	3.2	0.1	3.3	3.5	4.5	5.3	6.6
	奈良	3.0	3.2	3.2	3.4	0.0	3.4	3.6	4.5	5.5	6.5
	山口	3.2	3.2	3.3	3.3	0.1	3.3	3.5	4.4	5.3	6.3
	長野	2.9	3.1	3.1	3.1	0.0	3.3	3.5	4.3	5.2	6.4
	北海道	2.9	3.1	3.1	3.2	0.1	3.3	3.4	4.4	5.4	6.4
	岐阜	3.0	3.4	3.5	3.5	0.4	3.5	3.8	4.8	9.4	6.7
	徳島	3.0	3.0	3.2	3.4	0.3	3.5	3.6	4.9	6.1	8.2
	福島	3.0	3.3	3.2	3.4	0.1	3.4	3.6	4.6	5.8	6.6
	新潟	3.0	3.2	3.3	3.4	0.1	3.4	3.5	4.5	5.5	6.6
	和歌山	3.0	3.1	3.4	3.4	0.4	3.5	3.9	5.2	6.6	8.1
	愛媛	3.0	3.1	3.4	3.4	0.4	3.5	3.9	5.2	6.6	8.1
	島根	3.2	3.1	3.2	3.4	0.3	4.0	4.0	5.5	6.4	7.4
C ラ ン ク	大分	3.0	3.1	3.4	3.7	0.3	3.8	3.9	5.3	6.1	8.5
	熊本	3.0	3.1	3.4	3.7	0.4	3.5	3.9	5.3	6.0	8.6
	山形	3.0	3.1	3.2	3.5	0.4	3.7	3.9	5.4	6.1	8.1
	佐賀	3.0	3.1	3.4	3.7	0.3	3.7	3.9	5.5	6.2	7.7
	長崎	3.0	3.1	3.4	3.7	0.4	3.5	3.9	5.3	6.1	8.2
	福岡	3.0	3.1	3.3	3.7	0.4	3.5	4.0	4.6	6.6	8.3
	高知	3.2	3.1	3.4	3.7	0.3	3.5	4.0	5.2	6.1	7.5
	鳥取	3.2	3.1	3.4	3.7	0.3	3.7	4.0	5.4	6.3	7.6
	秋田	3.2	3.2	3.3	3.7	0.3	3.8	3.9	5.2	6.0	8.4
	鹿儿岛	3.0	3.1	3.3	3.7	0.4	3.5	3.9	5.2	6.2	7.7
	宮崎	3.0	3.2	3.4	3.7	0.4	3.5	3.9	5.2	6.1	7.5
	青森	3.0	3.1	3.3	3.7	0.4	3.7	3.8	5.3	6.1	8.0
	沖縄	3.0	3.2	3.4	3.7	0.3	3.5	4.0	5.0	6.3	7.5

2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

(1) 監督指導結果の推移（全国計、暦年、法違反の状況等）

	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（％）			最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（％）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率（％）
2016 年	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
2017 年	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
2018 年	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
2019 年	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
2020 年	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
2021 年	9,308※	751	8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7
2022 年	14,965	1,607	10.7	56.2	36.7	7.1	164,525	4,389	2.7
2023 年	15,105	1,558	10.3	59.6	35.2	5.2	163,175	3,786	2.3
2024 年	15,485	1,633	10.5	61.9	32.2	5.9	173,558	4,053	2.3
2025 年	20,281	2,034	10.0	64.7	30.0	5.4	220,060	4,756	2.2
2026 年	20,685	2,063	10.0	69.8	25.4	4.8	223,187	5,021	2.2

（注）各年とも1月～3月の結果である。

※ 2021年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

(2) 業種別法違反の状況 (2026年1月～3月、全国計)

業 種	合計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%
01 製造業	4,607	484	10.5%	4,309	436	10.1%	298	48	16.1%
01 食料品製造業	1,351	138	10.2%	1,349	138	10.2%	2	0	0.0%
02 繊維工業	257	26	10.1%	257	26	10.1%	0	0	-
03 衣服その他の繊維製品製造業	217	18	8.3%	217	18	8.3%	0	0	-
04 木材・木製品製造業	87	7	8.0%	87	7	8.0%	0	0	-
05 家具・装備品製造業	72	4	5.6%	72	4	5.6%	0	0	-
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	122	17	13.9%	122	17	13.9%	0	0	-
07 印刷・製本業	249	25	10.0%	249	25	10.0%	0	0	-
08 化学工業	305	43	14.1%	304	43	14.1%	1	0	0.0%
09 窯業土石製品製造業	84	12	14.3%	83	11	13.3%	1	1	100.0%
10 鉄鋼業	30	3	10.0%	13	0	0.0%	17	3	17.6%
11 非鉄金属製造業	27	3	11.1%	7	1	14.3%	20	2	10.0%
12 金属製品製造業	382	36	9.4%	367	34	9.3%	15	2	13.3%
13 一般機械器具製造業	242	23	9.5%	160	12	7.5%	82	11	13.4%
14 電気機械器具製造業	303	39	12.9%	212	20	9.4%	91	19	20.9%
15 輸送用機械等製造業	110	14	12.7%	50	5	10.0%	60	9	15.0%
16 電気・ガス・水道業	13	0	0.0%	13	0	0.0%	0	0	-
17 その他の製造業	756	76	10.1%	747	75	10.0%	9	1	11.1%
02 鉱業	9	1	11.1%	9	1	11.1%	0	0	-
03 建設業	377	37	9.8%	377	37	9.8%	0	0	-
01 土木工事業	72	8	11.1%	72	8	11.1%	0	0	-
02 建築工事業	172	18	10.5%	172	18	10.5%	0	0	-
03 その他の建設業	133	11	8.3%	133	11	8.3%	0	0	-
04 運輸交通業	69	10	14.5%	69	10	14.5%	0	0	-
02 道路旅客運送業	17	2	11.8%	17	2	11.8%	0	0	-
03 道路貨物運送業	50	8	16.0%	50	8	16.0%	0	0	-
04 その他の運輸交通業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	-
05 貨物取扱業	11	0	0.0%	11	0	0.0%	0	0	-
1号～5号 計	5,073	532	10.5%	4,775	484	10.1%	298	48	16.1%
06 農林業	187	22	11.8%	187	22	11.8%	0	0	-
01 農業	183	22	12.0%	183	22	12.0%	0	0	-
02 林業	4	0	0.0%	4	0	0.0%	0	0	-
07 畜産・水産業	44	8	18.2%	44	8	18.2%	0	0	-
01 畜産業	31	6	19.4%	31	6	19.4%	0	0	-
02 水産業	13	2	15.4%	13	2	15.4%	0	0	-
08 商業	8,459	812	9.6%	8,393	802	9.6%	66	10	15.2%
01 卸売業	2,005	167	8.3%	2,004	167	8.3%	1	0	0.0%
02 小売業	5,169	533	10.3%	5,105	524	10.3%	64	9	14.1%
03 理美容業	1,070	96	9.0%	1,070	96	9.0%	0	0	-
04 その他の商業	215	16	7.4%	214	15	7.0%	1	1	100.0%
09 金融・広告業	83	8	9.6%	83	8	9.6%	0	0	-
01 金融業	10	1	10.0%	10	1	10.0%	0	0	-
02 広告・あつせん業	73	7	9.6%	73	7	9.6%	0	0	-
10 映画・演劇業	11	2	18.2%	11	2	18.2%	0	0	-
11 通信業	9	2	22.2%	9	2	22.2%	0	0	-
12 教育・研究業	185	17	9.2%	185	17	9.2%	0	0	-
13 保健衛生業	1,791	174	9.7%	1,791	174	9.7%	0	0	-
01 医療保健業	423	42	9.9%	423	42	9.9%	0	0	-
02 社会福祉施設	1,303	123	9.4%	1,303	123	9.4%	0	0	-
03 その他の保健衛生業	65	9	13.8%	65	9	13.8%	0	0	-
14 接客娯楽業	3,850	402	10.4%	3,850	402	10.4%	0	0	-
01 旅館業	536	51	9.5%	536	51	9.5%	0	0	-
02 飲食店	3,148	335	10.6%	3,148	335	10.6%	0	0	-
03 その他の接客娯楽業	166	16	9.6%	166	16	9.6%	0	0	-
15 清掃・と畜業	383	30	7.8%	383	30	7.8%	0	0	-
16 官公署	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
17 その他の事業	608	54	8.9%	607	53	8.7%	1	1	100.0%
01 派遣業	30	4	13.3%	29	3	10.3%	1	1	100.0%
02 その他の事業	578	50	8.7%	578	50	8.7%	0	0	0.0%
6号～17号 計	15,612	1,531	9.8%	15,545	1,520	9.8%	67	11	16.4%
合計	20,685	2,063	10.0%	20,320	2,004	9.9%	365	59	16.2%



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

足下の経済状況等に関する補足資料

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断（2026年1月～5月）

○ 2026年5月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待されるもの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」とされている。

	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
1 月月例	景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
2 月月例	景気は、米国の通商政策の影響が残るものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。	改善の動きがみられる	<u>このところ上昇テンポが緩やかに</u> なっている
3 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、 <u>中東情勢の影響を注視する必要がある。</u>	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待されるものの、 <u>中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向などに注意する必要がある。</u>	改善の動きがみられる	<u>このところ緩やかに</u> 上昇している
4 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向などに注意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ緩やかに上昇している
5 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や緩やかな回復を支えることが期待されるものの、 <u>中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。</u>	改善の動きがみられる	<u>緩やかに</u> 上昇している

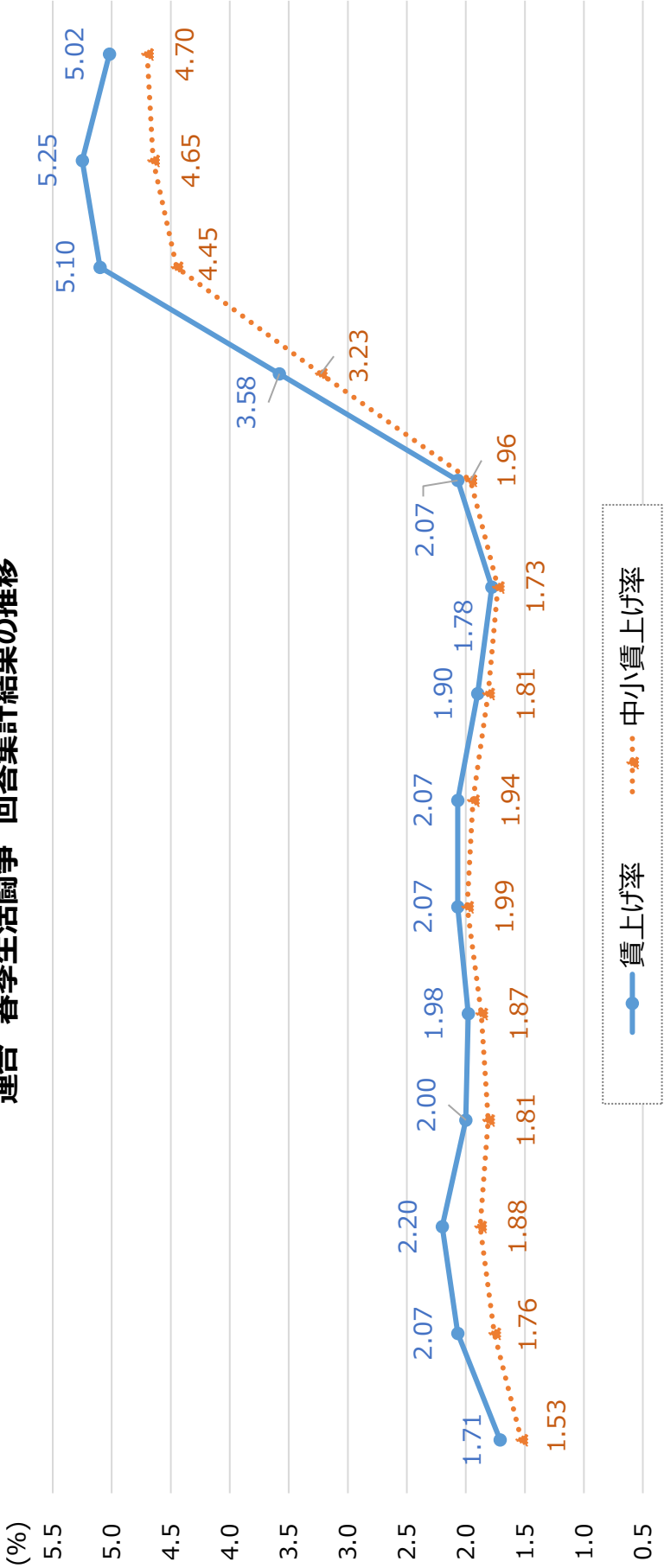
(資料出所) 内閣府「月例経済報告」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 下線は前月からの主な変更点

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第6回回答集計結果（6月4日公表）では、全体の賃上げ率は5.02%（中小4.70%）となっており、5%台の高い水準。中小は比較可能な2013年以降で最も高い。

連合 春季生活闘争 回答集計結果の推移



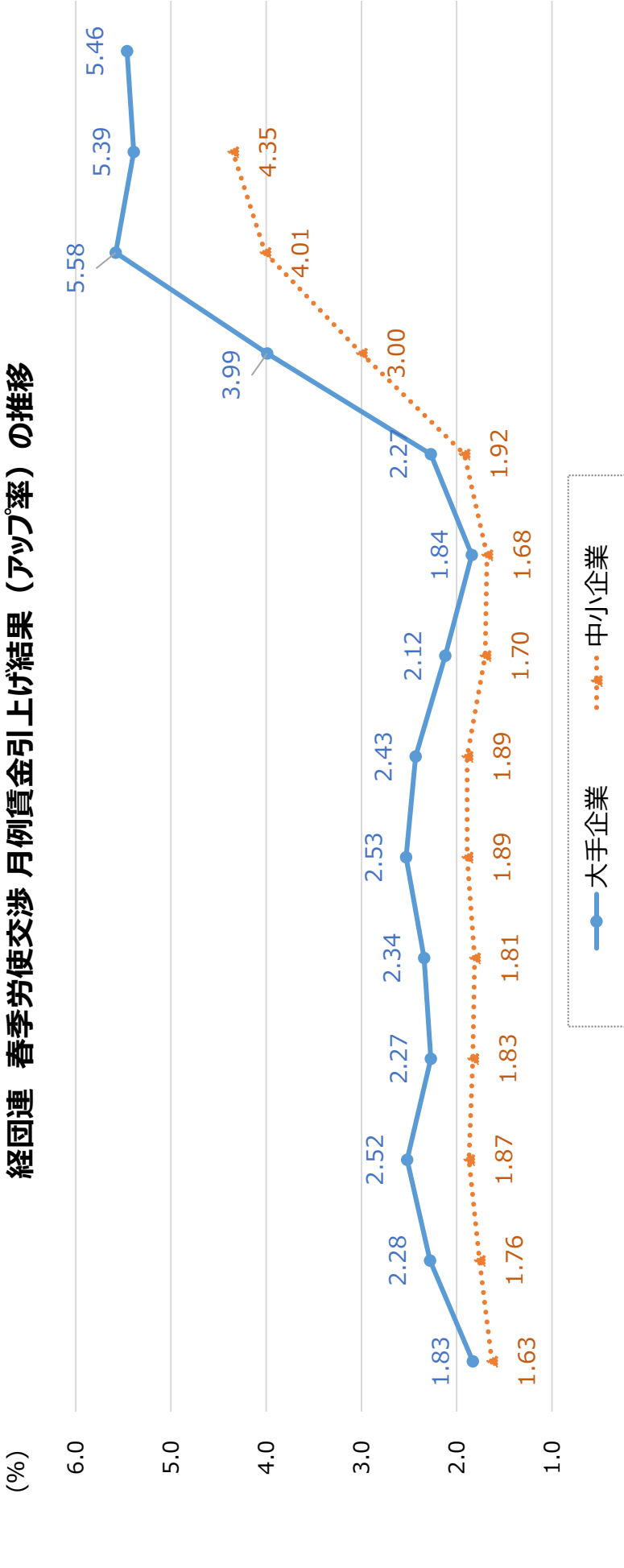
	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5	2024.7.3	2025.7.3	2026.6.4
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58	5.10	5.25	5.02
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23	4.45	4.65	4.70

(資料出所) 連合「2026春季生活闘争第6回回答集計結果」(2026年6月4日) をもとに厚生労働省労働基準局において作成
(注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。2025年までは最終集計結果、2026年は第6回集計結果。

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2026年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.46%（第1回集計）となっている。

経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果（アップ率）の推移



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.99	5.58	5.39	5.46
中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	3.00	4.01	4.35	

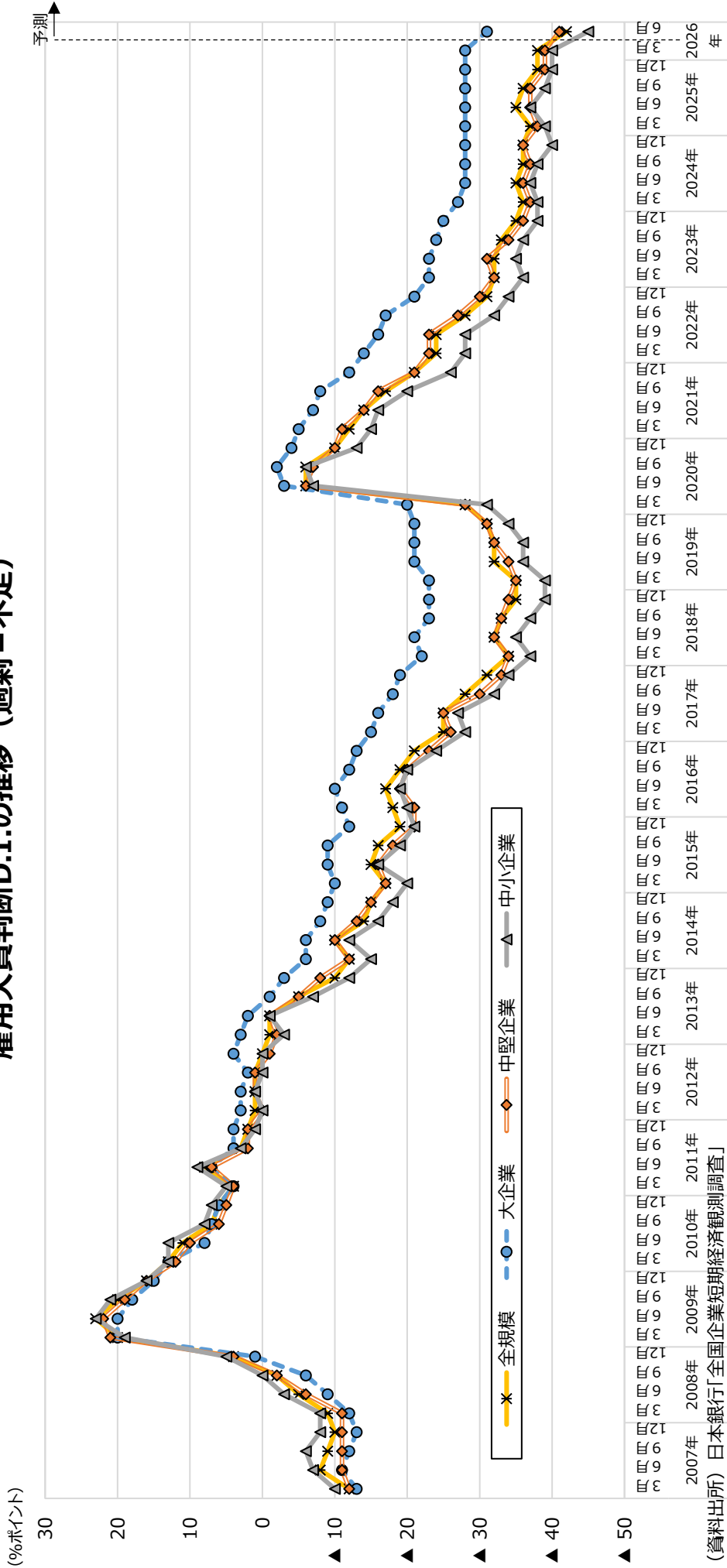
資料出所) 経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2026年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 2025年までは最終集計結果、2026年は第1回集計結果

雇用人員判断D.I.の推移（過剰－不足）

○ 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

雇用人員判断D.I.の推移（過剰－不足）



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

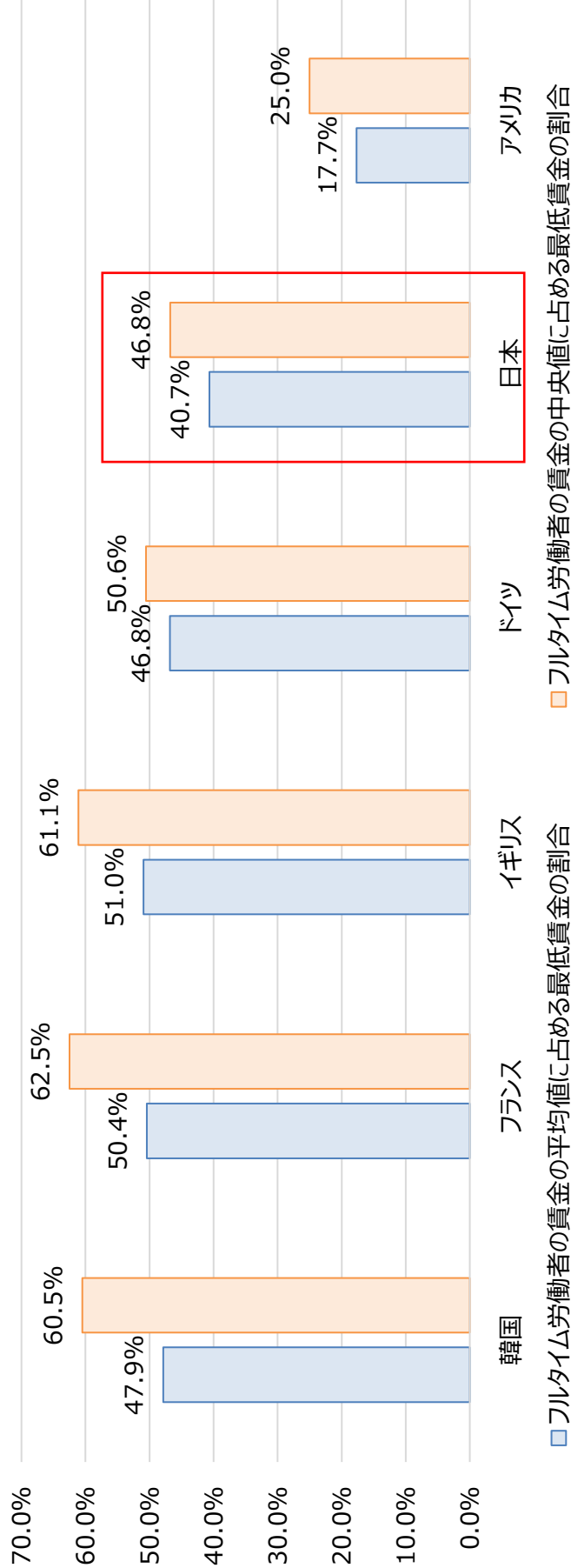
(注) 1. 全産業の数値。

2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の国際比較

○ 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合（2024年）



（資料出所） OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

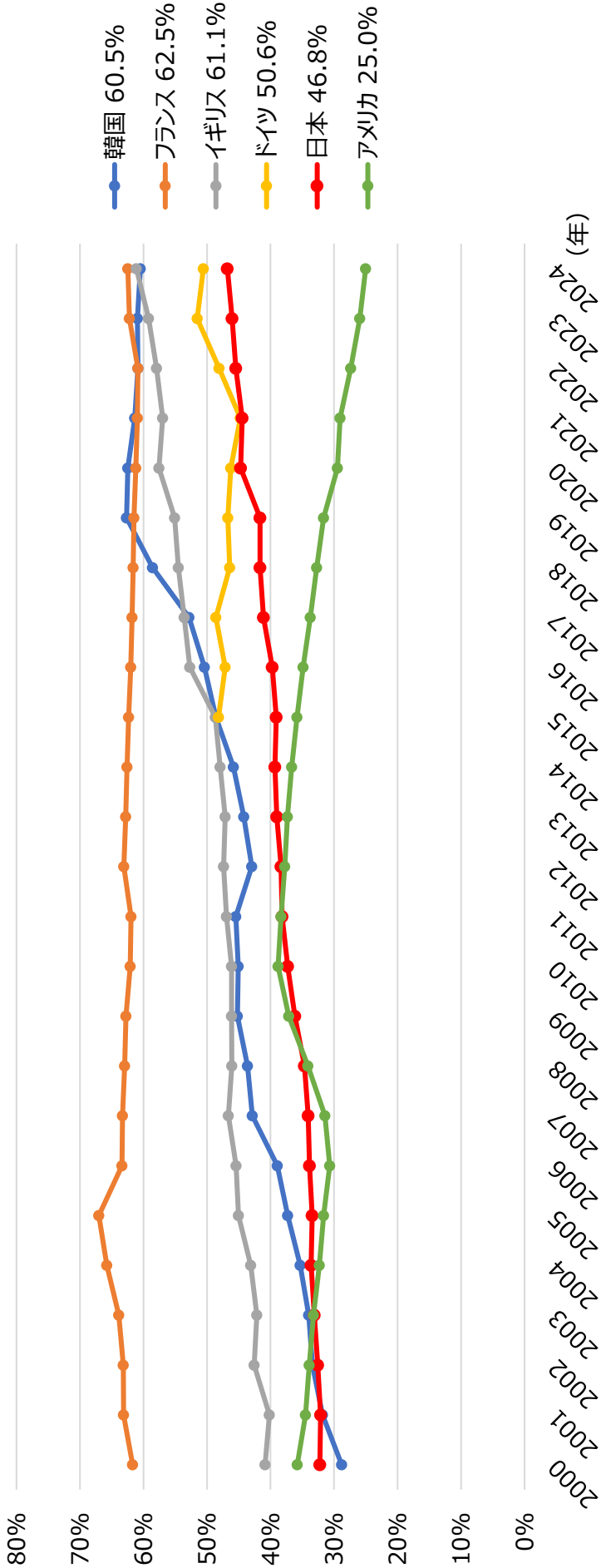
（注1） 各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。

（注2） アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。

（注3） OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきの違いを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

○ フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合を時系列で見ると、直近ではフランス・アメリカ・韓国は横ばい又は低下傾向である一方、イギリス・ドイツ・日本は上昇傾向にある。

フルタイム労働者の賃金中央値に占める最低賃金の割合（時系列）



(資料出所) O E C D Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

- (注1) 各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外である一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。
- (注2) アメリカは、連邦最低賃金であり、州等によっては連邦最低賃金より高い最低賃金を定めているところもある。
- (注3) ドイツの最低賃金制度の導入は2015年。

諸外国の最低賃金制度（適用除外、減額措置）

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国	(参考) 日本
根拠法・導入年	全国最低賃金法 (1998年)	労働法典 (L3231-1以下) (1950年)	最低賃金法 (MiLoG) (2015年)	公正労働基準法 (FLSA) (1938年) ※州別最賃は各州法	最低賃金法 (1988年)	最低賃金法 (1959年)
設定方式	全国一律	全国一律	全国一律 ※ただし、産別最賃が法定最賃を上回る場合は産別最賃が適用	全国一律 (連邦最低賃金) 地域別 (州・市・郡最低賃金) ※併用	全国一律	地域別最低賃金 ※ただし、特定最賃が地域別最賃を上回る場合は特定最賃が適用
適用除外	○ 高等教育のコース等での就業体験、就学義務年齢 (通常16歳) に満たない労働者 等	○ 労働時間を把握することができない労働者 (訪問販売員などの一部)	○ 職業訓練を修了していない未成年者 (18歳未満) ○ 職業訓練実習生の一部 ○ 長期失業者の就職時 (開始から56か月) 等	【連邦最低賃金】 ○ 管理職、専門職等 ○ 小規模企業従業員等 【州別等最低賃金】 ○ 州により異なる	○ 精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者や最低賃金を適用することが適当でないと認められる者に該当し、雇用労働部長官の認可を受けた者	・なし
減額措置	【全国最低賃金】 ○ 18～20歳：10.85ポンド ○ 16～17歳：8ポンド ○ 見習訓練生：8ポンド ※ 21歳以上を対象とした「全国生活賃金」より減額された最低賃金額 ※ 若年層向け (18歳以上) の額は、成人向けの額との将来的な統合が予定されている。	(未成年) ○ 17歳：10%減 ○ 16歳以下：20%減 (熟練化契約) ○ 年齢により30～45%減 (見習訓練契約) ○ 年齢と契約経過年数により22～73%減	-	【連邦最低賃金】 ○ 20歳未満の労働者 (雇い始めから90日間は4.25ドル) ○ 障害者 (連邦労働省賃金・労働時間の承認が必要) ○ 学生の一部 ○ 習慣的に月30ドルを超えるチップを得る従業員 【州別等最低賃金】 ○ 州等により異なる	【減額特例】 都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用。 ○ 精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者 ○ 試の使用期間中の者 ○ 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうち一定の者 ○ 軽易な業務に従事する者及び断続的労働に従事する者	
(参考) 最低賃金額	【全国生活賃金】 12.71ポンド ※ 2026年4月1日発効 ※ 成人向け「全国生活賃金」の額	12.31ユーロ ※ 2026年6月1日発効	13.90ユーロ ※ 2026年1月1日発効	【連邦最低賃金】 7.25ドル ※ 2009年7月24日発効 【州別等最低賃金】 州等により異なる	10,320ウォン ※ 2026年1月1日発効	1,121円 ※ 全国加重平均 ※ 2025年10月～2026年3月発効

欧州連合（EU）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立）

最低賃金制度や労働協約を通じて設定される賃金の最低基準について、各加盟国の慣行を尊重しつつ、適正な水準の目安となる指標の設定や、水準の決定などにおける労使の参加、また労働協約や法定最低賃金による保護の状況に関するデータの収集・報告などを求めることで、水準の引き上げや適用拡大に向けた取り組みの促進をはかる内容

【労使交渉を通じた賃金決定を重視】

労使交渉を通じた賃金決定を重視する方針を明確に示している(4条)。

【賃金の中央値の60%などを目安に】

法定最低賃金制度を有する加盟国は、最低賃金額の設定・改定手続きの確立とともに、適切な水準への設定・改定のための基準を設定しなければならない(5条)。また、各国には適正さを評価するための目安となる額を設定することが求められる。指令は、使用可能な指標として、統計上の税引き前賃金の中央値の60%、平均値の50%、その他各国で使用している目安となる額などを挙げている。

各国は、少なくとも2年に1度(物価連動型を採用している場合は4年に1度)の最低賃金額の改定のほか、制度を所管する組織に対して各種の提言を行う専門機関を設置することが求められる。加えて、異なるグループ毎の最低賃金額の設定や、一部の労働者に減額を適用する場合、それらが差別的でないことや、目的に照らして相応でなければならない(6条)。

【労使の参加】

意思決定プロセス全般で労使参加を得るための措置を講じなければならない(7条)。また、労働基準監督官または最低賃金制度の執行機関による管理・検査、等に取り組みむことを求めている(8条)。

【保護状況に関するデータ収集・報告】

各国には最低賃金(法定最低賃金及び労働協約による最低基準)による保護状況に関するデータ収集のための措置を講じ、収集したデータや情報を、2年毎に欧州委に報告することが義務付けられる(10条)。

労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合

- EU指令（適正な最低賃金に関する指令）においては、最低賃金の設定に当たって、賃金総額の中央値の6割や平均値の5割を参照指標として加盟国に示されている。
- 「賃金総額」の考え方は様々にあるが、日本において、労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合は次のとおり。

(単位：%)

	賃金平均値		賃金中央値	
	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)
所定内給与額 ＋特別給与額	43.1	49.0	51.1	61.4
所定内給与額 ＋超過労働給与額 ＋特別給与額	42.4	48.2	50.0	60.1
(参考) 所定内給与額	53.0	57.9	61.2	69.8

- (注1) 令和7年賃金構造基本統計調査の調査票情報を基に労働基準局賃金課で独自集計。5人以上事業所の常用労働者が対象。
- (注2) それぞれ、回答のあった労働者の賃金と労働時間を基に時給換算し、2025年秋以降に改定した最低賃金額（全国加重平均）との比率を算出。
- (注3) 時給換算に当たっては、
「所定内給与額＋特別給与額」は、所定内実労働時間(/月)で除し、「特別給与額」は、特別給与額／12を、所定内実労働時間数(/月)＋超過実労働時間数(/月)で除し、
「所定内給与額＋超過労働給与額＋特別給与額」は、所定内給与額、超過労働給与額及び特別給与額／12を、所定内実労働時間(/月)＋超過実労働時間(/月)で除し、
「所定内給与額」は、所定内実労働時間(/月)で除している。

地域別の状況

ひと、くらし、みらいのために

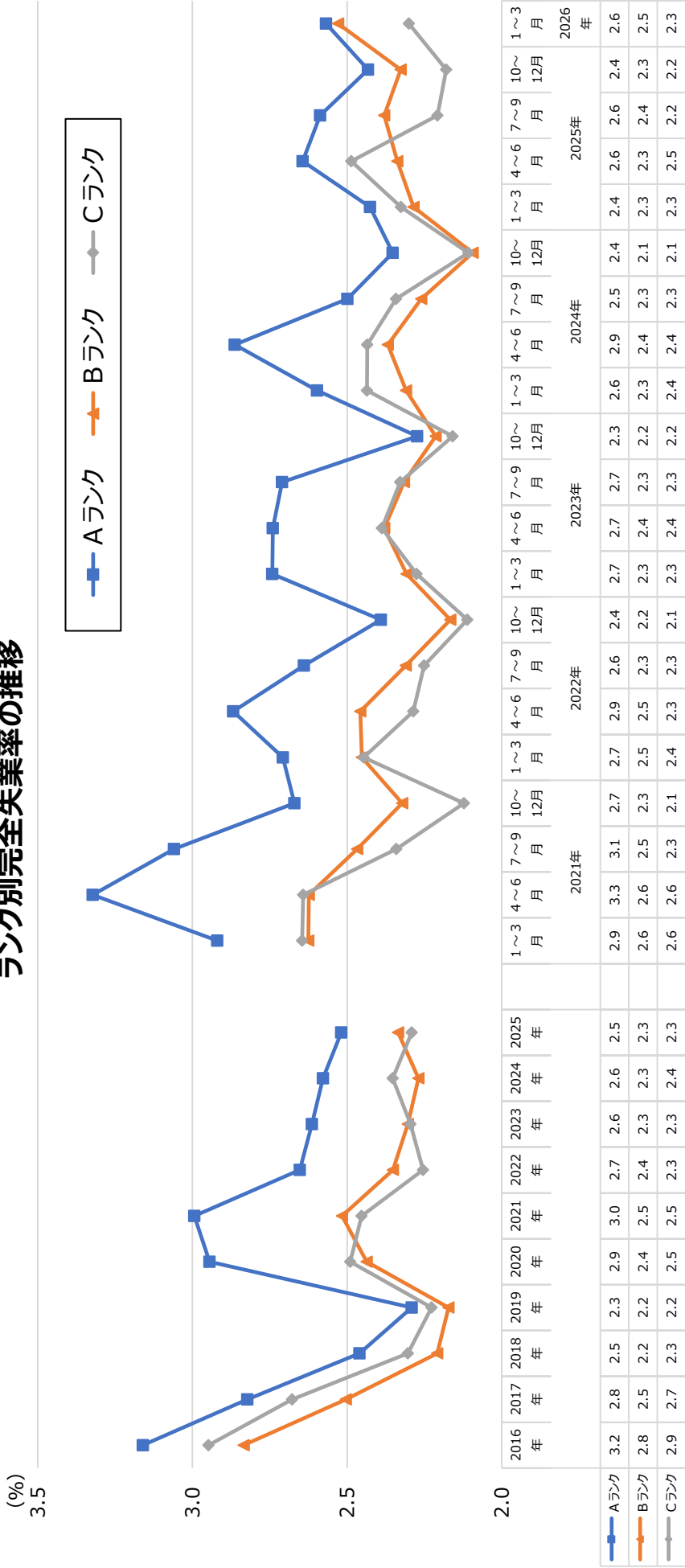


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、緩やかに改善し、このところ横ばいである。

ランク別完全失業率の推移

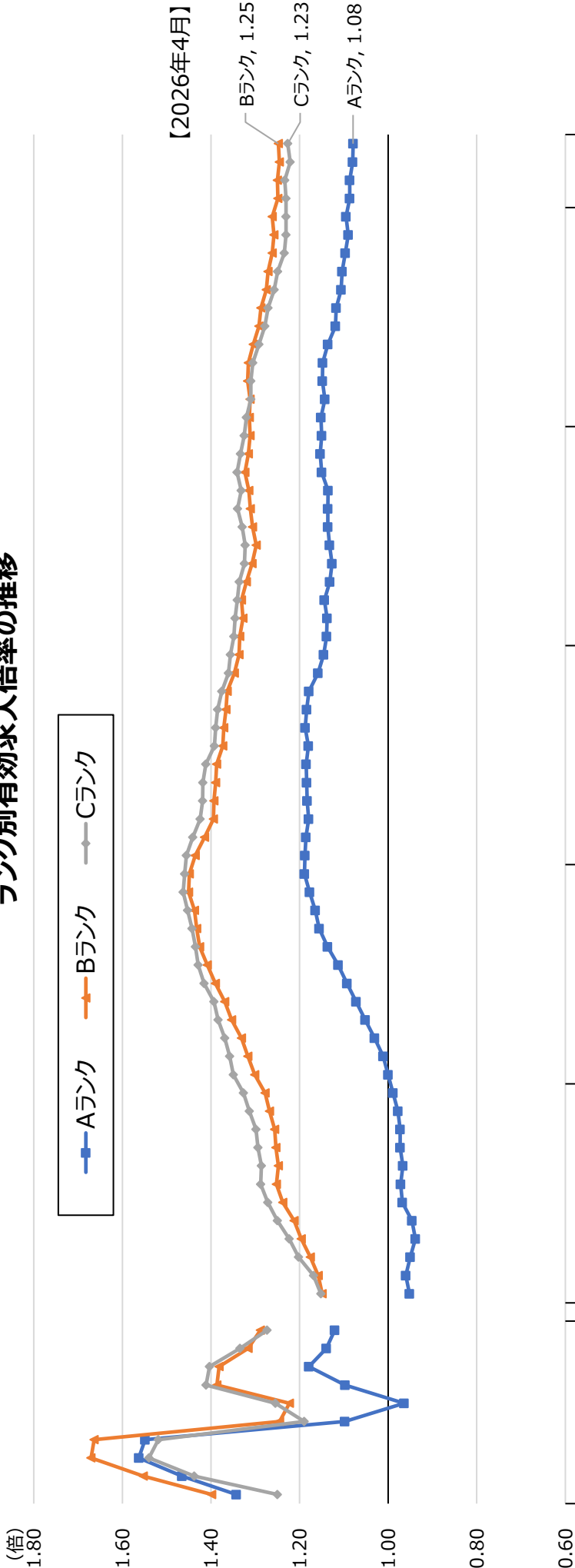


(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。
2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年頃に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では微減傾向となっている。

ランク別有効求人倍率の推移



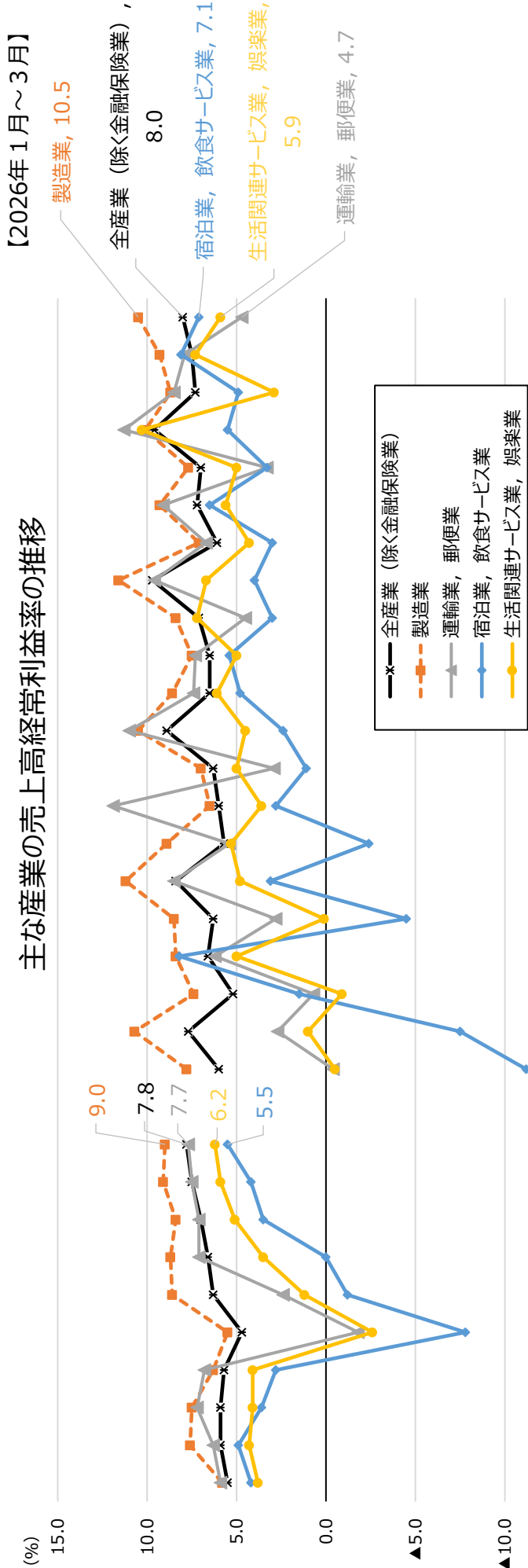
(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数 (就業地別) と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
2. 月次の数値については、1 の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

産業別の状況



主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移している。



		2021年				2022年				2023年				2024年				2025年				2026年
	年	1～3月				1～3月				1～3月				1～3月				1～3月				1～3月
		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
▲15.0	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年	2034年	2035年	2036年	2037年

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。
(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

(参考) 売上高経常利益率の推移 (詳細)

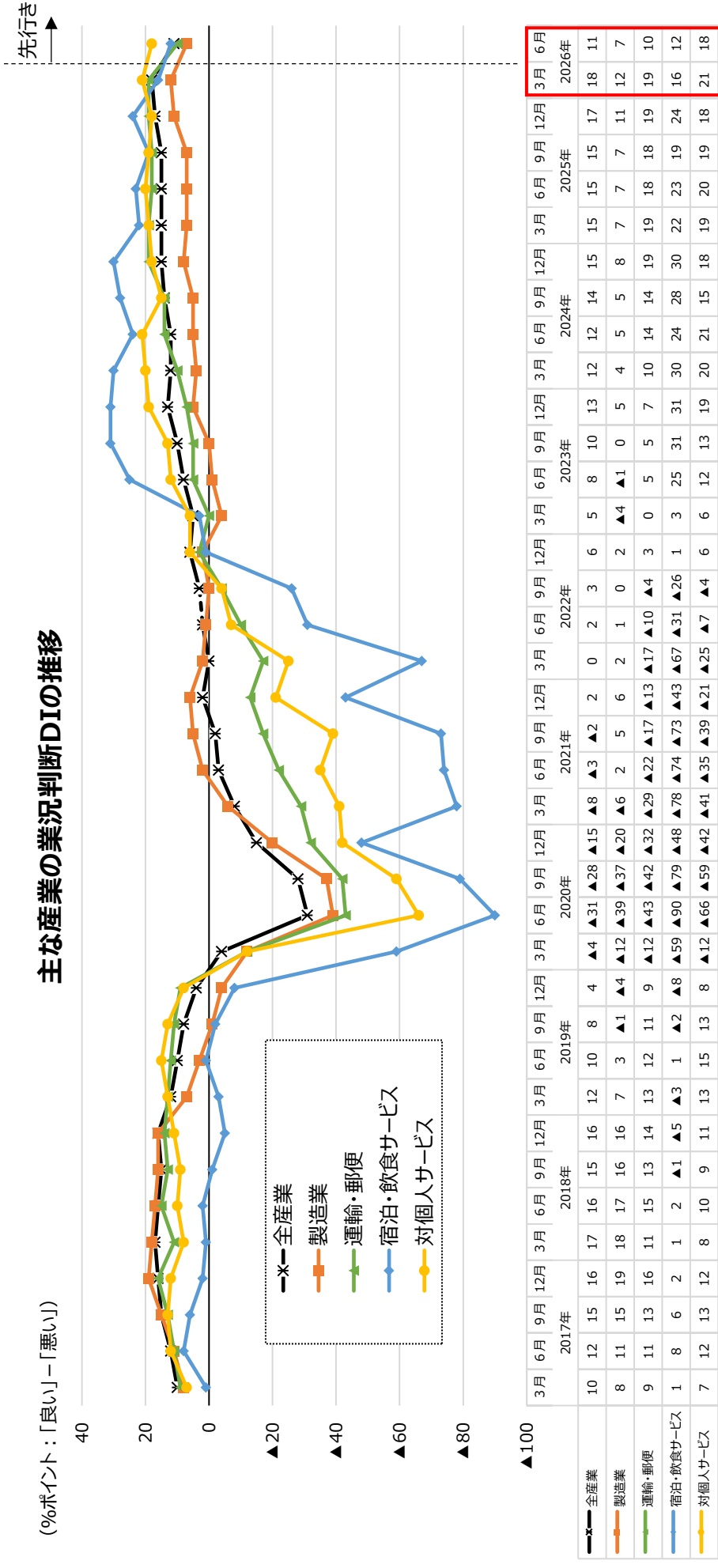
(単位：%)	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年				2022年				2023年				2024年				2025年				2026年					
						1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月						
全産業（除金融保険業）	5.5	5.9	5.9	5.7	4.7	6.3	6.0	7.7	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	7.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.5	7.1	9.7	6.1	7.2	7.8	7.0	9.6	7.3	7.5	8.0	
製造業	5.8	7.6	7.5	6.3	5.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	8.4	7.0	10.5	8.6	7.5	9.1	8.4	11.6	7.1	9.3	9.0	7.7	10.1	8.7	9.3	10.5
非製造業	5.4	5.2	5.2	5.5	4.3	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.4	6.0	8.2	5.6	6.1	6.8	6.6	8.9	5.7	6.3	7.4	6.8	9.4	6.6	6.7	6.9
農林水産業	5.9	2.7	2.0	3.4	1.2	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	6.4	7.1	4.8	4.7	9.7	0.9	2.7	0.0	0.4	0.7	4.9	1.6	6.4	4.1	7.8	7.7
鉱業、採石業、砂利採取業	14.0	21.6	19.9	22.8	8.8	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	28.1	23.3	26.5	30.3	32.4	31.9	35.1	30.3	30.6	31.9	20.8	24.7	17.7	25.9	15.8	18.3
建設業	6.4	6.3	5.9	6.0	6.1	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	6.7	9.6	6.0	4.9	5.6	6.8	9.9	6.4	3.8	6.3	7.6	11.6	6.0	5.3	6.7	11.0
電気業	4.6	3.2	3.3	4.2	4.2	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲5.0	▲4.8	7.9	4.2	15.3	9.4	4.1	5.6	0.4	11.9	6.0	4.6	6.0	1.7	12.1	7.2	4.1	▲0.2
ガス・熱供給・水道業	6.5	5.2	3.8	5.9	5.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	7.3	11.2	12.3	1.9	1.3	4.8	3.8	14.3	0.5	0.9	4.3	5.6	8.0	2.0	1.2	4.5
情報通信業	9.2	9.7	10.0	9.7	9.5	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	10.7	9.7	14.2	8.8	10.1	10.2	9.7	13.3	9.1	8.6	10.5	9.0	13.7	9.7	9.8	8.8
運輸業、郵便業	5.9	6.3	7.2	6.8	▲1.8	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	7.1	2.9	11.0	7.4	7.3	7.5	4.5	9.6	6.7	9.1	7.7	3.3	11.3	8.5	7.9	4.7
卸売業・小売業	2.5	2.7	2.8	2.9	2.7	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.8	3.4	4.8	3.7	3.6	3.9	3.6	4.9	3.3	3.9	3.9	3.7	4.9	3.5	3.7	4.0
不動産業、物品賃貸業	12.2	12.3	12.0	11.6	10.1	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	11.4	10.8	12.9	11.5	10.5	12.6	12.6	14.5	12.2	11.4	13.9	13.9	15.3	13.1	13.6	14.9
サービス業	9.8	8.2	8.0	9.1	5.8	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.7	8.1	11.7	5.8	9.3	10.8	9.8	15.8	8.8	8.9	12.5	9.7	18.3	11.2	10.9	9.8
宿泊業、飲食サービス業	4.2	4.9	3.6	2.8	▲7.8	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	3.5	1.1	2.4	4.8	5.4	4.2	3.0	4.0	3.0	6.5	5.5	3.3	5.5	4.9	8.1	7.1
生活関連サービス業、娯楽業	3.8	4.3	4.1	4.1	▲2.6	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.1	5.0	4.5	6.1	5.0	5.9	7.2	6.7	4.3	5.6	6.2	5.0	10.3	2.9	7.3	5.9
学術研究、専門・技術サービス業	22.4	14.4	16.0	19.9	15.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	17.3	14.8	24.5	7.5	21.1	22.1	18.2	34.8	19.5	15.1	26.9	20.9	38.1	26.5	20.7	17.7
教育、学習支援業	4.7	8.1	7.4	5.6	4.4	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	9.4	10.1	4.9	14.0	8.0	7.8	8.1	1.0	12.3	9.4	10.7	11.4	5.9	9.8	15.3	11.8
医療、福祉業	6.8	5.1	4.3	3.8	5.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0	2.0	3.3	0.8	2.0	5.6	5.1	7.1	4.4	5.9	3.3	4.4	3.4	3.0	2.6	3.2
職業紹介・労働派遣業	5.1	6.0	5.2	5.3	5.2	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	5.7	4.1	9.3	5.8	3.6	5.5	2.5	8.3	4.5	5.9	5.6	3.6	7.9	5.4	5.5	3.4
その他のサービス業	7.1	7.0	6.3	6.9	6.0	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	6.3	7.2	8.9	4.8	4.4	7.5	7.7	9.4	5.5	7.2	6.3	6.1	8.2	5.0	6.2	7.3

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

日銀短観による主な産業の業況判断D I の推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断D I の推移をみると、2020年前半に大きく低下したが、その後は改善傾向で推移し、直近では横ばいである。



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

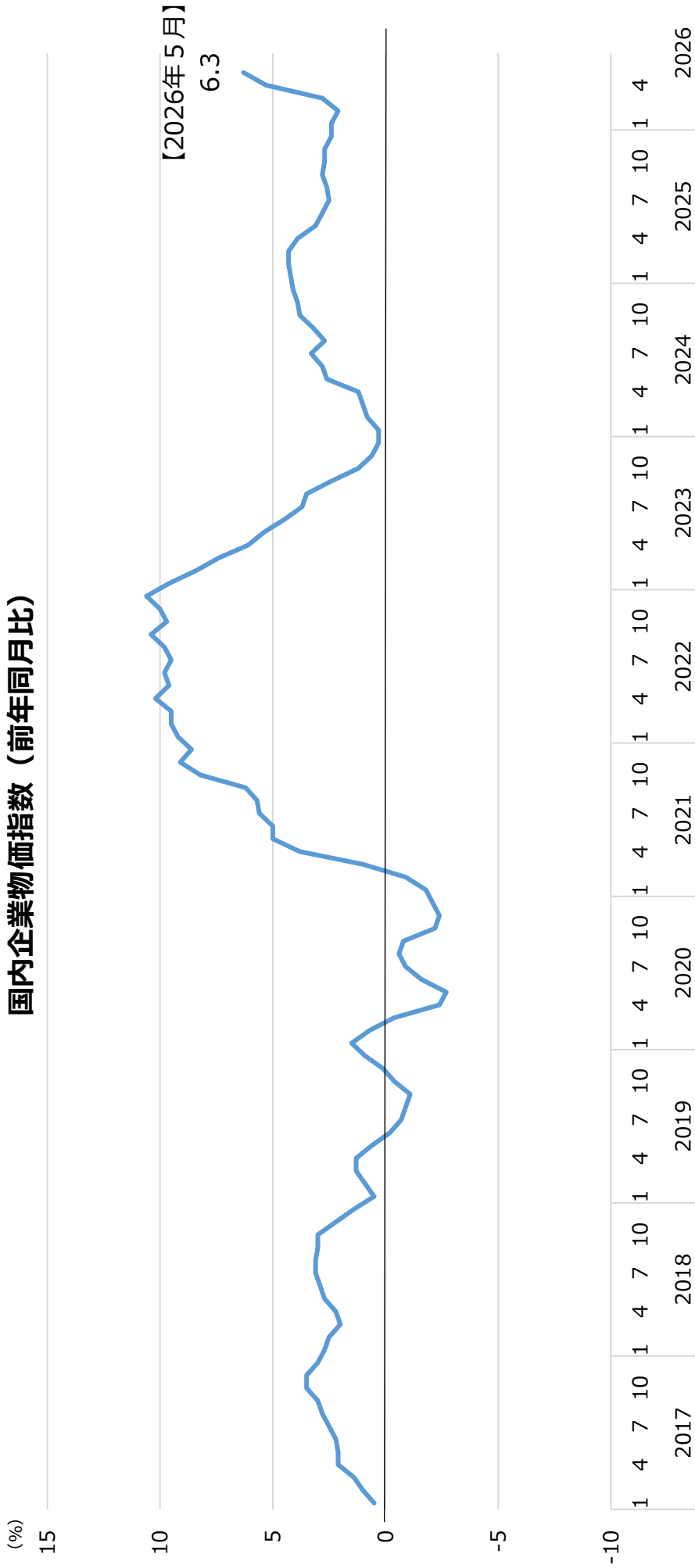
(注) 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業 (「金融機関」および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く)。

12. 2026年6月の数値は、2026年3月調査による「先行き(3か月後)」の状況の数値。

3. 「対個人サービス」は、「洗濯・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数（前年同月比）については、2023年に減少傾向にあったが、足下で上昇している。



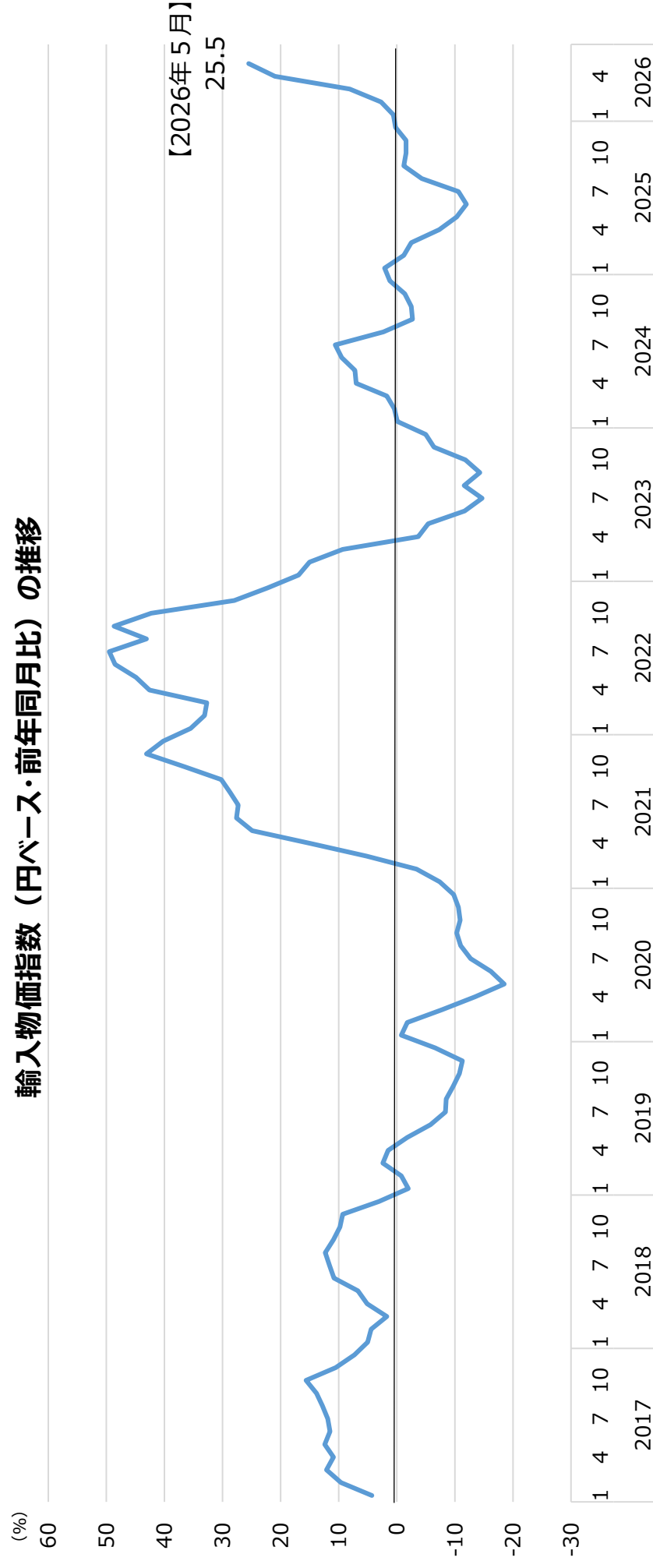
（資料出所）日本銀行「企業物価指数」

（注）2026年5月速報値。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移

○ 輸入物価指数（円ベース・前年同月比）については、2022年10月以降、円ベース・前年同月比が縮小した。2026年5月は+25.5%であり、足下では上昇傾向である。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」

(注) 2026年5月速報値。

消費者物価の動向

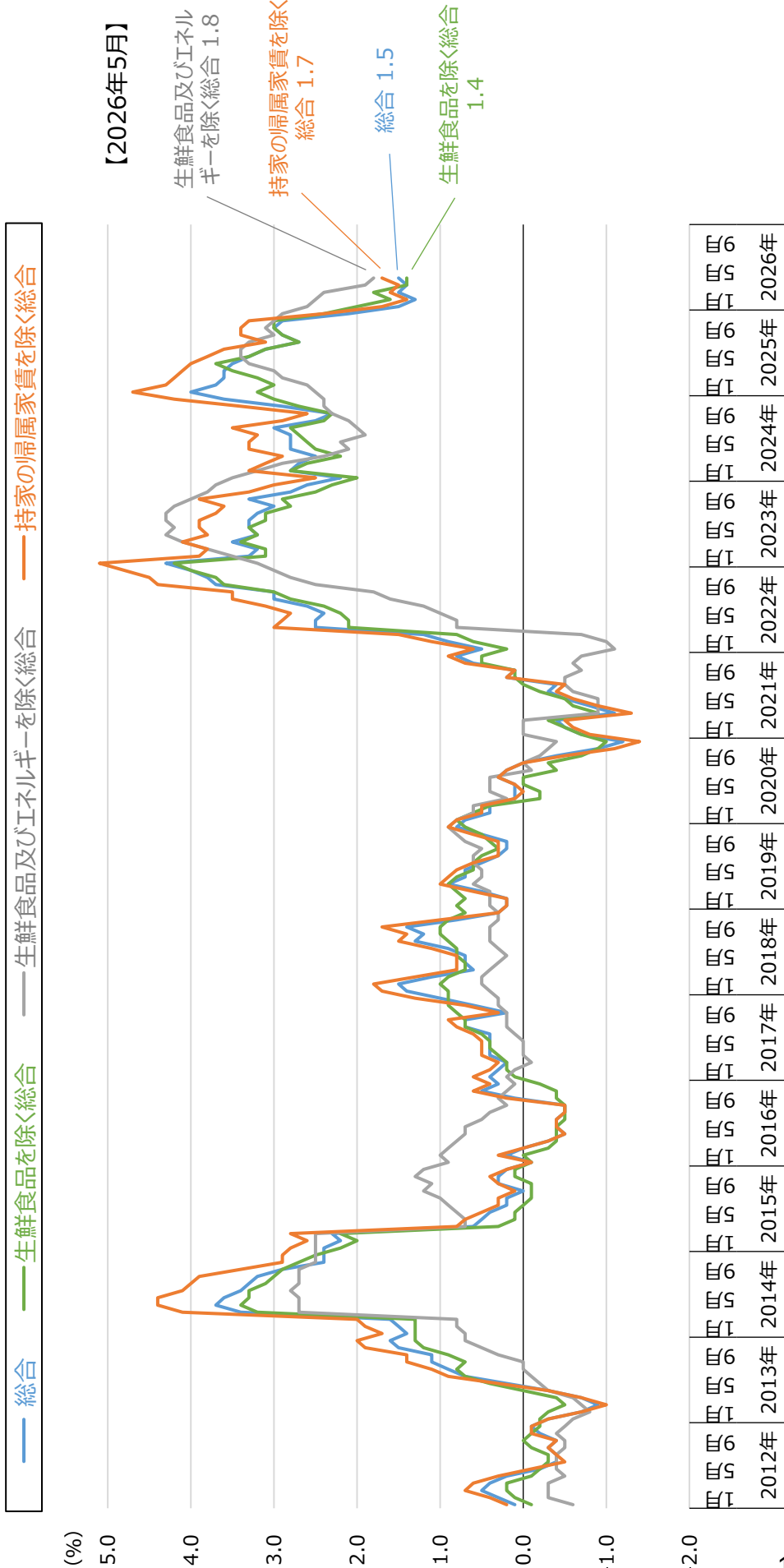
消費者物価指数の指標

○ 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウェイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。 ※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。 ※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

消費者物価指数の推移（対前年同月比）

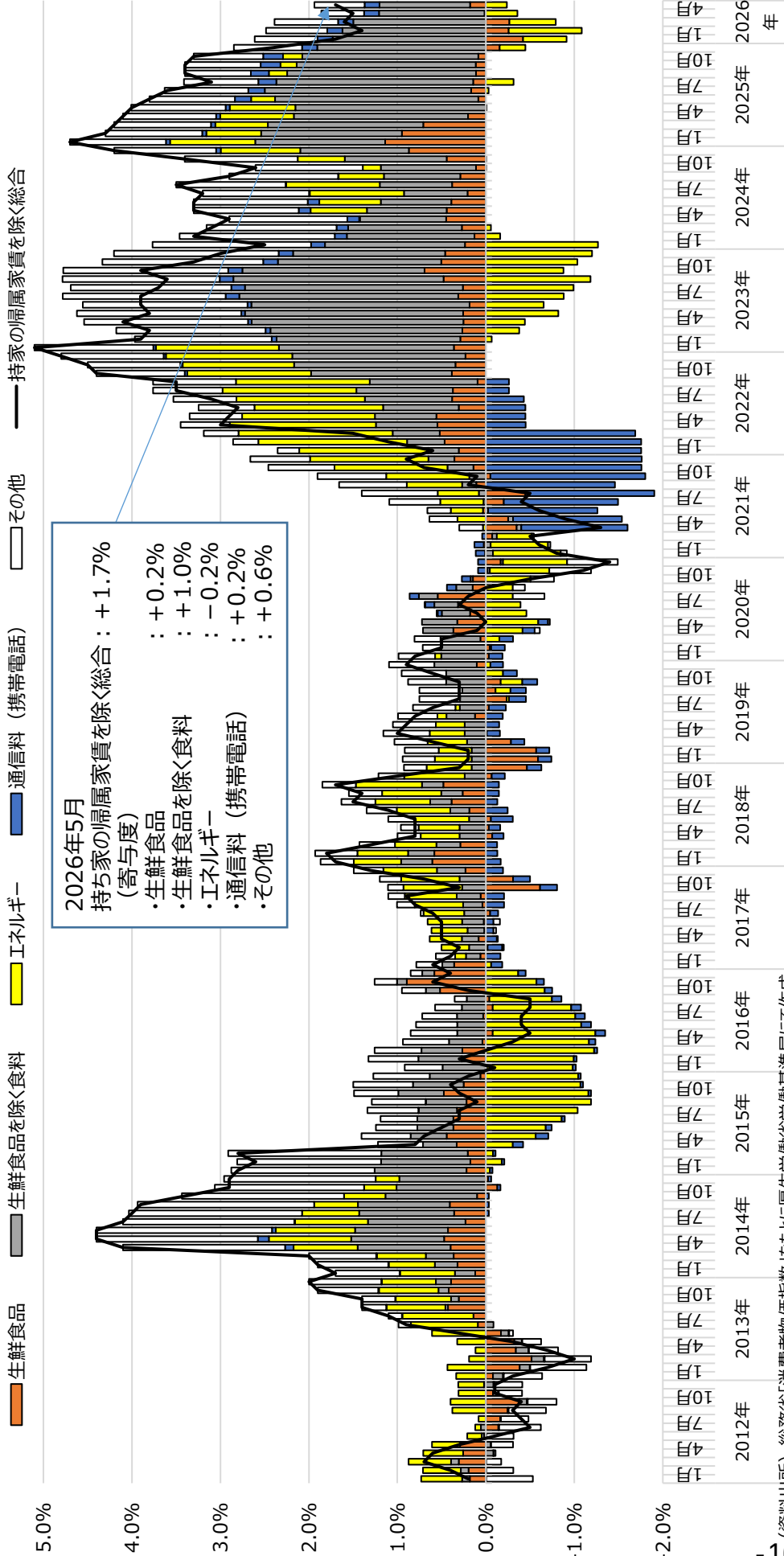
○ 2026年5月の消費者物価指数の「総合」は+1.5%、「生鮮食品を除く総合」は+1.4%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+1.8%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+1.7%となっている（いずれも対前年同月比）。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（対前年同月比）の 主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（前年同月比）は、2026年5月に+1.7%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きい。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

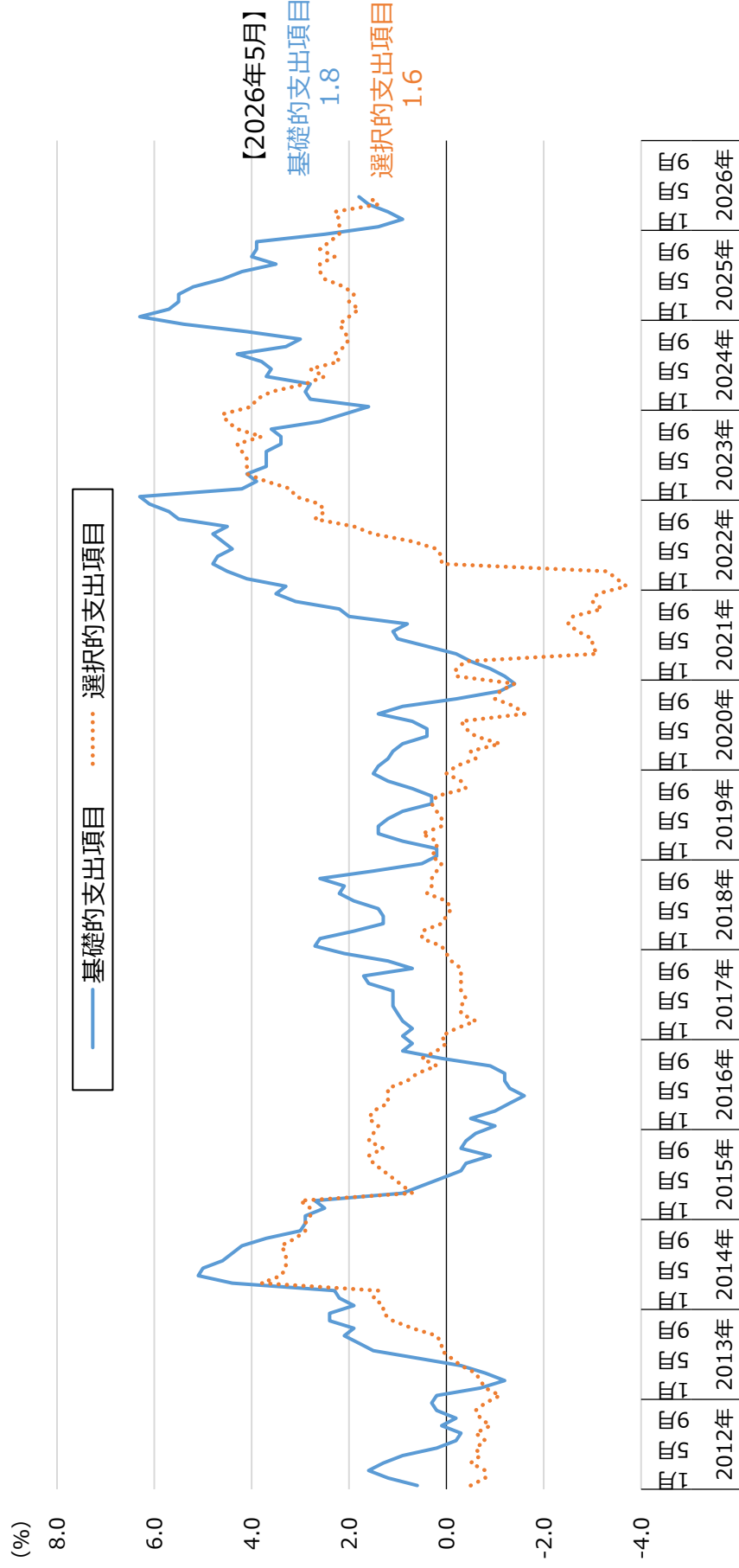
(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト／持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×（当月の当該項目の指数－前年同月の当該項目の指数）／前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」(対前年同月比)の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2026年5月では、「基礎的支出項目」は+1.8%、「選択的支出項目」は+1.6%となっている。



(資料出所) 絲務省「消費者物価指数」

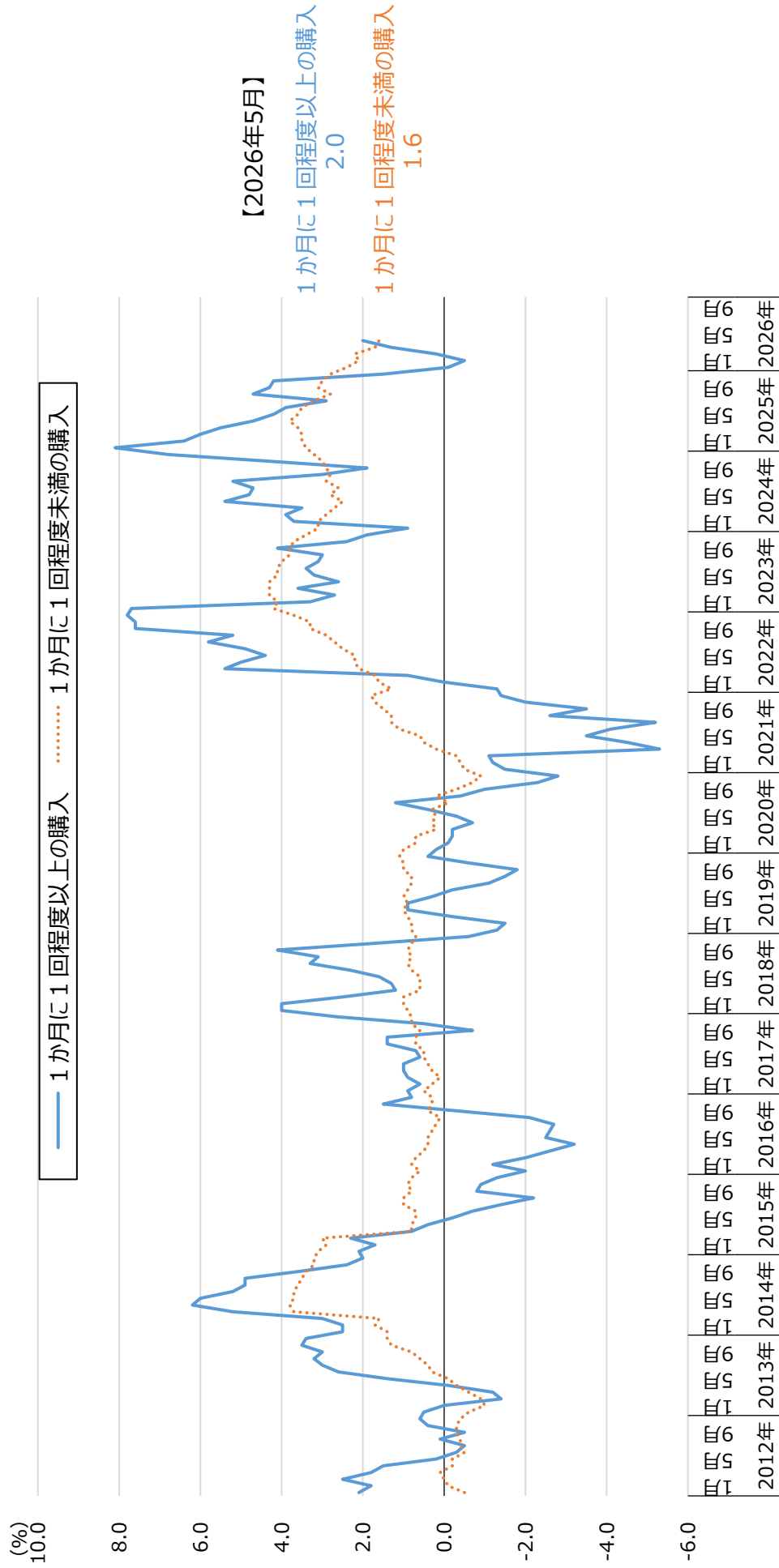
(注) 1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。

選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。

2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）を見ると、2026年5月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+2.0%、「1か月に1回程度未満の購入」は+1.6%となっている。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成したもの。

「1か月に1回程度以上の購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上の品目、「1か月に1回程度未満購入する品目」は、年間購入頻度9.0回未満の品目が分類される。

2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

2025年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、2025年10月以降、全国では1.4%～3.4%で推移し、2025年10月～2026年5月平均の対前年同期の上昇率は2.2%となっている。

	2025年			2026年					2025年10月～ 2026年5月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全 国	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	2.2
Aランク	3.2	3.2	2.4	1.8	1.6	1.6	1.6	1.7	2.1
Bランク	3.3	3.2	2.3	1.5	1.2	1.5	1.4	1.6	2.0
Cランク	3.5	3.4	2.4	1.5	1.2	1.6	1.5	1.8	2.1

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。

消費者物価指数の対前年上昇率の推移

	ウェイト (1万分比)	2025年				2026年				2025年10月～ 2026年5月 平均	
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	2024年10月～ 2025年6月 平均	3.9
		3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7		
持家の帰属家賃を除く総合	8,420									2.2	

(単位：%)

	ウェイト (1万分比)	2025年				2026年				2025年10月～ 2026年5月 平均	
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	2024年10月～ 2025年6月 平均	4.2
		3.4	3.1	0.9	-1.3	-0.6	0.5	0.5	1.5		
頻繁に購入	1,215									1.0	
1 か月に1 回程度購入	1,136									2.3	
基礎的支出項目	5,121									2.2	
食料	2,626									4.5	

(単位：%)

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- 注 1 「頻繁に購入」、「1 か月に1 回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したものの一つ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「1 か月に1 回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。
- 注 2 「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
- 注 3 「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。
- 注 4 平均上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数「頻繁に購入する品目」及び「1 か月に1 回程度購入する品目」

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1 世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」は、年間購入頻度15.0回以上の品目、「1 か月に1 回程度購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。

「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉（国産品）	きゅうり	茶飲料
豚肉（輸入品）	トマト	コーヒー飲料 A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ（国産品）	バナナ	

「1 か月に1 回程度購入する品目」の構成

まぐろ	生しいたけ	コロッケ
さけ	えのきたけ	からあげ
揚げかまぼこ	こんにゃく	ぎょうざ
ちくわ	りんご	冷凍ぎょうざ
魚介缶詰	食用油	乳酸菌飲料
牛肉（国産品）	乾燥スープ	チューハイ
牛肉（輸入品）	ふりかけ	電気代
ベーコン	つゆ	台所用洗剤
ほうれんそう	合わせ調味料	洗濯用洗剤
はくさい	ビスケット	マスク
ブロッコリー	キャンデー	通信用料（携帯電話）
じゃがいも	すし（弁当） A	
だいこん	すし（弁当） B	
かぼちゃ	弁当 A	
なす	弁当 B	

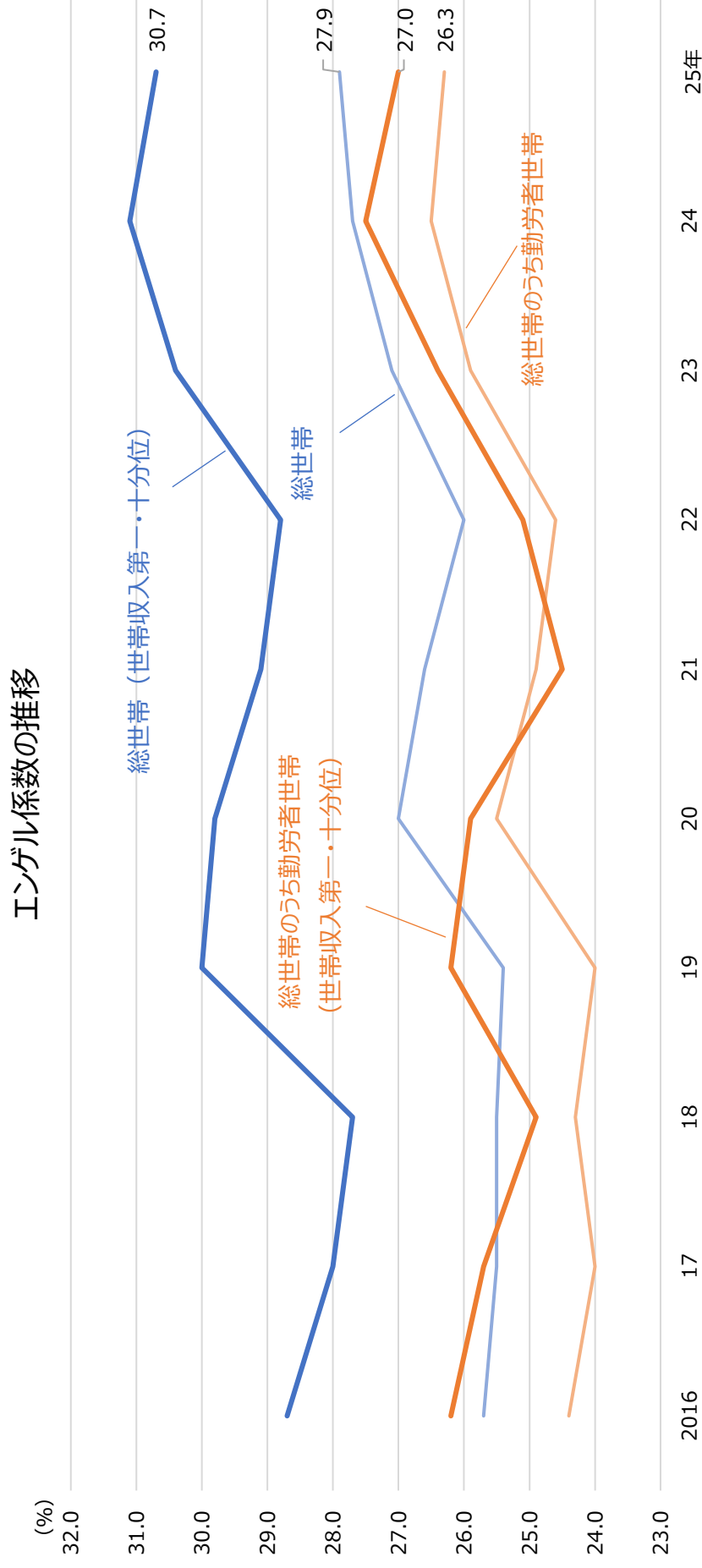
○ ガソリンの暫定税率廃止や各種政策は、一部の月で消費者物価指数「総合」に対する押し下げ効果を示している。

		2026年				
		1月	2月	3月	4月	5月
エネルギー (当月分) (前年剥落分)		-0.08	-0.32	-0.47	-1.08	-0.93
		(-0.35)	(-0.94)	(-0.96)	(-1.32)	(-0.98)
		(+0.27)	(+0.61)	(+0.49)	(+0.24)	(+0.05)
電気代 (当月分) (前年剥落分)		-	-0.22	-0.22	-0.02	-
		-	(-0.49)	(-0.49)	(-0.16)	-
		-	(+0.27)	(+0.27)	(+0.14)	-
都市ガス代 (当月分) (前年剥落分)		-	-0.04	-0.04	0.00	-
		-	(-0.09)	(-0.09)	(-0.03)	-
		-	(+0.05)	(+0.05)	(+0.02)	-
灯油 (当月分) (前年剥落分)		+0.05	+0.05	+0.02	-0.19	-0.16
		(-0.02)	(-0.02)	(-0.02)	(-0.21)	(-0.17)
		(+0.07)	(+0.07)	(+0.04)	(+0.02)	(+0.01)
ガソリン (当月分) (前年剥落分)		-0.13	-0.12	-0.23	-0.87	-0.77
		(-0.33)	(-0.34)	(-0.36)	(-0.92)	(-0.81)
		(+0.20)	(+0.22)	(+0.12)	(+0.05)	(+0.04)

資料出所 総務省「消費者物価指数」

エンゲル係数の推移

- エンゲル係数の推移をみると、近年上昇傾向であり、特に世帯収入が第一・十分位階級の世帯においては、更に高い値で推移している。



出所：家計調査(総務省)

※エンゲル係数とは、消費支出に占める食料費の割合のことである。

※第一・十分位階級とは、全ての世帯を毎月の実収入（現金収入）、世帯主の定期収入、世帯の年間収入などを収入の低い方から順番に並べ、それを調整集計世帯数の上で十等分して十のグループを作った場合の最も収入の低い階級のことである。

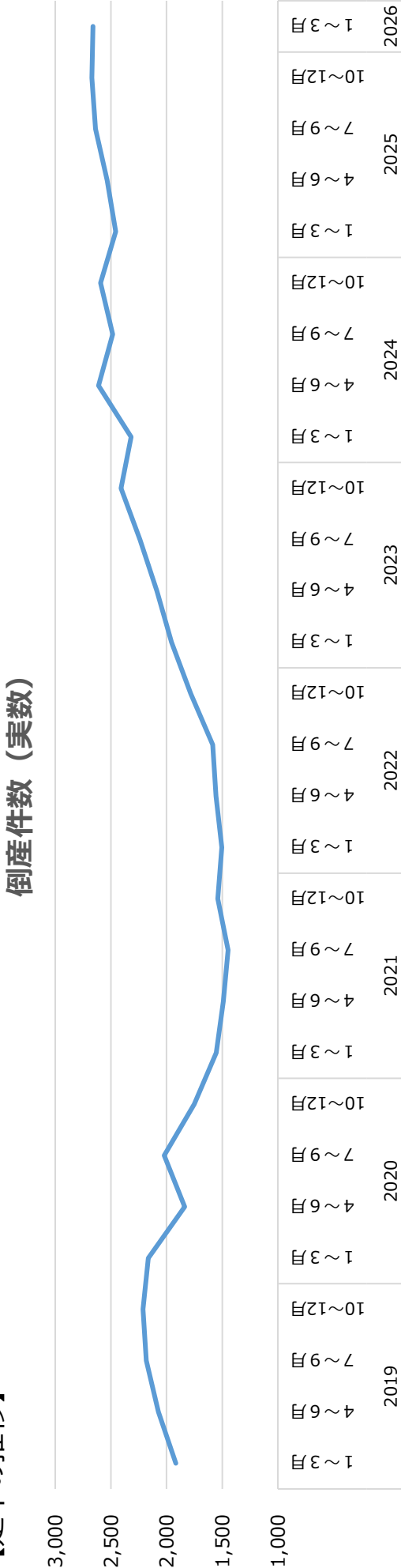
倒産の動向



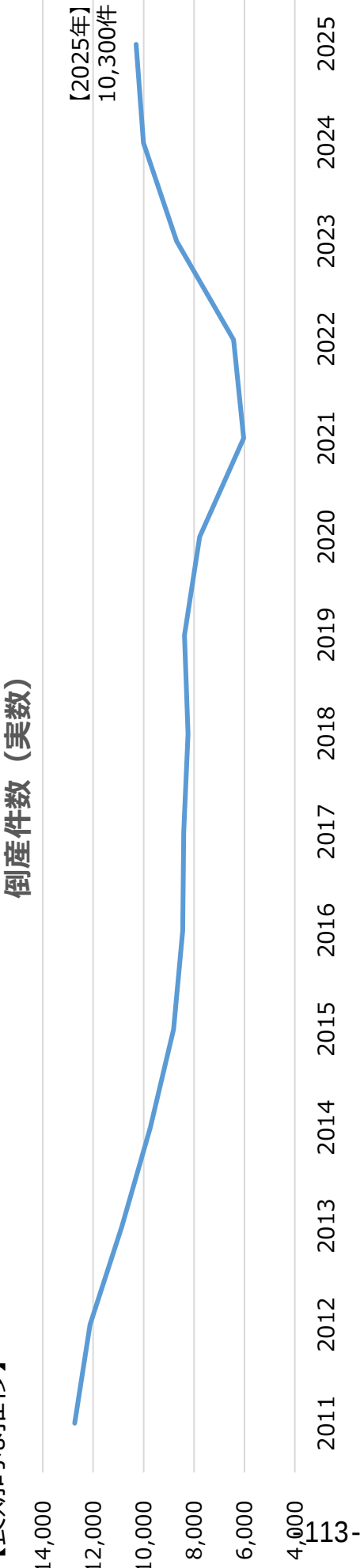
倒産件数（実数）の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2025年は2024年と比較して微増。

【足下の推移】



【長期的な推移】



原因別倒産状況の推移

○ 原因別の倒産状況を見ると、「販売不振」が最も多くなっている。

	放漫経営	過少資本	連鎖倒産	既往のしわ寄せ	信用性の低下	販売不振	売掛金回収難	在庫状態悪化	設備投資過大	その他
2016年	423	448	398	1,082	39	5,759	29	5	70	193
2017年	422	390	447	1,044	43	5,813	31	4	49	162
2018年	409	342	374	967	56	5,799	27	8	71	182
2019年	434	337	370	844	37	6,079	38	8	56	180
2020年	390	205	361	771	34	5,729	26	2	47	208
2021年	284	101	299	674	25	4,403	18	3	34	189
2022年	285	124	401	757	45	4,525	20	2	38	231
2023年	386	156	476	939	43	6,380	22	2	31	255
2024年	455	166	536	1,134	56	7,352	29	7	34	237
2025年	468	162	513	1,165	43	7,615	47	7	37	243

(資料出所) 中小企業庁ホームページ「倒産の状況」 (<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/tousan/>)

- (注) 1. 中小企業庁において、株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」の調査結果を、負債総額、資本金別、業種別、原因別で倒産状況を取りまとめているもの。
2. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。
3. 負債総額1,000万円以上の倒産が対象。

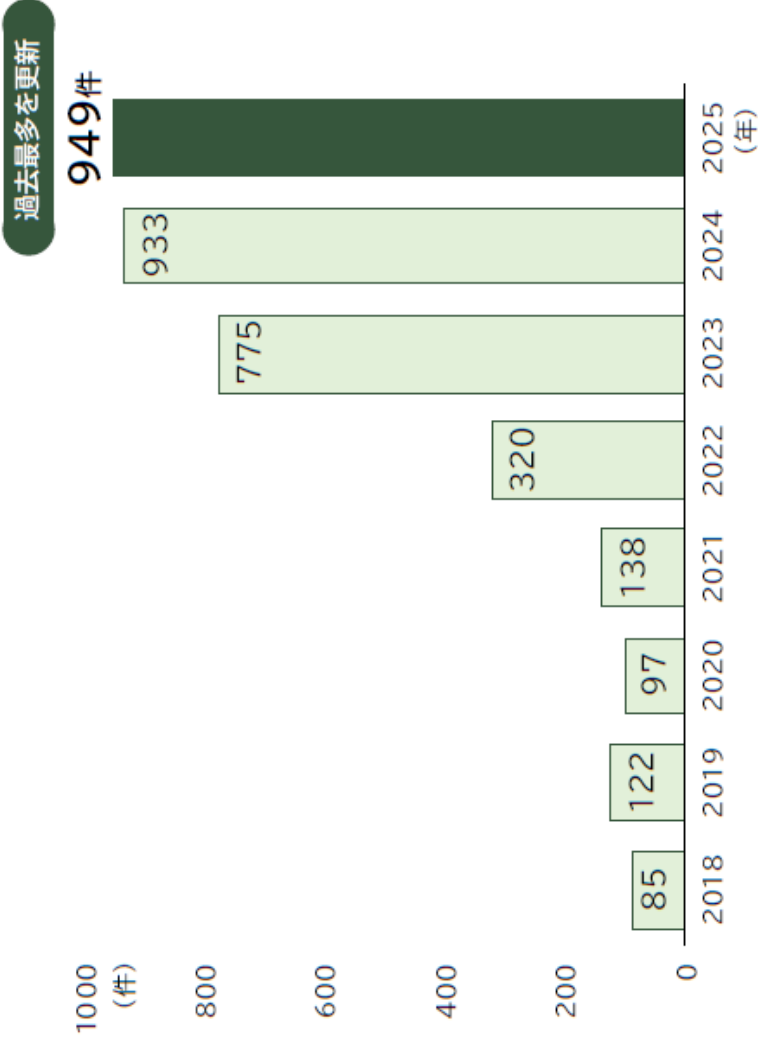
物価高倒産の状況

全国企業倒産集計（2025年報）（抜粋）

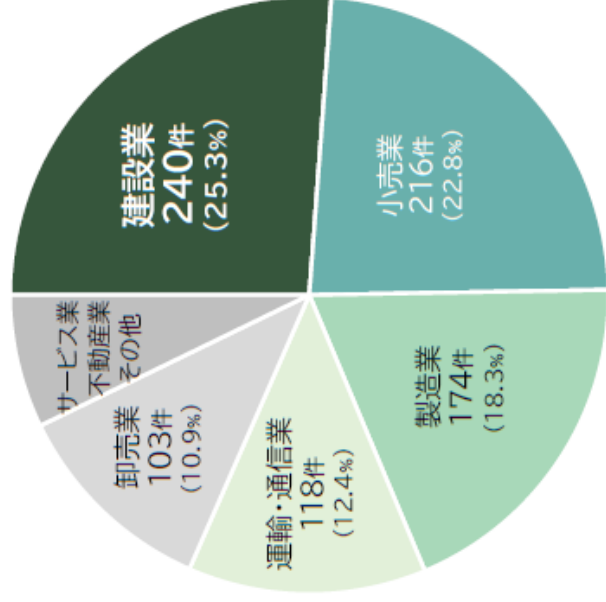
物価高倒産は949件判明 2年連続で過去最多を更新

「物価高倒産」は、949件（前年933件、1.7%増）判明した。2年連続で900件を超え、過去最多を更新した。業種別では、『建設業』（240件）が最も多く、『小売業』（216件）、『製造業』（174件）が続いた。原材料や燃料費高騰などのほか、人件費の上昇に耐え切れずに倒産したケースも目立った。

「物価高倒産」 件数推移



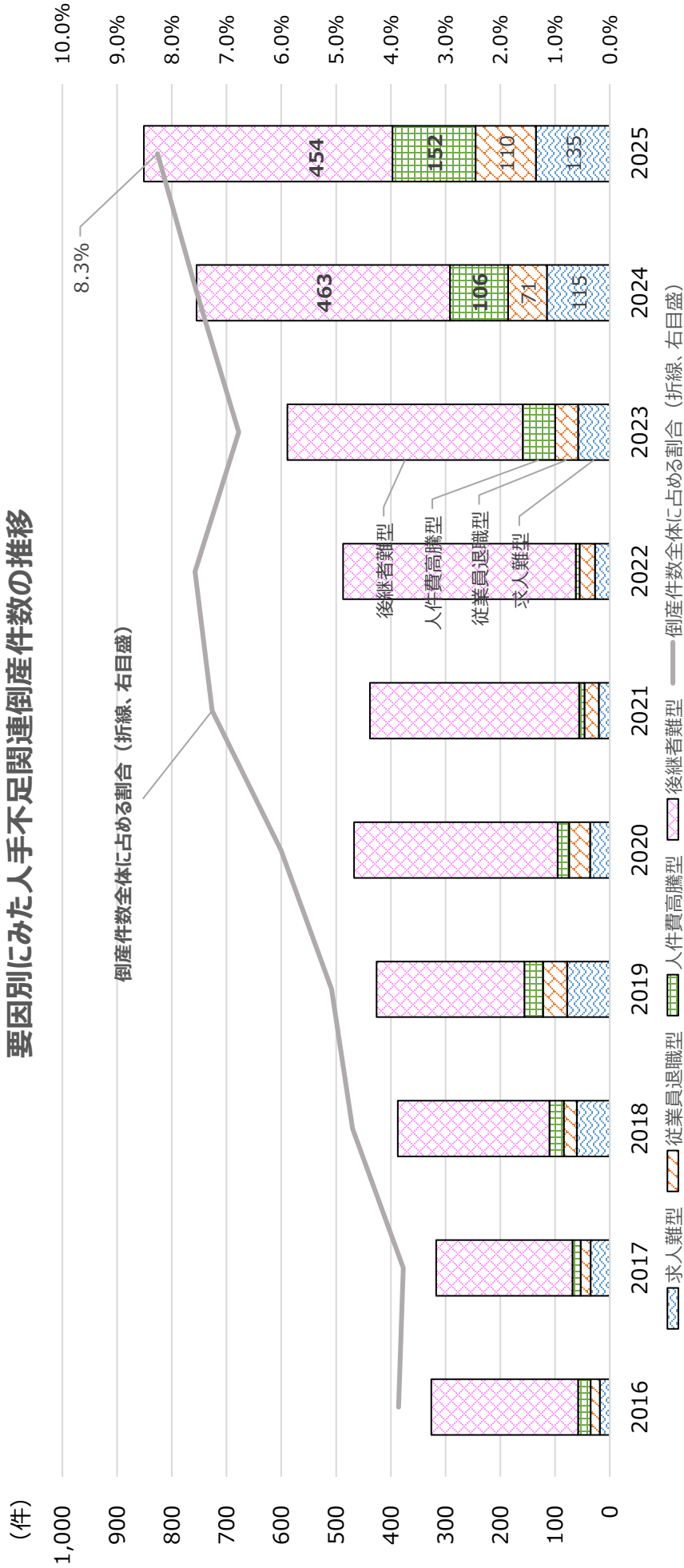
業種別 内訳(2025年)



要因別でみた人手不足関連倒産の推移

○ 人手不足関連倒産件数の推移をみると、近年は増加しており、倒産件数全体に占める人手不足関連倒産の割合も上昇している。また、人手不足関連倒産の要因は、「後継者難型」が最も多い。

要因別にみた人手不足関連倒産件数の推移



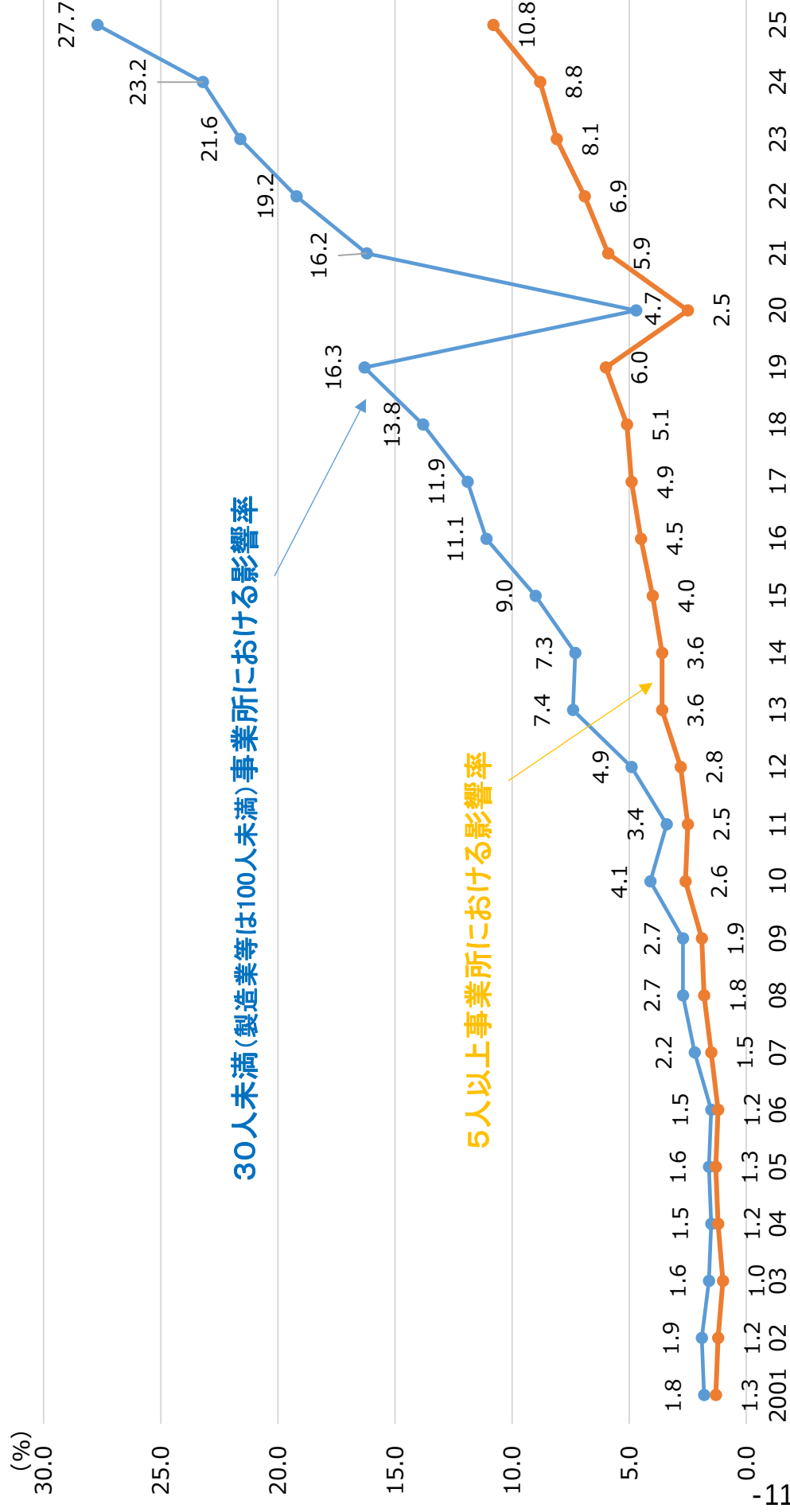
資料出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成
 (注) 負債額1,000万円以上を集計したもの。

2025年度全国加重平均66円引上げ後の状況



最低賃金の影響率の推移

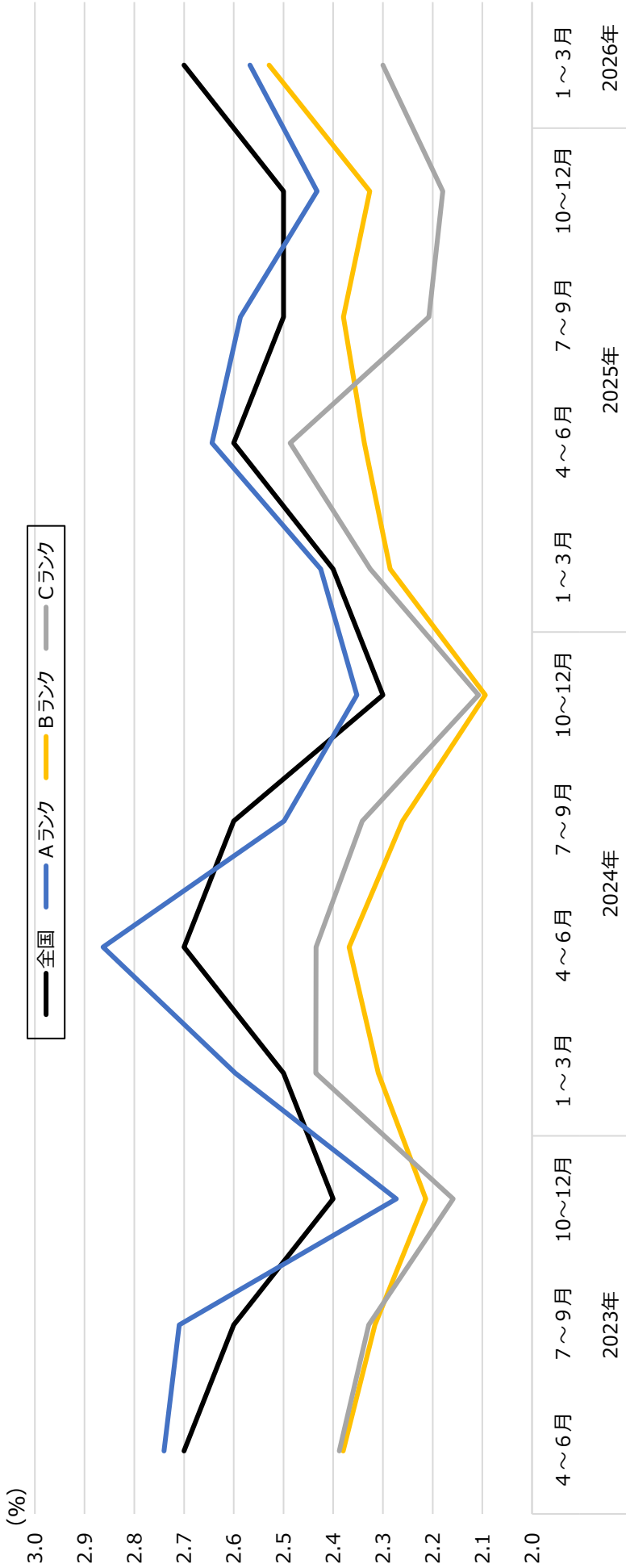
○ 最低賃金の影響率（最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合）は、上昇傾向にあり、規模の小さい事業所において、より高い水準で推移している。



資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（注）事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。
 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」（注）調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。

完全失業率

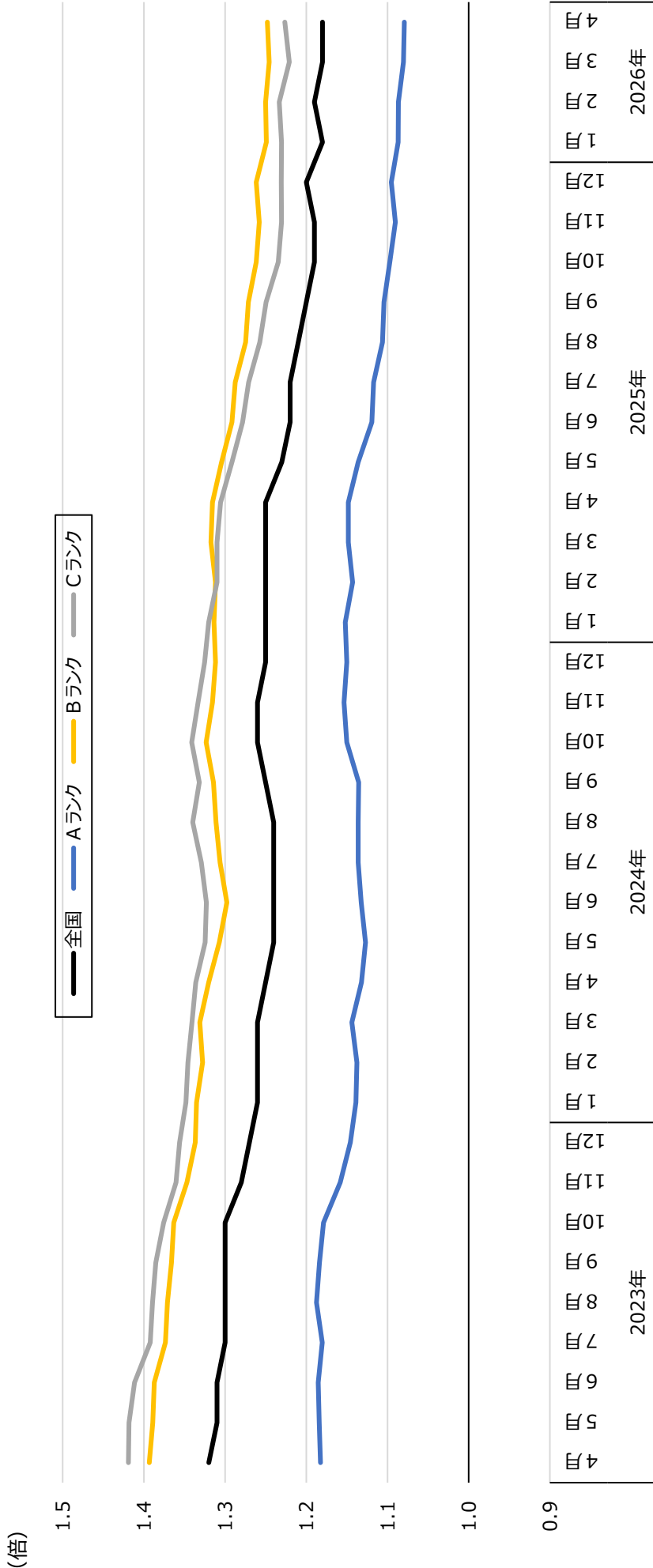
○ 完全失業率は、いずれのランクも前年と概ね同様の動きである。



(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果による。
2. ランク別は各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率（季節調整値）

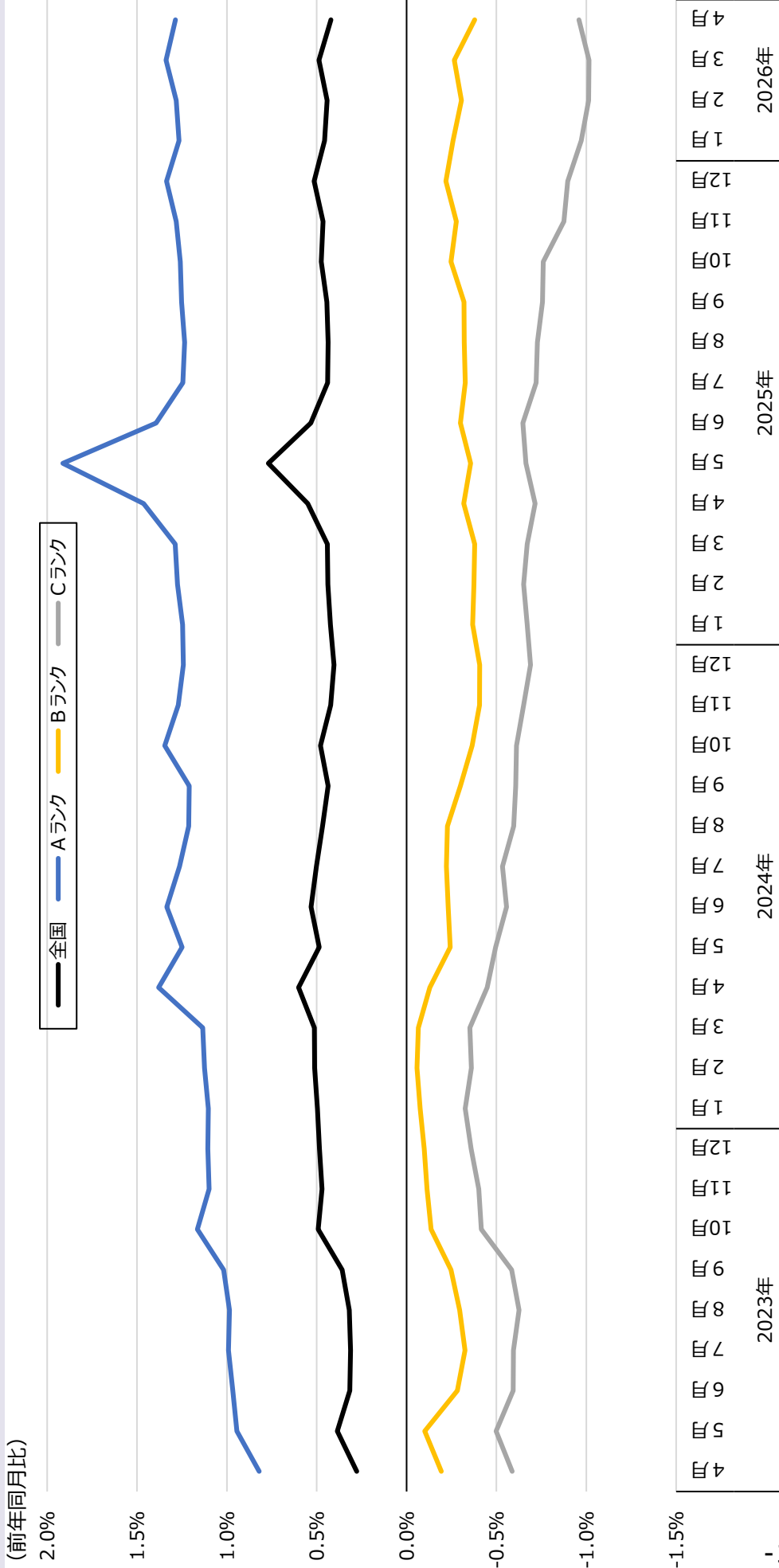
○ 有効求人倍率は、いずれのランクも直近は微減傾向である。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

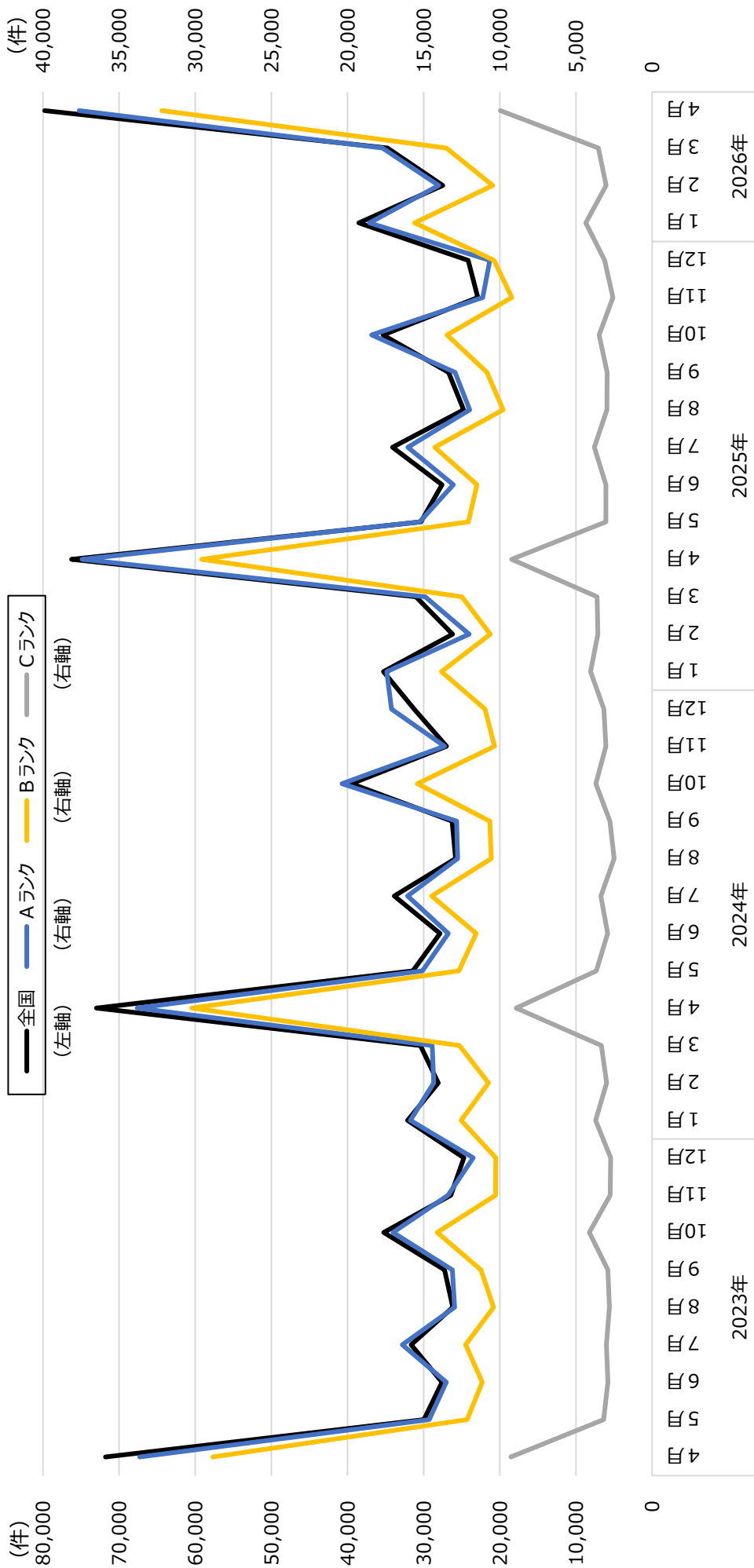
・雇用保険の被保険者数（前年同月比）は全国計では微増している一方、Aランクでは増加しているが、Bランクは横ばい、Cランクでは減少傾向にある。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 月末被保険者数を基に集計

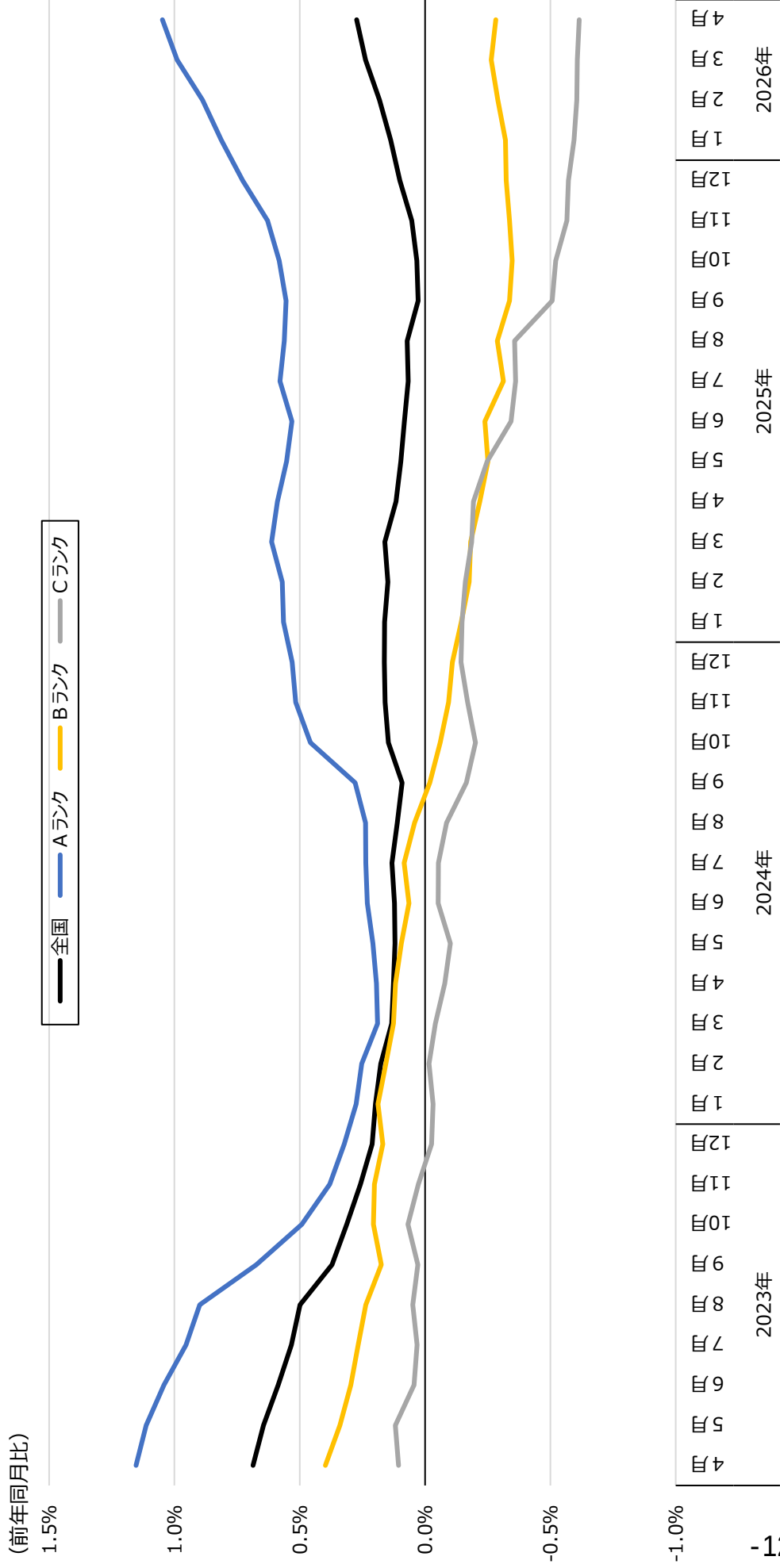
雇用保険 事業主都合資格喪失者数（原数値）

○ 事業主都合による雇用保険資格喪失者はいずれのランクもおおむね前年と同様の動きである。



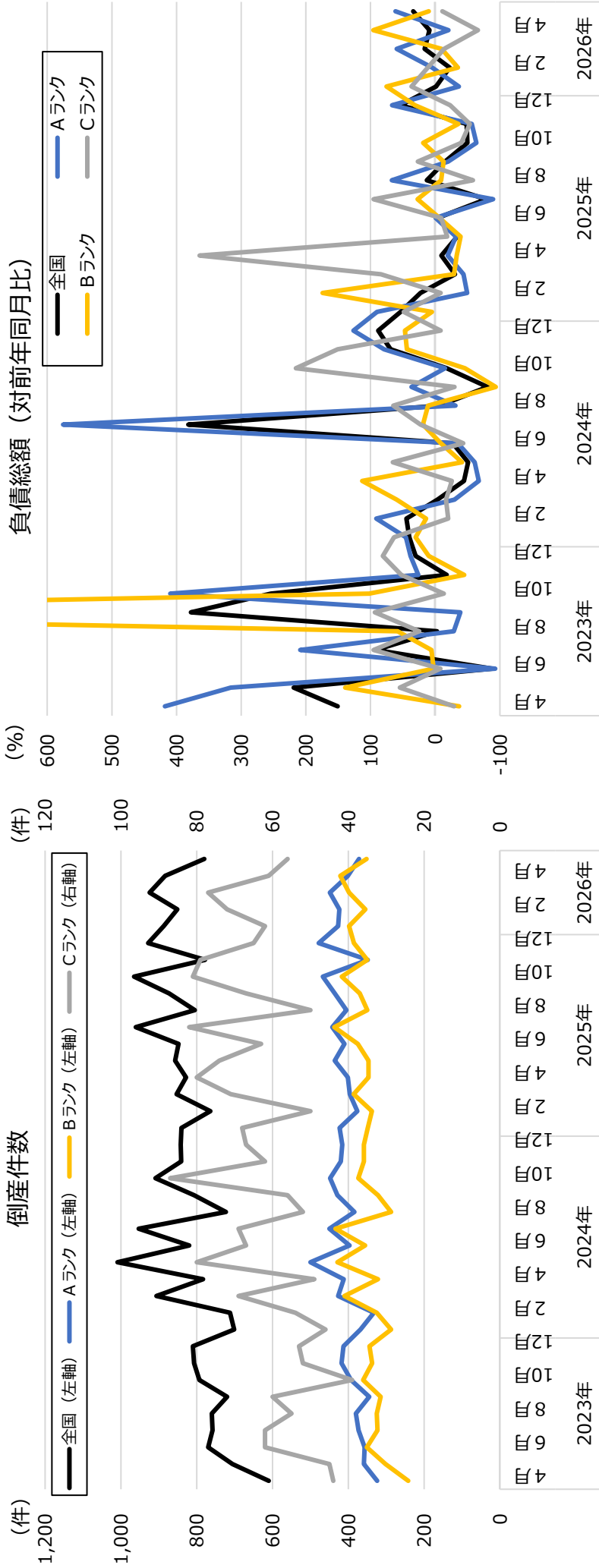
雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

○ 適用事業所数の増加率はAランクは増加傾向、Bランクは足下で横ばい、Cランクは減少傾向である。



倒産に関する状況

○ 倒産件数は各ランクとも微増傾向にある。



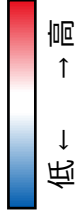
※以下の値は600%を超える。
2023年9月 Bランク：1,572%

出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成

※倒産件数には、会社更生法等による法的整理のほか、私的整理も含む。負債額1,000万円以上が集計の対象。

完全失業率

(単位：%)																	2025年度 最賃引上げ額
2023年				2024年				2025年				2026年					
1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
全国	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.7	2.6	2.3	2.4	2.6	2.5	2.5	2.8	3.1	2.8	2.7	66
北海道	2.6	3.2	2.8	2.7	2.4	3.0	2.6	2.6	2.6	2.5	3.1	3.1	2.8	2.5	3.1	2.7	65
青森県	2.8	2.6	2.4	2.6	3.3	2.8	2.6	2.5	3.0	2.6	2.3	2.5	3.2	2.6	2.3	3.2	76
岩手県	2.3	2.2	2.1	2.1	2.8	2.3	2.3	2.1	2.4	2.7	1.9	2.5	2.6	2.7	1.9	2.5	79
宮城県	2.9	2.8	3.1	3.1	3.2	3.1	3.2	2.9	3.1	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.3	65
秋田県	3.0	2.1	2.5	2.7	3.2	2.7	2.7	2.5	3.2	3.1	2.3	2.8	3.1	2.3	2.8	3.1	80
山形県	1.9	1.7	1.5	1.7	2.1	1.7	1.9	1.6	2.0	2.1	2.1	2.0	2.1	2.1	2.0	2.2	77
福島県	2.5	2.3	2.4	2.6	2.6	2.5	2.6	2.4	2.7	2.7	2.6	2.7	2.7	2.6	2.7	2.8	78
茨城県	2.4	2.7	2.5	2.4	2.3	2.5	2.4	2.1	2.2	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.5	69
栃木県	2.2	2.6	2.5	2.2	2.2	2.5	2.4	1.9	2.1	2.5	2.3	2.2	2.4	2.3	2.2	2.4	64
群馬県	1.9	2.1	2.0	2.0	2.0	1.9	2.0	1.7	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	2.3	78
埼玉県	2.7	2.8	2.7	2.4	2.8	2.9	2.6	2.4	2.6	2.7	2.6	2.5	2.8	2.6	2.5	2.8	63
千葉県	2.4	2.6	2.6	2.4	2.4	2.6	2.5	2.3	2.2	2.4	2.4	2.4	2.3	2.4	2.3	2.3	64
東京都	2.6	2.6	2.6	2.1	2.5	3.0	2.4	2.4	2.5	2.7	2.4	2.2	2.5	2.7	2.4	2.2	63
神奈川県	2.9	3.2	3.0	2.4	2.7	2.9	2.5	2.1	2.3	2.8	2.7	2.3	2.7	2.8	2.3	2.7	63
新潟県	2.4	2.3	1.9	2.0	2.3	2.1	1.9	1.9	2.2	2.2	2.1	2.3	2.7	2.2	2.1	2.7	65
富山県	2.0	1.9	1.6	1.6	1.8	2.0	1.6	1.4	1.8	2.0	1.6	1.8	2.2	1.6	1.8	2.2	64
石川県	2.3	2.1	1.8	1.8	2.0	1.8	1.9	1.8	2.0	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.5	70
福井県	1.7	1.4	1.4	1.5	1.5	1.2	1.0	0.7	1.2	1.2	1.4	1.7	2.0	1.2	1.4	2.0	69
山梨県	1.6	2.2	2.0	2.0	2.0	2.2	1.8	1.1	1.5	2.1	1.8	1.8	1.8	2.1	1.8	1.8	64
長野県	2.2	2.2	1.8	2.0	2.1	2.0	1.7	1.6	1.9	2.0	1.7	2.1	2.4	1.7	2.1	2.4	63
岐阜県	1.8	2.0	1.7	1.6	1.9	2.1	1.8	1.6	1.9	1.9	1.8	1.9	1.9	1.8	1.9	2.1	64
静岡県	2.2	2.2	2.1	2.0	2.2	2.4	2.1	2.0	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.5	63
愛知県	2.0	2.1	2.0	1.7	2.0	2.4	1.8	1.9	2.0	2.3	2.5	2.2	2.3	2.5	2.2	2.3	63
三重県	2.0	2.1	1.9	1.8	2.0	2.1	2.1	1.9	2.1	2.1	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.5	64
滋賀県	2.2	2.0	2.5	2.3	2.4	2.1	2.4	2.2	2.2	2.3	2.3	2.5	2.3	2.3	2.5	2.3	63
京都府	2.6	2.4	2.4	2.2	2.6	2.4	2.2	2.2	2.6	2.4	2.4	2.4	2.3	2.4	2.3	2.8	64
大阪府	3.7	3.0	3.4	2.6	3.3	3.2	3.2	2.8	2.8	2.9	3.1	3.2	3.2	3.1	3.2	2.7	63
兵庫県	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.5	2.3	2.3	2.4	2.6	2.5	2.4	2.5	2.6	2.5	2.4	64
奈良県	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2	2.0	2.2	2.2	2.4	2.1	2.3	2.2	2.4	2.3	65
和歌山県	1.7	1.9	2.3	2.1	2.4	1.3	2.1	1.7	2.4	1.8	2.3	2.1	2.6	2.3	2.1	2.6	65
鳥取県	2.1	2.7	1.7	1.8	2.2	2.4	1.7	1.4	2.1	2.3	2.7	2.0	2.1	2.3	2.0	2.1	73
島根県	1.6	1.4	2.0	1.2	1.7	1.4	1.5	2.1	1.7	1.1	2.0	2.1	2.3	2.0	2.1	2.3	71
岡山県	2.2	2.4	2.2	2.0	2.4	2.5	2.3	2.1	2.6	2.6	2.7	2.6	3.0	2.7	2.6	3.0	65
広島県	2.1	2.2	2.0	2.0	2.2	2.3	2.0	2.0	2.4	2.3	2.3	2.4	2.6	2.3	2.4	2.6	65
山口県	1.4	1.8	1.7	1.8	1.5	1.9	1.7	1.8	1.6	2.0	2.2	2.2	1.8	2.0	2.2	1.8	64
徳島県	1.9	1.7	1.9	1.1	2.0	1.7	1.7	1.1	1.4	1.7	1.7	1.4	1.4	1.7	1.4	1.4	66
香川県	2.1	2.2	2.2	2.1	1.5	2.0	2.0	1.9	1.7	1.8	2.0	1.9	2.0	1.8	2.0	2.0	66
愛媛県	2.3	2.0	2.3	2.2	2.4	2.1	2.2	1.9	2.1	1.9	2.2	1.8	2.2	2.2	1.8	2.2	77
高知県	2.0	2.3	1.4	2.0	1.8	2.0	1.4	1.4	1.5	1.4	1.7	1.4	1.7	1.4	1.4	1.7	71
福岡県	2.6	2.6	2.9	2.7	2.8	2.9	3.0	2.7	2.7	2.9	2.7	2.4	2.8	2.9	2.7	2.4	65
佐賀県	1.3	1.3	1.6	1.6	1.2	1.8	1.1	1.6	2.1	1.8	1.6	1.6	1.8	1.6	1.8	1.2	74
長崎県	1.8	2.1	2.1	1.8	2.1	2.2	2.1	1.8	2.1	2.4	2.0	2.0	2.2	2.4	2.0	2.2	78
熊本県	2.4	2.6	2.5	1.9	2.6	2.5	2.6	2.2	2.5	2.6	2.3	2.0	2.2	2.3	2.0	2.4	82
大分県	2.4	2.4	2.2	2.2	2.2	2.6	1.8	2.1	1.9	2.1	1.7	1.6	1.5	1.7	1.6	1.5	81
宮崎県	1.8	2.9	2.9	1.8	2.2	2.0	2.7	1.8	2.2	2.4	2.2	1.6	2.0	2.2	1.6	2.0	71
鹿児島県	1.7	2.4	2.6	2.4	2.1	2.7	2.7	2.4	2.0	2.6	2.4	2.2	2.0	2.6	2.4	2.0	73
沖縄県	3.4	3.5	3.5	2.9	3.2	3.3	3.3	2.9	2.8	3.3	3.2	3.3	3.1	3.2	3.3	3.1	71



有效求人倍率(季節調整値)

(単位:倍)

2023年												2024年												2025年												2026年												2025年年初至 最新统计时点			
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月												
全国	1.35	1.33	1.32	1.32	1.31	1.31	1.30	1.30	1.30	1.28	1.27	1.26	1.26	1.26	1.25	1.24	1.24	1.24	1.24	1.25	1.25	1.25	1.25	1.26	1.25	1.25	1.25	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18												
北海道	1.16	1.12	1.09	1.07	1.05	1.05	1.04	1.02	1.03	1.03	1.02	1.04	1.02	1.02	1.00	0.98	0.95	0.97	0.97	0.99	0.98	0.98	1.00	0.99	0.99	0.99	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.95	0.94	0.93	0.92	0.93	0.92	0.91													
青森県	1.20	1.18	1.19	1.21	1.21	1.19	1.17	1.17	1.18	1.17	1.15	1.14	1.12	1.13	1.13	1.12	1.11	1.11	1.11	1.11	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.08	1.09	1.09	1.08	1.07	1.09	1.10	1.12	1.10	1.08	1.08														
岩手県	1.32	1.29	1.25	1.22	1.24	1.23	1.23	1.22	1.23	1.23	1.22	1.20	1.20	1.20	1.19	1.18	1.16	1.18	1.20	1.21	1.19	1.18	1.19	1.19	1.19	1.19	1.18	1.17	1.17	1.14	1.11	1.10	1.09	1.08	1.08	1.10	1.12	1.10	1.10												
宮城県	1.41	1.44	1.39	1.37	1.38	1.38	1.37	1.36	1.35	1.32	1.30	1.31	1.30	1.29	1.26	1.24	1.23	1.23	1.23	1.25	1.24	1.23	1.22	1.22	1.22	1.24	1.23	1.20	1.18	1.17	1.16	1.15	1.15	1.12	1.13	1.10	1.11														
秋田県	1.47	1.42	1.35	1.37	1.35	1.38	1.35	1.34	1.32	1.30	1.29	1.28	1.28	1.29	1.30	1.28	1.26	1.26	1.25	1.26	1.25	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.23	1.20	1.21	1.21	1.21	1.20	1.20	1.20	1.23	1.22	1.18	1.17													
山形県	1.59	1.49	1.46	1.49	1.47	1.45	1.43	1.39	1.39	1.37	1.32	1.34	1.30	1.31	1.31	1.32	1.32	1.32	1.36	1.38	1.36	1.37	1.34	1.35	1.32	1.33	1.32	1.30	1.28	1.28	1.27	1.26	1.27	1.26	1.29	1.27	1.28	1.29													
福島県	1.49	1.42	1.37	1.40	1.41	1.39	1.38	1.39	1.37	1.35	1.33	1.33	1.31	1.31	1.28	1.26	1.25	1.25	1.26	1.28	1.28	1.30	1.29	1.28	1.28	1.28	1.27	1.28	1.27	1.25	1.23	1.22	1.22	1.20	1.21	1.20	1.22														
茨城県	1.49	1.50	1.46	1.41	1.40	1.39	1.38	1.39	1.39	1.37	1.34	1.30	1.35	1.35	1.37	1.34	1.33	1.34	1.33	1.30	1.29	1.27	1.25	1.22	1.22	1.19	1.17	1.16	1.15	1.15	1.12	1.13	1.10	1.10	1.12	1.10	1.14														
栃木県	1.20	1.19	1.20	1.22	1.21	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.10	1.10	1.11	1.10	1.15	1.13	1.12	1.15	1.15	1.16	1.16	1.17	1.18	1.19	1.19	1.20	1.19	1.18	1.16	1.17	1.16	1.15	1.15	1.14	1.13	1.14	1.13													
群馬県	1.48	1.44	1.41	1.40	1.45	1.41	1.43	1.41	1.39	1.36	1.37	1.37	1.38	1.40	1.38	1.35	1.33	1.34	1.34	1.34	1.34	1.34	1.33	1.32	1.31	1.30	1.29	1.27	1.24	1.23	1.22	1.25	1.25	1.24	1.23	1.20	1.20	1.20													
埼玉県	1.07	1.06	1.04	1.06	1.07	1.08	1.07	1.08	1.07	1.06	1.04	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.04	1.07	1.08	1.08	1.07	1.08	1.08	1.07	1.08	1.06	1.05	1.02	1.02	1.00	0.98	0.97	0.94	0.95	0.97	0.96												
千葉県	1.03	1.05	1.06	1.04	1.03	1.02	1.01	1.00	0.99	0.97	0.96	0.95	0.96	0.97	0.97	0.98	0.98	0.98	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	0.98	1.00	0.98	0.98	0.97	0.98	0.98	0.98	0.99	0.99														
東京都	1.75	1.76	1.77	1.78	1.77	1.77	1.78	1.82	1.82	1.82	1.78	1.76	1.75	1.76	1.77	1.75	1.76	1.83	1.78	1.74	1.77	1.76	1.75	1.76	1.75	1.75	1.75	1.76	1.74	1.72	1.71	1.70	1.71	1.72	1.73	1.74	1.73	1.74													
神奈川県	0.92	0.91	0.90	0.90	0.91	0.92	0.92	0.92	0.92	0.91	0.89	0.89	0.90	0.91	0.89	0.91	0.92	0.93	0.92	0.91	0.92	0.92	0.91	0.90	0.90	0.89	0.89	0.88	0.85	0.84	0.83	0.83	0.84	0.83	0.84	0.83	0.83														
新潟県	1.60	1.57	1.55	1.57	1.58	1.57	1.55	1.54	1.50	1.49	1.48	1.46	1.47	1.45	1.44	1.42	1.45	1.46	1.49	1.48	1.48	1.46	1.46	1.45	1.44	1.45	1.44	1.43	1.41	1.41	1.40	1.38	1.37	1.37	1.38	1.37	1.38														
富山県	1.58	1.53	1.50	1.50	1.49	1.46	1.44	1.42	1.43	1.41	1.40	1.43	1.42	1.43	1.42	1.39	1.37	1.37	1.36	1.38	1.39	1.40	1.43	1.44	1.44	1.44	1.47	1.48	1.49	1.48	1.49	1.48	1.49	1.47	1.46	1.48	1.47														
石川県	1.66	1.64	1.63	1.66	1.63	1.65	1.60	1.58	1.57	1.56	1.55	1.54	1.59	1.49	1.46	1.44	1.48	1.49	1.52	1.57	1.56	1.62	1.63	1.66	1.65	1.64	1.61	1.59	1.58	1.57	1.54	1.50	1.47	1.51	1.49	1.46	1.48														
福井県	1.88	1.81	1.80	1.83	1.84	1.82	1.80	1.77	1.78	1.77	1.76	1.77	1.79	1.76	1.74	1.76	1.74	1.77	1.76	1.74	1.76	1.74	1.73	1.69	1.70	1.71	1.72	1.70	1.70	1.70	1.66	1.67	1.67	1.62	1.58	1.57	1.57														
山梨県	1.42	1.41	1.35	1.35	1.33	1.29	1.26	1.25	1.24	1.20	1.23	1.22	1.28	1.26	1.27	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28	1.30	1.31	1.31	1.30	1.29	1.28	1.31	1.31	1.32	1.32	1.34	1.38	1.37														
長野県	1.55	1.51	1.50	1.49	1.47	1.46	1.45	1.45	1.43	1.41	1.39	1.37	1.36	1.35	1.35	1.34	1.32	1.31	1.32	1.31	1.31	1.30	1.29	1.29	1.29	1.30	1.29	1.27	1.27	1.27	1.25	1.26	1.25	1.25	1.23	1.24	1.25														
岐阜県	1.65	1.60	1.58	1.59	1.58	1.58	1.58	1.57	1.59	1.56	1.55	1.56	1.58	1.57	1.54	1.51	1.52	1.50	1.55	1.53	1.52	1.51	1.48	1.46	1.44	1.44	1.44	1.44	1.44	1.44	1.44	1.44	1.42	1.41	1.41	1.39	1.39														
静岡県	1.27	1.26	1.24	1.26	1.26	1.24	1.22	1.20	1.20	1.20	1.20	1.19	1.19	1.17	1.14	1.12	1.11	1.13	1.13	1.12	1.10	1.08	1.08	1.08	1.08	1.07	1.07	1.06	1.06	1.07	1.07	1.09	1.06	1.06	1.08	1.06	1.06														
愛知県	1.42	1.39	1.35	1.33	1.33	1.36	1.36	1.36	1.35	1.34	1.32	1.31	1.29	1.30	1.28	1.28	1.27	1.26	1.26	1.25	1.25	1.24	1.23	1.29	1.29	1.31	1.31	1.29	1.27	1.27	1.26	1.25	1.24	1.23	1.23	1.22	1.20	1.21													
三重県	1.40	1.38	1.34	1.33	1.32	1.31	1.29	1.27	1.28	1.28	1.27	1.25	1.25	1.22	1.21	1.19	1.18	1.17	1.17	1.16	1.15	1.15	1.14	1.13	1.14	1.16	1.16	1.14	1.16	1.15	1.18	1.17	1.18	1.19	1.16	1.14	1.16	1.17													
滋賀県	1.19	1.17	1.14	1.14	1.12	1.10	1.09	1.08	1.07	1.05	1.03	1.01	1.00	0.98	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	1.02	1.03	1.01	1.01	1.03	1.01	1.01	1.02	1.03	1.05	1.04	1.05	1.07	1.09	1.06	1.04	1.00	1.02														
京都府	1.25	1.24	1.21	1.22	1.23	1.23	1.21	1.22	1.22	1.23	1.20	1.17	1.18	1.19	1.20	1.20	1.19	1.18	1.20	1.21	1.24	1.27	1.26	1.27	1.25	1.25	1.28	1.28	1.28	1.27	1.28	1.26	1.25	1.24	1.25	1.21	1.22	1.22													
大阪府	1.31	1.30	1.30	1.31	1.32	1.32	1.30	1.30	1.29	1.28	1.25	1.23	1.22	1.21	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.22	1.21	1.22	1.23	1.22	1.23	1.23	1.21	1.21	1.21	1.21	1.20	1.19	1.18	1.17	1.16	1.15	1.14	1.12												
兵庫県	1.05	1.01	1.01	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.01	0.99	0.98	1.01	1.02	1.02	1.02	1.00	0.99	0.99	1.00	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.95	0.94	0.94	0.93	0.93	0.94															
奈良県	1.20	1.22	1.19	1.14	1.15	1.15	1.17	1.17	1.15	1.15	1.13	1.13	1.15	1.14	1.12	1.10	1.13	1.14	1.14	1.13	1.14	1.13	1.14	1.13	1.14	1.13	1.14	1.10	1.10	1.10	1.07	1.06	1.05	1.00	1.01	1.00	1.00														
和歌山県	1.15	1.18	1.15	1.16	1.15	1.13	1.11	1.12	1.12	1.10	1.11	1.13	1.17	1.14	1.14	1.10	1.13	1.12	1.14	1.14	1.14	1.13	1.14	1.13	1.14	1.13	1.14	1.10	1.10	1.10	1.07	1.06	1.05	1.00	1.00	1.01	1.00														
鳥取県	1.50	1.50	1.47	1.47	1.46	1.47	1.40	1.40	1.38	1.34	1.28	1.27	1.28	1.30	1.28	1.28	1.28	1.28	1.27	1.27	1.25	1.28	1.29	1.29	1.32	1.33	1.34	1.33	1.32	1.29	1.27	1.27	1.28	1.28	1.29	1.27	1.25	1.26													
岡山県	1.68	1.68	1.61	1.62	1.58	1.58	1.53	1.52	1.50	1.48	1.46	1.49	1.48	1.49	1.45	1.44	1.45	1.43	1.42	1.42	1.42	1.43	1.42	1.43	1.42	1.43	1.42	1.41	1.39	1.34	1.38	1.39	1.34	1.34	1.37	1.45	1.51														
広島県	1.58	1.57	1.55	1.52	1.54	1.58	1.55	1.54	1.56	1.54	1.50	1.49	1.48	1.47	1.46	1.44	1.43	1.39	1.42	1.43	1.46	1.45	1.43	1.45	1.45	1.46	1.45	1.44	1.40	1.37	1.36	1.34	1.33	1.34	1.30	1.27	1.29														
佐賀県	1.63	1.55	1.54	1.56	1.56	1.57	1.54	1.53	1.53	1.52	1.51	1.50	1.50	1.47	1.44	1.42																																			

29所：厚生労働省「職業安定業務統計」都道府県（受理地）別有効求人倍率（季節調整値）（パートタイムを含む一般）

↑
↓

雇用保険被保険者数(前年同月比)

2024年			2025年												2026年												2025年1-7月	
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
全国	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.8%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%
北海道	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%
青森県	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.6%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	-1.1%	
岩手県	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-2.0%	-1.9%	-2.1%	-2.0%	-2.0%	-2.0%	-2.0%	-2.1%	-2.2%	-2.2%	-2.1%	-1.9%	
宮城県	-0.2%	-0.2%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-1.0%	-0.6%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	
秋田県	-1.3%	-1.4%	-1.1%	-1.5%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-2.3%	
山形県	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	
福島県	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.3%	-1.1%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.2%	
茨城県	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-1.1%	-1.6%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.6%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	0.3%	
栃木県	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.3%	-0.7%	0.0%	-0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.2%	-0.1%	0.2%	0.2%	0.4%	0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.1%	0.7%	
群馬県	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.5%	
埼玉県	0.9%	0.9%	1.0%	0.6%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	1.2%	1.1%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	0.7%	
千葉県	0.9%	1.0%	1.0%	0.5%	0.5%	0.8%	0.9%	1.1%	1.2%	0.9%	1.2%	1.1%	1.2%	1.3%	2.6%	2.3%	1.2%	1.0%	1.2%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	
東京都	1.5%	1.5%	1.5%	1.8%	1.7%	1.8%	1.5%	1.5%	1.6%	1.8%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.9%	2.8%	1.8%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.5%	1.6%	1.5%	
神奈川県	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	1.4%	1.7%	1.8%	1.7%	2.0%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.5%	0.9%	1.1%	1.3%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	0.9%	
新潟県	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.7%	-1.8%	-1.9%	-1.9%	-1.9%	-1.9%	-1.7%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.2%	-1.0%	-0.9%	
富山県	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.4%	
石川県	0.6%	0.1%	0.4%	1.2%	0.9%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%	0.5%	0.7%	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.4%	0.4%	-0.2%	
福井県	-0.2%	-0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	0.3%	-0.2%	0.3%	-0.3%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	
山梨県	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.5%	0.0%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.5%	
長野県	0.1%	0.2%	0.2%	-0.4%	-0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	
岐阜県	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	
静岡県	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	
愛知県	0.6%	0.5%	0.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.9%	
三重県	-0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	-0.3%	
滋賀県	-0.3%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.2%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.1%	0.0%	0.1%	-0.0%	
京都府	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.5%	0.1%	-0.1%	0.2%	0.6%	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	0.8%	0.9%	1.8%	1.8%	
大阪府	0.5%	0.5%	0.6%	0.8%	0.7%	0.6%	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.7%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	1.2%	1.3%	1.1%	1.3%	1.2%	1.4%	
兵庫県	0.1%	0.1%	0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	0.0%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	0.3%	0.0%	0.0%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	0.0%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.0%	
奈良県	0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	0.1%	0.0%	
和歌山県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.7%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-0.3%	-0.3%	
徳島県	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-1.4%	-0.9%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.3%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.3%	
香川県	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.5%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.4%	
岡山県	0.5%	0.4%	0.4%	1.0%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-1.5%	
広島県	-0.8%	-0.9%	-0.4%	0.0%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.9%	-1.1%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	
山口県	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-1.0%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.9%	-1.0%	-0.7%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.6%	
徳島県	0.0%	-0.1%	0.1%	-0.6%	0.1%	0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.3%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.4%	
香川県	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.6%	
愛媛県	-0.3%	-0.2%	-1.5%	-1.2%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.0%	-2.1%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.9%	
高知県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.8%	
福岡県	0.4%	0.5%	0.4%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.4%	0.2%	0.4%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.3%	
佐賀県	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.6%	
長崎県	-0.1%	-0.2%	-0.7%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.5%	
熊本県	0.4%	0.3%	0.3%	0.5%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.5%	0.3%	0.3%	0.3%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.6%	-1.1%	
大分県	-0.2%	-0.3%	0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.3%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.2%	-1.2%	-1.8%	
宮崎県	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-0.1%	
鹿児島県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	
沖縄県	-0.4%	-0.5%	-0.3%	-0.1%	0.3%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.6%	0.6%	0.4%	0.4%	0.4%	1.3%	

出刊12：厚生労働省「雇用保険事業統計」

都道府県労働局別適用状況

月末被保険者数を基に集計

—

↑
低

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年												2025年度 累計引上人数			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	1月	2月	3月	4月								
全国計	4.4%	9.8%	-6.3%	1.7%	4.9%	1.0%	7.1%	-1.4%	-3.6%	12.0%	2.2%	26.4%	9.9%	-6.7%	1.9%	4.5%	-3.4%	-0.9%	0.7%	-4.2%	1.8%	-10.4%	-15.2%	-22.8%	9.1%	4.9%	12.0%	4.6%	66											
北海道	-5.0%	-15.3%	-25.9%	9.3%	9.2%	41.8%	32.8%	18.8%	20.8%	-6.9%	20.5%	-7.1%	3.1%	24.0%	3.5%	-14.4%	-11.8%	-32.4%	-16.9%	-7.3%	-34.6%	-18.3%	-27.1%	-12.8%	9.5%	-15.2%	2.9%	76												
青森県	6.4%	5.2%	-38.2%	-12.6%	4.1%	-20.2%	11.7%	31.9%	-8.6%	-19.3%	78.5%	12.7%	-25.5%	-21.2%	24.5%	-0.1%	-3.9%	34.4%	34.5%	39.5%	30.7%	-50.4%	-51.5%	13.4%	-5.8%	-8.7%	-16.8%	40.5%	79											
岩手県	29.3%	15.3%	-7.9%	-9.0%	1.5%	4.7%	21.6%	20.7%	-12.1%	39.7%	-17.7%	35.6%	-8.5%	-1.4%	108.2%	21.1%	-6.8%	1.3%	-20.7%	-29.8%	27.5%	22.1%	-3.8%	-25.7%	-15.1%	-9.5%	-52.6%	-47.1%	-26.6%	80										
秋田県	62.1%	13.0%	-8.9%	18.5%	64.7%	-2.3%	72.0%	20.7%	-12.1%	39.7%	-17.7%	35.6%	-8.5%	-1.4%	108.2%	22.1%	-6.8%	1.3%	-20.7%	-29.8%	27.5%	22.1%	-3.8%	-25.7%	-15.1%	-9.5%	-52.6%	-47.1%	-26.6%	77										
山形県	14.7%	41.5%	63.6%	-9.9%	31.3%	-12.0%	23.1%	-3.7%	11.5%	1.3%	-2.2%	135.4%	92.2%	185.6%	57.0%	10.8%	-4.0%	7.5%	-16.8%	3.8%	-28.8%	-7.0%	-14.9%	-50.5%	-10.5%	-60.3%	14.7%	28.0%	78											
福島県	-24.0%	19.1%	50.2%	46.3%	19.8%	3.6%	-27.7%	51.8%	34.5%	18.0%	-5.6%	-11.5%	-23.3%	-18.2%	-8.0%	-23.9%	-14.4%	-24.1%	9.7%	-6.7%	-25.2%	32.6%	-34.5%	-45.2%	0.3%	60.6%	8.1%	7.6%	37.1%	78										
茨城県	24.0%	1.9%	11.0%	-0.8%	7.5%	0.7%	1.5%	-8.8%	-34.3%	-33.7%	-22.6%	4.3%	7.7%	-1.9%	-13.9%	2.5%	-22.9%	7.0%	-19.6%	-24.5%	18.9%	-16.7%	0.3%	-20.2%	-31.4%	-1.7%	21.1%	1.9%	69											
栃木県	45.3%	6.3%	9.7%	7.7%	44.7%	1.4%	46.4%	-8.7%	8.4%	12.9%	16.9%	9.3%	-3.3%	-14.5%	-26.0%	-20.4%	0.3%	19.1%	-3.7%	-31.9%	-4.2%	-40.5%	20.5%	-36.7%	20.4%	34.3%	7.1%	11%	10.8%	64										
群馬県	-23.8%	18.9%	-27.1%	-3.0%	-5.1%	0.7%	24.1%	-1.0%	-17.7%	-10.3%	9.3%	0.2%	43.8%	47.7%	23.2%	-20.3%	-2.8%	60.4%	32.2%	16.8%	49.8%	21.6%	17.5%	-9.5%	8.3%	-40.4%	2.8%	-2.8%	78											
埼玉県	-1.3%	-4.1%	33.3%	-15.0%	8.4%	-18.6%	11.3%	0.4%	-12.5%	21.3%	-9.8%	-35.2%	19.1%	33.8%	-26.3%	8.7%	10.5%	6.6%	-21.5%	-5.6%	-4.3%	-28.2%	-18.1%	13.2%	-20.3%	-31.2%	16.6%	-0.8%	63											
千葉県	16.6%	-10.6%	-1.2%	-1.0%	-12.8%	8.2%	-33.6%	-26.8%	10.5%	4.3%	24.7%	11.7%	12.6%	4.1%	28.6%	32.8%	22.3%	-20.7%	17.4%	15.9%	-8.6%	43.6%	-18.5%	-1.2%	-6.7%	18.7%	-12.2%	-12.2%	64											
東京都	1.0%	23.4%	-16.1%	6.2%	-5.0%	-6.9%	0.4%	1.6%	-8.2%	12.6%	-6.7%	49.5%	5.6%	-29.3%	6.7%	13.1%	15.3%	7.1%	-1.4%	-9.4%	-3.0%	-4.7%	-9.6%	-39.7%	2.1%	36.4%	22.0%	-5.1%	63											
神奈川県	-13.4%	-1.7%	5.3%	14.9%	1.8%	18.5%	-20.9%	-11.2%	8.1%	0.4%	61.5%	109.8%	3.8%	-11.3%	4.8%	15.6%	-2.3%	27.1%	18.6%	-0.1%	14.1%	3.9%	-54.8%	-61.8%	12.9%	44.2%	28.0%	26.8%	63											
新潟県	-30.8%	-17.8%	7.6%	14.7%	-22.4%	-21.1%	-0.9%	27.0%	-23.7%	72.5%	64.9%	34.6%	27.8%	-17.5%	-1.1%	-16.1%	-1.5%	57.6%	5.4%	-58.9%	12.9%	-29.4%	-28.4%	-47.4%	5.9%	4.4%	-4.4%	-6.1%	64											
石川県	-40.0%	11.2%	-21.5%	-5.3%	13.7%	-19.2%	-35.5%	-10.9%	17.0%	14.0%	-47.7%	20.8%	85.3%	13.0%	49.7%	11.7%	-24.6%	71.8%	77.9%	-6.7%	9.5%	95.0%	64.6%	-11.1%	21.3%	-3.1%	-35.9%	23.7%	70											
福井県	27.1%	-40.8%	-2.2%	-6.2%	54.2%	-18.8%	-48.9%	-7.6%	-31.8%	-17.0%	-11.1%	4.9%	12.0%	29.0%	13.2%	-9.1%	-42.7%	-25.8%	5.9%	16.4%	42.6%	47.4%	32.3%	-32.8%	36.6%	63.6%	18.9%	-1.5%	69											
山梨県	37.2%	-24.4%	-38.6%	-26.6%	-15.2%	-8.3%	34.6%	-38.2%	-32.0%	-21.6%	-37.6%	-2.7%	-16.5%	8.9%	28.8%	-20.4%	-15.4%	-9.1%	10.1%	-31.5%	-17.4%	4.6%	26.9%	32.7%	44.6%	0.7%	-42.6%	7.6%	64											
長野県	7.4%	62.5%	-14.2%	7.0%	22.3%	23.0%	8.5%	4.5%	27.5%	42.3%	-15.3%	26.6%	-2.3%	-16.7%	7.2%	-14.0%	3.5%	9.1%	-2.6%	-13.6%	-21.6%	-37.7%	-19.2%	20.2%	-27.0%	-4.0%	-16.2%	31.2%	63											
岐阜県	13.0%	13.8%	-25.3%	-5.4%	3.2%	23.0%	-16.1%	18.0%	-27.7%	-7.4%	6.7%	6.2%	14.2%	-15.8%	-18.1%	1.3%	-21.5%	-13.6%	1.8%	-25.6%	91.8%	14.6%	-12.0%	41.2%	41.2%	-21.3%	9.6%	9.1%	64											
静岡県	-11.7%	11.1%	-5.5%	16.2%	31.0%	14.9%	23.4%	-0.3%	-9.1%	85.7%	-2.0%	-15.1%	108.2%	0.7%	-1.3%	8.8%	-12.6%	-10.1%	29.4%	15.4%	9.5%	-30.7%	7.7%	11.5%	-46.8%	-18.3%	13.3%	13.0%	63											
愛知県	12.1%	44.6%	-2.6%	-8.4%	10.4%	26.2%	1.8%	4.4%	29.2%	31.0%	26.1%	25.6%	23.9%	-17.7%	-16.7%	13.4%	-22.5%	-26.5%	8.4%	-17.0%	-2.3%	-13.5%	-29.2%	-23.1%	-1.7%	-18.5%	35.8%	-2.3%	63											
三重県	-15.4%	10.3%	-0.8%	26.5%	13.1%	63.0%	22.5%	7.4%	10.3%	24.3%	35.6%	23.9%	27.3%	-22.5%	-16.4%	-16.9%	13.1%	-38.8%	-4.7%	27.3%	-3.7%	-43.2%	-20.3%	-24.7%	71.9%	6.0%	13.0%	13.8%	64											
滋賀県	39.1%	81.2%	-8.7%	0.2%	-30.0%	-25.4%	58.1%	59.2%	3.2%	-12.8%	-15.0%	-11.5%	-4.5%	-39.3%	20.8%	11.3%	15.2%	54.3%	-45.4%	-53.9%	-14.0%	24.2%	-0.5%	8.0%	254.5%	51.3%	13.6%	-5.7%	63											
京都府	-18.9%	19.0%	-23.2%	8.3%	11.0%	-28.6%	159.5%	-22.9%	5.7%	-20.6%	29.1%	-5.5%	8.5%	-2.5%	5.3%	5.1%	13.9%	40.4%	-38.3%	8.7%	5.6%	17.8%	-20.6%	-10.0%	69.6%	-1.5%	13.4%	-13.1%	64											
大阪府	9.1%	-13.6%	-24.3%	0.5%	39.9%	5.2%	7.0%	-0.9%	-7.0%	51.0%	-20.9%	59.1%	15.8%	1.5%	12.2%	-5.4%	-22.8%	-16.7%	-6.1%	1.8%	11.1%	-29.1%	1.8%	-37.4%	33.5%	0.7%	8.1%	12.7%	63											
兵庫県	11.6%	-4.5%	2.0%	20.7%	9.0%	5.3%	-18.9%	21.2%	-8.1%	3.7%	7.7%	-8.9%	8.2%	-17.0%	-13.3%	-13.1%	-2.5%	-14.8%	-7.5%	-23.3%	9.4%	-2.6%	-7.7%	-3.0%	0.9%	-7.3%	100.6%	18.1%	64											
奈良県	79.6%	-3.6%	-15.5%	12.8%	9.3%	-12.2%	-18.0%	36.4%	-14.5%	60.3%	-12.9%	-29.3%	-3.2%	45.1%	3.4%	3.7%	6.4%	28.5%	133.3%	-24.0%	-4.3%	-44.8%	-7.4%	2.0%	43.0%	4.1%	45.0%	9.2%	65											
和歌山県	5.3%	53.8%	13.5%	-21.6%	15.1%	-3.7%	29.6%	22.6%	10.6%	-25.8%	21.1%	95.1%	-3.3%	-27.7%	-18.6%	26.7%	28.0%	-9.4%	-2.4%	5.5%	37.6%	42.4%	3.8%	-15.4%	29.9%	-40.3%	63.9%	-7.9%	65											
鳥取県	-18.2%	172.3%	-6.3%	-16.7%	27.9%	-13.5%	79.0%	8.2%	-78.8%	-51.9%	-59.0%	-32.2%	106.7%	-42.2%	-8.6%	10.4%	10.5%	17.8%	-23.4%	-4.8%	96.8%	24.2%	-16.3%	73.2%	34.4%	58.1%	-14.6%	42.6%	73											
島根県	-33.7%	24.4%	10.4%	-12.8%	-11.7%	-28.4%	78.3%	2.9%	-37.9%	-10.9%	-12.6%	17.6%	92.1%	-39.9%	-50.9%	38.6%	20.7%	40.6%	-6.3%	-7.4%	42.9%	-28.1%	38.1%	-41.0%	-46.1%	29.5%	-34.6%	-33.3%	71											
岡山県	-6.5%	-16.4%	21.0%	-13.1%	-28.5%	70.3%	-15.2%	7.9%	-9.2%	1.5%	50.4%	6.7%	26.8%	11.1%	-20.5%	-27.3%	-30.1%	-39.5%	4.9%	33.0%	81.2%	-5.2%	-16.8%	49.0%	14.4%	-13.7%	43.3%	65												
広島県	36.3%	-32.0%	19.9%	-13.2%	-42.5%	-4.5%	12.5%	-34.8%	-21.7%	-15.8%	-26.0%	35.4%	-20.1%	11.0%	-26.3%	14.0%	43.4%	-0.7%	-23.7%	40.9%	4.1%	-15.3%	-11.3%	-29.1%	20.6%	-15.8%	20.1%	10.2%	65											
山口県	26.1%	-20.3%	-0.3%	36.2%	0.0%	35.2%	1.6%	-18.5%	-22.0%	-30.8%	-4.5%	10.5%	37.2%	28.9%	2.3%	-32.9%	-1.7%	-1.6%	23.7%	22.0%	28.1%	38.7%	-0.4%	13.5%	-18.2%	29.2%	-43.7%	15.4%	64											
徳島県	47.8%	6.2%	-15.5%	46.5%	-29.3%	-16.2%	2.1%	111.5%	1.0%	23.7%	59.8%	-36.0%	-43.0%	-13.3%	-4.4%	-12.7%	33.0%	-18.7%	45.8%	-44.6%	-47.4%	10.2%	-22.6%	84.8%	28.0%	32.7%	37.0%	66												
香川県	12.6%	-2.6%	-31.3%	-7.4%	7.0%	-50.4%	5.6%	31.6%	-0.6%	25.0%	28.6%	-47.2%	-13.5%	-43.4%	36.6%	-8.6%	-11.2%	34.1%	-11.1%	-18.4%	6.4%	-38.6%	-37.8%	-12.3%	10.3%	9.6%	41.0%	19.6%	66											
愛媛県	-10.4%	-4.2%	-2.6%	-3.4%	85.6%	-29.2%	-12.0%	-4.8%	-3.3%	115.0%	33.7%	-12.6%	-4.8%	-3.3%	7.9%	20.7%	83.3%	106.8%	2.7%	38.0%	-34.3%	-51.5%	-20.4%	-0.5%	2.3%	-4.5%	9.3%	-1.8%	71											
高知県	-10.1%	0.0%	43.3%	16.7%	-1.9%	15.0%	60.7%	-38.9%	25.6%	24.8%	55.8%	12.5%	54.1%	26.6%	-21.5%	5.8%	-35.1%	6.8%	-16.3%	-12.4%	4.9%	7.0%	-31.8%	-22.2%	23.9%	-4.5%	15.6%	30.4%	71											
佐賀県	-3.1%	17.8%	22.6%	4.3%	10.2%	14.2%	18.3%	3.9%	1.8%	67.0%	-16.2%	28.7%	104.8%	96.0%	34.8%	-21.0%	4.6%	-27.8%	8.8%	5.2%	-3.6%	3.3%	-22.9%	2.7%	3.6%	18.3%														

雇用保険適用事業所数(前年同月比)

2024年												2025年												2026年												2025年年末			
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月												
全国計	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%												
北海道	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%												
青森県	-1.0%	-0.7%	-0.6%	-1.1%	-1.2%	-1.5%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%												
岩手県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	-1.5%												
宮城県	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%												
秋田県	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.7%	-1.9%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.2%	-2.1%	-1.9%												
山形県	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.7%	-2.0%	-2.0%	-2.3%	-2.2%	-2.0%	-1.9%	-1.9%												
福島県	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%												
茨城県	0.8%	0.9%	0.9%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%												
栃木県	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%	0.7%												
群馬県	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%												
埼玉県	1.3%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.8%	0.8%	1.1%	1.2%	1.4%	1.6%	1.6%	1.6%												
千葉県	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.3%	1.4%	1.6%	1.6%												
東京都	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%												
神奈川県	1.2%	1.3%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%												
新潟県	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-1.5%	-1.5%												
富山県	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.8%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.1%	-1.0%												
石川県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%												
福井県	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%												
山梨県	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	0.8%	0.8%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.9%	0.9%												
長野県	-0.1%	0.0%	-0.5%	-0.6%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%												
岐阜県	-0.2%	-0.0%	0.0%	-0.1%	-0.8%	-0.8%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.4%												
静岡県	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.4%												
愛知県	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%												
三重県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.4%	-0.4%												
滋賀県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.4%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.3%												
京都府	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%												
大阪府	-3.5%	-3.6%	-4.2%	-4.1%	-4.1%	-4.0%	-3.8%	-3.3%	-2.3%	-1.8%	-1.6%	-1.2%	-1.1%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%	0.6%												
奈良県	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%												
兵庫県	1.2%	1.1%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%	1.0%	1.1%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.9%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%												
和歌山県	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.4%	-0.3%	-0.3%												
鳥取県	-0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.9%	-0.7%	-0.9%	-0.9%												
島根県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%												
岡山県	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%												
広島県	-0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%												
山口県	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%												
徳島県	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%												
香川県	-0.3%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%												
愛媛県	0.1%	0.0%	-0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%												
高知県	-2.2%	-2.8%	-2.9%	-2.7%	-2.7%	-2.5%	-2.7%	-2.8%	-2.7%	-2.3%	-1.6%	-1.2%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.4%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.3%												
福岡県	0.9%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%												
佐賀県	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%												
長崎県	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%												
熊本県	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%												
大分県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%												
宮崎県	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.2%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%												
鹿児島県	-0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.0%	-0.1%												
沖縄県	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	1.7%	1.8%	1.8%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.2%	1.2%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%												

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」

都道府県労働局別適用状況

月末適用事業所数を基に集計

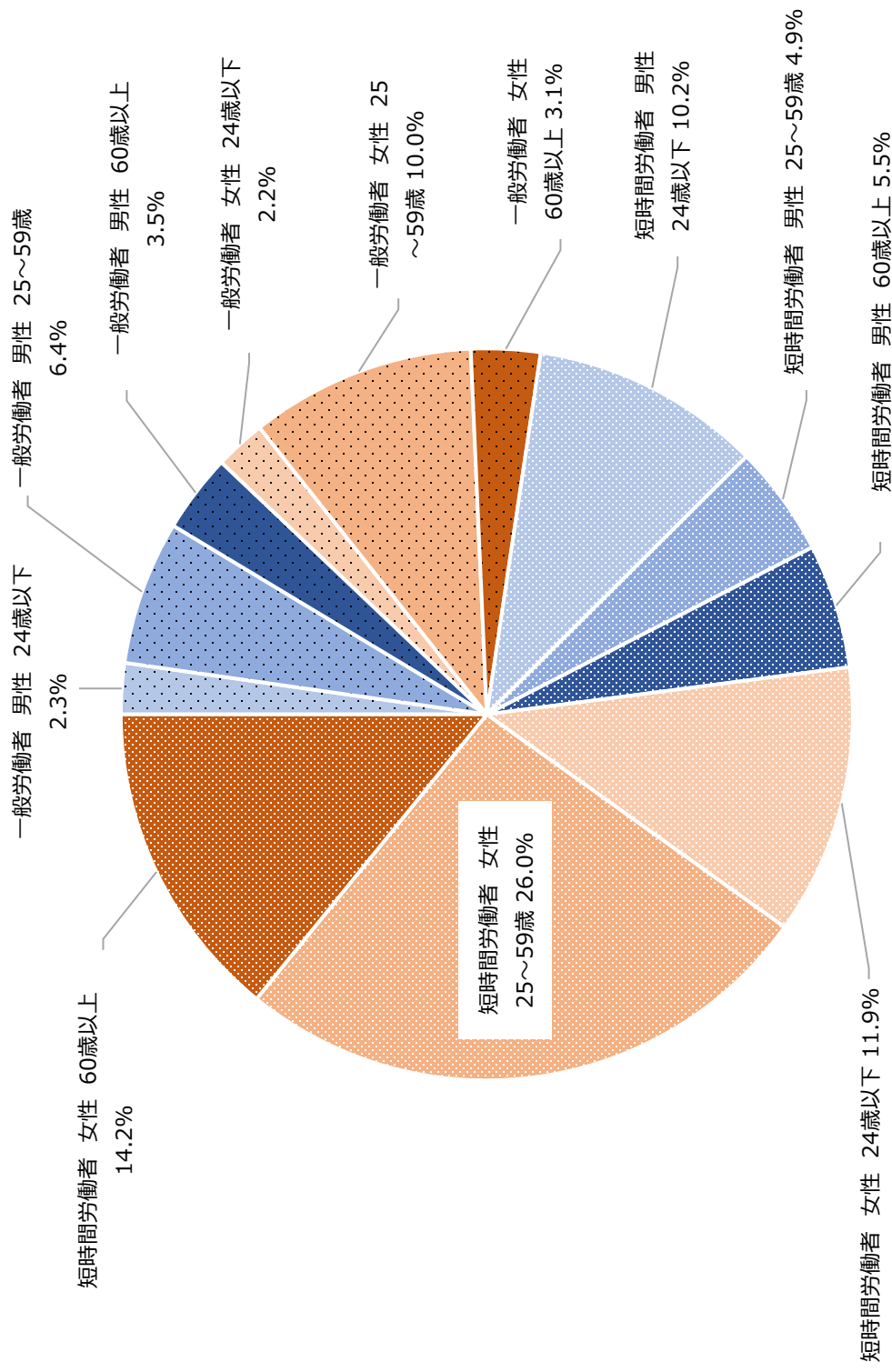


↑
↓

「賃金構造基本統計調査」を用いた分析



最賃近傍雇用者構成比（2025年）



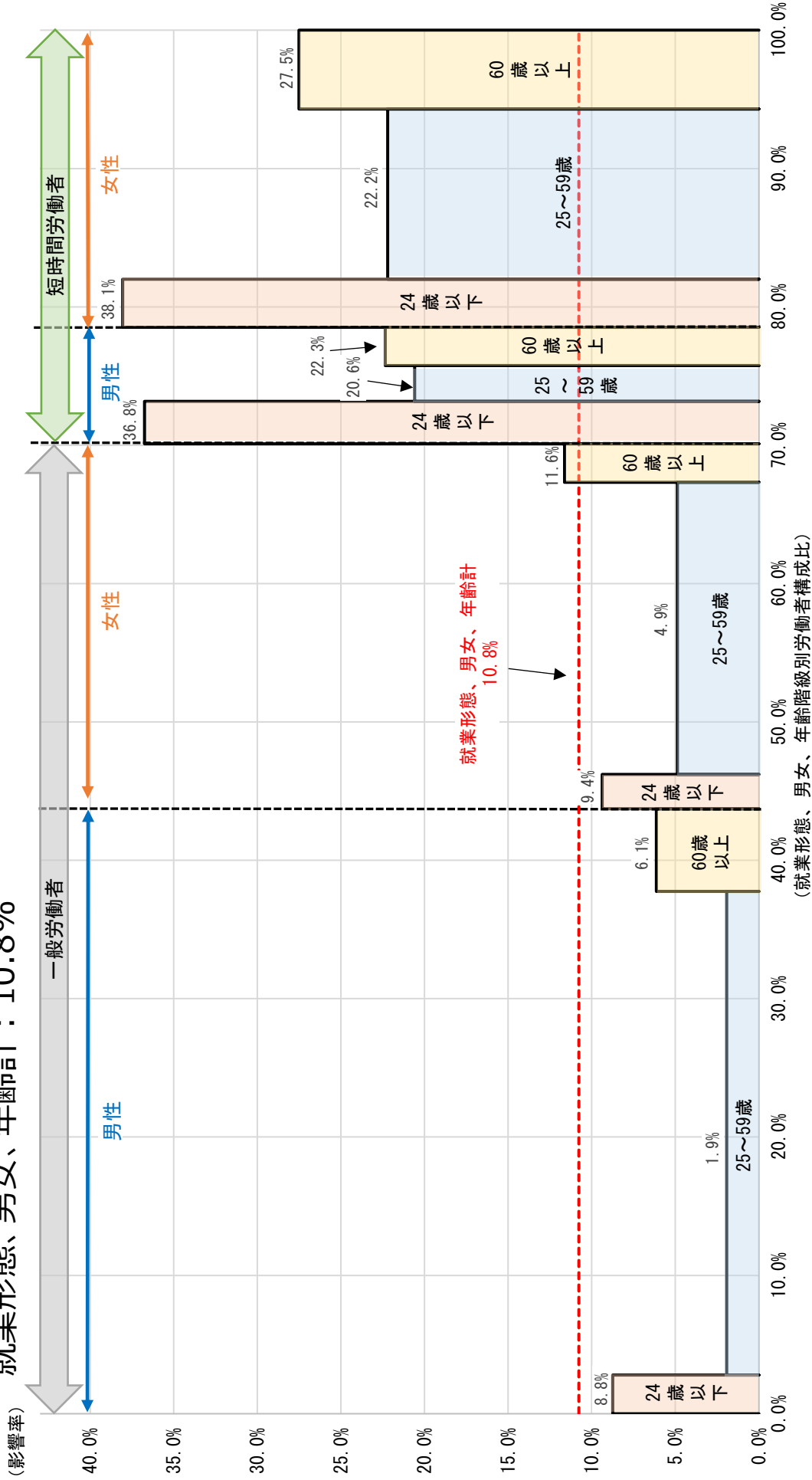
（資料出所）厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

（注）1．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2．「最賃近傍雇用者構成比」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額がその時点で適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者（ここでは、「最賃近傍雇用者」という。）の就業形態、男女、年齢階級別の構成比。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

就業形態、男女、年齢階級別影響率と労働者構成比（2025年）

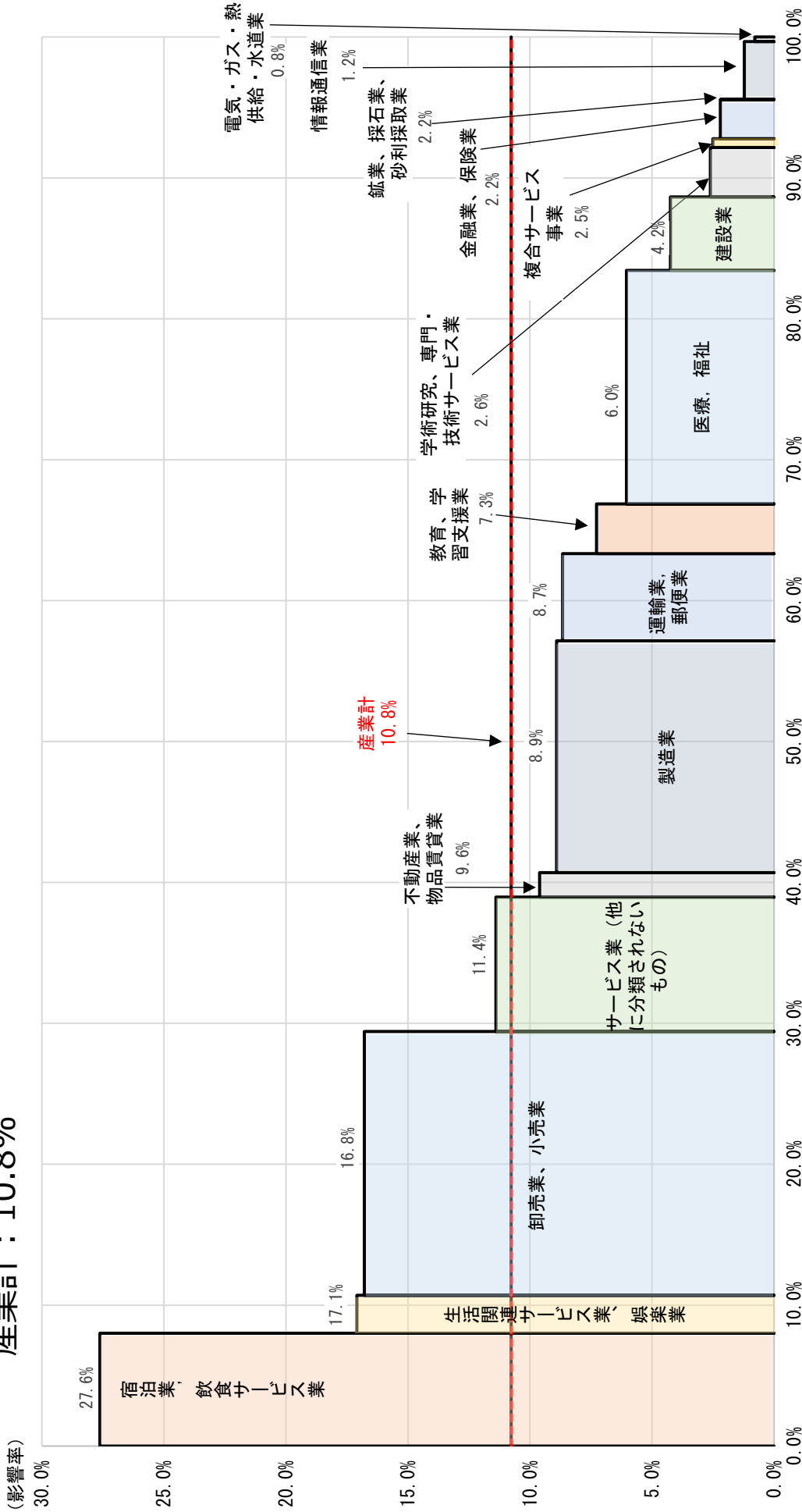
就業形態、男女、年齢計：10.8%



(資料出所) 厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5~9人で企業全体の常用労働者数も5~9人である民営事業所の数値。
2. 縦軸の「影響率」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額が2025年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
3. 所定内給与額には、通勤手当、精進手当、家族手当を含む。
4. 横軸の「就業形態、男女、年齢階級別労働者構成比」は、就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者数に占める各区分の常用労働者数の比率を示している。
5. 各区分の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者に占める比率）を示している。

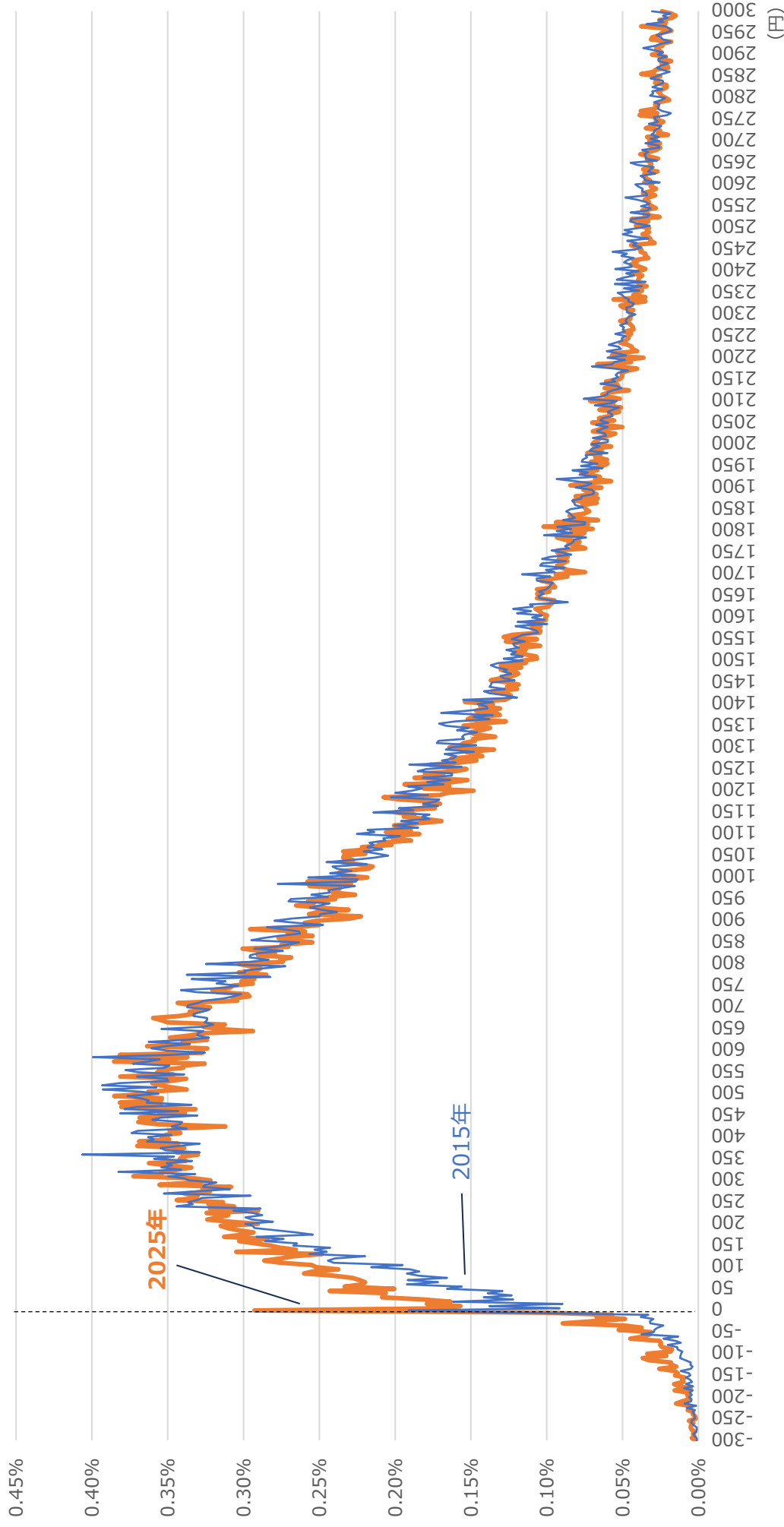
産業（大分類）別影響率と労働者構成比（2025年）

産業計：10.8%



（資料出所）厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
2. 縦軸の「影響率」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額が2025年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
3. 所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
4. 横軸の「産業大分類別労働者構成比」は、産業計の常用労働者数に占める各産業の常用労働者数の比率を示している。
5. 各産業の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（産業計の常用労働者に占める比率）を示している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（一般労働者）



(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

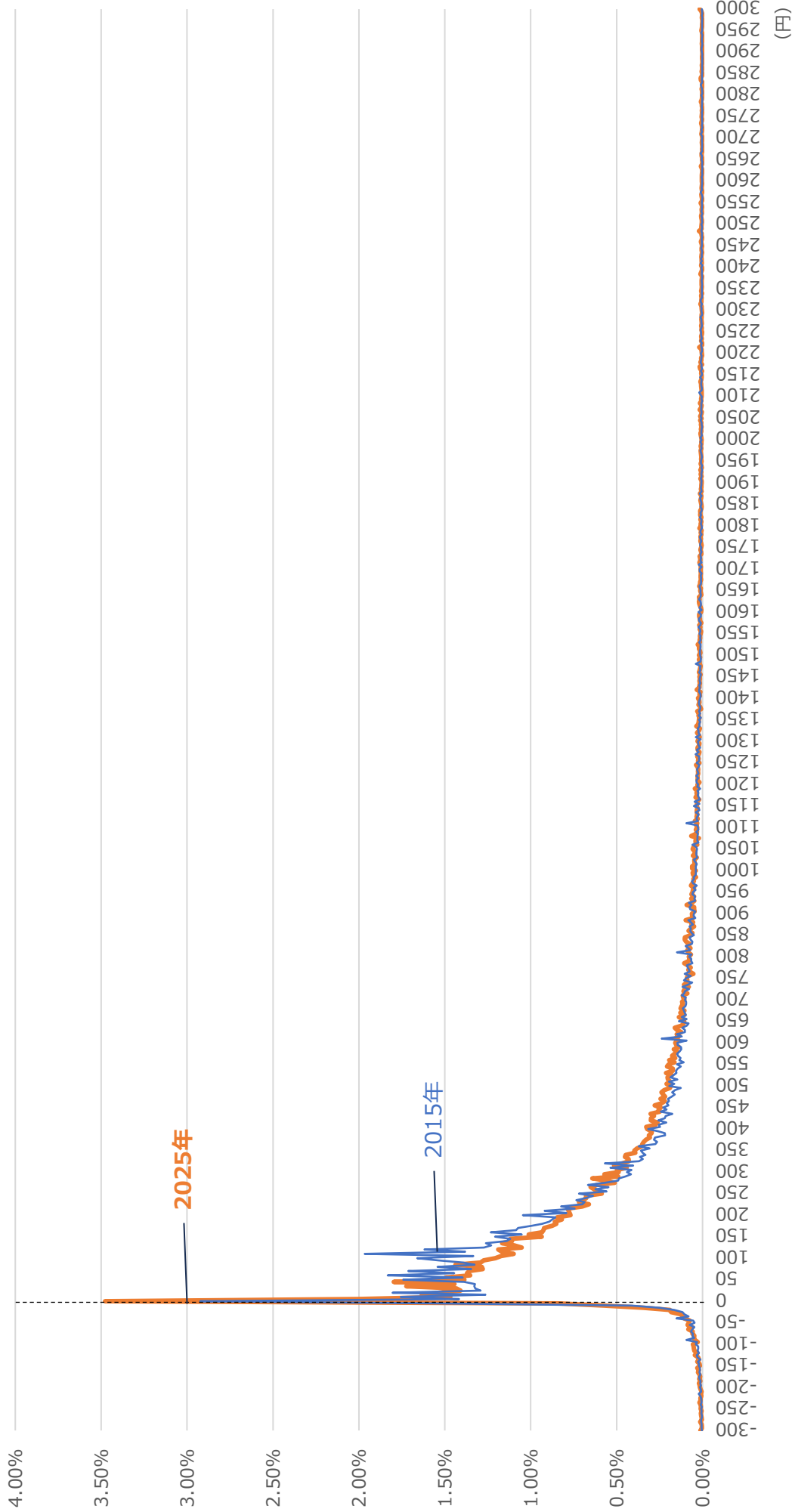
(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。

4. 2015年の数値は、2025年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（短時間労働者）



(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。

4. 2015年の数値は、2025年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対策等

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

賃上げ環境の整備

- **物価上昇を上回る賃上げ**を全国に広げ、家計の実質所得を確保

- 価格転嫁の徹底、省力化投資促進、重点支援地方交付金等により、企業の継続的・安定的な賃上げの**環境整備**

現状

- 春季労使交渉は、賃上げ率が**2年連続**で**5%台**で、約**30年**ぶりの高水準

主な取組

賃上げに向けた中小企業等の稼ぐ力の強化

- 生産性向上のための**設備投資**
- **事業承継・M&A**の支援強化
- **資・省力化投資等の強化**
- 「**100億企業**」の創出支援
- 「**省力化投資促進プラン**」の推進

価格転嫁・取引適正化の推進

- **取適法・振興法**の厳正な執行
- 「**労務費転嫁指針**」の改正
- **官公需**における物価上昇を踏まえた単価の見直し

プッシュ型の 伴走支援の強化

- 積極的な働きかけによる**気づきの提供と相談体制の強化**
- **生産性向上支援センター**設置や自治体による**支援モデル創出**

医療・介護等支援パッケージ

- **令和8年度報酬改定**の効果を前倒しし、**医療・介護・児童福祉分野**の現場で働く幅広い職種の方々の**賃上げ**を支援
- **ICT機器等の導入等**による**生産性向上・職場環境改善**の取組を支援

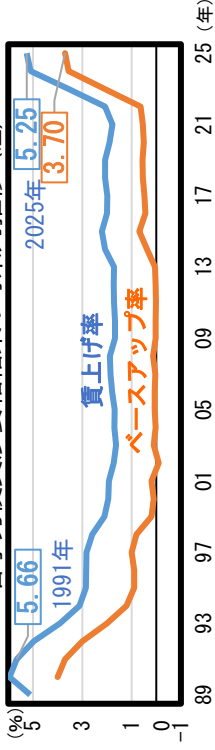
重点支援地方交付金

- 賃上げ促進税制を活用できない**中小企業・小規模事業者**を支援
- **農林水産業等も支援**

業務改善助成金

- 最低賃金引上げに対応する中小企業等が**賃上げと設備投資等**をする場合、**最大600万円**を支援

春季労使交渉交渉結果の時系列推移（注）



賃上げの継続・定着に向けてあらゆる施策を総動員

注：連合「春季生活闘争 回答集計結果」より作成。2015年までのベース率は、連合による調査結果が得られないため、厚労省「賃金事情等総合調査」による。

関連する
法令・予算

・重点支援地方交付金（予算/内閣府）、業務改善助成金（予算/厚生労働省）
・様々な事業環境変化に対応するための成長ステージに応じた中小企業の成長投資・生産性向上投資・省力化投資等に対する強力な支援（仮称）（予算/経済産業省）等

省力化投資促進プラン

- 昨年6月、人手不足が深刻と考えられる12業種について、業種毎に、生産性向上目標、周知・広報、優良事例の情報提供・横展開、サポート体制の整備などを内容とする「**省力化投資促進プラン**」を策定。
- 昨年12月には、新たに、警備業が追加された。
- プランの実行に当たっては、全国約2,200か所の商工会・商工会議所や中小企業団体中央会、全国約500の地域金融機関等による省力化ナビも活用したプッシュ型支援、希望する中小企業等に対する**専門家等派遣、よろず支援拠点「生産性向上支援センター」**による、**全国規模でのサポート体制を構築**。

「省力化投資促進プラン」の対象業種

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| ①飲食業（農林水産省・厚生労働省） | ⑦運輸業 |
| ②宿泊業（観光庁・厚生労働省） | (1)鉄道（国土交通省） |
| ③小売業（農林水産省・経済産業省） | (2)自動車（国土交通省・経済産業省・農林水産省） |
| ④生活関連サービス業 | (3)海事（国土交通省） |
| (1)理容業、美容業、クリーニング業（厚生労働省） | (4)航空（国土交通省） |
| (2)冠婚葬祭業（経済産業省） | ⑧建設業（国土交通省） |
| ⑤その他サービス業 | ⑨医療（厚生労働省） |
| (1)自動車整備業（国土交通省） | ⑩介護・福祉 |
| (2)ビルメンテナンス業（厚生労働省） | (1)介護（厚生労働省） |
| (3)警備業（警察庁） | (2)障害福祉（厚生労働省） |
| ⑥製造業 | ⑪保育（こども家庭庁） |
| (1)中小製造業（経済産業省） | ⑫農林水産業 |
| (2)食品製造業（農林水産省） | (1)農業（農林水産省） |
| | (2)林業（農林水産省） |
| | (3)水産業（農林水産省） |

賃金引上げに関する支援

業務改善助成金 | 21億円(15億円) | <352億円>
事業場内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成。

キャリアアップ助成金（正社員化コース、賃金規定等改定コース）

1554億円(633億円)
非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善を実施した事業主に対し助成。

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

18億円(制度要求)
人材確保のために雇用管理制度の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主に対して助成。

人材開発支援助成金（人材育成支援コース、人への投資促進コース、事業展開等リスティング支援コース） | 533億円(542億円) |
展開等リスティング支援コース

事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

働き方改革推進支援助成金 | 101億円(92億円) |
生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組み中小企業等について、その取組に要する費用の一部を助成。

相談窓口

働き方改革推進支援事業 | 30億円(30億円) |
働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を実施。

よろず支援拠点等の支援体制の充実

133億円の内数(34億円の内数) | <148億円の内数>
各都道府県によろず支援拠点を設置するとともに、よろず支援拠点の中に、事業者の生産性向上に係る課題の解決に向けて伴走支援を行う生産性向上支援センターを設置するなど、中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備。

生産性向上に関する支援

中小企業生産性革命推進事業 <3,400億円>

成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小・小規模事業者の生産性向上を実現するため以下の事業を実施。

- ① **中小企業成長加速化補助金**（補助上限額：5億円、補助率：1/2）
...賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援。
- ② **デジタル化・AI導入補助金**（補助額：5万～450万円、補助率：1/2～4/5）
...中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたAIを含むITツールの導入を支援。
- ③ **小規模事業者持続化補助金**（補助上限額：原則50万円、補助率：2/3等）
...小規模事業者が経営計画を作成して、商工会・商工会議所の伴走支援を受けながら取り組む販路開拓の取組等を支援。
- ④ **事業承継・M&A補助金**（補助額：150万～2,000万円、補助率：1/3～2/3）
...事業承継前の設備投資等にかかる費用やM&A時の専門家活用にかかる費用、M&A後のPMIにかかる専門家費用や設備投資、承継時に伴う廃業にかかる費用を支援。

中堅等大規模成長投資補助金 <4,121億円>

中堅・中小企業が、賃上げに向けた省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るための大規模な投資を支援。

ものづくり・商業・サービス・省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業

<2,960億円 ※既存基金を活用>

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援するとともに、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

- ① **新事業進出・ものづくり商業サービス補助金**（補助上限額：9,000万円、補助率：1/2～2/3）
中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場、高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援。
- ② **省力化投資補助金**（カタログ注文型補助上限額：最大1,500万円、補助率：1/2 一般型補助上限額：最大1億円 補助率：1/2～2/3）
...人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押し。

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業） | 122億円（123億円） |

大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発等にかかる取組を支援。また、「イノベーション・プロデューサー」を通じたイノベーションの創出支援。

中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

名称	2025年度 応募・申請数（件） ※一部暫定値	2025年度 実績（件） ※一部暫定値	2025年度 執行額（億円） ※一部暫定値
中小企業成長加速化補助金	1,270	211	—
IT導入補助金 / デジタル化・AI導入補助金（※1）	80,439	35,202	—
小規模事業者持続化補助金	49,735	24,503	—
事業承継・M&A補助金	1,866	1,126	—
中堅等大規模成長投資補助金	439	218	308.8
新事業進出補助金（※2）	6,568	1,950	—
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（※2）	9,661	3,161	—
中小企業省力化投資補助金	11,925	8,363	—
成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）	253	124	—
業務改善助成金	27,674	18,515	270.9
キャリアアップ助成金 ※正社員化コース、賃金規定等改定コース	148,728	76,259	718.5
人材確保等支援助成金 ※雇用管理制度・雇用環境整備助成コース	1,404	—	—
人材開発支援助成金 ※ 人材育成支援コース、人への投資促進コース、事業展開等リスキリング支援コース	105,564	70,779	556.0
働き方改革推進支援助成金	4,040	3,228	54.5

※1 「IT導入補助金」については、令和7年度補正予算から「デジタル化・AI導入補助金」に名称変更したため並記している。

※2 「新事業進出補助金」及び「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」は、令和8年度より統合され、「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」となっている。

事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分		助成上限額
賃上げコース区分	50円コース	30～130万円
	70円コース	40～300万円
	90円コース	90～600万円

適用のポイント

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パート・タイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分		助成額(1人当たり)
非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
	4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
	5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
	6%以上の場合	7万円(4.6万円)

適用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要がある
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合に助成額を加算

(※) 括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器的の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	加算(賃上げ・増増賃金率) + 設備投資等
業種別課題 対応コース(※1)	25～550万円	賃上げ 初期賃金率
	労働時間削減・ 年次有給休暇コース	6～360万円(※2)
	勤務時間短縮・ 導入コース	25～100万円
	勤務時間短縮・ 導入コース	50～150万円

適用のポイント 労働時間削減等の取組

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1) 建設業の場合

(※2) 2階使用する場合

(※3) 別表団体のコースあり

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の資金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

(※1) 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

(※2) 5%以上の賃上げ又は賃金等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実施した場合もあつた場合

区分(※)	賃上げた場合の助成率・額	
	①資金助成額	②訓練終了後の賃上げ等加算
①資金助成額	労働者1人1時間あたり500円・10000円	職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働者への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
	②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり12万円～25万円	10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
		・ 中小企業、大企業どちらも利用可能
		・ 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

(※3) 訓練コース・メニューによって上区分①～③のいずれが支給されるかが異なります(①～③までが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために雇用管理制度(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や雇用環境の整備(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げを行った場合、最大325万円が支給されます。

区分	助成額・助成率(※1・2)	
	①資金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度 ⑥作業負担を軽減する機器等
雇用管理改善の取り組み(賃上げ加算)	50万円(40万円)	25万円(20万円)
	導入経費の62.5%又は75%(50%)	

適用のポイント 雇用管理改善の取り組み

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げで、助成額を加算

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①～⑤を複数導入した場合の上乗額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上乗額は225万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前に比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ、雇入れした中途採用者に対して、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較して5%以上増加させた場合に、出向元・出向先双方の事業主に対して助成(上限額8,870円/1人1日あたり1事業主あたり1,000万円)します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

(R. 4)

よりくらし、よりいっしょに



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

業務改善助成金の執行状況

(億円)

	当初予算額 ①	前年度から の繰越額 ②	補正予算額 ③	次年度へ の繰越額 ④	予算現額 ⑤ = ① + ② + ③ - ④	執行額 ⑥	執行率 (%) ⑥ / ⑤	執行件数 (件)
2025年度	11.9 (14.5)	133.5 (139.3)	345.4 (352.5)	202.1 (208.5)	288.7 (297.8)	270.9	93.8	18,515
2024年度	6.2 (8.2)	94.7 (102.6)	291.2 (297.4)	133.5 (139.3)	258.6 (268.9)	233.6	90.3	17,616
2023年度	7.9 (9.9)	92.6 (97.6)	171.7 (179.8)	94.7 (102.6)	177.5 (184.7)	151.6	85.4	12,977

※ 事業費を除いた業務改善助成金のみ予算を記載。() 内の数値は、事業費を含めた金額。

※ 四捨五入の関係から、数値が一致しない場合がある。

業務改善助成金の執行状況（都道府県別執行件数）

	2023年度	2024年度	2025年度
北海道	631	882	740
青森	166	243	128
岩手	246	234	283
宮城	187	233	371
秋田	94	135	177
山形	144	217	240
福島	248	336	503
茨城	211	296	293
栃木	198	337	279
群馬	177	224	191
埼玉	352	416	412
千葉	215	330	381
東京	646	905	740
神奈川	416	554	501
新潟	322	366	403
富山	144	198	209
石川	184	256	322
福井	237	332	419
山梨	124	105	123
長野	243	328	387
岐阜	301	419	397
静岡	276	688	602
愛知	1,021	1,232	1,433
三重	229	286	325

	2023年度	2024年度	2025年度
滋賀	223	266	263
京都	176	435	438
大阪	990	1,261	973
兵庫	550	853	968
奈良	159	242	280
和歌山	173	226	276
鳥取	171	183	150
島根	160	159	220
岡山	257	189	288
広島	385	409	522
山口	232	292	271
徳島	130	317	299
香川	236	315	406
愛媛	169	300	375
高知	191	164	163
福岡	511	811	754
佐賀	202	199	255
長崎	214	251	326
熊本	136	260	232
大分	225	290	280
宮崎	145	156	250
鹿児島	115	152	178
沖縄	215	334	489
全国計	12,977	17,616	18,515

(件)

賃上げを後押しする予算措置

- ・ 中小企業の大胆な賃上げを促すため、各種補助金において賃上げを行った場合のインセンティブ措置（補助上限・補助率の引上げ等）を設けている。

＜中小企業省力化投資補助金＞

【既存基金を活用】

- **事業概要：**人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押し。
- **補助率：**カタログ注文型 1/2、一般型 1/2～2/3 ⇒【最低賃金引上げ特例】：一般型において最低賃金引上げに係る補助率引上げ要件を満たす事業者については、**補助率を2/3に引上げ** ※小規模・再生事業者は除く。
- **補助上限：**カタログ注文型 最大1000万円 ⇒【大幅賃上げ特例】事業終了時に給与支給総額 + 6 %以上、かつ、事業場内最低賃金 + 3 %以上の場合 **上限額を最大1,500万円に引上げ**
- **一般型** 最大8000万円 ⇒【大幅賃上げ特例】1人当たり給与支給総額の年平均成長率 + 6 %以上増加、かつ、事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金 + 50円以上の場合 **上限額を最大1億円に引上げ** ※最賃引上げ特例事業者は除く

＜事業承継・M&A補助金＞（事業承継促進枠）

【生産性革命推進事業 令和7年度補正 3,400億円の内数】

- **事業概要：**事業承継に際して行う設備投資等を支援

□ **補助率：**1/2～2/3

□ **補助上限：**最大800万円 ⇒ 従業員1人当たりの給与支給総額の上昇率が、前年比 + 3 %以上となる賃上げを達成する場合、**上限額を最大1,000万円に引上げ**

＜新事業進出・ものづくり商業サービス補助金＞

【既存基金を活用】

- **事業概要：**中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援
- **補助率：**補助率：1/2～2/3 ⇒【最低賃金引上げ特例】最低賃金引上げ要件を満たす事業者については、補助率を2/3に引上げ ※小規模・再生事業者は除く。
- **補助上限：**最大7,000万円 ⇒【大幅賃上げ特例】1人当たり給与支給総額の年平均成長率 + 6 %以上増加、かつ、事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金 + 50円以上の場合 **上限額を最大9,000万円に引上げ** ※最賃引上げ特例事業者は除く

賃上げを後押しする予算措置

＜小規模事業者持続化補助金＞

【生産性革命推進事業 令和7年度補正 3,400億円の内数】

- **事業概要**：小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援
- **補助率**：2/3（賃上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については補助率3/4）
- **補助上限**：最大50万円 ⇒ 1人当たりの給与支給総額を前年と比べ、年平均3%以上の賃上げした場合上限額を最大200万円に引上げ

＜デジタル化・AI導入補助金＞

【生産性革命推進事業 令和7年度補正 3,400億円の内数】

- **事業概要**：中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたAIを含むITツールの導入を支援
- **補助率**：1/2～4/5 ⇒ 【最低賃金引上げ特例】通常枠において、最低賃金引上げに係る補助率引き上げ要件を満たす事業者については、補助率を1/2から2/3に引上げ
- **補助上限**：最大450万円 ⇒ 通常枠において、1人当たり給与支給総額の年平均成長率＋3%以上増加、かつ、事業場内最低賃金を地域最低賃金＋30円以上の場合上限額を最大150万円から最大450万円に引上げ

＜中小企業成長加速化補助金＞

【生産性革命推進事業 令和7年度補正 3,400億円の内数】

- **事業概要**：賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援
- **補助率**：1/2
- **補助上限**：最大5億円
- ※対象者の要件
- (1) 「100億宣言」を行っていること。
- (2) 補助対象経費のうち投資額が1億円以上（税抜き）であること。
- (3) 一定の賃上げ要件（従業員1人当たり給与支給総額4.5%以上）を満たす今後5年程度の事業計画を策定すること。

中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

- 中堅・中小・スタートアップ企業が、持続的な賃上げを目的として、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行います。

項目	内容
1 予算額	総額2,000億円
2 補助上限額	50億円（補助率1/3以下）
3 補助事業期間	原則として、交付決定日から最長で令和10年12月末まで
4 補助対象者	中堅・中小・スタートアップ企業（常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等） ※単体ベース ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式：最大10社）も対象。 ※みなし大企業や実施する補助事業の内容が農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は補助対象外。*
5 補助事業の要件	① 投資額20億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ※100億宣言企業は投資額15億円以上 ② 賃上げ要件（補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が5.0%以上（100億宣言企業は4.5%以上）） ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求める（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない。）。
補助対象経費	建物費（拠点新設・増築等※）、機械装置費（器具・備品費含む）、ソフトウェア費、外注費、専門家経費 ※本社機能の一部移転・新設を含む

中小企業成長加速化補助金の概要（2次公募）

- 令和7年度補正予算では**昨年の約3倍となる「総額3,000億円規模の100億企業支援」を措置**。
- ①成長加速化補助金を倍増（2,000億円程度）
- ②中堅等大規模成長投資補助金のうち1,000億円程度を100億宣言企業向けに措置

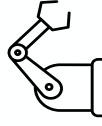
【概略】		
※1次公募 採択倍率：約6.0倍		
項目	内容	
1 上限額	5 億円（補助率1/2）	
2 事業期間	交付決定日から24か月以内	
3 対象者	売上高100億円を目指す中小企業（売上高10億円以上100億円未満）	
4 要件	・「100億宣言」を行っていること ・投資額1億円以上 ・一定の賃上げ要件※を満たす今後5年程度の事業計画 ※1人当たり給与支給総額4.5%以上	
5 対象経費	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費 等	



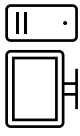
【活用イメージ】



工場、物流拠点
などの新設・増築



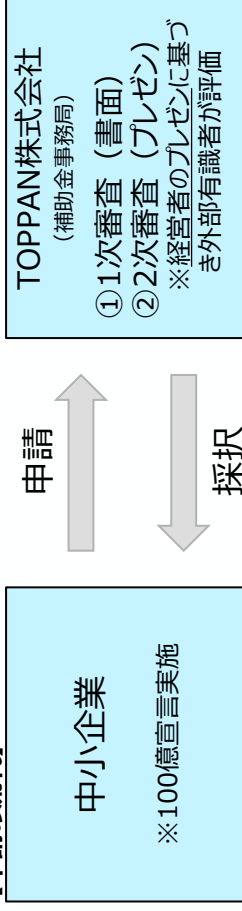
イノベーション創出
に向けた設備の導入



自動化による
革新的な生産性向上



【申請の流れ】



【審査基準（ポイント）】

- ①将来の売上高100億円に向けた中長期的なビジョンや計画を有し、その上で、今後5年程度の経営者の明確なシナリオ、成長余力を最大限伸張した事業戦略（売上高成長率、付加価値増加率、売上高に占める投資比率（本補助事業））
- ②賃上げ・投資の持続可能性
- ③外部・内部環境の分析（市場ニーズの検証、差別化戦略等）
- ④適切な成果目標・管理体制
- ⑤グループ企業・コンソーシアムの場合は相乗効果

経営力

- ⑥域内仕入の拡大や地域における価値創造（サプライチェーン、ものづくり高度化、イノベーション、地域資源活用等）
- ⑦地域のモデル企業としての取組（取引適正化、BCP・知財・経済安全保障の対応、女性活躍等）

波及効果

※例えば地域未来牽引企業、健康経営優良法人、パートナーシップ構築宣言、事業継続力強化計画等

⑧早期に実施可能な経営体制

⑨財務状況（ローカルベンチマーク）

⑩金融機関の支援姿勢（財務改善・成長資金の供給方針等）

実現可能性

デジタル化・AI導入補助金

- ・ 中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、デジタル化やDX等に向けたAIを含むITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援する補助金。
- ・ 令和7年度補正予算事業から、「デジタル化・AI導入補助金（旧：IT導入補助金）」と名称を変更。

通常枠		複数社連携 デジタル化・AI導入枠		インボイス枠		セキュリティ 対策推進枠
活用 イメージ	ITツールを導入して、 業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小・ 小規模事業者で連携して ITツール等を導入		インボイス対応類型	電子取引類型	サイバーセキュリティ対 策を進める
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、 導入関連費（保守運用やマニュアル作成等のサポート費用と、 IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”）も対象		クラウド利用料 （最大2年分）		発注者主導でITツール を受注者に共有し、取 引先のインボイス対応 を促す	
補助上限	ITツールのプロセス数が 1～3つまで： 5万円～150万円 4つ以上： 150万円～450万円		ハードウェア購入費		ITツール： 1 機能：～50万円 2 機能以上：～350万円 PC・タブレット等： ～10万円 レジ・券売機等： ～20万円	
補助率	単独申請可能なツールの拡大		(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)消費動向等分析経費： 50万円×グループ構成員数 (a)+(b) 合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家費：200万円		～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	
中小企業：1/2		(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)・(c)：2/3		中小企業：2/3 大企業：1/2		中小企業：1/2 小規模事業者：2/3
最低賃金近傍の事業者：2/3 (令和6年10月から令和7年9月の間で、 「当該期間における地域別最低賃金以 上～令和7年度改定の地域別最低賃 金未満」で雇用している従業員が全従 業員30%以上である月が3か月以上で あることを示した事業者。)						

小規模事業者持続的発展支援事業（小規模事業者持続化補助金）

- 商工会・商工会議所の経営指導員の伴走支援を受けながら、事業者自らが策定した経営計画に基づき行う販路開拓等の取組を支援します。

【概要】

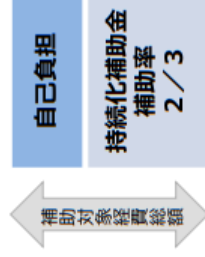
項目	内容
1 補助上限	50万円（補助率2/3） ※特例を活用した場合は最大で250万円。 ※賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については補助率が上がります。
2 事業期間	1 2 か月程度（今後変更の可能性あり）
3 対象者	小規模事業者 （従業員が商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合5人以下、製造業又はそれ以外の業種の場合20人以下）
4 要件	商工会・商工会議所の経営指導員による伴走支援 ※地域の商工会・商工会議所が発行する「事業支援計画書」の添付が必要です。
5 対象経費	機械装置等費、展示会出展費、新商品開発費 等
6 その他	補助事業実施中や終了時において、商工会・商工会議所の経営指導員から助言等の支援を受けることができます。

※内容は変更となる可能性がございます

【活用事例】

- ✓ 観光ぶどう農園を有する喫茶店において、フリーズドライ製品の洗練されたパッケージデザインやリーフレットを作成し、高級スーパー等への商談に活用し、新たな販路を開拓。
- ✓ 醤油製造業者が、事前のテストマーケティングを実施の上、新たな原材料に対応した機械装置を導入するなどして、**新商品を開発**。海外向け展示会に出展し、新規顧客を獲得。

【関連融資制度】



補助対象経費の資金調達に活用できる無担保・無保証の融資制度
「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」
 ◎限度額：2,000万円
 ※融資のご利用には、一定の要件・審査があります。
 例、最近1年以上同一地区内で事業を行っていること等
詳しくは、お近くの商工会、商工会議所にお問い合わせください。

事業承継・M & A 補助金の概要

- ①事業承継前の設備投資、②M&A時の専門家活用、③M&A後のPMIの実施、④廃業・再チャレンジの取組を支援。

①事業承継促進枠

承継前の設備投資等にかかる費用を補助



5年以内に予定している
親族内承継、従業員承継が対象

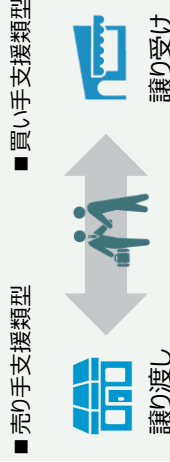
補助率 : 1/2、2/3
補助上限 : 800-1,000万円

【対象経費の例】

- 店舗改装工事費用
- 機械装置の調達費用

②専門家活用枠

M & Aにかかる専門家費用を補助



■ 買い手支援類型

補助率 : 1/3・1/2、2/3
補助上限 : 600万円-800万円、
2,000万円※

※ : 100億企業要件を満たす場合

■ 売り手支援類型

補助率 : 1/2、2/3
補助上限 : 600万円-800万円

■ 小規模売り手支援類型

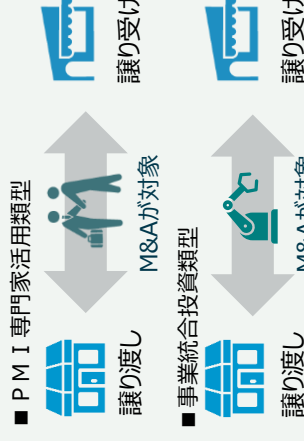
補助率 : 2/3
補助上限 : 450万円

【対象経費の例】

- M&A仲介業者やFAへの手数料等
- デューデリジェンスに係る専門家費用

③PMI推進枠

M & A 後のPMIにかかる専門家費用
や設備投資を補助



■ PMI 専門家活用類型

補助率 : 1/2
補助上限 : 150万円

■ 事業統合投資類型

補助率 : 1/2、2/3※
補助上限 : 800-1,000万円

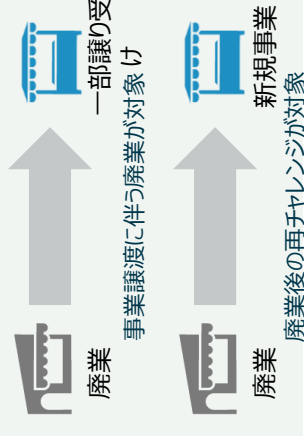
※ : 中小企業者等のうち、小規模事業
者に該当する場合

【対象経費の例】

- PMI専門家への委託費用
- 設備の規格統一など、事業統合に係る設備投資費用

④廃業・再チャレンジ枠

承継時に伴う廃業にかかる費用を補助



補助率 : 1/2、2/3
補助上限 : 300万円

【対象経費の例】

- 廃業支援費、在庫処分費、解体費、
現状回復費、土壌汚染調査費

※赤字は令和7年度補正予算にて拡充。

ものづくり商業サービス省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業

2,960億円

(中小企業等事業再構築促進基金を活用 令和7年に再編)



事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援するとともに、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。
これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

(1) 新事業進出・ものづくり商業サービス補助金

中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援する。

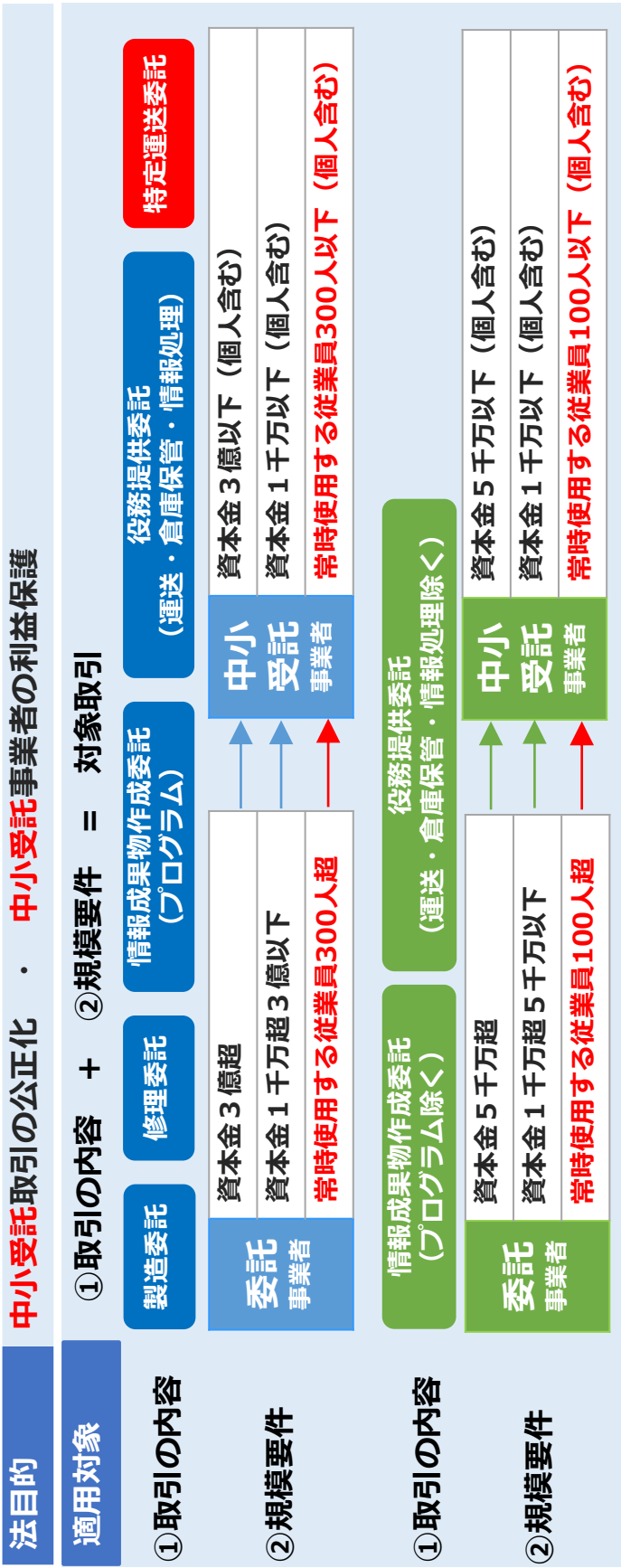
(2) 中小企業省力化投資補助金

①カタログ注文型
清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

②一般型
業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

枠・類型、補助上限額、補助率			
	枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅質上げを行う場合	補助率
新事業 進出・ものづくり 商業 サービス 補助金	革新的新 製品・サー ビス枠	5人以下 750万円 (850万円) 6～20人 1,000万円 (1,250万円) 21～50人 1,500万円 (2,500万円) 51人以上 2,500万円 (3,500万円)	1/2、小規模・再生2/3 ※最低賃金引上げ特例： 補助率を2/3に引上げ（小 規模・再生事業者は除 く。）
	新事業進 出枠	20人以下 2,500万円 (3,000万円) 21～50人 4,000万円 (5,000万円) 51～100人 5,500万円 (7,000万円) 101人以上 7,000万円 (9,000万円)	1/2 ※最低賃金引上げ特例： 補助率を2/3に引上げ
	グローバル 枠		2/3
	カタログ 注文型	5人以下 500万円 (750万円) 6～20人 750万円 (1000万円) 21人以上 1,000万円 (1,500万円)	1/2
中小企 業省力 化投資 補助金	一般型	5人以下 750万円 (1,000万円) 6～20人 1,500万円 (2,000万円) 21～50人 3,000万円 (4,000万円) 51～100人 5,000万円 (6,500万円) 101人以上 8,000万円 (1億円)	1/2、小規模・再生 2/3 ※最低賃金引上げ特例： 補助率を2/3に引上げ（小 規模・再生事業者は除 く。）

取適法（改正下請法）の概要



義務	禁止行為
発注内容を明示する義務（発注書の交付）	受領拒否
取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）	支払遅延（手形払等の禁止）
支払期日（受領後60日以内）を定める義務	減額
遅延利息（14.6％）の支払義務	返品
	買いたたき
	購入・利用強制
	報復措置
	有償支給原材料等の対価の早期決済
	割引困難な手形の交付
	不当な経済上の利益提供要請
	不当な給付内容の変更・やり直し
	協議に応じない一方的な代金決定

措置

公取委による勧告、公取委・中企庁・事業所管大臣による指導・助言

※赤色は改正内容

振興法（受託中小企業振興法）の概要

法目的

受託中小企業の振興

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託

役務提供委託

特定運送委託

②規模要件

（製造業、建設業、運輸業その他）

委託事業者	資本金が中小受託事業者より1円でも大きい
	常時使用する従業員数が、中小受託事業者より1人でも多い

中小受託事業者	資本金3億以下（個人含む）
	常時使用する従業員300人以下

②規模要件（サービス業）

委託事業者	資本金が中小受託事業者より1円でも大きい
	常時使用する従業員数が、中小受託事業者より1人でも多い

中小受託事業者	資本金5千万以下（個人含む）
	常時使用する従業員100人以下（個人含む）

具体的な措置

① 経済産業大臣が中小受託事業者と委託事業者のよるべき基準として「振興基準」※を定める。

※パートナーシップ構築宣言では振興基準遵守が必須。業界団体の自主行動計画（34業種・95団体）にも振興基準の遵守が盛り込まれる

② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への指導・助言又は勸奨。

③ 調査、公表（例：価格交渉・転嫁等の状況の「発注者リスト」（発注側企業522社及び89の国の機関・地方公共団体）を公表）

④ サプライチェーンの多段階にある受注側企業と発注側企業が協力して作成する「振興事業計画」について、金融支援。

③ 国及び地方公共団体の責務、連携強化。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

概要

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の1 2 の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、記載された**発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）上の問題が生じない旨**を明記。
- ✓ 令和8年1月1日の取適法の施行等を踏まえ改正した内容等を、全国47都道府県で開催された「地方版政労使会議」を通じて周知した。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定**すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は中小受託取引適正化法上の買いたたきとして、受注者から協議の要請があった場合に、当該協議に応じず一方的に取引価格を据え置くことは、中小受託取引適正化法上の協議に応じない一方的な代金決定として、それぞれ問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。**

★行動④：サブライチエーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サブライチエーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。**

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。**

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。**

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、次頁の様式を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的に優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に周知活動を実施してきたところ、引き続き、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をするにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び中小受託取引適正化法に基づき厳正に対処していく。**

また、事業者が**匿名で情報を提供できるフォーム**を作成し、広く情報を受け付けているところ、引き続き、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

「パートナーシップ構築宣言」について

- パートナーシップ構築宣言は、「発注者」の立場から、「代表者の名前」で、サブライチエーション全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表する取組。
- 一定の補助金の加点措置、賃上げ促進税制の要件として活用されている。
- 2026/6/5時点で95,002社が宣言。



宣言の骨子

- (1) サブライチエーション全体の共存共栄と新たな連携（脱炭素化・情報化等）
- (2) 委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（※）（振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正

※発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護 等

（参考）コーポレートガバナンス・コード

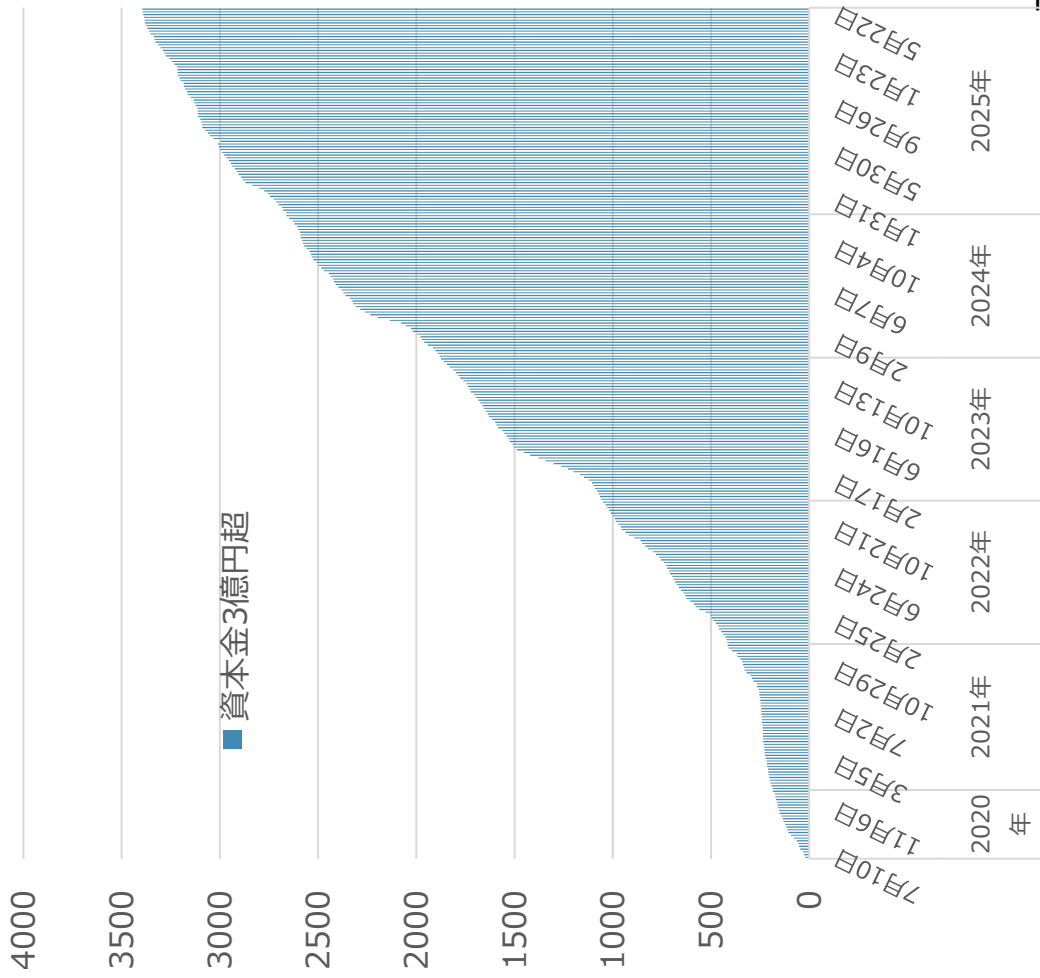
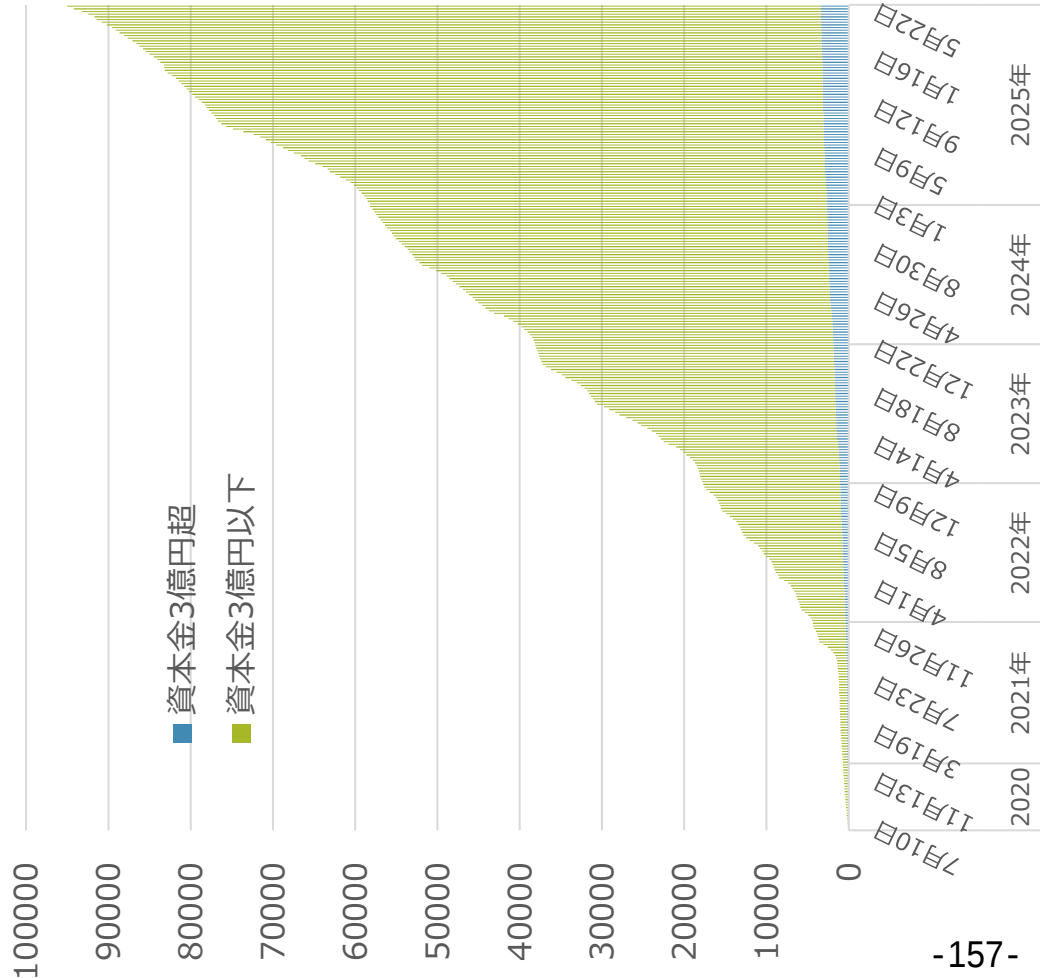
（東京証券取引所 令和3年6月改訂） 抜粋

- 【原則2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】 上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うべきである。
- 【補充原則2-3①】 取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、**取引先との公正・適正な取引**、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、**これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべき**である。
- 【コーポレートガバナンスシステムに関する実務指針（2022年7月19日改訂） 抜粋】 **取引先との公正・適正な取引** については、監督の具体的な方法の一つとして、「**パートナーシップ構築宣言**」を行っているかどうかについての状況や、宣言している場合にはその**実行状況について取締役会が監督することが有益**である。

パートナーシップ構築宣言の宣言数

- 2026年6月5日時点で**95,002社**が宣言（うち、資本金3億円超の大企業は**3,395社**）

■ 宣言数の推移



2025年9月 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2025年9月で9回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉・転嫁の実施状況等について、中小企業に対し、①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリングを実施。必要に応じて大臣名での指導・助言等に繋げていく。

①アンケート調査

○調査の内容

中小企業等に、2025年4月～2025年9月末までの期間における、発注者（最大3者分）との間の価格交渉・価格転嫁・支払条件の状況を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 2025年9月24日～11月7日

○回答企業数 69,988社（回答から抽出される発注企業数は延べ86,538社）

※回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は13,661社

※参考：2025年3月調査：65,725社（延べ76,894社）

2024年9月調査：51,282社（延べ54,430社）

○回収率 23.3%（※回答企業数／配布先の企業数）

※参考：2025年3月調査：21.9%、2024年9月調査：17.1%

②下請Gメンによるヒアリング調査

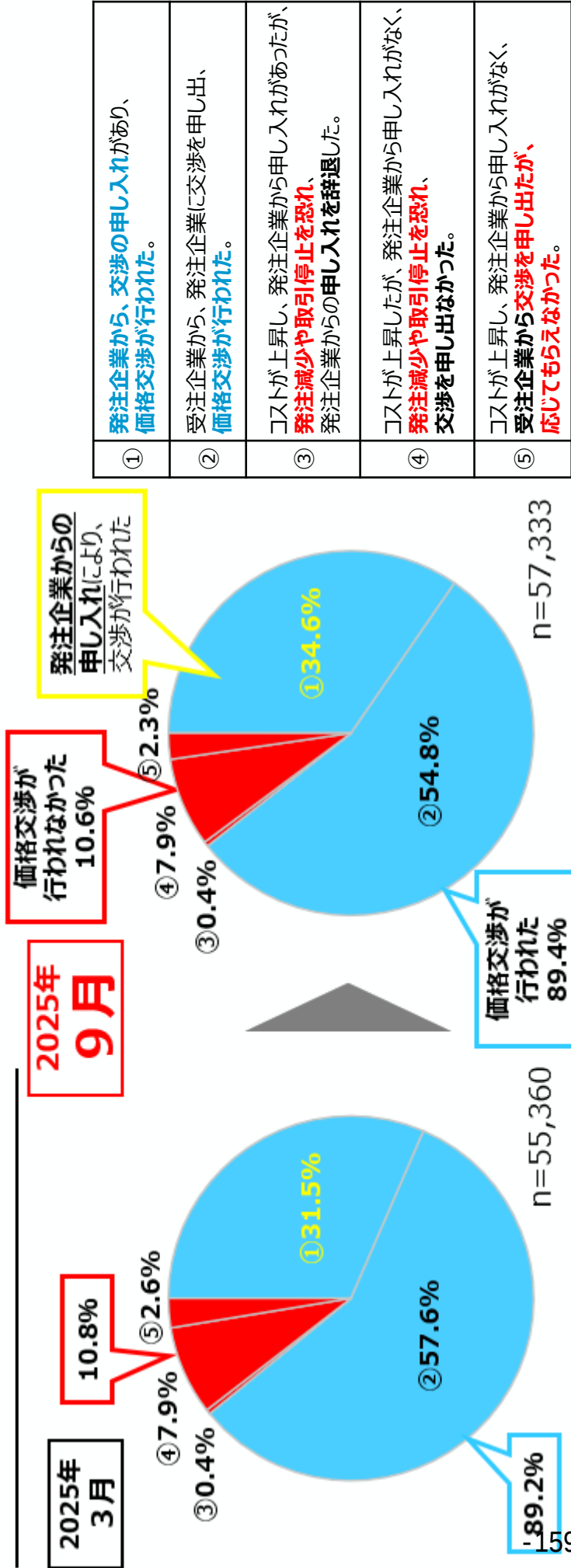
○調査の内容

発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

価格交渉の状況

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約3ポイント増の34.6%。
 - 「価格交渉が行われた」割合（①②）は全体の89.4%。
 - 「価格交渉が行われなかった」割合（③④⑤）はほぼ横ばいの状況（前回10.8%→10.6%）。
- 発注企業からの申し入れは浸透しつつあるもの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかつた者が約1割。協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の施行・厳正な執行などを通して、価格交渉・転嫁への更なる機運醸成が重要。

直近6か月間における価格交渉の状況



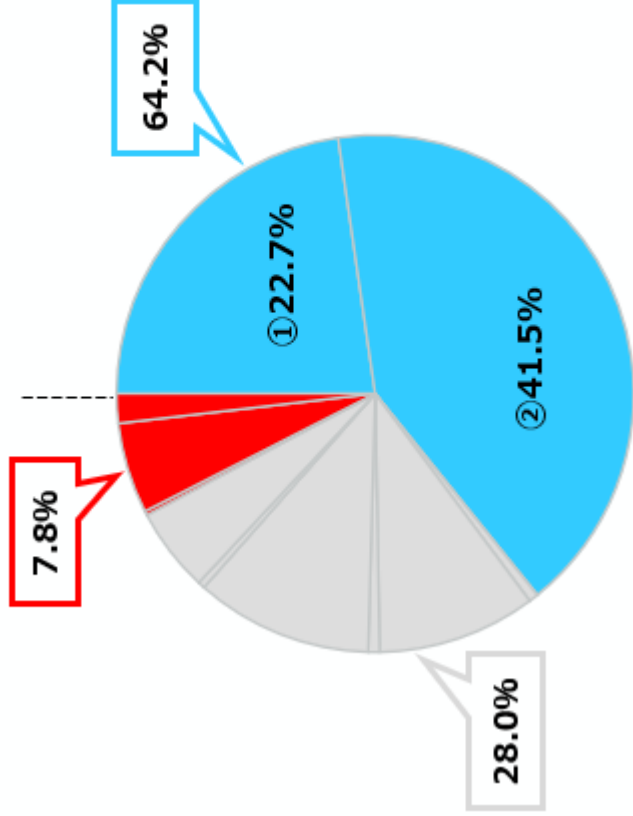
※「価格交渉不要」の回答を除いた分布。
 ※本調査の回答は、下請法の対象外取引も含まれ得ることに留意。以下同じ。

【参考】「価格交渉不要」の回答を含めた場合の回答分布

- 「発注企業から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、2割超（前回22.7%→22.9%）。
- 発注企業との価格交渉が行われた割合は、約6割（59.2%）。
- 「価格交渉を希望したが、交渉が行われなかった」割合は若干減少（前回7.8%→7.0%）。

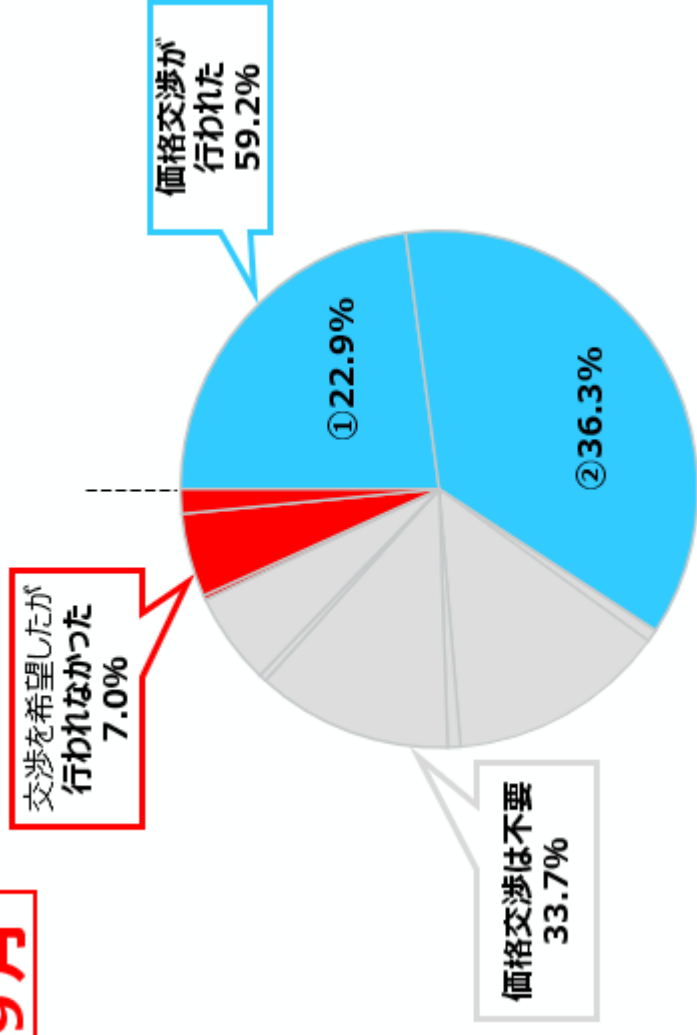
直近6か月間における価格交渉の状況

3月



n= 76,894

9月



n=86,538

【参考】価格交渉【アンケート回答項目と回答分布】

直近 6 か月間における価格交渉の状況

3月

9月

n= 76,894 n=86,538

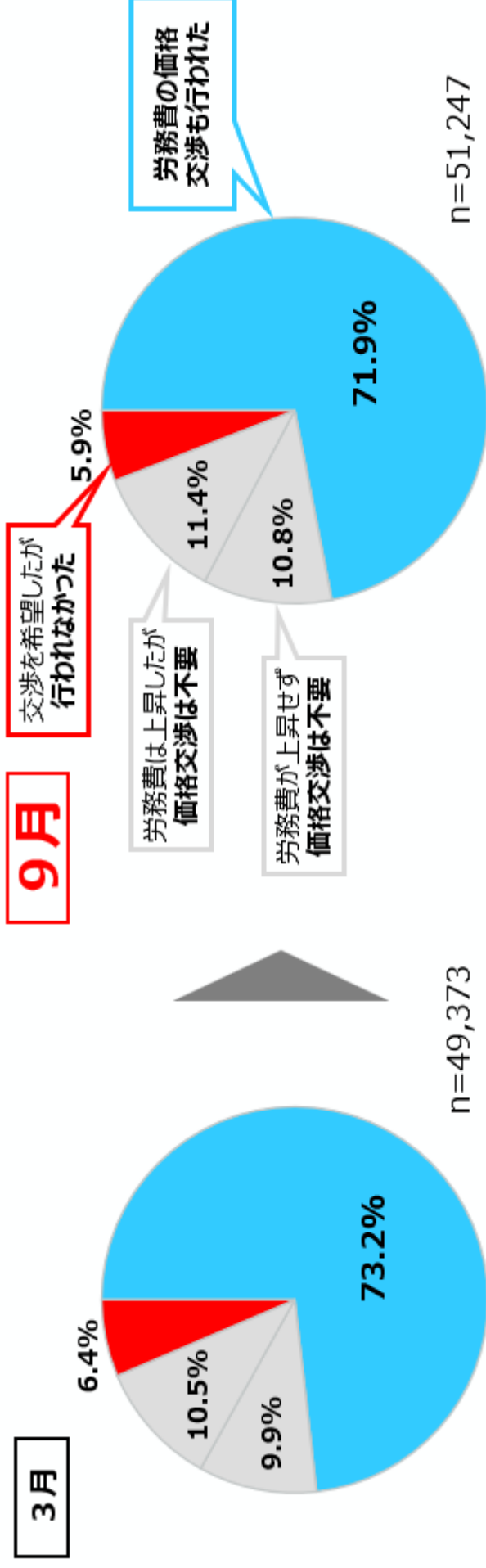
①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。	22.7%	22.9%
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。	41.5%	36.3%
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.6%	0.8%
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	9.9%	13.7%
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.7%	0.8%
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	11.1%	12.3%
⑦	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.4%	0.5%
⑧	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	5.3%	5.8%
⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%	0.3%
⑩	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。	5.7%	5.2%
⑪	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。	1.8%	1.5%

労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「**労務費指針**（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「**労務費について価格交渉ができたか**」を調査。

- 価格交渉が行われた企業（59.2%）のうち**7割超**において、**労務費についても交渉を実施**。
- 一方で、「労務費が上昇し、**価格交渉を希望したが出来なかった**」企業も依然として存在（前回6.4%→**5.9%**）。
- 公正取引委員会等と連携し、「**労務費指針**」を周知・徹底していく。

労務費の交渉状況



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 労務費の交渉を申し出たものの、**自助努力で解決**すべき、他社に切り替える、などと言われ交渉が難航した。
- ▲ 労務費の価格交渉を申し出たが、**根拠資料**を求められ、**詳細資料**を提出した**が交渉に応じてもらえなかった**。

価格転嫁の状況①【コスト全般】

- コスト全体の価格転嫁率は53.5%。今年3月時点より約1ポイント増加（前回52.4%→53.5%）。
 - 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は、8割超。
 - 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は横ばいの状況（前回16.9%→16.8%）。
- 価格転嫁の状況はほぼ横ばいであり、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態が継続している。
転嫁が困難な企業への更なる対策が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況

3月

転嫁率【コスト全般】

52.4%

16.9%

⑥ 1.1%

⑤ 15.8%

① 25.7%

④ 25.0%

② 21.3%

83.1%

163-

n=60,983

9月

転嫁率【コスト全般】

53.5%

全く転嫁できず
16.8%

⑤ 15.8%

① 27.3%

④ 24.4%

② 21.0%

n=64,085

一部でも価格転嫁できた
83.2%

① 10割

② 9割、8割、7割

③ 6割、5割、4割

④ 3割、2割、1割

⑤ 0割

⑥ マイナス

【参考】「価格転嫁不要」の回答を含めた回答分布

- 「全額転嫁できた」割合は、引き続き、約 2 割程度。「一部でも転嫁できた」割合は、6 割超。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合は減少（前回13.4%→12.5%）。

直近 6 か月間における価格転嫁の状況

3月

転嫁率【コスト全般】
: 52.4%

13.4%

⑦ 0.9%



20.7%

65.9%

n=76,894

価格転嫁は不要
25.9%

9月

転嫁率【コスト全般】
: 53.5%

12.5%

⑦ 0.7%



n=86,538

一部でも価格転嫁できた
61.6%

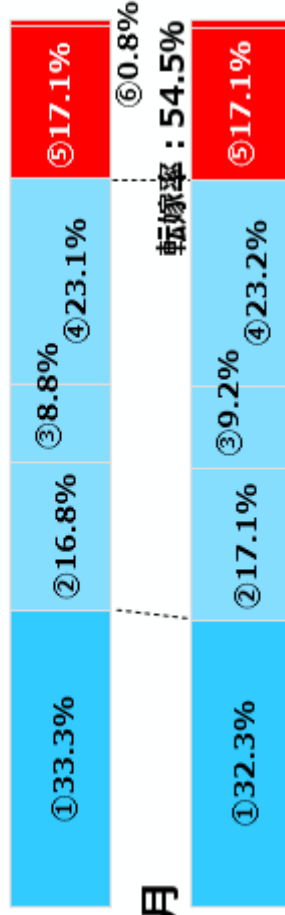
価格転嫁の状況②【コスト要素別】

- 労務費の転嫁率は、はじめて 5割に到達したものの、原材料費と比較して約 5ポイント低い。
- エネルギー費の転嫁率は、前回から上昇したものの、要素別では 最も低い水準となっている。
- 労務費に限らず、原材料費・エネルギー費を含めた コスト全般の価格転嫁を一層推進していく必要がある。

原材料費

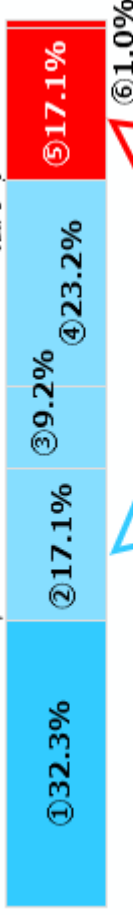
9月

転嫁率：55.0%



3月

転嫁率：54.5%



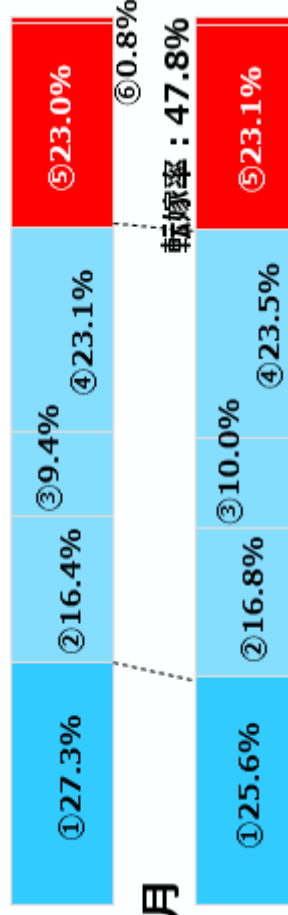
一部でも
価格転嫁できた

全く転嫁できず
or 減額

エネルギー費

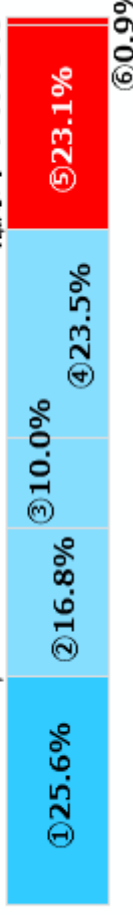
9月

転嫁率：48.9%



3月

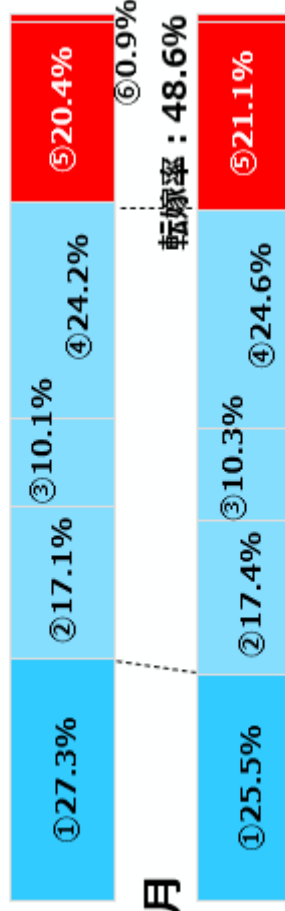
転嫁率：47.8%



労務費

9月

転嫁率：50.0%



3月

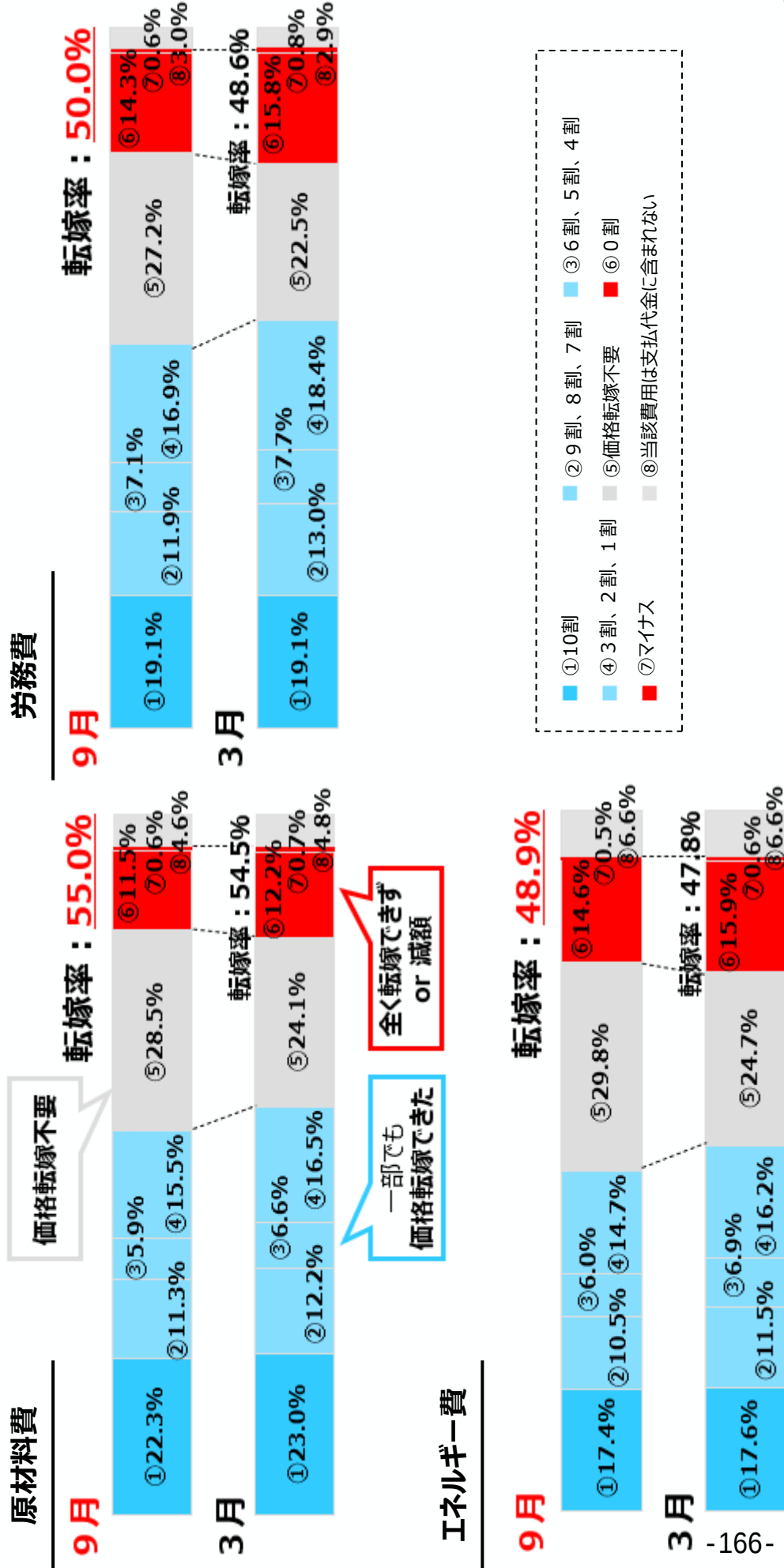
転嫁率：48.6%



① 10割
② 9割、8割、7割
③ 6割、5割、4割
④ 3割、2割、1割
⑤ 0割
⑥ マイナス

【参考】価格転嫁の状況②【コスト要素別】（「価格転嫁不要」の回答を含む）

- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合は、それぞれ約1～2ポイント減少。
- 「全額転嫁できた」割合は、いずれのコストにおいてもほぼ横ばいの状況。



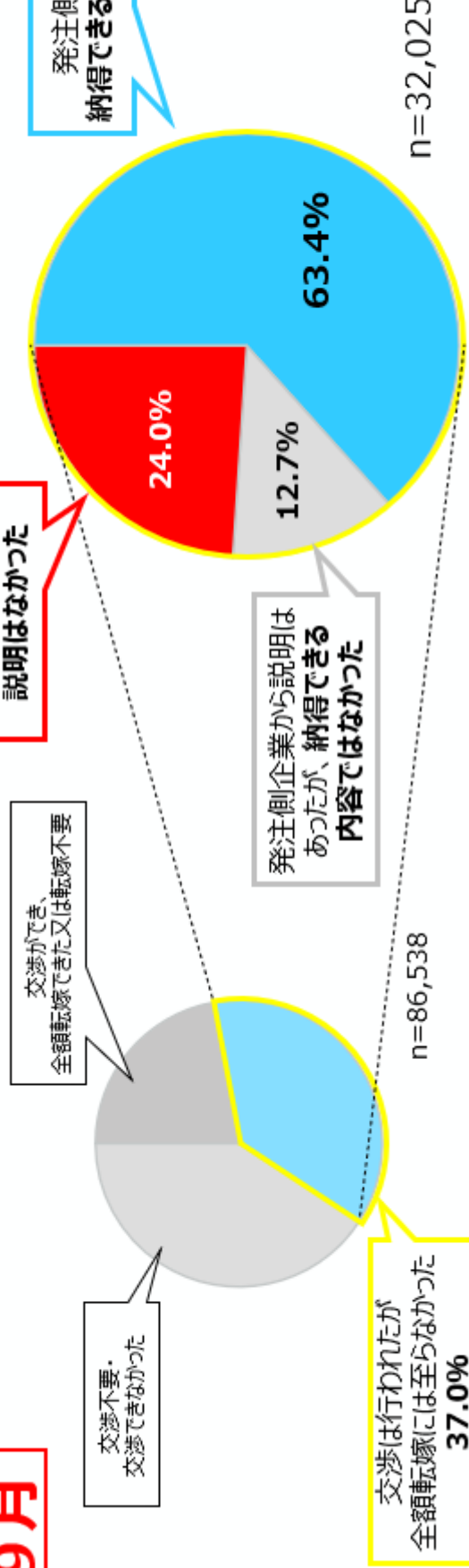
価格転嫁に関する発注側企業による説明

- 価格交渉が行われたものの、全額の転嫁には至らなかった企業（全体の37.0%）のうち、「発注側企業から説明はあったものの、納得できるものではなかった」又は「発注側企業からの説明はなかった」とする回答が約4割（前回38.2%→36.6%）。

- 発注側企業に対し、価格交渉の場の設定のみならず、**価格に関する十分な説明**も求めていく必要。
「**中小受託取引適正化法**」の施行により、**価格協議において、必要な説明又は情報の提供をしないことや一方的な価格決定が禁止**されるの旨の周知、対応の徹底を促していく。

発注側企業からの説明状況

9月



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 値上げ交渉を行ったが、申し入れた金額は受け入れられず一方的に金額を決められたうえ、転注を示唆された。
- ▲ 根拠資料を提出して交渉を申し入れたが、エビデンスが足りないと一蹴され、協議に応じてもらえなかった。複数回申し入れたが、3～4か月経っても返事がなく諦めた。

価格交渉の実施状況の業種別ランキング

【発注企業の業種毎に集計】

※ 価格交渉の実施状況に係る回答を点数化し、発注企業の業種毎に平均点を集計。

- 交渉に応じている業種と応じていない業種の差が拡大。交渉に応じている業種は転嫁率も高い傾向にある。

順位	業種	交渉平均点
—	全体	↑ 7.30 (7.18)
1位	建設	↑ 7.96 (7.65)
2位	化学	↑ 7.94 (7.52)
3位	造船	↑ 7.58 (7.46)
4位	電気・ガス・熱供給・水道	↓ 7.55 (7.67)
5位	情報サービス・ソフトウェア	↓ 7.39 (7.40)
6位	自動車・自動車部品	↑ 7.29 (7.05)
7位	卸売	↓ 7.28 (7.36)
8位	不動産業・物品賃貸	↑ 7.26 (6.60)
8位	電機・情報通信機器	↓ 7.26 (7.38)
10位	製薬	↓ ↓ 7.22 (8.40)
11位	食品製造業	↓ 7.14 (7.19)
12位	農業・林業	↑ 7.13 (7.01)
12位	機械製造業	↑ 7.13 (6.86)
14位	通信	↑ ↑ 7.11 (6.36)
15位	飲食サービス	↓ ↓ 7.09 (7.67)
16位	広告	↓ 7.07 (7.13)
17位	金属	↑ ↑ 7.05 (6.44)
17位	小売	↓ 7.05 (7.27)
19位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↓ 6.98 (7.54)
20位	金融・保険	↑ 6.95 (6.86)
21位	放送コンテンツ	↓ 6.77 (6.84)
22位	鉱業・採石・砂利採取	↓ ↓ 6.67 (7.39)
23位	紙・紙加工	↓ 6.57 (6.97)
24位	印刷	↑ 6.48 (6.30)
25位	生活関連サービス	↓ 6.42 (6.54)
26位	繊維	↑ 6.38 (6.19)
27位	石油製品・石炭製品製造	↑ 6.35 (6.02)
28位	建材・住宅設備	↓ 6.27 (6.31)
29位	廃棄物処理	↓ 5.90 (6.15)
30位	トラック運送	↓ ↓ 5.60 (6.21)
—	その他	—

※ () 内は2025年3月の平均点を示す。3月時点との変化幅と矢印の数の関係は以下のとおり。
↑ : 0.1～0.4ポイント上昇、↑↑ : 0.5～0.9ポイント上昇、↑↑↑ : 1.0ポイント以上上昇
※価格交渉が行われたか、下記の評価方法で回答を点数化し、発注企業の業種別に集計。
(例) 家電メーカー（発注者）が、トラック運送業者（受注者）に運送委託するケースは、「電機・情報通信機器」に集計。

質問① 交渉有無	質問② 交渉申し入れ 有無	質問③ 交渉が実現しなかった理由	点数
行われた	申し入れがあった	—	10点
	申し入れがなかった	—	8点
	申し入れがあった	コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
行われなかった	申し入れがあった	コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		支払代金相場に連動するため、交渉は不要と判断し、辞退したため	対象外
		コストが上昇したが、発注量減少や取引停止を恐れ、辞退したため	5点
	申し入れがなかった	コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
行われなかった	申し入れがあった	支払代金相場に連動するため、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、発注量減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかったため	— 5点
		コストが上昇し、交渉を申し出たが、応じてもらえなかったため	— 10点
	申し入れがなかった	コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	— 5点
		コストが上昇し、交渉を申し出たが、応じてもらえなかったため	— 10点

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【発注企業の業種毎に集計】

- 上位の製造業系の業種は、転嫁率が数ポイントずつ上昇し、改善傾向にあるものの、下位のトラック運送業、放送コンテンツ業、農業・林業などは、今年3月時点から転嫁率が悪化する結果となった。

2025年9月			コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率										
					原材料費		エネルギー費		労務費						
業種別	全体			↑	53.5%	(52.4%)	↑	55.0%	(54.5%)	↑	48.9%	(47.8%)	↑	50.0%	(48.6%)
	1位	化学		↑	66.7%	(64.8%)	↑	69.6%	(69.3%)	↑	62.5%	(62.4%)	↓	60.6%	(61.3%)
	2位	電機・情報通信機器		↑	60.6%	(58.4%)	↑	64.5%	(62.8%)	↑	54.9%	(52.7%)	↑	56.0%	(53.3%)
	3位	機械製造業		↑	59.4%	(56.2%)	↑	64.8%	(63.3%)	↑	55.2%	(52.2%)	↑	54.5%	(50.6%)
	3位	造船		↑	59.4%	(57.6%)	↑	63.9%	(60.2%)	↓	55.1%	(57.9%)	↑	54.1%	(51.0%)
	5位	食品製造業		↓	59.3%	(60.3%)	↓	60.2%	(62.7%)	↑	53.1%	(52.2%)	↑	53.2%	(51.7%)
	6位	自動車・自動車部品		↑	58.9%	(56.6%)	↑	64.9%	(63.7%)	↑	56.0%	(55.0%)	↑	56.1%	(53.4%)
	7位	飲食サービス		↓	57.2%	(57.3%)	↑	60.7%	(58.4%)	↑	48.4%	(48.2%)	↑	48.5%	(46.1%)
	8位	金融・保険		↑↑	56.2%	(51.1%)	↑↑	58.6%	(50.5%)	↑↑	54.0%	(45.6%)	↑↑	56.0%	(47.7%)
	9位	金属		↑	54.2%	(50.9%)	↑	58.5%	(56.4%)	↑	49.4%	(47.5%)	↑	48.9%	(46.3%)
	10位	卸売		↓	54.1%	(54.4%)	↓	55.7%	(56.5%)	↓	49.4%	(48.1%)	↑	48.6%	(47.4%)
	11位	小売		↑	54.0%	(52.5%)	↑	55.7%	(53.4%)	↑	48.3%	(46.8%)	↑	48.0%	(46.3%)
	12位	建設		↑	53.2%	(52.6%)	↑	53.9%	(53.7%)	↑	49.8%	(48.2%)	↑	51.6%	(50.4%)
	13位	鉱業・採石・砂利採取		↑	52.9%	(52.2%)	↓	52.2%	(53.5%)	↓	48.6%	(51.0%)	↓	47.7%	(49.5%)
	14位	電気・ガス・熱供給・水道		↓	52.7%	(53.6%)	↓	53.2%	(55.2%)	↓	49.3%	(50.1%)	↓	50.5%	(51.8%)
	15位	運輸・郵便（トラック運送除く）		↑	52.4%	(51.5%)	↓	49.9%	(50.6%)	↓	45.8%	(48.1%)	↓	48.9%	(49.3%)
	16位	不動産業・物品賃貸		↑	51.7%	(48.5%)	↑	51.3%	(49.0%)	↑	47.2%	(46.0%)	↑	48.3%	(47.0%)
	17位	情報サービス・ソフトウェア		↓	50.9%	(54.3%)	↓	46.1%	(50.5%)	↓	43.2%	(46.0%)	↓	51.3%	(53.6%)
	18位	石油製品・石炭製品製造		↑	50.0%	(46.0%)	↓	55.6%	(55.6%)	↑	44.9%	(42.4%)	↑	44.6%	(41.2%)
	18位	紙・紙加工		↓	50.0%	(51.4%)	↑	53.2%	(52.5%)	↓	45.5%	(46.8%)	↓	44.7%	(46.7%)
	20位	印刷		↑	49.9%	(47.7%)	↑	49.8%	(48.9%)	↑	42.7%	(41.3%)	↑	44.0%	(39.6%)
	21位	生活関連サービス		↓	48.9%	(50.2%)	↑	49.8%	(48.9%)	↓	42.3%	(44.5%)	↑	44.2%	(43.4%)
	22位	繊維		↑	48.1%	(47.5%)	↑	51.6%	(49.1%)	↑	44.6%	(41.6%)	↑	44.8%	(41.7%)
	23位	建材・住宅設備		↑	47.2%	(46.6%)	↑	48.9%	(48.3%)	↓	40.9%	(41.3%)	↑	41.6%	(39.5%)
	24位	製薬		↓↓↓	46.7%	(64.1%)	↓↓↓	50.8%	(68.7%)	↓↓↓	46.0%	(56.6%)	↓↓↓	42.6%	(61.7%)
	25位	通信		↑↑	46.6%	(37.7%)	↑↑	46.6%	(37.2%)	↑↑	43.4%	(34.1%)	↑↑	45.9%	(37.3%)
	26位	広告		↑	43.4%	(38.7%)	↑	43.6%	(48.4%)	↓	33.5%	(37.8%)	↑↑	42.8%	(36.3%)
	27位	農業・林業		↓	42.3%	(45.0%)	↓	41.9%	(44.6%)	↓	38.7%	(41.3%)	↓	38.1%	(38.9%)
	28位	廃棄物処理		↑	41.1%	(39.3%)	↑	38.0%	(37.2%)	↑	36.0%	(34.4%)	↓	34.9%	(35.3%)
	29位	放送コンテンツ		↓	40.1%	(43.2%)	↓	41.6%	(44.6%)	↓	34.2%	(36.0%)	↓	37.7%	(41.7%)
	30位	トラック運送		↓	34.7%	(36.1%)	↓	31.3%	(32.1%)	↓	30.4%	(33.1%)	↓	31.0%	(32.8%)
	－	その他		－		－		－		－		－		－	

- 169 -

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【受注企業の業種毎に集計】

- 受注者として価格転嫁してもらえている業種（上位にある業種）は、発注者としても価格転嫁に応じている傾向にある。また、今年3月と比べ、上位業種と下位業種の転嫁率の差が拡大している。

2025年9月			コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率									
					原材料費		エネルギー費		労務費					
業種別	全体		↑	53.5%	(52.4%)	↑	55.0%	(54.5%)	↑	48.9%	(47.8%)	↑	50.0%	(48.6%)
	1位	化学	↑	64.5%	(64.4%)	↓	66.5%	(69.8%)	↓	58.8%	(60.9%)	↓	56.4%	(58.9%)
	2位	機械製造業	↑	63.4%	(61.0%)	↑	68.3%	(66.7%)	↑	60.4%	(56.8%)	↑	59.9%	(55.9%)
	3位	卸売	↑	61.8%	(61.3%)	↑	63.8%	(63.7%)	↑	54.7%	(52.9%)	↑	53.1%	(51.8%)
	4位	電機・情報通信機器	↑	61.1%	(57.3%)	↑	64.6%	(62.5%)	↑	55.1%	(52.8%)	↑	56.8%	(53.5%)
	5位	自動車・自動車部品	↑	58.1%	(53.4%)	↑	66.6%	(63.2%)	↑	57.4%	(53.4%)	↑	56.9%	(52.3%)
	6位	小売	↑	57.3%	(55.7%)	↑	60.0%	(56.7%)	↑	51.0%	(46.9%)	↑	51.0%	(46.1%)
	7位	食品製造業	↑	55.7%	(55.4%)	↑	57.6%	(57.4%)	↑	50.4%	(49.2%)	↑	51.0%	(49.4%)
	8位	金属	↑	54.8%	(51.9%)	↑	60.3%	(59.8%)	↑	49.7%	(48.5%)	↑	49.5%	(47.0%)
	9位	建設	↑	53.4%	(52.5%)	↑	54.4%	(53.9%)	↑	50.7%	(49.4%)	↑	52.3%	(51.5%)
	10位	紙・紙加工	↓	53.0%	(55.7%)	↓	54.9%	(58.3%)	↓	48.1%	(49.3%)	↓	48.6%	(49.6%)
	11位	情報サービス・ソフトウェア	↓	51.9%	(54.0%)	↓	47.5%	(50.1%)	↓	44.4%	(45.4%)	↓	52.5%	(53.4%)
	12位	鉱業・採石・砂利採取	↓	51.3%	(53.0%)	↓	49.7%	(50.1%)	↓	44.9%	(50.3%)	↓	45.2%	(45.8%)
	13位	造船	↓	51.2%	(54.8%)	↓	51.9%	(62.0%)	↓	45.9%	(61.8%)	↓	48.1%	(49.3%)
	14位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑	50.7%	(50.7%)	↓	48.2%	(48.7%)	↓	47.0%	(48.3%)	↑	49.0%	(48.6%)
	15位	石油製品・石炭製品製造	↑	50.3%	(46.8%)	↓	57.9%	(58.4%)	↓	46.3%	(42.4%)	↑	44.7%	(39.9%)
	16位	印刷	↓	49.1%	(51.0%)	↓	50.4%	(52.3%)	↓	42.2%	(44.7%)	↓	42.1%	(43.9%)
	17位	不動産業・物品賃貸	↑	49.0%	(47.8%)	↓	48.4%	(50.8%)	↓	50.1%	(50.6%)	↑	50.5%	(48.6%)
	18位	建材・住宅設備	↓	48.2%	(49.4%)	↓	49.6%	(51.1%)	↓	42.4%	(44.3%)	↓	42.7%	(43.1%)
	19位	広告	↓	46.8%	(48.3%)	↓	45.4%	(52.8%)	↓	40.8%	(47.4%)	↑	43.8%	(43.5%)
	20位	繊維	↓	46.3%	(50.6%)	↓	48.7%	(51.6%)	↓	43.6%	(45.0%)	↓	42.3%	(45.0%)
	21位	通信	↑↑	46.1%	(35.4%)	↑↑	49.7%	(35.7%)	↑↑	44.4%	(34.5%)	↑↑	46.1%	(36.3%)
	22位	電気・ガス・熱供給・水道	↓	45.4%	(45.5%)	↑	47.8%	(47.2%)	↑	42.8%	(42.1%)	↓	43.0%	(43.7%)
	23位	金融・保険	↑↑	45.0%	(28.5%)	↑↑	36.4%	(30.6%)	↑↑	36.4%	(32.1%)	↑↑	50.0%	(27.5%)
	24位	農業・林業	↓	41.4%	(44.8%)	↓	41.2%	(43.4%)	↓	38.3%	(40.6%)	↓	37.0%	(39.8%)
	25位	廃棄物処理	↓	39.6%	(40.1%)	↓	36.7%	(37.6%)	↓	35.6%	(38.8%)	↓	35.7%	(37.4%)
	26位	生活関連サービス	↓	37.6%	(42.1%)	↓	35.3%	(41.8%)	↓	32.2%	(38.1%)	↓	34.6%	(39.7%)
	27位	トラック運送	↓	36.5%	(37.6%)	↓	32.5%	(33.6%)	↓	33.9%	(35.4%)	↓	33.6%	(34.1%)
	28位	放送コンテンツ	↓	34.0%	(41.0%)	↓	34.9%	(45.4%)	↓	30.3%	(38.2%)	↓	32.5%	(40.4%)
	29位	飲食サービス	↓	33.0%	(36.9%)	↓	25.7%	(42.8%)	↓	26.5%	(44.6%)	↓	31.0%	(33.9%)
	30位	製薬	↓	30.0%	(45.0%)	↓	30.0%	(66.7%)	↓	30.0%	(41.7%)	↓	16.7%	(43.3%)
	—	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

-170-

賃上げ促進税制の見直し

(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

経済産業関係

令和8年度税制改正について

- 物価高を上回る安定的な賃上げの定着に向け、足元の賃上げ状況等を踏まえつつ、本税制を見直す。
(全企業向け措置は令和7年度末で終了。中堅企業向け措置は賃上げ基準見直し。教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止。)

改正概要

改正後

継続雇用者※3 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※5	両立支援 女性活躍	税額 控除率
+4%	10%	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5%
+5%	15%		上乗せ
+6%	25%		上乗せ

中堅企業※1



改正前

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	両立支援 女性活躍	税額 控除率
+3%	10%	+10%	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5%
+4%	25%	上乗せ		上乗せ

全雇用者※4 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率
+1.5%	15%	くるみん or えるぼし二段階目以上	5%
+2.5%	30%		上乗せ

中小企業※2



全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	両立支援 女性活躍	税額 控除率
+1.5%	15%	+5%	くるみん or えるぼし二段階目以上	5%
+2.5%	30%	上乗せ		上乗せ

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能※6。

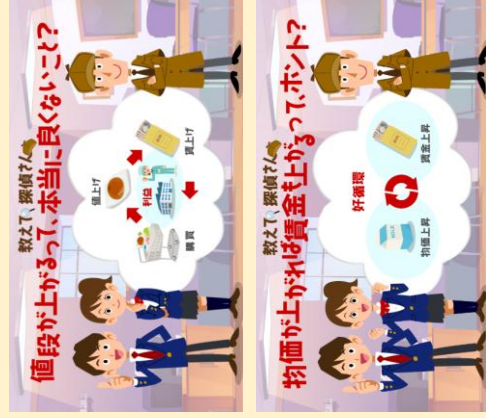
- ※1 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。
ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。
- ※2 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
- ※3 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
- ※4 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。
- ※5 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※6 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

賃金と物価の好循環に関する理解醸成について

- 賃金と物価の好循環の実現に向けた継続的な賃上げには、コスト上昇分が適切に価格転嫁できる環境の整備が必要です。
- 消費者庁では、賃金上昇が巡り巡ると物価上昇や更なる賃金上昇をもたらし得るという共通理解を消費者を含めた社会全体で醸成すべく、消費者の物価に対する理解を促進するための動画コンテンツを作成し、周知を図っています。

動画コンテンツ「値段が上がるって、本当に良くないこと？」「物価があがれば賃金も上がるってホント？」

日本の賃金と物価を巡るこれまでの状況や、モノやサービスの値段が決まる仕組み、消費者が物価上昇にどのような向き合えば良いかについて、わかりやすく解説。



- ✓ 値上げは、必ずしも悪いことではない
- ✓ 2022年頃までの約30年間、コストが上昇しても、企業が消費者離れをおそれて値上げできない状況が続いた
- ✓ 2022年頃から、生産コストの上昇が値段に反映され、賃金も物価も上がり始めている
- ✓ 現在は、賃金上昇と物価上昇の好循環ができつつある状況
- ✓ 賃金上昇と物価上昇の良い循環につなげていくことが大切
- ✓ キーワードは「値段の背景を意識して」「買って企業を応援」

くより深く学びたい方向け>

※メイン動画をより詳細に解説した過去動画です。

- #1 物価上昇！どうする？
- #2 物の値段はどうやって決まる？
- #3 物価が上がらないのは、なぜ良くないの？
- #4 日本の物価・賃金、世界と比べてここが変！
- #5 物価はなんで上がらないの？
- #6 物価をウォッチしよう！



3～5分で観られます！

動画は[こちら](#)、または

消費者庁 物価について考える

検索

作成した動画コンテンツは、消費者庁ホームページやYouTubeに掲載し、SNS（X等）を活用した周知・啓発を行っているほか、消費者団体に対して、当該コンテンツのチラシをお送りするなどして、周知を図っています。

中東情勢を踏まえた緊急的激変緩和措置（2026年3月11日 総理指示）

- 3月11日（水）の総理指示を踏まえ、緊急的に燃料油（ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料）に対する支援を決定。3/19（木）出荷分から支給開始。
- 現在の燃料油補助金の基金残高を活用し、ガソリンについては、全国平均小売価格が、170円程度を超える見込みとなった場合には、その水準を超えないよう、170円を超える部分について、10/10の補助を行う。
- 軽油・重油・灯油についてはガソリンと同額の補助を行う。

※ 軽油については、暫定税率が廃止される4月1日まで、暫定税率相当の17.1円の補助に加えて、追加的に支給。
※ 重油・灯油については、従前の5円の定額引下げ補助に代えて、ガソリンと同額の補助を行う。
※ 航空機燃料については、従前の4円の定額引下げ補助に代えて、ガソリンの補助額の4割相当の支援とする。



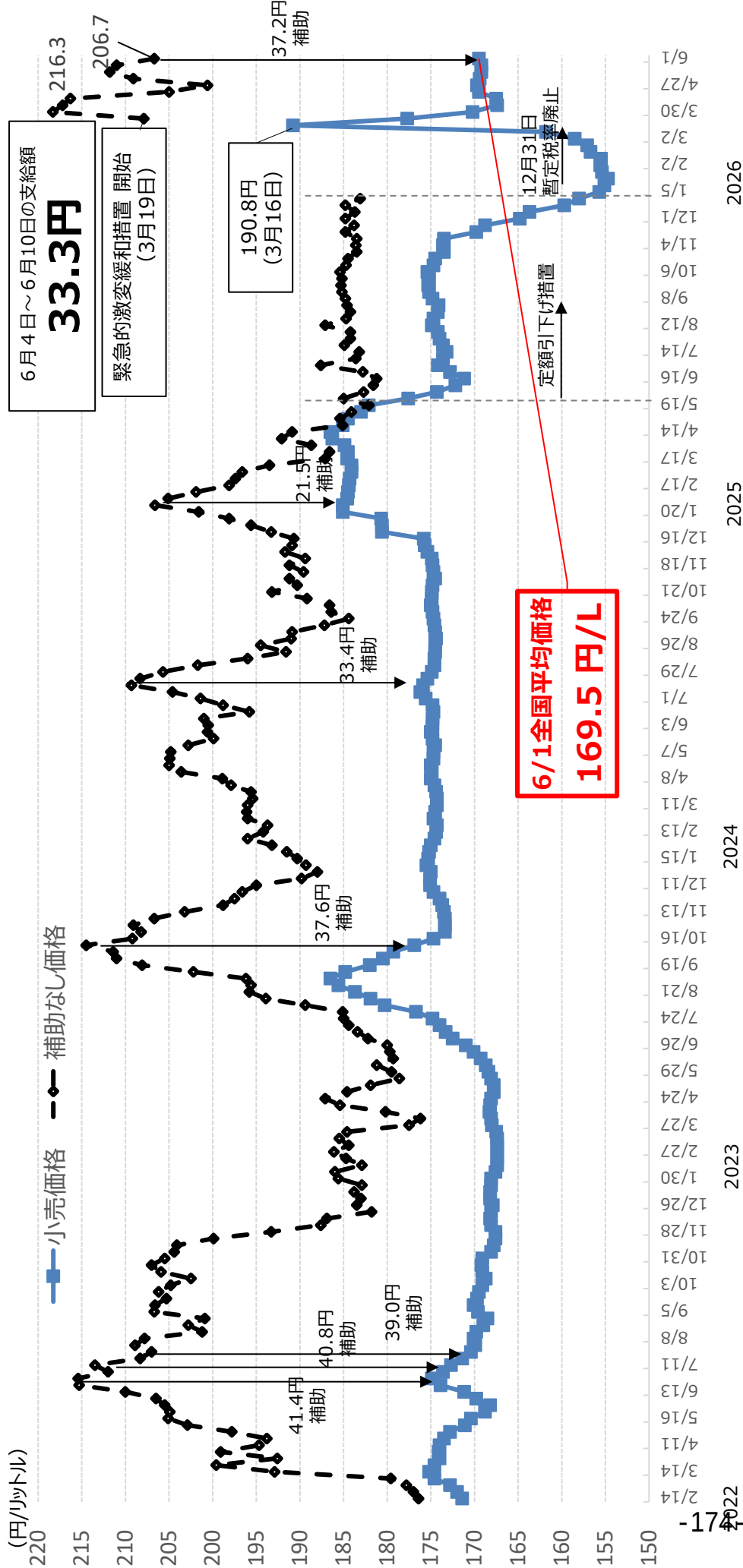
- 今般、令和7年度予備費を7,948億円措置。（3/24(火)閣議決定）
- 元々の3月末基金残高見込みと合わせて、1兆円超の基金規模を確保
⇒ 価格高騰が継続する場合にも、切れ目なく安定的な支援

ガソリン全国平均価格の推移

- 2026年6月1日（月）のガソリン全国平均価格は、169.5円（前週比+0.3円）となった。
- 6月4日（木）から適用するガソリンの補助額は33.3円。

※支給単価＝翌週の想定ガソリン小売価格 169.5円+前週の支給額37.2円+原油価格の変動分-3.4円）-基準価格170.0円

レギュラーガソリン・全国平均価格



今夏の電気・ガス料金支援（2026年7月～9月）

【令和8年度一般会計予備費5,135億円】

- ・ 暑くなる夏への対応として、エアコンを適切に利用いただくなど、国民の命と暮らしを守る観点から、使用量が増加する7月から9月まで電気・ガス代の支援を行う。
- ・ 特に、電力使用量がピークとなる8月使用分の負担軽減を重点化する。

支援の概要

	電気		都市ガス
	低圧	高圧	
7月	3.5円/kWh	1.8円/kWh	14円/㎡
8月	4.5円/kWh	2.3円/kWh	18円/㎡
9月	3.5円/kWh	1.8円/kWh	14円/㎡

支援の効果

- ☑標準的な家庭において、3ヶ月5,000円程度の負担引下げ効果を実現。
- ☑支援後の料金水準は、昨年夏の水準を下回る見込み。

概要

- 扶養される側（被扶養配偶者（第3号被保険者））が、以下の全ての要件を満たす場合、扶養から外れ、厚生年金・健康保険に加入し、保険料負担（労使折半）が生じるため、壁を超える前後で手取りが減少する
 - ・ 賃金要件：雇用契約時の所定内賃金（注1）が月8.8万円（年収 約106万円）以上
 - ・ 労働時間要件：週の所定労働時間が20時間以上
 - ・ 企業規模要件：従業員50人超の企業に勤務
 - ・ 学生除外要件：学生ではない

➢ 加入すると、厚生年金や健康保険の傷病手当金等の給付が上乗せされる

106万
(社保)
↓
撤廃

対策（令和7年以降）

- **令和7年年金制度改正法による要件の見直し（被用者保険の適用拡大）**
- ⇒ **賃金要件を撤廃（令和8年10月予定）**
 - ※ 最低賃金が時給1,016円以上となると週20時間以上働く方の賃金が月8.8万円以上となり、賃金要件の意味が実質的になくなる（2025年度には全ての都道府県の最低賃金が時給1,016円以上となる）
- ⇒ **企業規模要件を下表のとおり段階的に撤廃**

対象時期	2027年10月～	2029年10月～	2032年10月～	2035年10月～
従業員数	36～50人	21～35人	11～20人	10人以下

➢ できる限り「被用者保険」への移行を促す観点から「**被用者保険の適用拡大**」を**着実に実施**。その上で、以下の取組を通じて働く方々に「壁」を意識せず働いていただける環境作りを支援。

- **キャリアアップ助成金の拡充**
 - ⇒ 「短時間労働者労働時間延長支援コース」の新設（令和7年7月）
- **被扶養者認定に係る見直し**
 - ⇒ 被扶養者認定の円滑化（注3）の恒久化（令和7年10月）
 - ⇒ 大学生年代の被扶養者の認定基準を150万円まで引上げ（令和7年10月）
 - ※ 令和7年度税制改正における特定扶養控除の所得要件引き上げの趣旨との整合性を図る観点から見直しを実施。
 - ⇒ 被扶養者認定を雇用契約の内容を基にして行う取扱いを新たに導入（令和8年4月）

130万
(社保)
↓
対応

- 扶養される側（被扶養配偶者（第3号被保険者）（注2））の年間収入見込み額（給与所得以外の収入も含む）が130万円以上となる場合、扶養から外れ、国民年金・国民健康保険に加入し、保険料負担が生じるため、壁を超える前後で手取りが減少する
- 壁を超えても、被扶養配偶者（第3号被保険者）であったときと給付面は変わらない

(注1) 毎月支払われる基本的な賃金を指し、時間外手当や家族手当、通勤手当、賞与などは除く。
(注2) 健康保険の場合、扶養される側には配偶者以外に三親等以内の親族まで含まれる。その場合、年金は第1号被保険者となる。
(注3) 人手不足による労働時間延長等に伴い一時的に収入が130万円を超えても、事業主の証明があれば、原則として連続2回までは引き続き扶養にとどまることが可能。

被用者保険の適用拡大（令和7年改正）

改正のねらい

- 年金額の増加など、働くことで手厚い保障が受けられる方を増やします。
- 厚生年金や健康保険（被用者保険）の加入条件をよりわかりやすくシンプルにし、働く方が自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくします。
- 人口が減少する中で、事業所の人材確保に資する取組を進めます。

〔短時間労働者（パート労働者など）の厚生年金等の適用要件を改正〕

- 撤廃

① 賃金が月額8.8万円（年収106万円相当）以上
- ② 週所定労働時間が20時間以上（雇用契約で判断）

③ 学生は適用対象外

段階的に撤廃

④ 51人以上の企業が適用対象

賃金要件

最低賃金が1,016円以上の地域では、週20時間働くことと賃金要件（年額換算で約106万円）を満たすことから、全国の最低賃金が1,016円以上となることを見極めて撤廃　＜公布から3年以内の政令で定める日（令和8年10月予定）から施行＞

※ 最低賃金の減額特例の対象者は、申出により任意加入を可能に。

企業規模の要件

より円滑な施行ができるよう、段階的に撤廃

企業規模（常勤の従業員数で判断）	実施時期
500人超	2016年10月
100人超	2022年10月
50人超	2024年10月
35人超	2027年10月
20人超	2029年10月
10人超	2032年10月
10人以下	2035年10月

今回改正

〔個人事業所の適用業種を拡大（フルタイムも含めた適用拡大）〕

常時5人以上の者を使用する事業所

―法律で定める17業種 適用（現行どおり）―

〔上記以外の業種（※） 非適用 ⇒ **適用**〕

＜2029年10月施行＞
ただし、経過措置として、
施行時に存在する事業所
は当面期限を定めず適用
除外。

※ 農業、林業、漁業、宿泊業、飲食サービス業等

5人未満の事業所 非適用（現行どおり）

〔支援策〕 ※ これらの措置は、適用拡大の対象となる前の事業所が、任意に短時間労働者への適用を行う場合にも活用可能とする。

被保険者への支援（就業調整を減らすための保険料調整）

適用拡大の対象となる比較的小規模な企業で働く短時間労働者に対し、社会保険料による手取り減少の緩和で、就業調整を減らし、被用者保険の持続可能性の向上につなげる観点から、3年間、保険料負担を国の定める割合（下表）に軽減できる特例的・時限的な経過措置を設ける。
（事業主が労使折半を超えて一旦負担した保険料相当額を制度的に支援）

標準報酬月額 （年額換算）	8.8万 （106万）	9.8万 （118万）	10.4万 （125万）	11万 （132万）	11.8万 （142万）	12.6万 （151万）	13.4万 （161万）
労働者の 負担割合	50% →25%	50% →30%	50% →36%	50% →41%	50% →45%	50% →48%	50%

※ 3年目は軽減割合を半減

事業主への支援

被用者保険の適用に当たり、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主をキャリアアップ助成金により支援。（令和7年7月開始、1人当たり最大75万円助成）

①

被扶養者認定における雇用契約ベースの判断の導入（令和8年4月1日施行）

- ・ 被扶養認定基準（配偶者は年間収入見込み130万円）について、いわゆる「106万円」の取扱いと同様に、被扶養者の認定時点で労働契約の内容（基本給および諸手当等）によって年間収入が130万円未満であることが明らかな場合には、その時点で被扶養者認定を行う。
- ※ 併せて、当面の措置とされていた事業主証明による一時的な収入変動の場合の迅速な被扶養者認定を恒久化。

②

学生等を対象とした被扶養認定基準の見直し（令和7年10月1日施行）

- ・ 特定扶養控除の所得要件の引上げに併せて、19～22歳の学生等についての被扶養者認定の収入要件を年間150万円未満に引き上げる。

労働時間延長メニュー（～R8.3.31）

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
①	4時間以上	—	30万円
②	3時間以上 4時間未満	5%以上	
③	2時間以上 3時間未満	10%以上	
④	1時間以上 2時間未満	15%以上	

(注)・助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3／4の額。

- ・取組から6ヶ月後に支給申請。
- ・賃金は基本給。

短時間労働者労働時間延長支援コース（R7.7.1～）

【1年目】

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額	
			中小企業	小規模企業
①	5時間以上	—	40万円	50万円
②	4時間以上 5時間未満	5%以上		
③	3時間以上 4時間未満	10%以上		
④	2時間以上 3時間未満	15%以上		

(注)・助成額は大企業の場合は中小企業の3／4の額。

- ・取組から6ヶ月後に支給申請。
- ・賃金は基本給。
- ・左記メニューからの切り替え可。
- ・複数年度かけて上記要件を満たす場合も対象。
- ・小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主。

【2年目】

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額	
			中小企業	小規模企業
①	労働時間を更に 2時間以上延長	—	20万円	25万円
②	—	基本給を更に5% 以上増加又は昇給、 賞与若しくは退職 金制度の適用		

(注)・被用者保険への継続加入が必要。

- ・助成額は大企業の場合は中小企業の3／4の額。
- ・取組から1年6ヶ月後に支給申請。
(被用者保険適用後1年目と2年目で比較)
- ・賃金は基本給。
- ・小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主。

令和8年度当初予算額 1,022億円 (1,025億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

うち雇用環境・均等局計上分 1,015億円 (1,020億円) うち職業安定局計上分 7億円 (5億円)

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

コース名／コース内容

正社員化支援

正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員転換（※）

※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む

- 正社員転換後6か月間の賃金が正社員転換前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要

障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換

処遇改善支援

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用

賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用

賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等を対象に賞与又は退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施

短時間労働者労働時間延長支援コース

短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、賃上げ、労働時間の延長（週当たり5時間以上等）を実施。また、更なる処遇改善に向けた2年目の取り組みの実施。

年次の進捗

180

支給額（1人当たり）

【重点支援対象者※】		【左記以外】
有期→正規：	80万円（60万円）	40万円（30万円）
無期→正規：	40万円（30万円）	20万円（15万円）
※ a：雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b：雇入れから3年未満で、次の①②③いずれにも該当する有期雇用労働者 ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下 ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c：派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者		
➢ 新規学卒者で雇入れから一定期間経過していない者については支給対象外		
➢ 有期雇用期間が通算5年超の者は無期雇用労働者とみなして適用		
上限人数：20人		

- ①有期→正規：90万円（67.5万円）
- ②有期→無期：45万円（33万円）
- ③無期→正規：45万円（33万円）

- ①3%以上4%未満：4万円（2.6万円）
- ②4%以上5%未満：5万円（3.3万円）
- ③5%以上6%未満：6.5万円（4.3万円）
- ④6%以上：7万円（4.6万円）

上限人数：100人

- 1事業所当たり 60万円（45万円） 1事業所当たり1回のみ

- 1事業所当たり 40万円（30万円） 1事業所当たり1回のみ

60万円（45万円）<75万円>（※）

※1～2年目までの各要件を全て満たした場合の2年間の合計額
複数年度かけて要件を満たす場合も助成対象

令和6年度実績：71,981件

労働特会		子子待会	
労災	雇用	徴収	育休
	○		

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

加算措置等／加算額

正社員化コース

- 通常の正社員転換制度を新たに規定し転換
1事業所当たり 20万円（15万円）
- 勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換
1事業所当たり 40万円（30万円）
- 非正規雇用労働者の情報公表加算【新設】
1事業所当たり 20万円（15万円）

賃金規定等改定コース

- 「職務評価」の活用により実施 1事業所当たり 20万円（15万円）
- 昇給制度を新たに設けた場合 1事業所当たり 20万円（15万円）

賞与・退職金制度導入コース

- 両方を同時に導入した場合 1事業所当たり 16.8万円（12.6万円）

※()は、大企業の場合の額。<>は、小規模事業所の場合の額。
※加算措置要件を満たした場合は、支給額＋加算額を助成。
※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、
①120万円(90万円)②③60万円（45万円）となる。
※上限人数は、1年度当たりの上限。記載がないコースは上限はない。



(参考) 「年収の壁・支援強化パッケージ」概要

人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策（支援強化パッケージ）に取り組むこととし、さらに、制度の見直しに取り組む。

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、

被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当

（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。

◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たったその労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収130万円）について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、

- (1) 見直しの手順をフローチャートで示す等
わかりやすい資料を作成・公表した。
- (2) 中小企業団体等を通じて周知する。

今後の予定（案）

7月10日（金） 第2回目安に関する小委員会
於 未定

7月17日（金） 第3回目安に関する小委員会
於 未定

7月23日（木） 第4回目安に関する小委員会
於 未定

※上記の日程は調整中



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

最低賃金に関する調査研究

ＪＩＬＰＴ「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（２０２５年）の概要（速報）

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

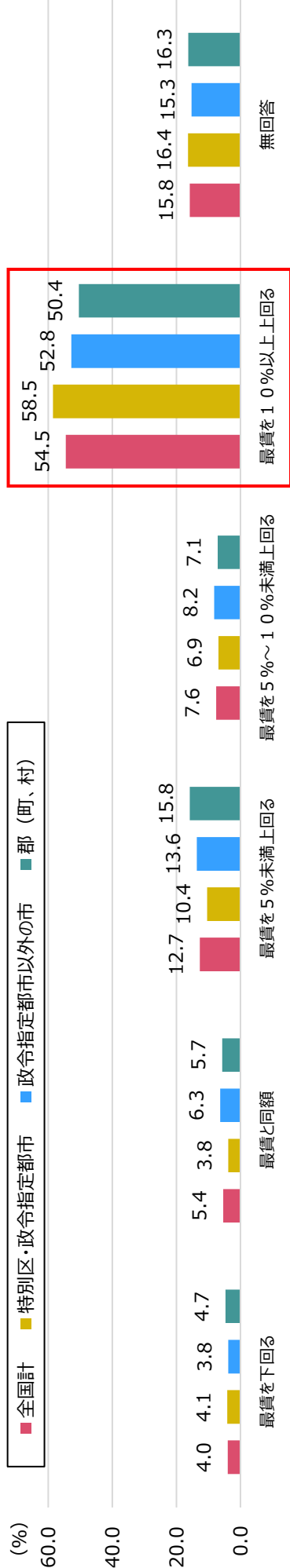
調査の概要	実施機関	労働政策研究・研修機構（JILPT）																																				
	調査の目的	今後の最低賃金に関する検討に資するため、2025年度の最低賃金引上げに対する中小企業の対応等について調査するもの。																																				
	調査の対象	従業員規模 1 人以上300 人未満の全国の企業20,000社。 ※2024年調査に回答があった企業(8,618社)を対象とするとともに、民間調査会社が保有する企業データベースから、新規調査企業として、11,382社を抽出。8,618社には、2021～2024年調査とも回答があったパネル接続可能企業（1,836社）を含む。 ※抽出に当たっては、都道府県のグループ（中央最低賃金審議会が最低賃金の目安を示す際に用いる A～C の 3 ランク区分）ごとに、産業（15区分）×従業員規模（7区分）別に層化無作為抽出。																																				
	調査方法	郵送による配布・回収（回収にはオンライン併用）																																				
	調査期間	2026年 1 月23日～ 2 月20日（3月末までに到着した調査票を集計）																																				
集計対象企業数等	集計対象企業数・割合	集計対象企業数：8,754社（43.8% / 20,000社） （うち、2021年～2024年調査も回答した企業（パネル接続可能）の集計対象企業数：1,450社（79.0% / 1,836社）																																				
	集計対象企業の主な属性	<table><tr><th>ランク</th><th>集計対象企業数</th><th>構成比（%）</th></tr><tr><td>A ランク</td><td>1, 886</td><td>21. 5</td></tr><tr><td>B ランク</td><td>4, 469</td><td>51. 1</td></tr><tr><td>C ランク</td><td>2, 399</td><td>27. 4</td></tr></table> <table><tr><th>従業員数</th><th>集計対象企業数</th><th>構成比（%）</th></tr><tr><td>1～4 人</td><td>3, 359</td><td>38. 4</td></tr><tr><td>5～9 人</td><td>1, 895</td><td>21. 6</td></tr><tr><td>10～19 人</td><td>1, 492</td><td>17. 0</td></tr><tr><td>20～29 人</td><td>647</td><td>7. 4</td></tr><tr><td>30～49 人</td><td>661</td><td>7. 6</td></tr><tr><td>50～99 人</td><td>457</td><td>5. 2</td></tr><tr><td>100～299 人</td><td>243</td><td>2. 8</td></tr></table>	ランク	集計対象企業数	構成比（%）	A ランク	1, 886	21. 5	B ランク	4, 469	51. 1	C ランク	2, 399	27. 4	従業員数	集計対象企業数	構成比（%）	1～4 人	3, 359	38. 4	5～9 人	1, 895	21. 6	10～19 人	1, 492	17. 0	20～29 人	647	7. 4	30～49 人	661	7. 6	50～99 人	457	5. 2	100～299 人	243	2. 8
	ランク	集計対象企業数	構成比（%）																																			
A ランク	1, 886	21. 5																																				
B ランク	4, 469	51. 1																																				
C ランク	2, 399	27. 4																																				
従業員数	集計対象企業数	構成比（%）																																				
1～4 人	3, 359	38. 4																																				
5～9 人	1, 895	21. 6																																				
10～19 人	1, 492	17. 0																																				
20～29 人	647	7. 4																																				
30～49 人	661	7. 6																																				
50～99 人	457	5. 2																																				
100～299 人	243	2. 8																																				
備考	・本資料は、労働政策研究・研修機構「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2025年）の速報値をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。 ・集計結果は、産業、従業員規模、ランク別の集計後の企業構成比が母集団の企業構成比と同様となるように復元処理（ウェイトバック）したものである。																																					

・187

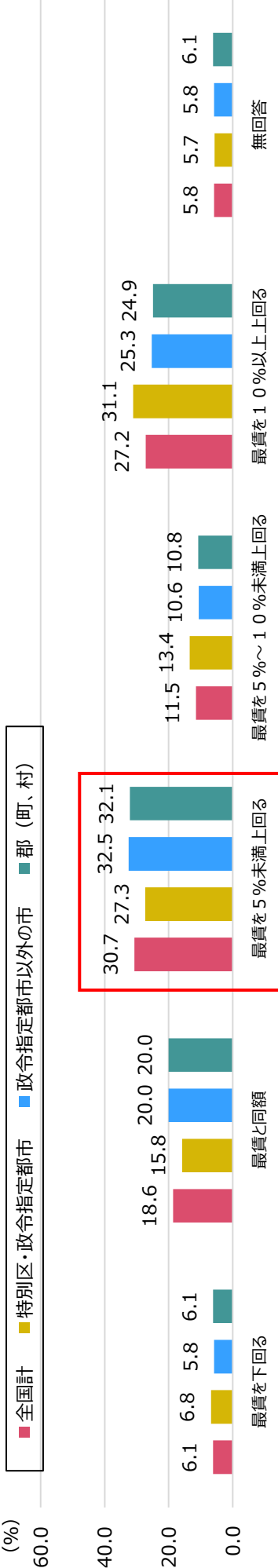
正社員及びパート・アルバイトの事業所内で最も低い賃金について

事業所内（※）で最も低い賃金について、正社員では、最低賃金を10%以上上回る企業が最も多く、その中でも「特別区・政令指定都市」の方が、「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」よりも割合が高い。パート・アルバイトでは、「特別区・政令指定都市」を除き、最低賃金を5%未満上回る企業が最も多い。「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」では、「特別区・政令指定都市」よりも「最賃と同額」等の割合が高く、「最賃を10%以上上回る」等の割合が低い。

事業所の正社員の最も低い賃金



事業所のパート・アルバイトの最も低い賃金



（※） 本会社が立地する都道府県にあるすべての事業所内を指す。

（注） 集計対象企業（8,754社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,333社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,850社）について集計。

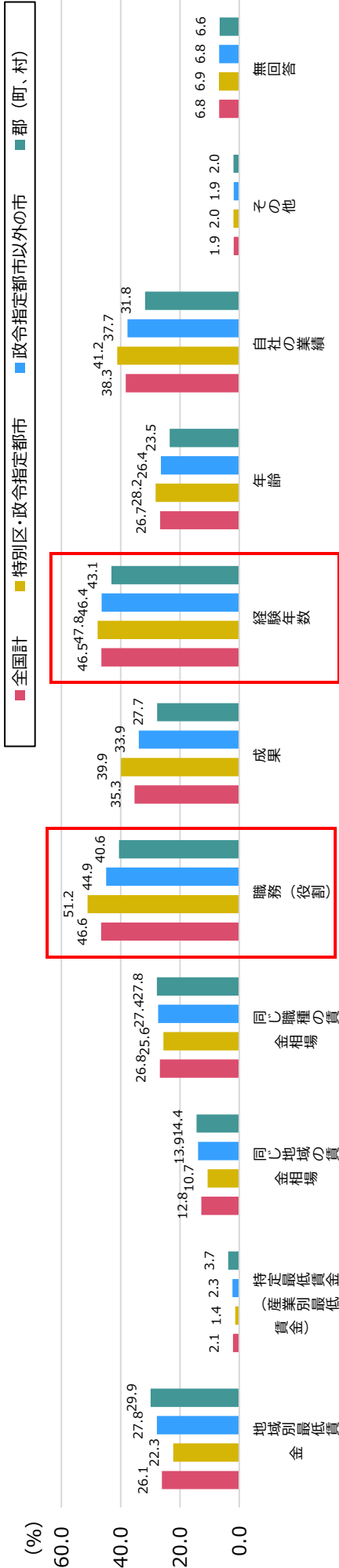
なお、地域区分別の集計対象企業数（総数）は、「特別区・政令指定都市」12,094社、「政令指定都市以外の市」15,457社、「郡（町、村）」11,195社、無回答8社である。

（注） 回答者は事業所内で最も低い賃金を時給換算して回答し、それを回答者が所在する都道府県の最低賃金額（調査時点で有効な地域別最低賃金額）と比較したものを、時給に換算する際は、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支給される結婚祝い金、賞与、時間外割増賃金、休日出勤手当などを除くとしている。

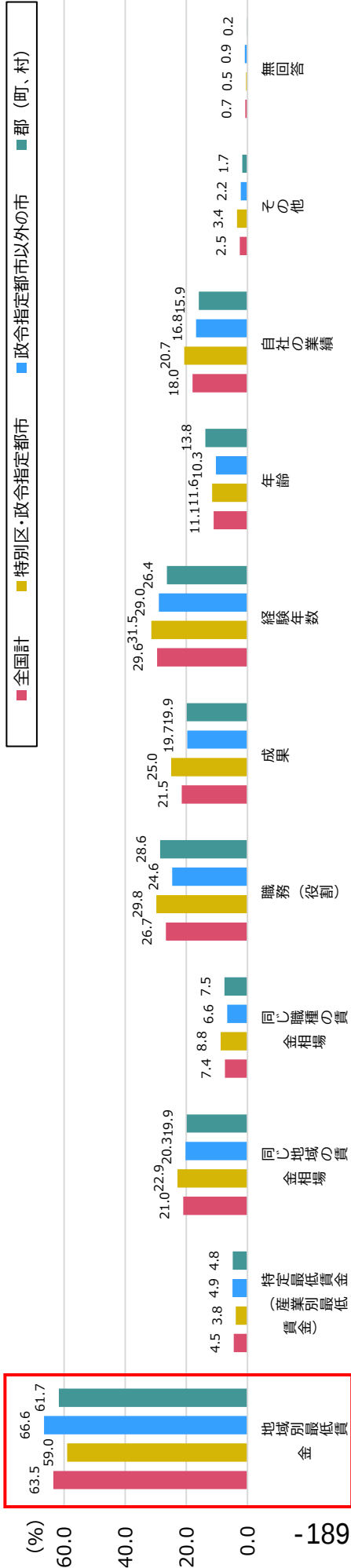
正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

正社員の賃金決定の考慮要素として、「職務（役割）」や「経験年数」を挙げる中小企業が多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。

正社員の賃金決定の考慮要素（複数回答）



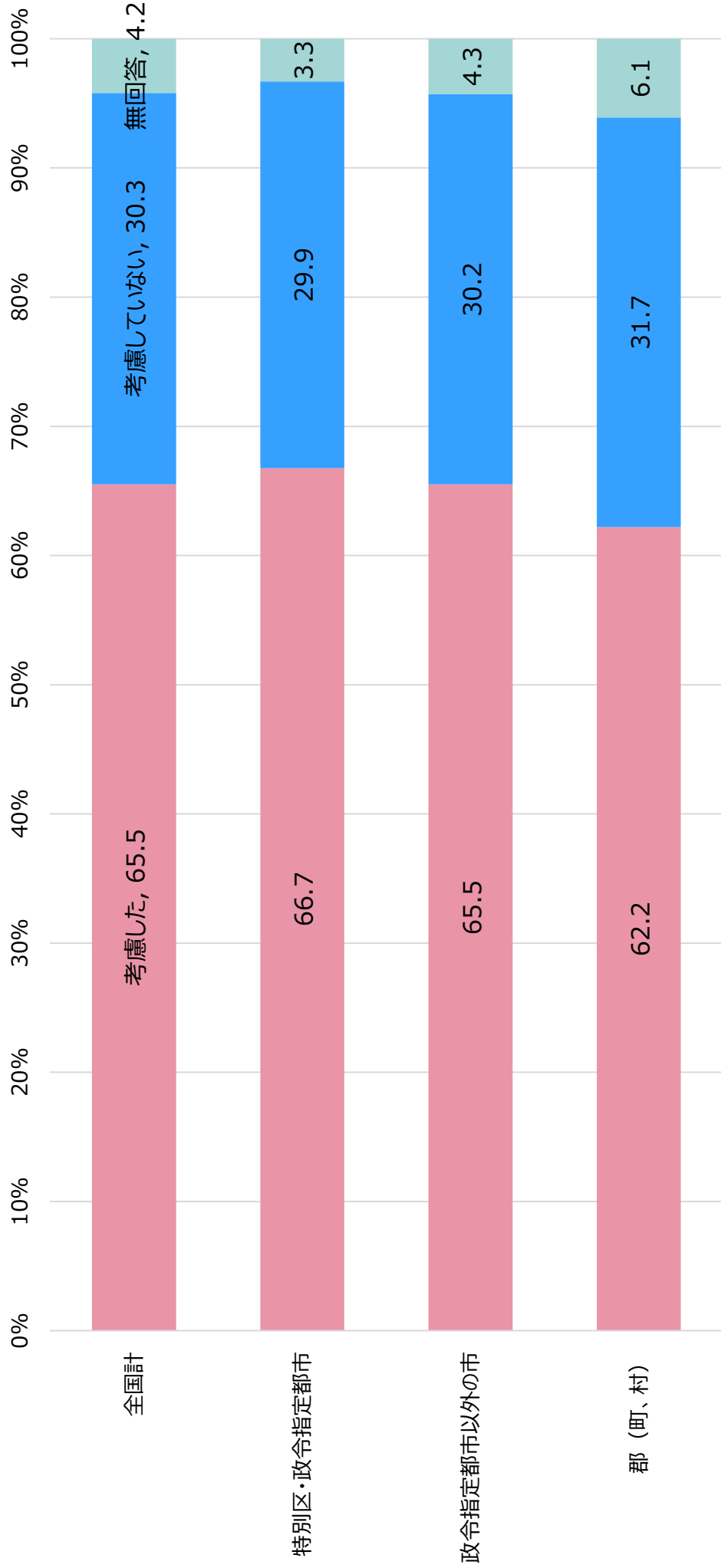
パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素（複数回答）



（注）集計対象企業（8,754社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,333社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,850社）について集計。本사가立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

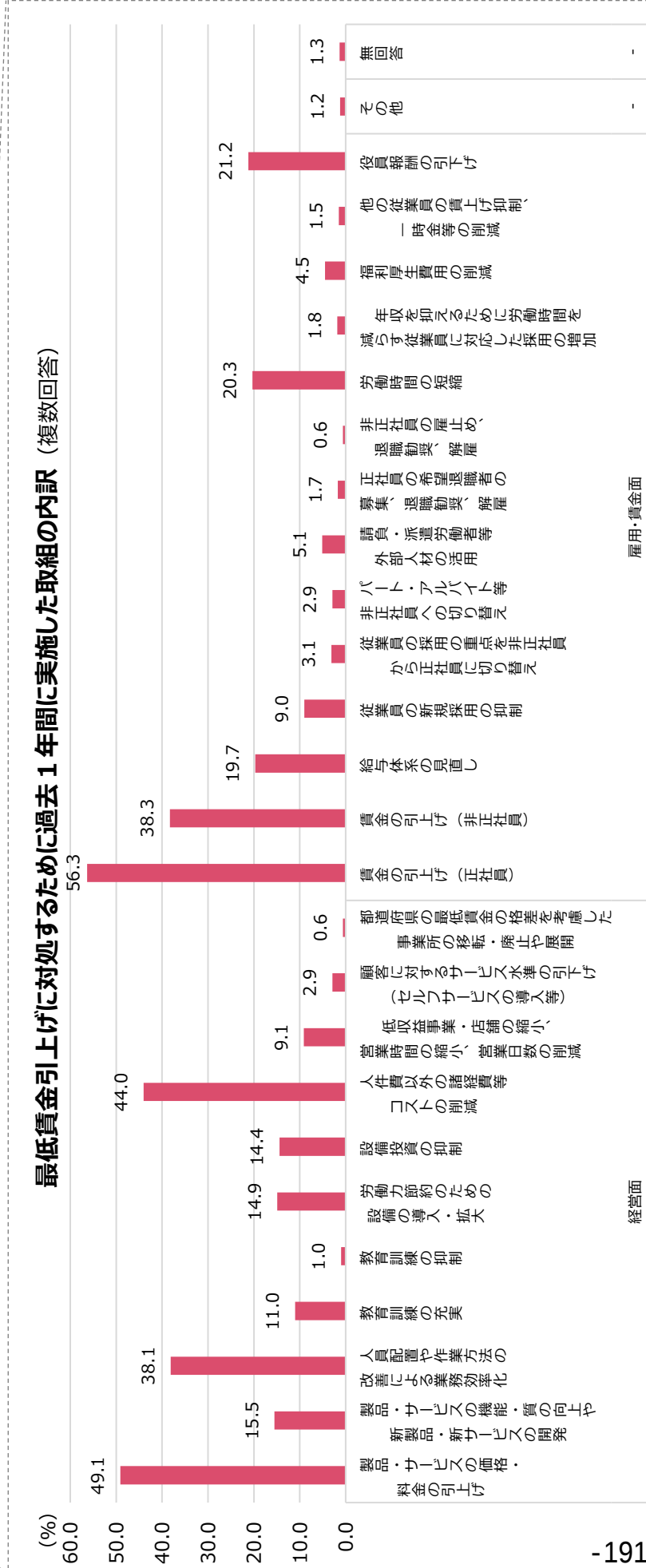
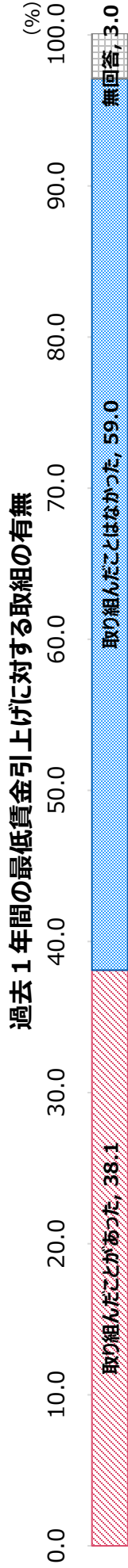
賃金の引上げに際する物価上昇の考慮状況について

賃金の引上げに際して、物価の状況を考慮したと回答した企業の割合は65%程度である。



最低賃金引上げに対する取組の有無及び内容

過去1年間に、最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業の割合は38.1%となっており、取組の内容では、「賃金の引上げ」を除けば、「製品・サービスの価格・料金の引上げ」、「人件費以外の諸経費等コストの削減」、「人員配置や作業方法の改善による業務効率化」の順に取り組んだ企業割合が高くなっている。

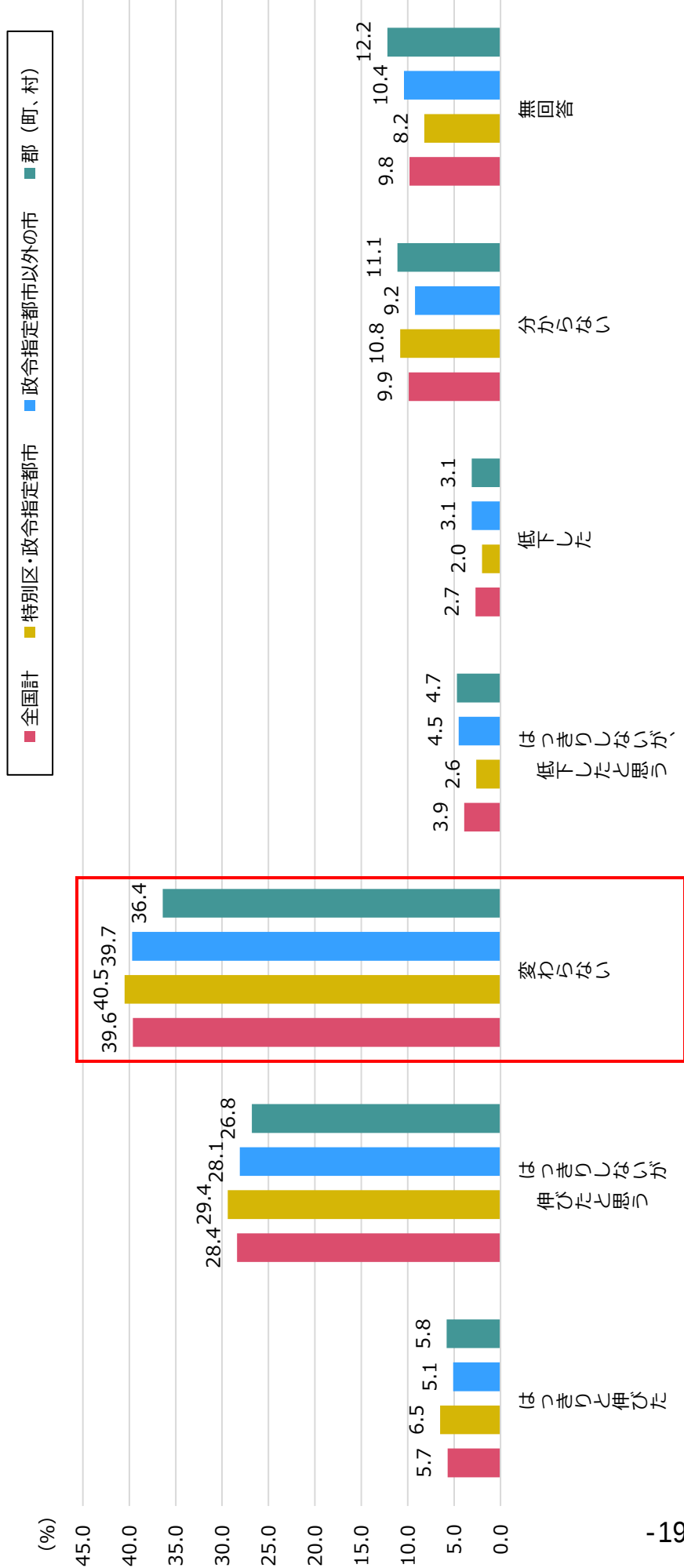


(注) 上図は集計対象企業 (8,754社)、下図は集計対象企業のうち最低賃金引上げに対処するための取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業 (3,589社) について集計。本社が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識 (2025年)

過去1年間に最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、「変わらない」が最も多く、次いで「はっきりしないが伸びたと思う」が多かった。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか

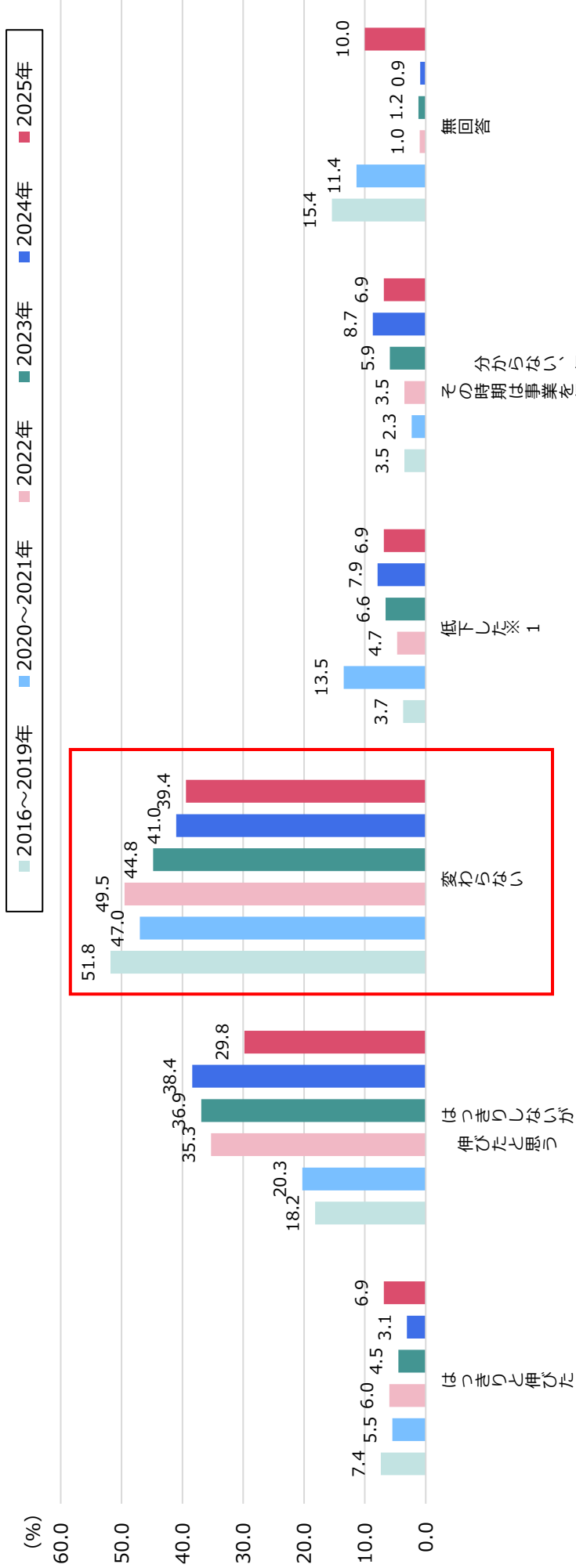


〔注〕 集計対象企業（8,754社）のうち、最低賃金引上げに対処するための取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業（2025年調査：3,589社）について集計。
本数が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識 (パネル集計)

2016年以降の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたところ、いずれの年も「変わらない」が最も多いが、2023年以降、その割合は低下している。2025年は「はっきりしないが伸びたと思う」の割合も低下している。一方、「はっきりと伸びた」の割合が上昇しており、2016～2019年に次ぐ水準となっている。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか



※ 1 2022年～2025年調査については、「低下した」、「はっきりしないが、低下したと思う」の選択肢の合算。

※ 2 2022年～2025年調査における選択肢は、「分からない」

(注) 「2016～2019年」と「2020～2021年」は、2021年調査によるもの。

(注) 集計対象企業 (1,450社) のうち、最低賃金引上げに対する取組について「取組んだことがあった」を回答した企業

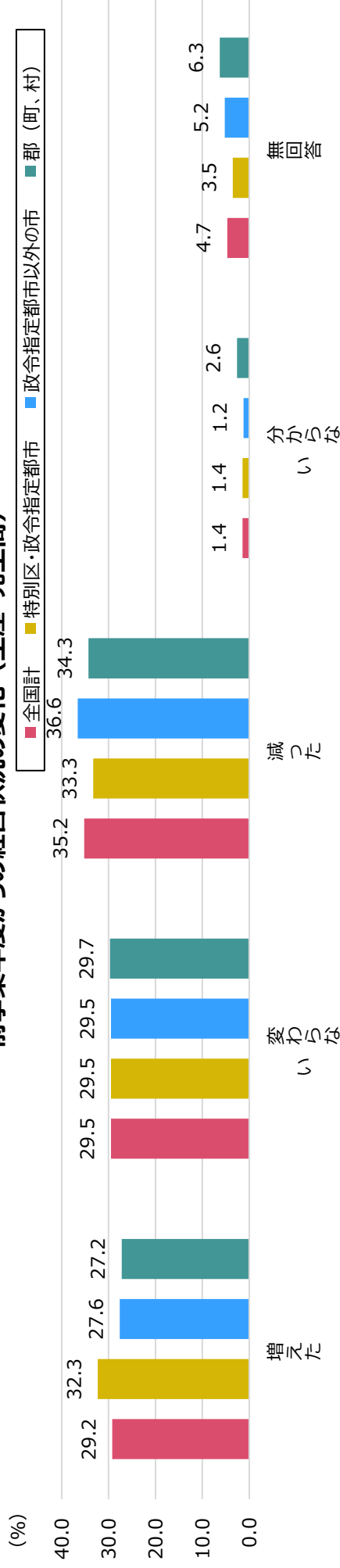
(2025年調査：601社、2024年調査：708社、2023年調査：735社、2022年調査：523社、2021年調査：819社) について集計。

本社が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

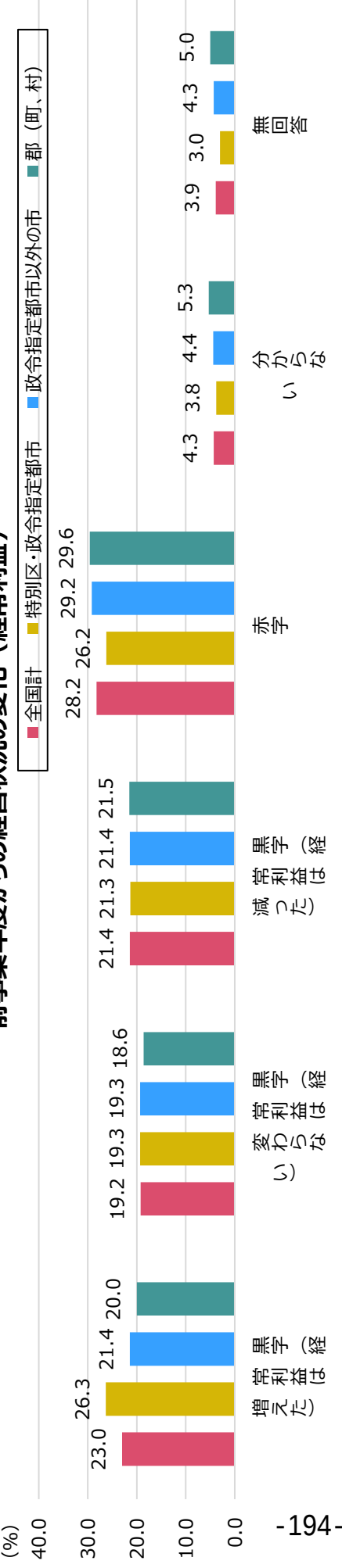
① 昭和45年度から昭和46年度までの経費状況の概況

前事業年度からの生産・売上額の変化を尋ねたところ、全国計では「増えた」「変わらない」「減った」は35%程度となっている。同様に、前事業年度からの経常利益の変化を尋ねたところ、黒字（経常利益は増えた）」が最も多かったのに対し、「政令指定都市以外の市」では「黒字（経常利益は増えた）」と「黒字（経常利益は減った）」がほぼ同数、「郡（町、村）」では「黒字（経常利益は減った）」が最も多かった。また、「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」では「黒字（経常利益は増えた）」「黒字（経常利益は変わらない）」「黒字（経常利益は減った）」のそれぞれよりも多かった。

前事業年度からの経営状況の変化（生産・売上高）



前事業年度からの経営状況の変化（経常利益）

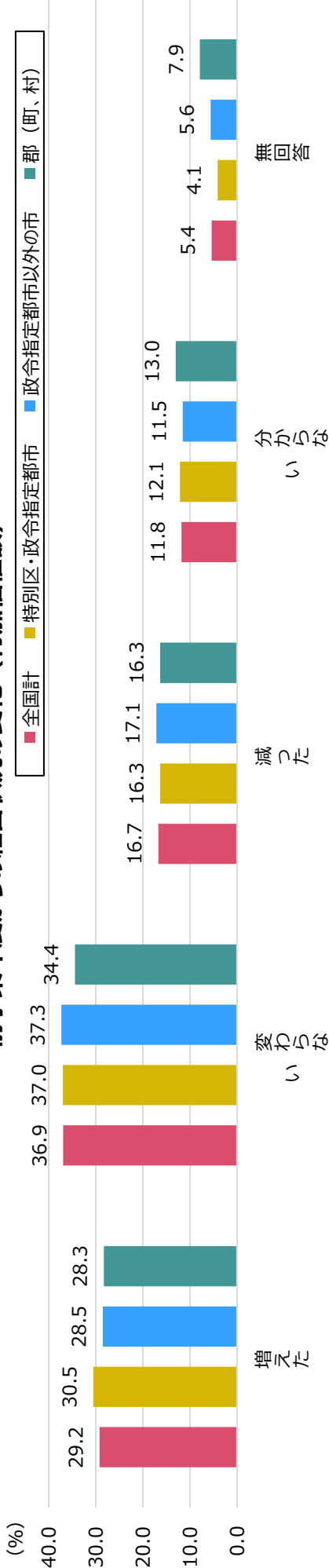


(注) 集計対象企業 (8,754社) について集計。

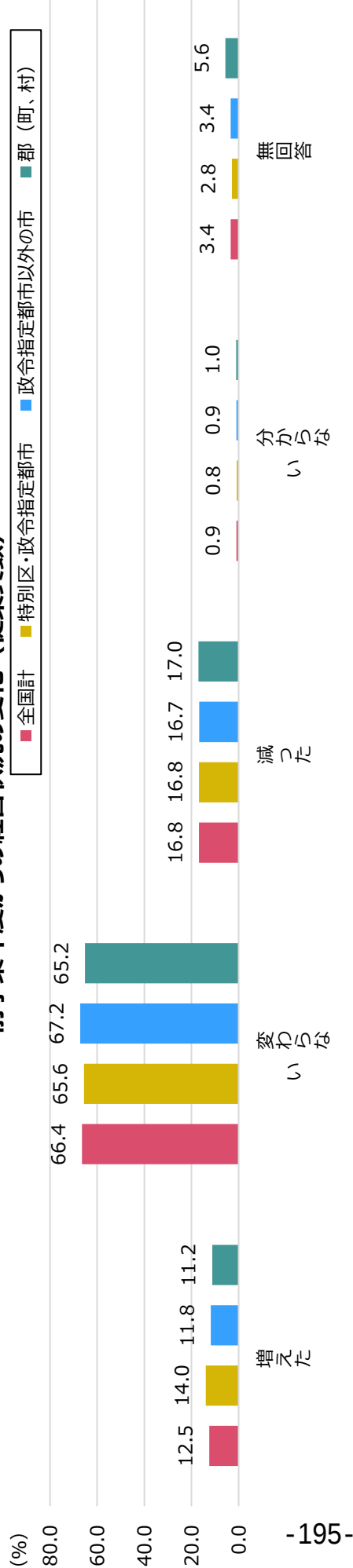
前事業年度からの経営状況の変化②（付加価値額、従業員数）

前事業年度からの付加価値額の変化を尋ねたところ、全国計では、「増えた」は29%程度、「変わらない」は37%程度、「減った」は17%程度となっている。同様に、前事業年度からの従業員数の変化を尋ねたところ、全国計では、「増えた」は12.5%、「変わらない」は66%程度、「減った」は17%程度となっている。

前事業年度からの経営状況の変化（付加価値額）



前事業年度からの経営状況の変化（従業員数）

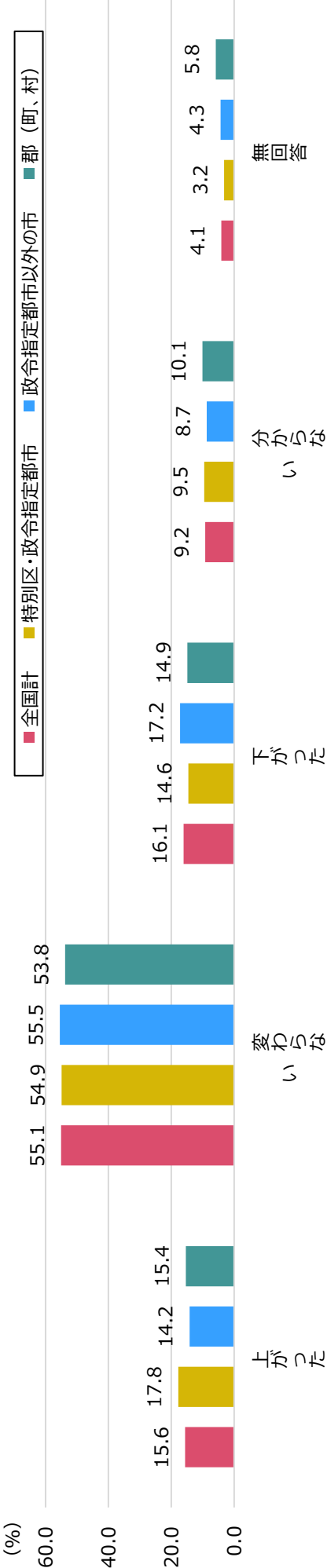


(注) 集計対象企業（8,754社）について集計。

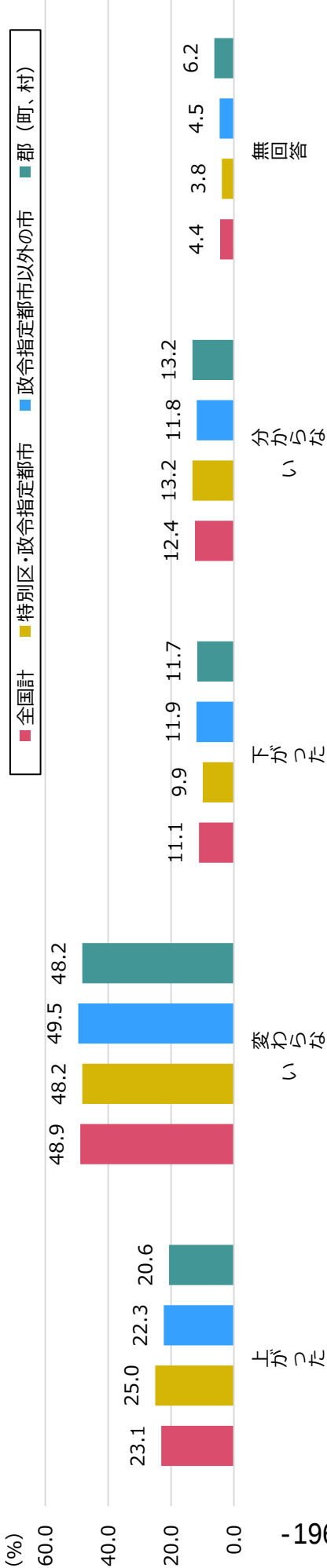
前事業年度からの経営状況の変化③（労働生産性、労働分配率）

前事業年度からの労働生産性の変化を尋ねたところ、全国計では、「上がった」が16%程度、「変わらない」は55%程度、「下がった」は16%程度となっている。同様に、前事業年度からの労働分配率の変化を尋ねたところ、全国計では、「上がった」が23%程度、「変わらない」は49%程度、「下がった」は11%程度となっている。労働生産性、労働分配率のいずれも、「特別区・政令指定都市」は「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」と比べ、「上がった」の割合がやや高くなっている。

前事業年度からの経営状況の変化（労働生産性）



前事業年度からの経営状況の変化（労働分配率）

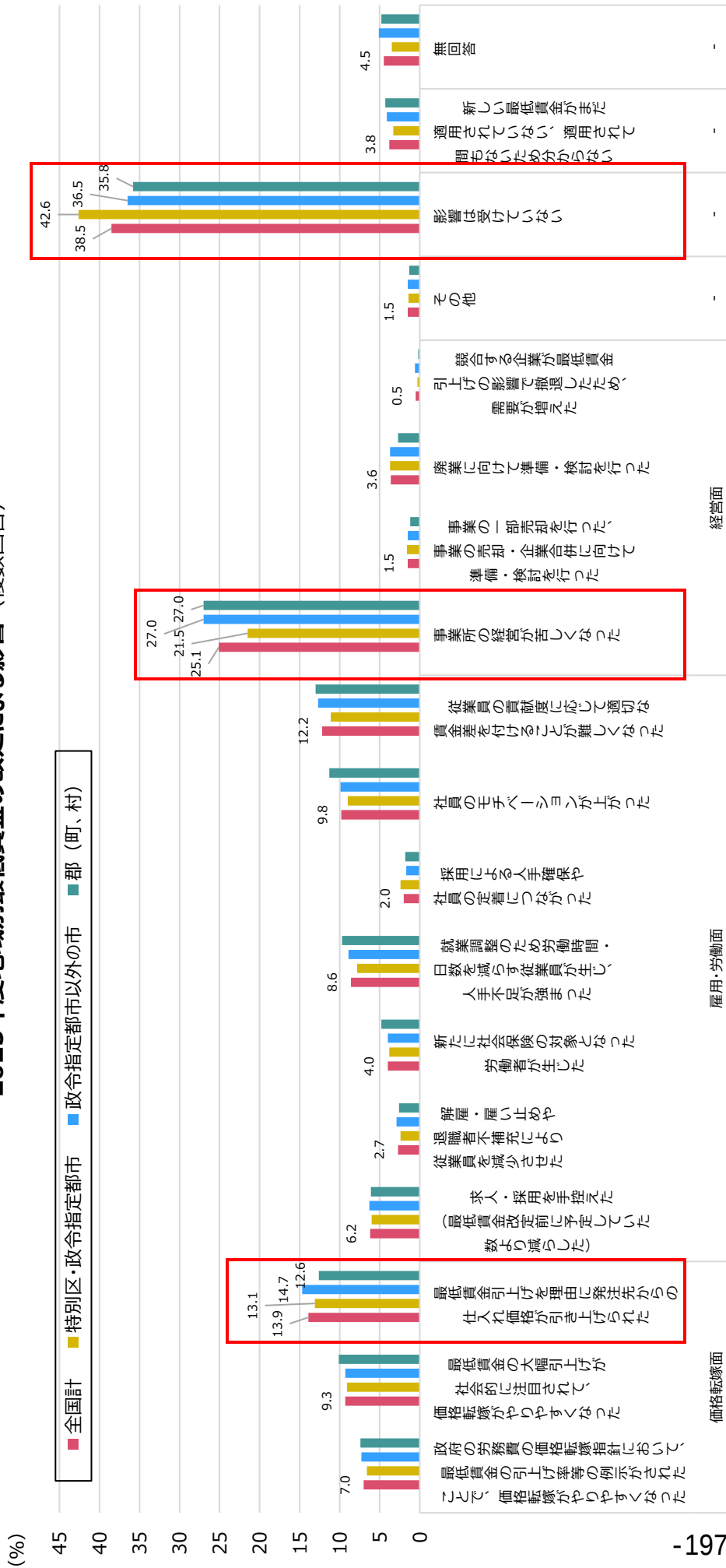


（注）集計対象企業（8,754社）について集計。「労働生産性」とは従業員 1 人 1 時間当たり、どの程度の付加価値額を生み出したか、「労働分配率」とは付加価値額に占める人件費の割合として質問。12

2025年度地域別最低賃金の改定による影響

2025年度地域別最低賃金の改定による影響については、「影響は受けていない」との回答が最も多く、次いで、「事業所の経営が苦しくなった」、「最低賃金引上げを理由に発注先からの仕入れ価格が引き上げられた」が多かった。

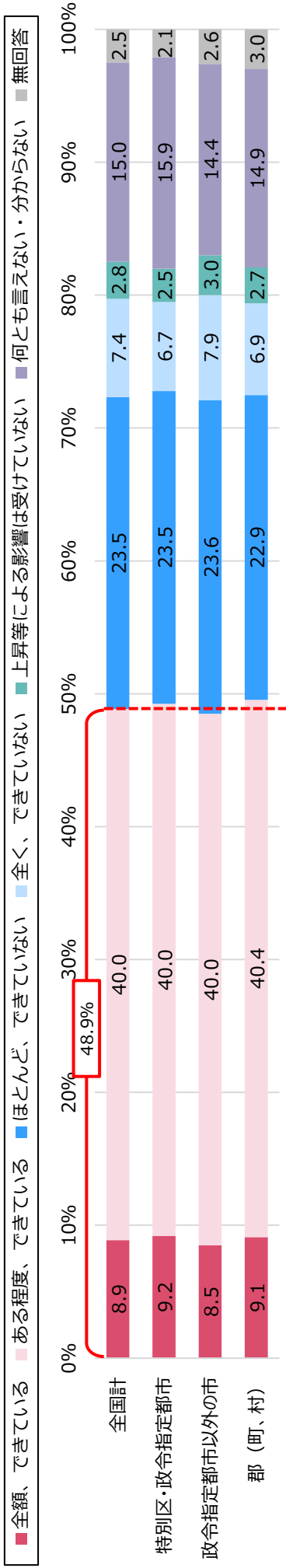
2025年度地域別最低賃金の改定による影響（複数回答）



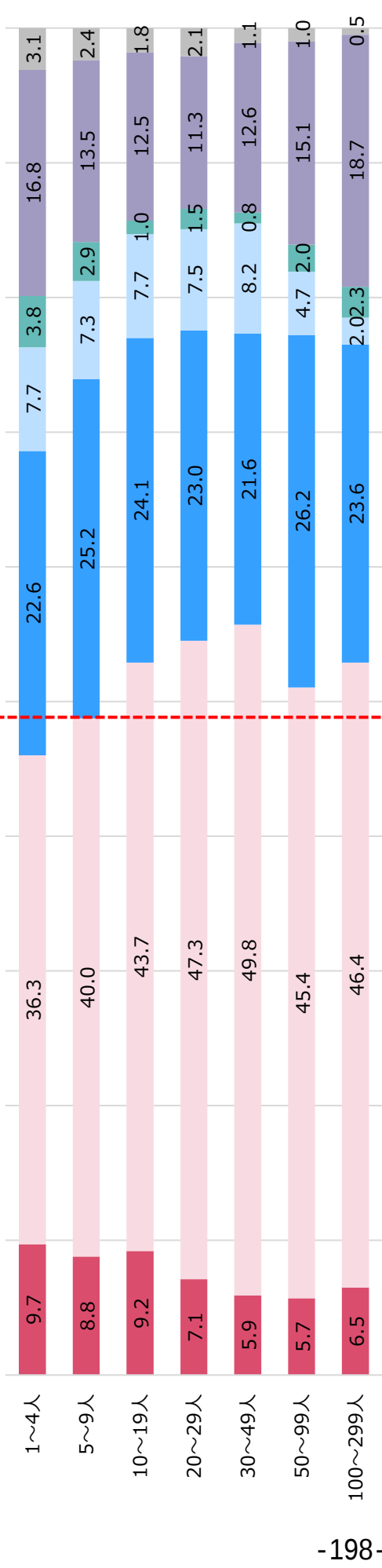
原材料・仕入れ価格、人件費の上昇等に対する価格転嫁①

原材料・仕入れ価格、人件費の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に上昇コストを価格転嫁できているかについては、「全額、できている」又は「ある程度、できている」中小企業が合計48.9%。この割合は、「特別区・政令指定都市」、「政令指定都市以外の市」、「郡（町、村）」でほぼ同じであり、また、従業員規模に応じた明確な傾向は見取れない。

原材料・仕入れ価格、人件費の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に、上昇コスト全額を価格転嫁できているか



(参考) 従業員規模別

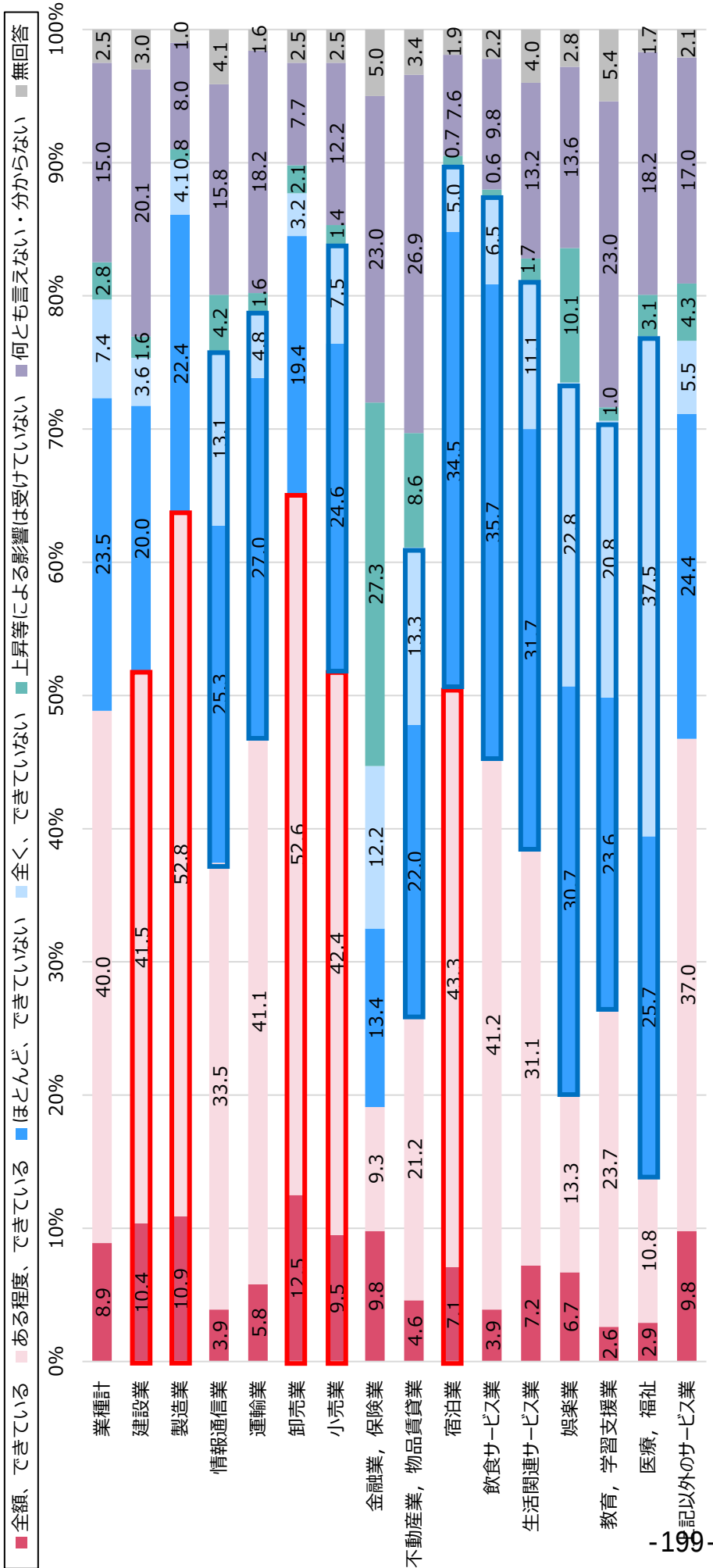


(注) 集計対象企業 (8,754社) について集計。

原材料・仕入れ価格、人件費の上昇等に対する価格転嫁②

価格転嫁に関する対応状況について、業種別にみると、「全額、できていない」又は「ある程度、できていない」中小企業の割合が5割を超える業種（建設業、製造業、卸売業、小売業、宿泊業）もあれば、「ほとんど、できていない」又は「全く、できていない」中小企業の割合が3割を超える業種（情報通信業、運輸業、小売業、不動産業、物品賃貸業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育，学習支援業、医療，福祉）もある。

(参考)業種別

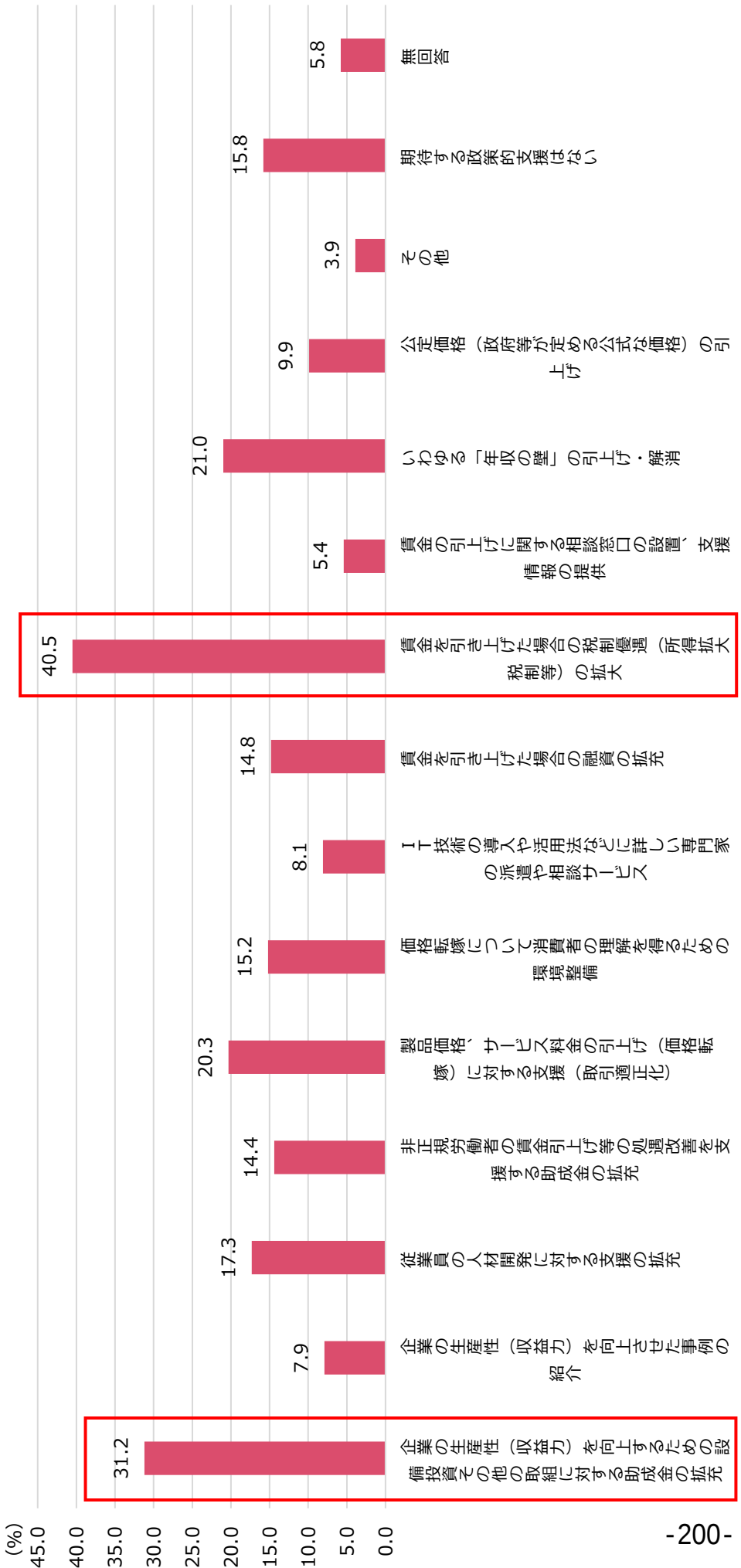


(注) 集計対象企業 (8,754社) について集計。

最低賃金上げや賃金の引上げに対応するために期待する政策的支援

中小企業が地域別最低賃金の改定や賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援として、「賃金を引き上げた場合の税制優遇（所得拡大税制等）の拡大」が最も多く、次いで「企業の生産性を向上するための設備投資その他の取組に対する助成金の拡充」が多い。

最低賃金の引上げや賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援（複数回答）

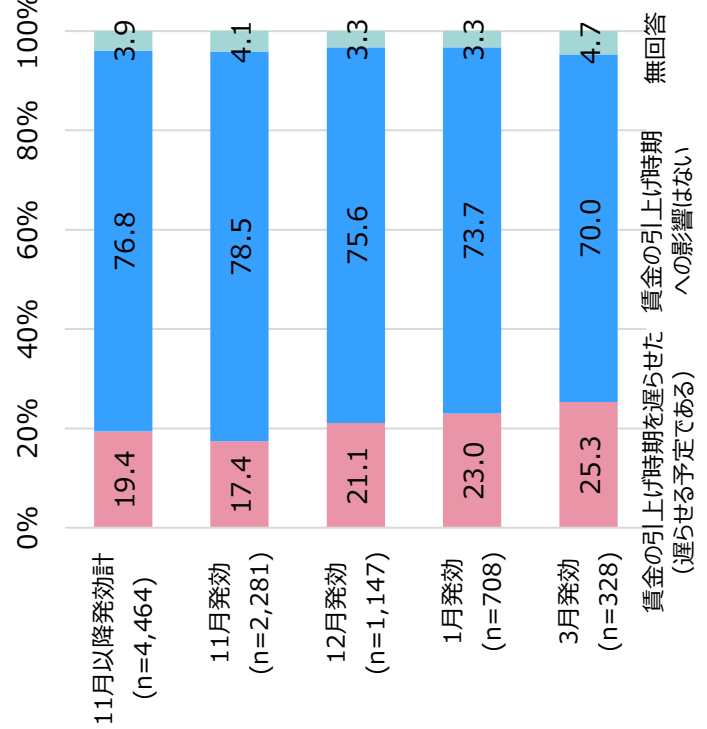


(注) 集計対象企業（8,754社）について集計。

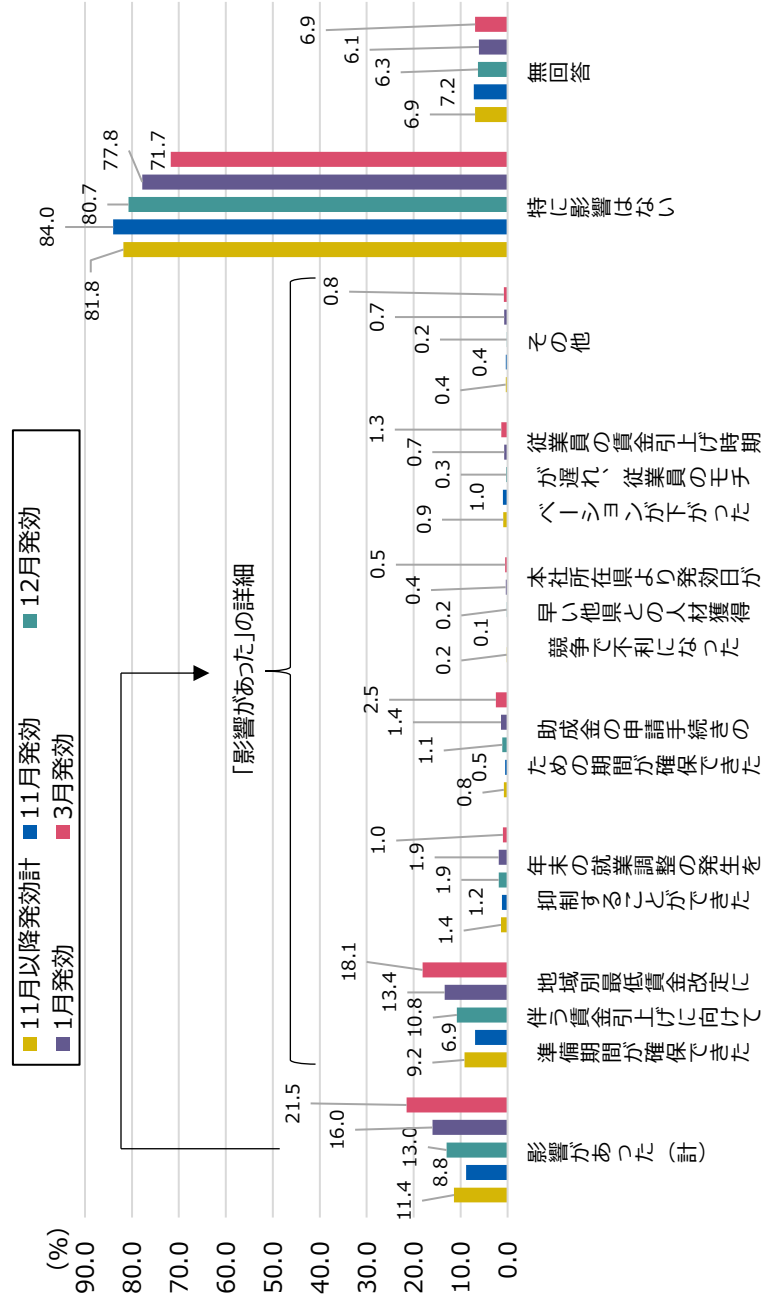
2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅くなったことの影響

- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く11月から翌3月までの間であった27府県に本社のある企業のうち、「発効日の遅れに伴い賃金の引上げ時期を遅らせた（または遅らせる予定である）」と回答した企業の割合は約2割であり、その割合は、発効日が遅いほど高い。
- 発効日が遅くなったことによる影響については、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した。「影響があった」と回答した企業は約1割であり、その割合は、発効日が遅いほど高い。何らかの影響があったと回答した中では、「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答した企業が全体の約1割と最も多く、さらに、発効日が遅いほどその割合は高い。

発効日が遅くなったことに伴い
賃金の引上げ時期が遅れたか



発効日が遅くなったことによる影響（複数回答）



（注）本調査対象企業（8,754社）のうち、本社所在地が、2025年度の地域別最低賃金の発効日が2025年11月1日以降であった、青森、埼玉、静岡、三重、京都、奈良、和歌山、島根、広島、福岡、佐賀、宮崎、鹿児島（以上、11月発効）、岩手、山形、山梨、山梨、愛媛、高知、長崎、沖縄（以上、12月発効）、福島、徳島、熊本、大分（以上、1月発効）、秋田、群馬（以上、3月発効）のいずれかである企業（4,464社）について集計。「発効日が遅くなったことによる影響（複数回答）」（右図）の「影響があった（計）」は、合計から「特に影響はない」と「無回答」を控除したもの。なお、「発効日が遅くなったことに伴い賃金の引上げ時期が遅れたか」の「賃金の引上げ時期への影響はない」は、必ずしも、最低賃金の改定による賃上げではない点に留意が必要。

株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2026年)の概要(速報)

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

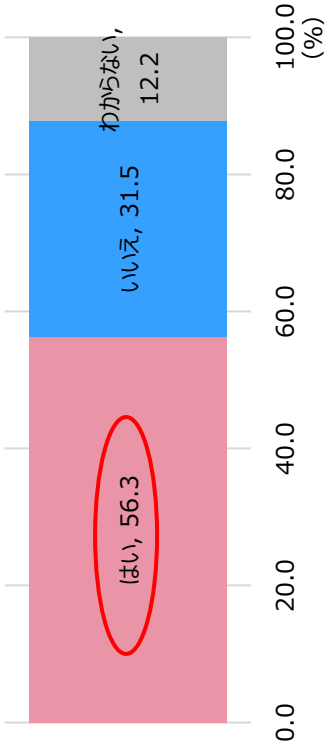
調査の概要	実施機関	株式会社クロスマーケティング（厚生労働省委託事業）																					
	調査の目的	今後の最低賃金に関する検討に資するため、2025年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査するもの。（本資料中「2026年調査」と表記） なお、株式会社ナビット（厚生労働省委託事業）「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2025年）は、2024年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査したもの。（本資料中「2025年調査」と表記）																					
	調査の対象	時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（以下、本調査において「最賃近傍雇用者」という。） ※スクリーニング調査により予め調査対象者を限定。																					
	調査方法	WEB上でのモニター調査																					
	調査期間	2026年5月1日～15日																					
	集計対象者数	集計対象者数：4,033人																					
集計対象者数等	【性別】	<table><tr><th></th><th>復元前</th><th>復元後</th></tr><tr><td>男性</td><td>1,194人</td><td>824人</td></tr><tr><td>女性</td><td>2,839人</td><td>2,176人</td></tr><tr><td>合計</td><td>4,033人</td><td>3,000人</td></tr></table>		復元前	復元後	男性	1,194人	824人	女性	2,839人	2,176人	合計	4,033人	3,000人									
		復元前	復元後																				
男性	1,194人	824人																					
女性	2,839人	2,176人																					
合計	4,033人	3,000人																					
	【年齢階級】	<table><tr><th></th><th>復元前</th><th>復元後</th></tr><tr><td>29歳以下</td><td>207人</td><td>671人</td></tr><tr><td>30～39歳</td><td>875人</td><td>298人</td></tr><tr><td>40～49歳</td><td>706人</td><td>441人</td></tr><tr><td>50～59歳</td><td>985人</td><td>611人</td></tr><tr><td>60歳以上</td><td>1,260人</td><td>979人</td></tr><tr><td>合計</td><td>4,033人</td><td>3,000人</td></tr></table>		復元前	復元後	29歳以下	207人	671人	30～39歳	875人	298人	40～49歳	706人	441人	50～59歳	985人	611人	60歳以上	1,260人	979人	合計	4,033人	3,000人
	復元前	復元後																					
29歳以下	207人	671人																					
30～39歳	875人	298人																					
40～49歳	706人	441人																					
50～59歳	985人	611人																					
60歳以上	1,260人	979人																					
合計	4,033人	3,000人																					
	【勤務地の地域区分】	<table><tr><th></th><th>復元前</th><th>復元後</th></tr><tr><td>Aランク</td><td>1,318人</td><td>1,437人</td></tr><tr><td>Bランク</td><td>1,871人</td><td>1,266人</td></tr><tr><td>Cランク</td><td>844人</td><td>297人</td></tr><tr><td>合計</td><td>4,033人</td><td>3,000人</td></tr></table>		復元前	復元後	Aランク	1,318人	1,437人	Bランク	1,871人	1,266人	Cランク	844人	297人	合計	4,033人	3,000人						
	復元前	復元後																					
Aランク	1,318人	1,437人																					
Bランク	1,871人	1,266人																					
Cランク	844人	297人																					
合計	4,033人	3,000人																					
	※ 厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した最賃近傍雇用者の属性（性別・年齢階級・勤務地の地域区分）別の構成比をもとにつつ、Bランクのうち福島県・群馬県・徳島県、Cランクのうち秋田県・熊本県・大分県の各県が勤務地である者についてはサンプル数が多くなるよう、各属性毎の目標回答数を設定。集計に際しては、賃金構造基本調査における最賃近傍雇用者の属性別の構成比と同様となるよう、復元処理（ウエイトバック、復元後の全体回答数は3,000人）を行った。																						
	備考	本資料は、厚生労働省委託事業「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査研究事業（令和8年度）」の中間報告をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。																					

- 203 -

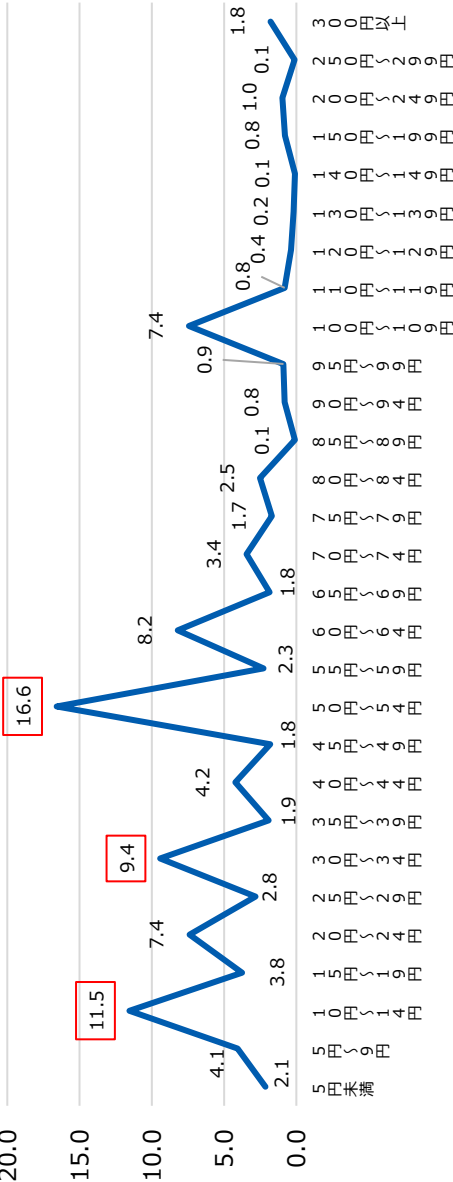
過去1年以内の時間当たり賃金の上昇の有無と上昇額、上昇した理由

○ 最賃近傍雇用者のうち、過去1年以内に時間当たり賃金が増したのとは56.3%であり、賃金増額は「50～54円」（16.6%）、「10～14円」（11.5%）、「30～34円」（9.4%）の順に多くなっている。また、時間当たり賃金が増した理由は、「最低賃金が増したから」（80.3%）が最も多くなっている。

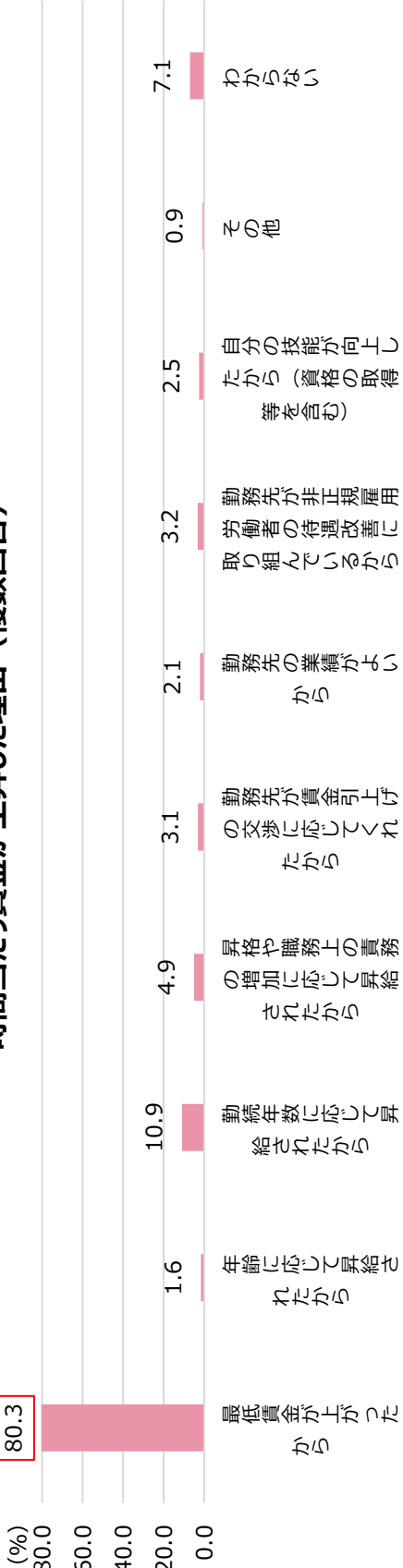
過去1年以内の時間当たり賃金の増の有無



1年前と現在を比較した時間当たり賃金の増額



時間当たり賃金が増した理由（複数回答）

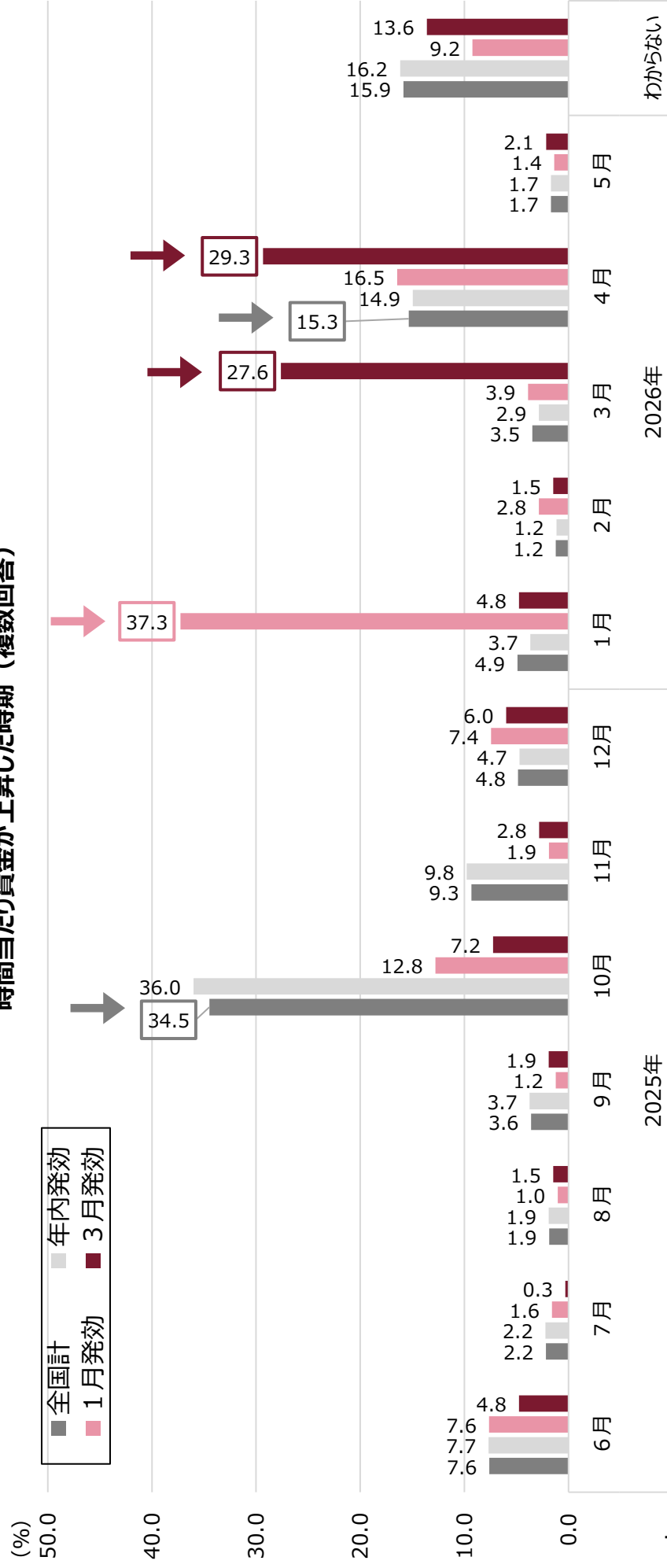


(注) 本調査内での設問の回答内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。
賃金増額及び賃金が増した理由は、有効回答者（復元後2,990人）のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の増があった者（復元後1,683人）について集計。

過去1年以内の時間当たり賃金が上昇した時期

- 過去1年間で時間当たり賃金が上昇した最賃近傍雇用者について、賃金が増加した時期は、「わからない」を除いて、「2025年10月」(34.5%)が最も多く、「2026年4月」(15.3%)が次いで多い。これを2025年度の最低賃金の発効日別にみると、2026年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」(37.3%)が最も多く、2026年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」(29.3%)が最も多く、「2026年3月」(27.6%)が次いで多くなっている。

時間当たり賃金が増加した時期（複数回答）



(注) 調査内容の設問は「過去1年間で時間当たり賃金が増加した時期は、最も多いものを1つ選択してください」となっており、複数回答が可能です。

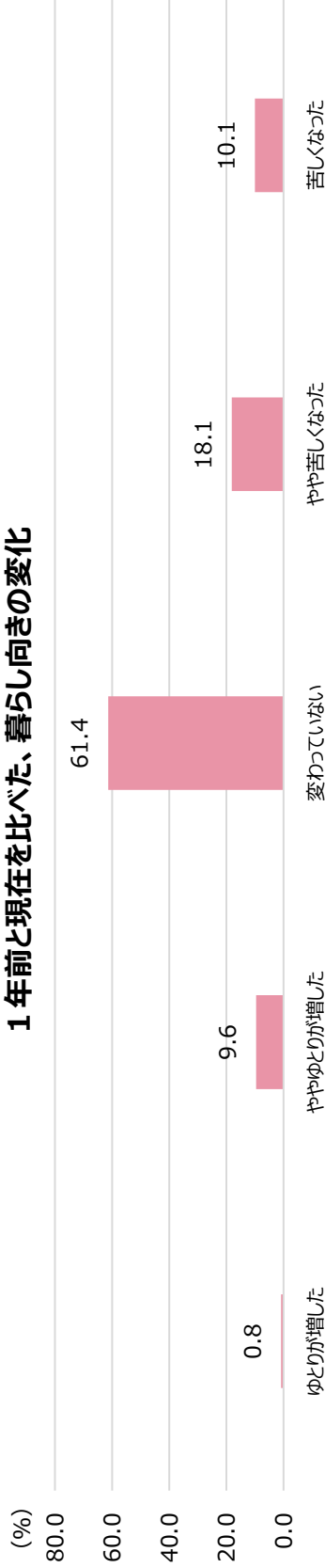
有効回答者（復元後2,990人）のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（復元後1,683人）について集計。

「1月発効」は福島、徳島、熊本、大分の各県（集計に用いたサンプル数は復元前510）、「3月発効」は秋田、群馬の各県（同389）、「年内発効」はそれ以外の41都道府県に勤務地の所在する者を指す。複数回答であるため、年に2回以上賃金の上昇があった場合には、複数の時期を回答しているケースも存在する。このため、回答割合の合計は100%を超える。

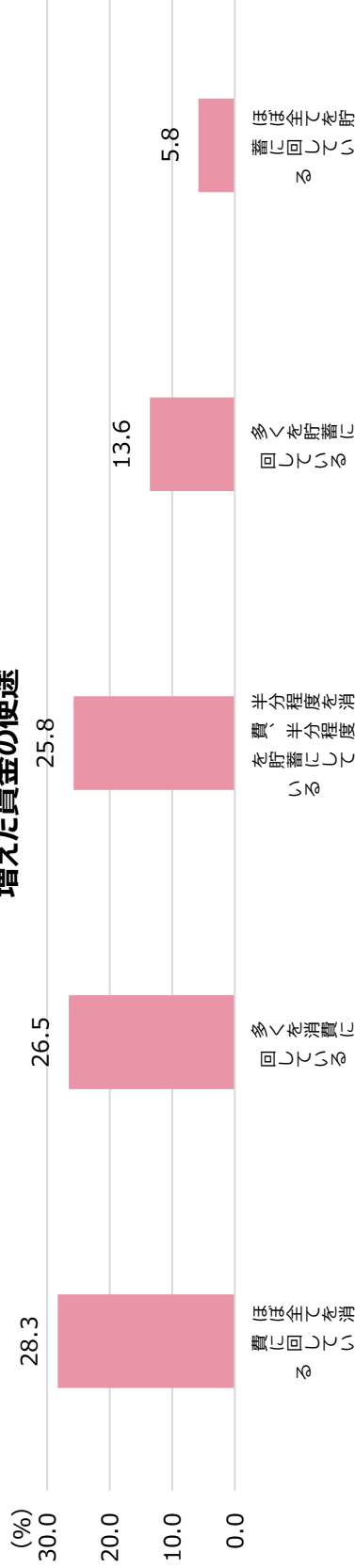
賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の暮らし向き、賃金使用

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が61.4%、「ゆとりが増した」「ややゆとりが増した」が計10.4%、「やや苦しくなった」「苦しくなった」が計28.2%となっている。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使用の用途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」「多くを消費に回している」が計54.8%となっている。

1年前と現在を比べた、暮らし向きの変化



増えた賃金の使用

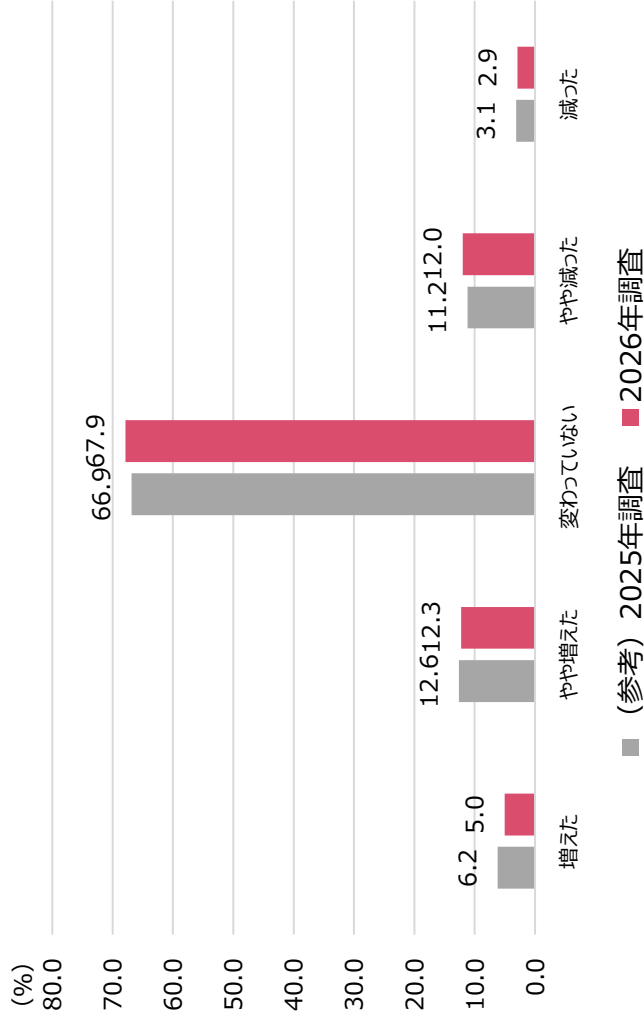


※ 本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。
過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（復元後1,683人）のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者（復元後1,351人）について集計。
増えた賃金の使用については、そのうち1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた者（復元後837人）について集計。
※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

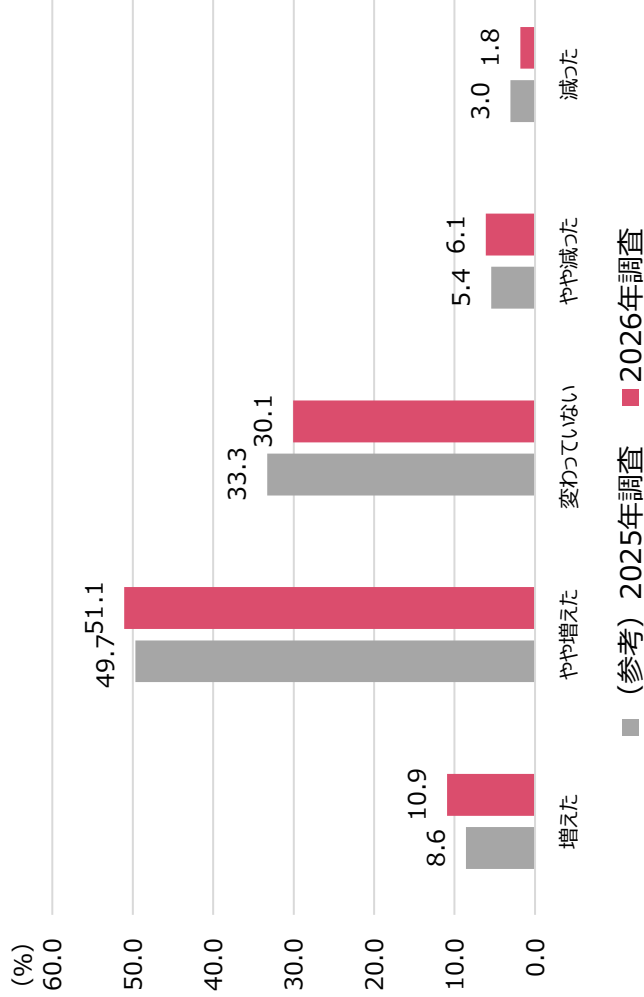
賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の労働時間及び賃金の変化

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の変化を聞いたところ、「変わっていない」が67.9%と最も多く、2025年調査の結果と同じ傾向であった。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事による1ヶ月当たりの賃金の増減を聞いたところ、「増えた」「やや増えた」が計62.0%、「変わっていない」が30.1%、「やや減った」「減った」が計7.9%となっており、2025年調査の結果（「増えた」「やや増えた」が計58.2%）と比べて、「増えた」または「やや増えた」者の割合がやや高くなった。

1年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の変化



1年前と現在を比べた、主な仕事による1ヶ月当たりの賃金の増減



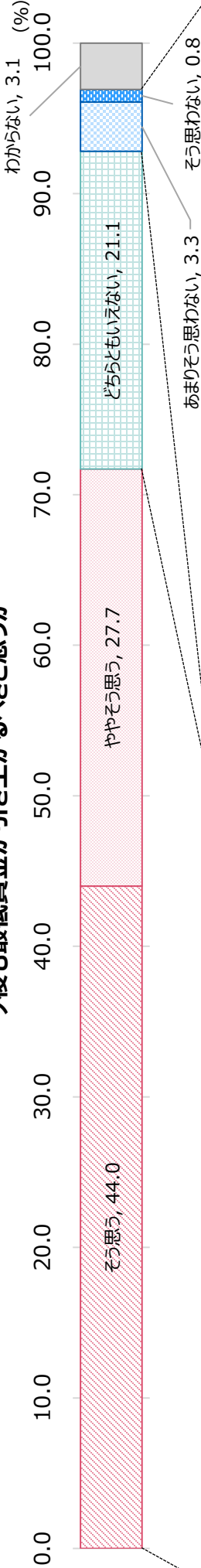
(注) 2026年調査については、調査内での設問内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者（2025年調査：有効回答数3,000中1,214人、2026年調査：復元後の有効回答者数2,990中1,351人）について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値が一致しない場合がある。

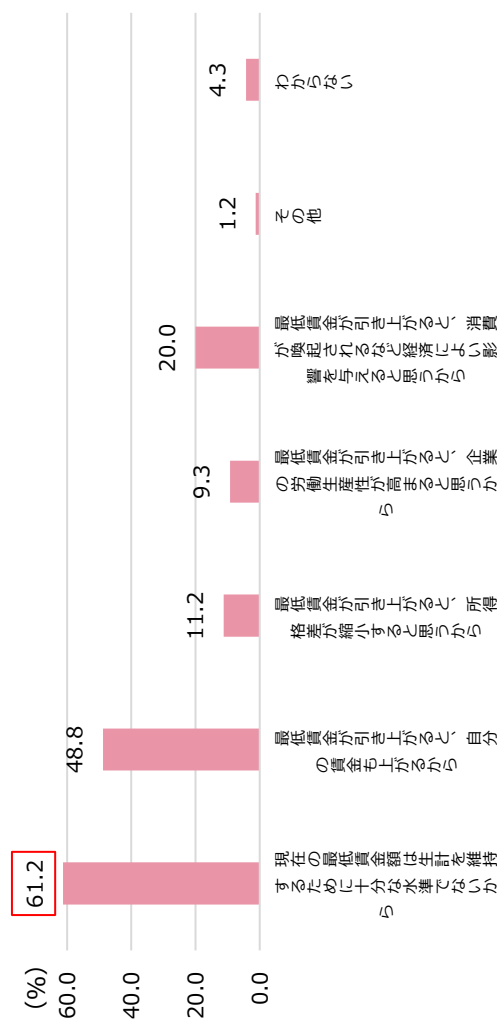
今後の最低賃金引上げに関する見解

- 今後も最低賃金が引き上がるべきかについて尋ねたところ、「そう思う」「ややそう思う」が計71.7%、「あまりそう思わない」「そう思わない」が計4.1%となっている。今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由は、「現在の最低賃金額は生計を維持するために十分な水準でないから」が61.2%と最も多く、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由は、「わからない」（41.1%）を除くと、「最低賃金が引き上がると、物価が上昇するなど経済に悪い影響を与えそうか」が20.1%と最も多くなっている。

今後も最低賃金が引き上がるべきと思うか



今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由（複数回答）



今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由（複数回答）



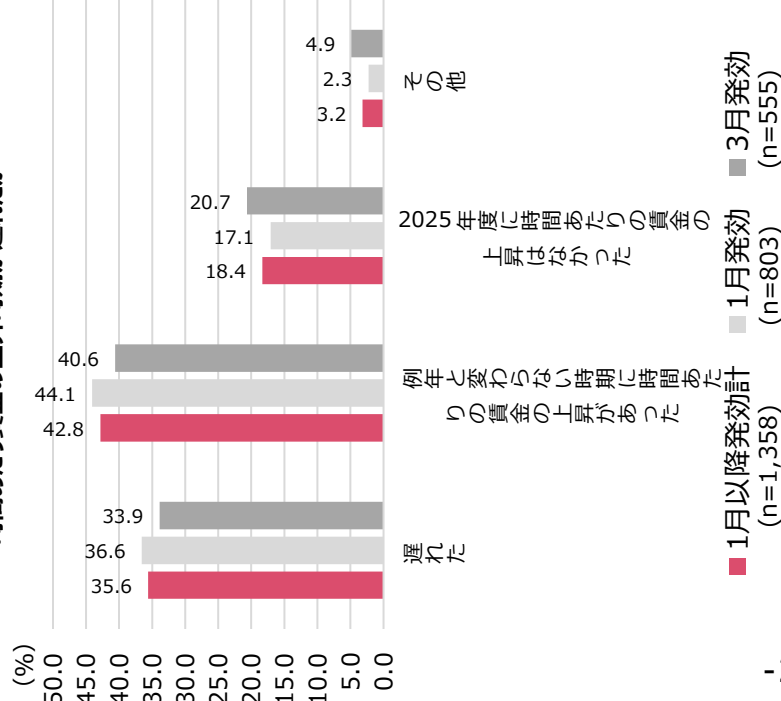
(注) 今後も最低賃金が引き上がるべきと思うかについては、有効回答者（復元後3,000人）について集計。今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由については、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由については、「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した者（復元後2,151人）、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由については、「わからない」と回答した者（復元後123人）について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた数値とグラフ上の数値が一致しない場合がある。

最低賃金の引上げ時期が例年より遅くなったことの影響

- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者に対し、最低賃金の引上げ時期が遅れたことにより時間あたり賃金の上昇時期は「遅れたかを尋ねたところ」、「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」が42.8%、「遅れた」が35.6%であった。
- 最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響を尋ねたところ、「特に影響はなかった」が65.7%、「影響があった」は34.3%であった。何らかの影響があったと回答した中では、「時間あたり賃金の上昇する時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」が最も多く22.8%、次いで「時間あたり賃金の上昇する時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」が11.3%となっている。

時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか



最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響（複数回答）

